

【参考資料】

桑名市における 「地域包括ケアシステム」の 構築に向けた取組み

平成28年9月30日

桑名市地域包括ケアシステム推進協議会事務局

「地域包括ケアシステム」とは

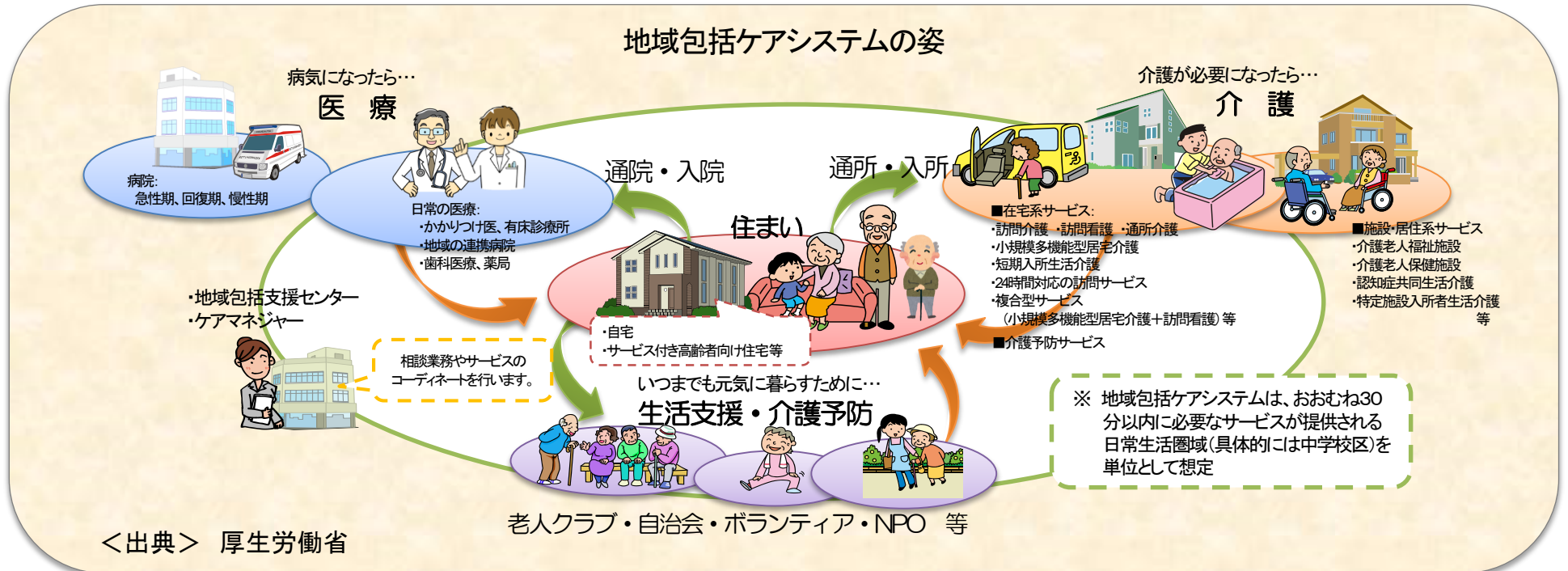
「全員参加型」で 「2025年問題」を乗り越えるための 「地域支え合い体制づくり」

(注) 平成37年(2025年)には、「団塊の世代」が75歳以上に到達。



<出典>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」
(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年



【参考1】「地域包括ケアシステム」の定義

「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、
住み慣れた地域でその有する能力に応じ
自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、
介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの
予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減
若しくは悪化の防止をいう（中略）。）、住まい及び
自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」
（「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する
法律」（平成25年法律第112号）第4条第4項）

第三部 地域包括ケアシステムの構築に向けて

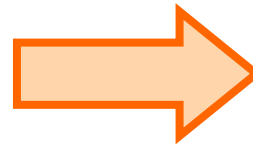
1. 自治体に求められる機能

■ 基本方針の明確化と共有(規範的統合)

- 地域包括ケアシステムの構築に向けては、市町村は具体的な基本方針を明示し、関係者に働きかけて共有していく「規範的統合」が必要となる。市町村が示す基本方針の背景についての十分な理解がないままに、システムのみ統合を図っても、その効果は発揮できないため、「規範的統合」は重要な意味を持つ。

「地域包括ケアシステム」の構築の必要性

20世紀＝短命社会
『病院の世紀』



21世紀＝長寿社会
『地域包括ケアの世紀』

生活環境の変化に強い
青壮年期の患者を対象に
疾病を治癒して社会復帰を目指す
「治す医療」

「病院完結型医療」
(＝病院単独で提供される医療)

長期入院
(病院の中で管理された人生の最期)

施設に収容する福祉

生活環境の変化に弱い
老年期の患者を対象に
疾病と共存して生活の質の維持・向上を目指す
「治し・支える医療」

「地域完結型医療」
(＝病院を含む地域全体で提供される医療)

“ときどき入院・ほぼ在宅”
(自分らしい生活の中での幸福な人生の最期)

地域に展開する介護

豊富な若年労働力
家族と同居する高齢者

専門職依存型のサービス提供

“支え手”と“受け手”との分離・固定化
(地域コミュニティの衰退)

希少な若年労働力
独り暮らしの高齢者

地域住民参加型のサービス提供

“地域支え合い体制づくり”
(地域コミュニティの再生)

【参考1】 桑名市の人口構造

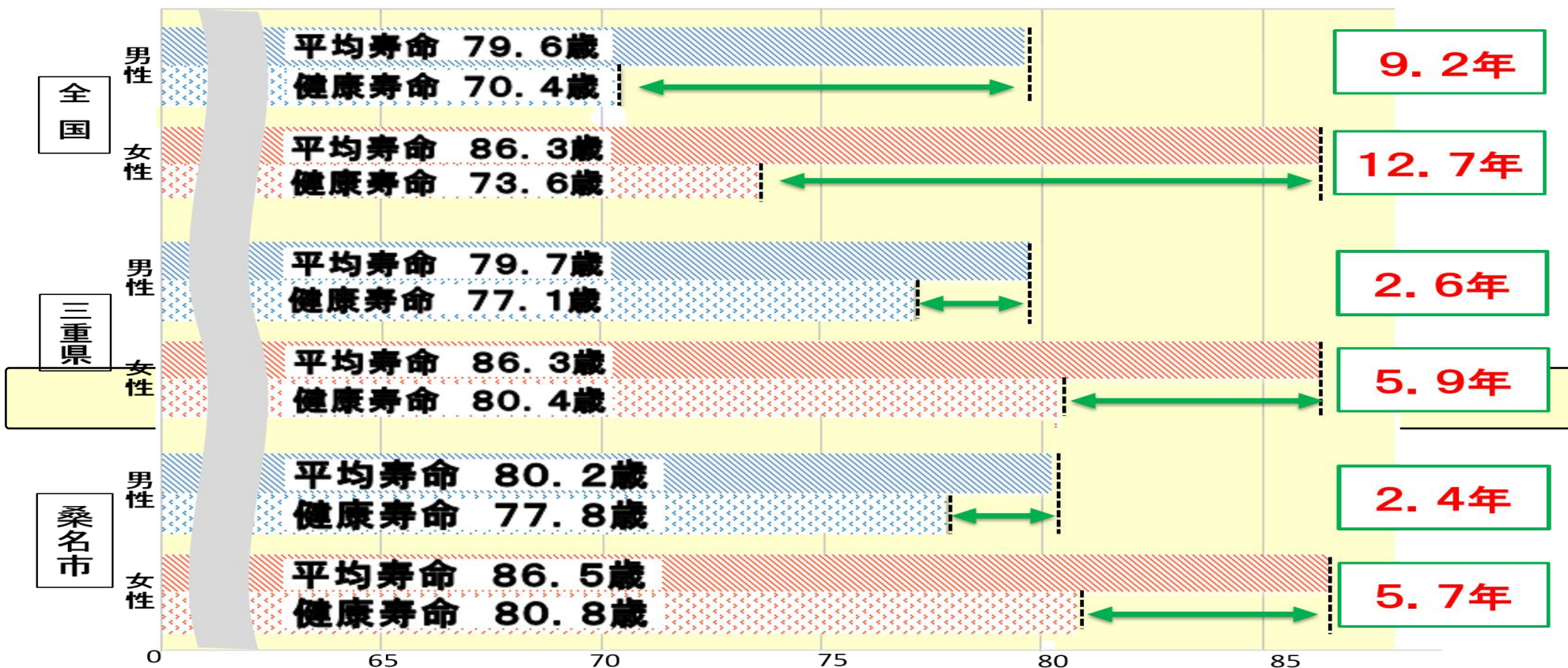
区 分	平成22年 (2010年)実績	平成37年 (2025年)推計	平成47年 (2035年)推計
0～14歳人口	20,426人 (100.0)	15,404人 (75.4)	13,756人 (67.3)
15～64歳人口	89,400人 (100.0)	83,783人 (93.7)	75,835人 (84.8)
65歳以上人口	30,464人 (100.0)	38,834人 (127.5)	41,695人 (136.9)
うち 75歳以上人口	14,130人 (100.0)	23,064人 (163.2)	24,167人 (171.0)
総人口	140,290人 (100.0)	138,021人 (98.4)	131,286人 (93.6)
死亡者数	1,199人 (100.0)	1,683人 (140.4)	1,805人 (150.5)

注 括弧内は、対平成22年(2010年)比である。

<出典> 「桑名市の将来人口推計」(平成26年2月桑名市)(死亡者数にあっては、国立社会保障・人口問題研究所等)

【参考2】全国及び三重県と比較した桑名市の平均寿命及び健康寿命

- 全国の「健康寿命」は、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」。
- 三重県及び桑名市の「健康寿命」は、「日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間」。

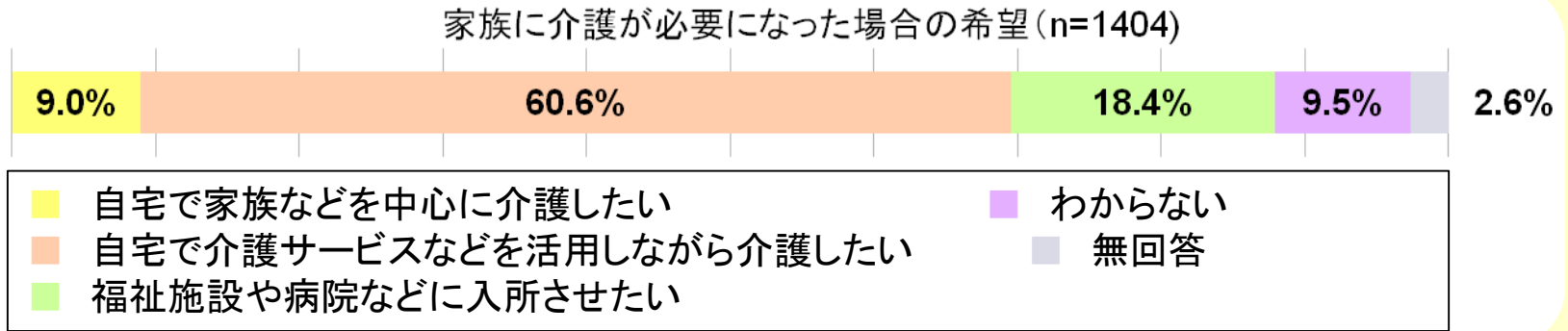


<出典>「平成22年度都道府県別生命表」(平成25年2月28日厚生労働省)
 「平成22年市区町村別生命表」(平成25年7月31日厚生労働省)
 「三重の健康づくり基本計画(平成25年度～平成34年度)」(平成25年3月三重県)

【参考3】 桑名市における介護に関する希望

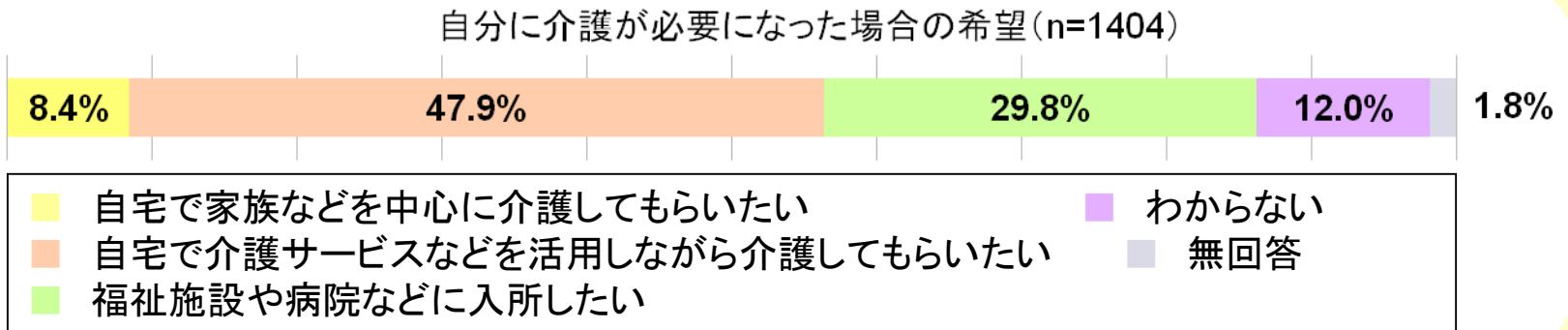
1. 家族に介護が必要になった場合の希望

- 「自宅で介護サービスなどを活用しながら介護したい」が60.6%。
- 「福祉施設や病院などに入所(入院)させたい」が18.4%。



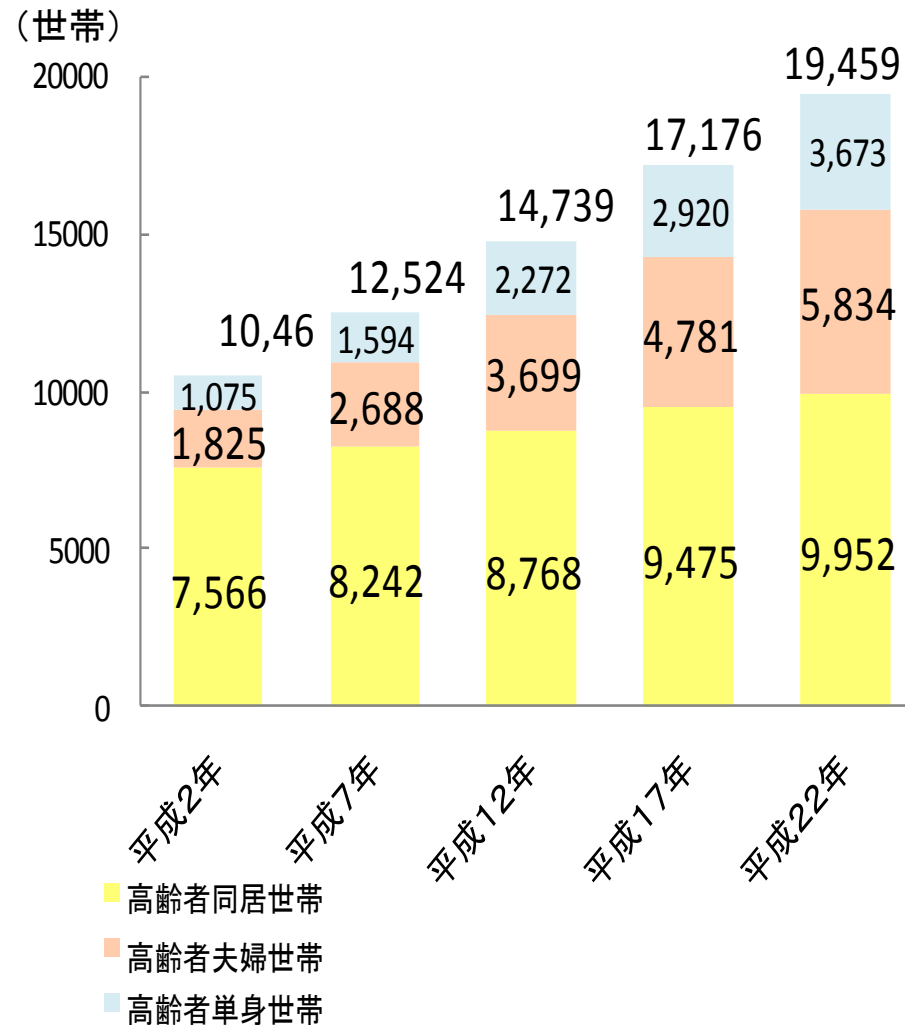
2. 自分に介護が必要になった場合の希望

- 「自宅で介護サービスなどを活用しながら介護してもらいたい」が47.9%。
- 「福祉施設や病院などに入所(入院)したい」が29.8%。

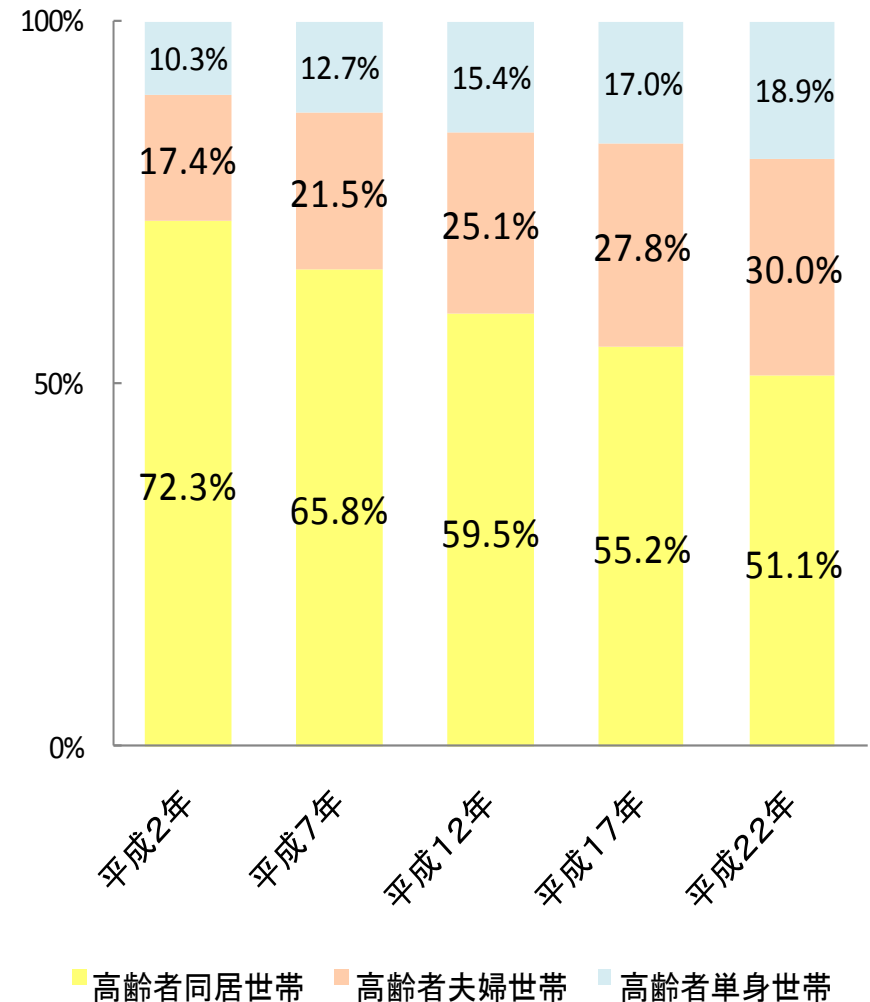


【参考4】 桑名市の高齢者世帯の状況

1. 世帯類型別の世帯数



2. 世帯類型別の構成割合



注 平成2年、平成7年及び平成12年は、旧桑名市、旧多度町及び旧長島町の合計である。

<出典> 国勢調査

第2章 三重県の未来予想図 ～私たちの未来の話をしませんか～

1 直視すべき現実、避けなければならないシナリオ

(分岐点・ターニングポイントに立つ)

- ・ 環境変化に鈍感で、「進むべき進路」を進まず、現状維持に甘んじていると、いずれ取り返しのつかない状況に至ります。いわば、徐々に水を熱せられた“ゆでガエル”のたとえのように悲劇を迎えます。
- ・ “ゆでガエル”のたとえとは、カエルを水に入れ、その水を徐々に熱していくと、カエルは、温度の上昇を知覚できずに、いずれゆで上がって死亡してしまいます。いきなり熱湯に入れれば、直ちに飛び跳ね、脱出・生存するのに対し、じわじわと温度を高くすると、体が慣れて熱さに気づかないわけです。状況変化に気づかずにいる状態や、気づいていたとしても対応を怠り最悪の状態に陥ることへの警告の例えです。
- ・ 高齢者施策を取り巻く環境変化といった現実を直視せず、対応を怠れば、緩やかに、しかし、着実に衰退の道を歩みます。そして、“避けなければならないシナリオ”が現実のものになってしまいます。なお、以下に述べる“避けなければならないシナリオ”は、健全な危機感を持ち、対応を取ることこそが重要であるという認識に立って、あえて示すものです。

<略>

(「地域の力を問う」社会保障制度改革の動向)

<略>

- ・ 「ニア・イズ・ベター」の考え方を基本に、地域のことは地域が主体的に決めることができる「地域主権」が、この国に求められる「カタチ」です。
- ・ 社会保障制度は、既にこの「地域主権」の方向で舵が切られています。このような時代の大きな潮流に乗り遅れ、「国頼み」「寄らば大樹の陰」といった行政運営の姿勢では、地域住民の保健医療福祉は向上しません。
- ・ 国に言うべき事は言う必要はありますが、「国は何をしてくれるのか」ではなく、県・市町は、「地域がやる気になれば何でもできる」というこの状況を活用し、何をなすべきか、何ができるのかを考え、具体的な行動(アクション)を起こしていくことが必要です。

(避けなければならないシナリオ)

- ・ 少子高齢化は時間をかけて緩やかに進行していきます。また、緩やかながらも、地域のことは地域で考えるという流れの中、地域の力が問われ始めています。こうした環境変化に鈍感で現状維持に甘んじていけば、三重県には、次のような未来が訪れることになります。
 - ① 高齢者は、誰かからの支えに依存する状況です。しかしながら、その支え手となる若者も少なく、高齢者が高齢者を支えることもできず、地域・コミュニティは崩壊します。
 - ② 地域で暮らせない高齢者が、施設への入所を希望します。支え手も少ない中、過度な保険料・税負担も無理なため、施設の定員数には限りがあります。この少ない施設の定員を巡り、競争が激化します。そして、施設に入れない高齢者が行き場を失います。
 - ③ 地域・コミュニティの崩壊の中、施設だけが孤立化して地域に存在します。
 - ④ 人材不足により、在宅でも施設でも必要なサービスが受けられません。

環境変化に鈍感で、**ゆでガエル**にならないように

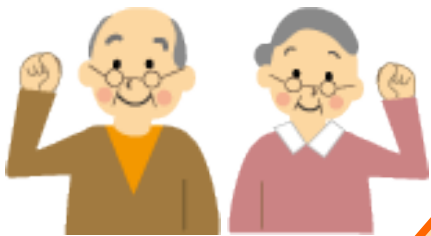


～三重県の医療・ケアの在り方は、三重県で**考え**、そして、**行動**を起こすこと。
それが、超高齢社会でも住みやすい“**三重県**”を作ります。
国は、“**制度・仕組み**”しか作れないのです。

「桑名市地域包括ケア計画」の基本理念

高齢者の尊厳保持・自立支援

(介護保険法第1条)



セルフマネジメント(「養生」)

健康の保持増進

(介護保険法第4条第1項)

能力の維持向上

介護予防に資するサービスの提供

(介護保険法第2条第2項及び第5条第3項)

在宅生活の限界点を高めるサービスの提供

(介護保険法第2条第4項及び第5条第3項)

一般高齢者

要支援者

要介護者

在宅サービス

施設サービス

身近な地域での 多様な資源の「見える化」・創出

『介護予防・日常生活支援
総合事業』
『生活支援体制整備事業』



多職種協働による ケアマネジメントの充実

『地域ケア会議』
『在宅医療・介護
連携推進事業』
『認知症施策推進事業』



施設機能の地域展開

『従来の在宅サービスと
異なる内容の
新しい在宅サービス』



第一部 地域包括ケアシステムの基本理念

■ 「尊厳の保持」と「自立生活の支援」

(略)

- 高齢者の「自立生活の支援」のためには、要介護状態になっても、その有する能力に応じ自立した生活を営めるよう支援する体制が不可欠である。高齢者ケアにおいては、急性期、回復期、慢性期、終末期などの心身の状態の変化や「住まい方」(家族関係や近隣住民・友人との関係性)の変化に対し、特定の支援に固定せず、その時々最適な支援の組み合わせの検討が重要である。そのため、医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・予防、生活支援・福祉サービスが一体的・統合的に提供される必要がある。
- これにより、できる限りケアを受ける場所を変えずに、可能な限り住み慣れた場所にとどまってケアを受けられるような仕組みをつくることが重要である。急激な生活環境の変化により生じるリロケーションダメージは、自立支援の観点からも必要最小限に抑えられる姿が望ましい。

【参考2】高齢者の自立支援に関する介護保険法の規定(1)

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

【参考2】高齢者の自立支援に関する介護保険法の規定(2)

(国民の努力及び義務)

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第5条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出

訪問

桑名市 (専門職等)
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会

「見える化」
・創出

専門職が専門的な
サービスの提供に
集中する

短期集中予防サービス
(専門職)

心身機能

保健師、看護師、管理栄養士、
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、
訪問介護員等

「サポーター」(地域住民)



高齢者サポーター、民生委員、食生活改善推進員、
シルバー人材センター、ボランティアグループ、民間事業者等

訪問介護
(専門職)

通所介護
(専門職)

生活機能の向上

(運動、栄養、口腔、認知等)

高齢者が介護保険を
『卒業』して地域活動に
『デビュー』する

参加

高齢者

活動

参加

「通いの場」(地域住民)



高齢者サポーター、健康推進員、地区社会福祉協議会、
自治会、老人クラブ、ボランティアグループ、民間事業者等

桑名市 (専門職等)
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会

「見える化」
・創出

通所

【参考1-1】地域住民を主体とする「サポーター」 —「認知症見守りボランティア あんしん」—

- 地域において、認知症高齢者を支援するため、「見守り」を確保することは、重要。



- 平成22年度、「認知症見守りボランティア養成講座」を修了した有志により、「認知症見守りボランティア あんしん」を結成。
- 具体的には、次に掲げる等の活動を展開。
 - ① 平成23年度以降、認知症等に関する講演会及び勉強会に参加。
 - ② 平成23年度以降、認知症高齢者を対象として、認知症対応型共同生活介護事業所や自宅を訪問し、寄り添い、声掛け、話し相手等を内容とする「見守り」を提供。

(注)平成25年度には、延べ18回にわたって4か所の認知症対応型共同生活介護事業所を、延べ2回にわたって2か所の自宅をそれぞれ訪問。
 - ③ 平成24年度以降、中央地域包括支援センターと協働し、認知症高齢者の家族を対象として、「認知症家族のつどい」を開催。

(注)平成25年度には、4回にわたり、延べ14人の参加を得たところ。
 - ④ 平成26年度には、初めて、中央地域包括支援センターと協働し、「認知症カフェ」(＝「認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場」)に相当する「ほっとやすらぎ空間」を開催。

(注)平成26年度には、2回にわたり、延べ16人の参加を得たところ。

【参考1-2】地域住民を主体とする「サポーター」 ー長島圏域のボランティアグループ「ニコニコ会」・「スマイル」ー

○ 独り暮らし高齢者について、栄養の改善及び安否の確認を図ることは、重要。



○平成3年度、旧長島町社会福祉協議会の呼び掛けを受けて、ボランティアグループ「ニコニコ会」・「スマイル」を結成。

○具体的には、長島圏域在住の独り暮らし高齢者のうち、「桑名市訪問給食サービス事業」を利用しないものを対象として、各月の第1～3水曜日、夕食を提供。

(注) 各月の第4週に長島福祉健康センターで開催される「生きがい広場」では、昼食を提供。

○この場合においては、長島福祉健康センターを拠点として、「ニコニコ会」で弁当の調理を、「スマイル」で弁当の配達をそれぞれ担当。

(注1) 弁当の食材の一部には、会員が自らの畑で収穫した季節の野菜を使用。

(注2) 利用者負担は、材料費相当分で1回当たり400円。

(注3) 利用実績は、平成27年度には33回、延べ923食作成。



平成27年12月2日
「ニコニコ会」「スマイル」

【参考1-3】地域住民を主体とする「サポーター」 ー伊曾島地区の「いそじま朝市」ー

- 買い物支援は、独り暮らし等の高齢者にとっては、食材調達のほか、地域交流のためにも、重要。



平成26年2月19日
「いそじま朝市」

- 平成21年11月、「Aコープ」伊曾島店が閉鎖。
- それを契機として、平成23年9月以降、毎週水曜日、「いそじま朝市の会」において、農業協同組合の協力を得て、「Aコープ」伊曾島店の跡地を活用することにより、近隣の農家、商店等の協力を得て、「いそじま朝市」を開催。

(注)「いそじま朝市の会」のボランティアは、平成28年3月現在、14人。

【参考2-1】地域住民を主体とする「通いの場」 —立教地区の「いこいの日」—

○介護予防に資するよう、
地域住民が自ら
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成26年6月30日 三之丸集会所「憩の郷」を活用した
三之丸老人クラブ第七楽翁会の「いこいの日」

- 平成23年8月以降、おおむね月1回、
三之丸老人クラブ第七楽翁会において、
三之丸自治会、東部地域包括支援センター等の協力を得て、
三之丸集会所「憩の郷」を活用した「いこいの日」を開催。
- その中では、体操、レクリエーション等を実施。
- そのほか、毎年、5月2・3日に開催される「金魚祭」に先立ち、
行燈等を補修する「三之丸楽翁会の集い」を開催。

【参考2-2】地域住民を主体とする「通いの場」 —修徳地区の「東方公園」—

○介護予防に資するよう、
地域住民が自ら多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成27年9月11日 「ラジオ体操の様子」



- 当時の老人会会長が1日過ごすのが退屈だと感じ、近所へ声をかけたことで、自然に「運動を」と、5名からラジオ体操を開始。
- 平成17年頃より、東方公園にてラジオ体操(第1・第2)を毎朝7時から実施。
- 現在は、多いときには20名程度が参加。
夏休み、子どもと一緒に参加したこともあった。

【参考2-3】地域住民を主体とする「通いの場」 —大成地区の「北別所健康クラブ」—

○介護予防に資するよう、
地域住民が自ら
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成27年11月 「ラジオ体操の様子」と「ハーブ講習会の様子」

○子どもの事故が時々起ったり車が通る道の路肩に散歩中のお年寄りが座って休んでいたりしていたことから、さまざまな世代が集まれる安全な場所の必要性を感じ、自治会連合会によって「北別所健康公園」が誕生。

○「体操で体の健康」「花壇で心の健康」「会話で脳の健康」をテーマに、ラジオ体操（毎朝）、太極拳（毎週）、ハーブ講習会（毎月）、花壇教室（年4回）などを開催。（ラジオ体操には、小学生が参加することもある。）

○代表は、地区の方が経験を活かし、公園で様々な活動ができる事を望んでいる。

【参考2-4】地域住民を主体とする「通いの場」 — 日進地区の「サロン&はる」 —

○介護予防に資するよう、
地域住民が自ら
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成27年11月12日 「サロン&はる」

○平成26年4月以降、一般家庭の空室を活用した「サロン&はる」を週1回開催。
主催者とボランティア3名（計4名）の協力を得て、地域住民を対象に活動。

（注）平成27年11月末現在、32名の住民が都合に合わせて参加。

一部の方は、自分の畑で作った野菜を昼食に使ってほしいと、提供することで参加。

○その中では、会話や飲食のほか、頭の体操（クイズ）、講演会、音楽会等を実施。

（注）1人1回当たりの参加費は、昼食・おやつ・飲み物代で500円。

参加者同士で特技を生かし、クイズや折り紙の講師役としても活動。

【参考2-5】地域住民を主体とする「通いの場」 —城南地区の「小貝須浜ふれあいサロン」—

○介護予防に資するよう、
地域住民が自ら
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成27年12月10日
小貝須浜集会所を活用した「小貝須浜ふれあいサロン」



○小貝須浜自治会や南部地域包括支援センター等の協力を得て、
平成26年5月より、民生委員や健康推進員が中心となって、
小貝須浜集会所を活用した「小貝須浜ふれあいサロン」を開催。

○第2木曜日に、体操・シニアヨガ・歴史案内・オカリナ教室等を実施。
毎回25～30名が自転車や徒歩、シルバーカーなどで参加。(注)参加費100円

【参考2-6】地域住民を主体とする「通いの場」 ー益世地区「きいろいおうち」ー

○介護予防に資するよう、
地域住民が自ら
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成27年7月24日 「きいろいおうち」

○地域に貢献したい思いから自宅を開放している。屋内は有料で貸し出し、
屋外の敷地については無料のフリースペースとしている。
また、町内会の協力を得て主催イベントを開催する等、
地域住民が集える場となっている。

○平成27年2月にオープン。

月に1回程度主催イベントの開催や団体等へ施設の貸し出しを行っている。

○「きいろいおうち」という名称で、音楽関係を始め講話等、
各種イベントを開催している。

【参考2-7】地域住民を主体とする「通いの場」 —七和地区の「いきいき体操教室」—

○介護予防に資するよう、
地域住民が自ら
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成27年12月7日 「桑名いきいき体操を実施している様子」

- 平成26年10月より、桑名いきいき体操サポーター養成講座を受講した住民が、自分の地区でも実施したいと立ち上がった。
- 月2回、西森忠集会所を用いて、休憩をはさみながら「桑名いきいき体操」を毎回2回実施。
- 参加者は、近所の方と話をしながら、5～10分歩いて集会所まで通い、毎回20名程度参加。

【参考2-8】地域住民を主体とする「通いの場」 — 七和地区「あかりの森」—

○介護予防に資するよう、
地域住民が自ら
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成28年4月25日 「あかりの森」



- 「みんなが気軽に集まり交流が図れる場所が作れないか。」
「介護保険を使わなくてもいい、元気な人を作りたい。」という思いから、自治会の協力を得て、地域住民が中心に立ち上がった。
- 平成27年7月より毎月最終月曜日に開催。毎回20名程度参加。
- 月1回森忠集会所(森忠石神明神社敷地内)にて、茶話会を中心に活動していたが、平成27年度末より運動の必要性を感じ、レクリエーション体操も合わせて実施するようになった。

【参考2-9】地域住民を主体とする「通いの場」 —松ノ木地区の「松ノ木ふれあいデー」—

○介護予防に資するよう、
地域住民が自ら
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成26年9月17日
休園中の大山田南幼稚園を活用した
「松ノ木ふれあいデー」

○平成26年5月以降、年5回、民生委員、主任児童委員等において、
休園中の大山田南幼稚園を活用した「松ノ木ふれあいデー」を開催。

○具体的には、

- ① 独り暮らし等の高齢者を対象とする「松ノ木ふれあいサロン」
- ② 未就園児及びその保護者を対象とする「うさぎちゃんの家」
を同時に開催。

○その中では、音楽療法のほか、高齢者に関しては懇談会等、
子どもに関しては工作、水遊び等を実施。

【参考2-10】地域住民を主体とする「通いの場」 —大和地区の「元気の会」—

○介護予防に資するよう、
地域住民が自ら
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成27年11月16日 「元気の会の様子」

○ぜひ地域でも「桑名いきいき体操」という思いから、スタート応援事業を活用し、平成26年11月より「元気の会」を第3月曜日に開催。

○境内で「桑名いきいき体操」を実施。雨天の場合は、社務所内。

○徒歩5～10分以内の参加者が多く、90歳代の方も参加。
一部、ベンチで座りながら桑名いきいき体操を実施。

【参考2-11】地域住民を主体とする「通いの場」 —新西方地区の「桑名C・T(コーヒー・タイム)会」—

○介護予防に資するよう、
地域住民が自ら
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成27年11月20日
「茶話会」



平成26年8月11日
「いきいき体操会」

○平成21年頃、地域で喫茶店を一緒に利用していた自治会役員経験者等において、相互のコミュニケーションを通じて現役を引退した後の生活を楽しむため、「桑名C・T(コーヒー・タイム)会」を結成。

○平成24年9月以降、新西方コミュニティーセンターを拠点として、次に掲げる同好会を運営。

- ① 茶話会 ② いきいき体操会 ③ グランドゴルフ会 ④ シニアゴルフ会
- ⑤ 歴史探訪・ハイキング会 ⑥ 囲碁クラブ ⑦ やごめの会(カラオケ・昼食会)

○介護予防に資するよう、
地域住民が自ら
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成26年6月26日
「出口まめじゃ会」



平成26年12月9日
「カラオケクラブ」

○平成22年9月以降、長島防災コミュニティーセンター等において、
地域住民がボランティアとして「出口まめじゃ会」を開催。

(注)平成27年度には、4回にわたり、1回当たりで約60人の参加を得て、開催。

○平成24年頃より、駐車場、カラオケ喫茶、集会所、公園等において、
地域住民がボランティアとして次に掲げる等の活動を展開。

- ① 「美笑会」(ラジオ体操)
- ② 「カラオケクラブ」
- ③ 「囲碁・将棋クラブ」
- ④ 「パソコン友の会」
- ⑤ 「グランドゴルフクラブ」
- ⑥ 「出口ソフトボール」

【参考2-13】地域住民を主体とする「通いの場」 —長島中部地区の「明拓会」—

○介護予防に資するよう、
地域住民が自ら
多様な通いの場を
創出することは、重要。



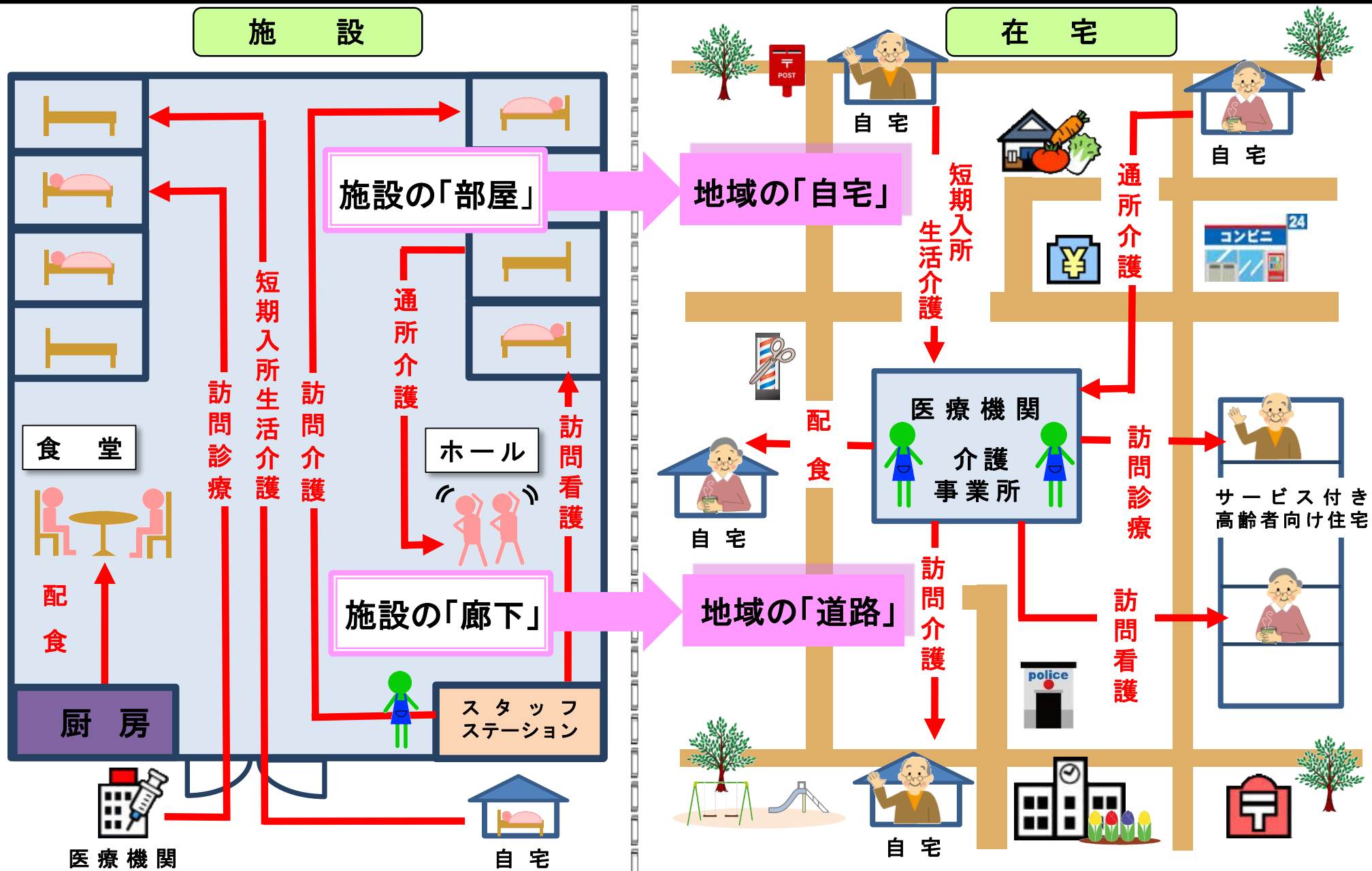
平成28年3月22日



「いきいき体操の様子」

- 保健センターで行っていた「桑名いきいき体操のつどい」を、自分の地域でも行いたいというある住民の思いから、「明拓会」が立ち上がった。
- 平成27年4月より月2回、「明拓会」という名称で、長島出口集会所にて開催。1回の参加者は10名程度。参加者は、集会所まで近所の方と歩いて参加。
- 桑名いきいき体操を休憩を挟みながら、2回実施。休憩は、地域の情報交換の場となっている。

施設機能の地域展開 ~施設と同じ安心を自宅に届ける「新しい在宅サービス」~ (1)



施設機能の地域展開 ～施設と同じ安心を自宅に届ける「新しい在宅サービス」～ (2)

従来の在宅サービス

出来高払いの介護報酬・利用者負担
 (“回転寿司方式”)



訪問介護
 (身体介護・30分以上1時間未満)
 (要介護)

405円/1時間

291,600円/月
 (24時間×30日)

訪問看護
 (30分以上1時間未満)
 (要介護)

849円/1時間

611,280円/月
 (24時間×30日)

短期入所生活介護
 (併設型・ユニット型個室)
 (要介護3)

841円/1日

25,230円/月
 (30日)

通所介護
 (小規模型・7時間以上9時間未満)
 (要介護3)

1,034円/1日

93,060円/月
 (24時間×30日)

新しい在宅サービス

- 小規模多機能型居宅介護等
- 複合型サービス
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施設サービス等

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 認知症対応型共同生活介護

定額払いの介護報酬・利用者負担
 (“飲み放題方式”)



小規模多機能型居宅介護

【要介護 5】	27,735円/月
【要介護 4】	25,154円/月
【要介護 3】	22,790円/月
【要介護 2】	15,668円/月
【要介護 1】	10,661円/月

**介護老人福祉施設
 (ユニット型個室)**

【要介護 5】	27,545円/月
【要介護 4】	25,511円/月
【要介護 3】	23,478円/月
【要介護 2】	21,290円/月
【要介護 1】	19,257円/月

注 利用者負担は、介護報酬の1割に相当するものであり、食費、居住費等を含まない。

【参考1】従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスの特徴

- ① ケアマネジメントに基づき、24時間365日にわたってニーズに応じたサービスを提供することが可能。
- ② 高齢者の状態像に応じて適切に組み合わせられたサービスを同一の事業所で一体的に提供することが可能。
- ③ 在宅の独り暮らしや認知症の高齢者にも、看取りを含む対応が可能。
- ④ 介護報酬が要介護・要支援状態区分別の定額であるため、事業所にとっては、高齢者の状態像に応じて柔軟にサービスを提供することが可能。
- ⑤ 利用者負担が要介護・要支援状態区分別の定額であるため、高齢者にとっては、自らの状態像に応じて必要なサービスを利用することが可能。

【参考2】全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
「小規模多機能型居宅介護のご案内」一抄一

「小規模多機能型居宅介護事業所からのお願い」

小規模多機能型居宅介護は、介護保険サービスのひとつです。
なんでもできるわけではありません。

料金は、サービスの量に関わらず、定額制(月額)です。
よって、みなさんが必要以上に多く利用しようとするれば、
このサービスは成り立ちません。

本当に必要なものを必要に応じて提供します。

必要であれば、毎日通うこともでき、宿泊することもできます。

利用者、家族・介護者、地域のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

多職種協働によるケアマネジメントの充実

介護保険を『卒業』して地域活動に『デビュー』する



「セルフマネジメント(養生)」

高齢者
(介護保険の被保険者)
及びその家族



住み慣れた環境で生き生きと暮らし続ける

介護予防に資するケアマネジメント

在宅生活の限界点を高めるケアマネジメント

一般高齢者

要支援者

要介護者

在宅サービス

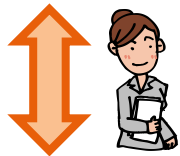
施設サービス

「地域ケア会議」の一類型としての「地域生活応援会議」

「サービス担当者会議」

介護支援専門員
(ケアマネージャー)

連携



サービス担当者
(医療、介護、予防、日常生活支援等)

多職種協働での支援

保健師

社会福祉士

主任介護支援専門員

「生活支援コーディネーター
(地域支え合い推進員)」

薬剤師等



管理栄養士

理学療法士

作業療法士

言語聴覚士

歯科衛生士

「地域包括支援センター長会議」等

桑名市地域包括支援センター
(桑名市の委託を受けた準公的機関)



連携

桑名市
(介護保険の保険者)

【参考】介護予防に資するケアマネジメントの事例のイメージ

陥りがちなケアマネジメント

「独りで入浴できない」



「清潔を保持したい」



「通所介護で
入浴する」



いつまでも
独りで入浴できない

できないことを代わりにするケア

目指すべきケアマネジメント

「なぜ独りで入浴できないのか」



「左片麻痺によるバランス不安定で
浴槽をまたげない」



「通所介護で足を
持ち上げる動作を指導して
浴槽をまたげるようにする」

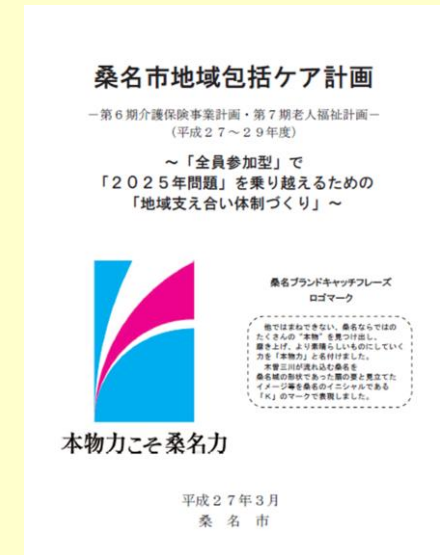


独りで
入浴できるようになる

できないことをできるようにするケア

「桑名市地域包括ケア計画」の策定

- 「地域包括ケアシステム」の構築は、地域の関係者が相互に連携して活動を展開するネットワークを醸成するマネジメント。
- 基本的な方針を提示してその共有を働き掛ける「規範的統合」が重要。



- ① 「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例」の制定
- ② 桑名市、桑名市地域包括支援センター及び桑名市社会福祉協議会の職員による「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」事務局の構成
- ③ 桑名市ホームページ中の「地域包括ケアシステム」に関するコーナー等を通じた情報の公開の徹底
- ④ 「桑名ふれあいトーク」等を通じた地域住民の意見の反映
- ⑤ 桑名市による他の市町村に対する調査等を通じた桑名市と他の市町村及び三重県との連携

「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」(1)

1. 趣旨

- 「地域包括ケアシステム」の構築に向けて介護保険の保険者である市町村に期待される役割は、地域の関係者が相互に連携して活動を展開するネットワークを醸成するマネジメント。
- そのためには、基本的な方針を提示してその共有を働き掛ける「規範的統合」が重要。



第1回
「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」

- 平成25年12月、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例」を制定。
- このように、条例を制定し、「地域包括ケアシステム」をテーマとする附属機関を設置した例は、全国的にも、見当たらなかったところ。
- それに基づき、平成26年1月以降、医療、介護、予防、日常生活支援等の各分野で指導的な立場にある地域の関係者の参加を得て、「地域包括ケアシステム推進協議会」を開催。

(注)平成25・26・27年度には、15回。

【参考1】「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」委員名簿

(平成28年4月1日)

<学識経験者>

★豊田 長康 鈴鹿医療科学大学学長

<医療部会>

佐藤 剛一 病院・介護老人保健施設代表
サービス付き高齢者向け住宅代表

☆◎竹田 寛 桑名市総合医療センター理事長

田崎 文昭 桑名地区薬剤師会会長

長坂 裕二 三重県桑名保健所長

○東 俊策 桑名医師会会長

星野 良行 桑員歯科医師会会長

花井 裕子 三重県訪問看護ステーション連絡協議会

桑名ブロック代表

山浦 康孝 三重県医療ソーシャルワーカー協会代表

<生活支援部会>

高木 守 桑名市シルバー人材センター事務局長

吉良 勇蔵 桑名市老人クラブ連合会会長

川瀬 みち代 桑名ボランティア連絡協議会会長

近藤 清二 桑名市地区社会福祉協議会連絡協議会代表

○藤原 隆 桑名市自治会連合会会長

◎山中 啓圓 桑名市民生委員児童委員協議会連合会会長

<予防部会>

岡 訓子 三重県歯科衛生士会代表

◎坂口 光宏 三重県理学療法士会代表

○小林 三和子 桑名市食生活改善推進協議会会長

倉田 禮子 桑名市健康推進員会会長

星野 ひでみ 三重県地域活動栄養士連絡協議会桑名支部長

<介護部会>

片岡 直也 桑名訪問介護事業者連絡協議会代表
三重県社会福祉士会桑員支部代表

佐藤 久美 地域密着型サービス事業者
(小規模多機能型居宅介護・

認知症対応型共同生活介護)代表

白井 五月 地域密着型サービス事業者

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
代表

特別養護老人ホーム・

サービス付き高齢者向け住宅代表

◎高橋 恵美子 三重県介護支援専門員協会理事

桑名市地域福祉計画推進市民会議会長

サービス付き高齢者向け住宅代表

西村 さとみ 地域密着型サービス事業者

(小規模多機能型居宅介護・
認知症対応型通所介護)代表

長谷川 真介 地域密着型サービス事業者

(看護小規模多機能型居宅介護・
通所介護)代表

○福本 美津子 三重県介護支援専門員協会桑員支部
支部長

(注)

★は会長、☆は副会長、◎は部会長、○は部会長代理である。

【参考2】「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の開催状況(1)

第1回 総会(平成26年1月14日)

議事 : 「桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築について」等

第2回 医療・介護合同部会(平成26年2月17日)

議事 : 「基本的な方向性及び現時点で想定される論点
(在宅介護と連携した在宅医療の推進及び認知症施策の推進)」等

第3回 介護・予防・生活支援合同部会(平成26年3月26日)

議事 : 「基本的な方向性及び現時点で想定される論点
(介護予防や日常生活支援の充実に資する地域づくりの推進及び権利擁護の充実)」等

第4回 総会(平成26年4月23日)

議事 : 「基本的な方向性及び現時点で想定される論点
(ケアマネジメントの充実、在宅生活の限界点を高める介護サービスの普及
及び地域包括支援センターの機能強化)」等

第5回 医療・介護・予防合同部会(平成26年6月2日)

議事 : 「現時点で想定される論点 - 第1～4回における論点の整理を踏まえて - 」等

第6回 生活支援部会(平成26年6月30日)

議事 : 「現時点で想定される論点 - 第1～5回における論点の整理を踏まえて - 」等

【参考2】「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の開催状況(2)

第7回 総会(平成26年7月11日)

議事 : 「現時点で想定される論点 - 第1~6回における論点の整理を踏まえて - 」等

第8回 介護部会(平成26年8月25日)

議事 : 「介護サービスの提供体制の計画的な整備について」等

第9回 総会(平成26年10月8日)

議事 : 「『桑名市地域包括ケア計画-第6期介護保険事業計画・第7期老人福祉計画-(平成27~29年度)』(仮称)の策定について」等

第10回 介護・予防合同部会(平成26年10月17日)

議事 : 「新しい『介護予防・日常生活支援総合事業』について」等

第11回 総会(平成26年12月5日)

議事 : 「『桑名市地域包括ケア計画-第6期介護保険事業計画・第7期老人福祉計画-(平成27~29年度)』(仮称)の策定について」等

第12回 総会(平成27年2月9日)

議事 : 「『桑名市地域包括ケア計画-第6期介護保険事業計画・第7期老人福祉計画-(平成27~29年度)』(仮称)の策定について」等

【参考2】「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の開催状況(3)

第13回 総会(平成27年5月7日)

議事 : 「『桑名市地域包括ケア計画—第6期介護保険事業計画・第7期老人福祉計画—(平成27~29年度)』の進捗状況について」等

第14回 総会(平成27年10月13日)

議事 : 「『桑名市地域包括ケア計画—第6期介護保険事業計画・第7期老人福祉計画—(平成27~29年度)』の進捗状況について」等

第15回 総会(平成28年2月5日)

議事 : 「平成27年度桑名市地域包括支援センター事業評価について」等

「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」(2)

2. 内容

- 「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」は、「地域ケア会議」の一類型。



第1回「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」



- 医療・介護保険事業運営状況等を基礎として、地域課題の解決に資する地域資源の「見える化」・創出のための方策を協議。
- この場合においては、桑名市、桑名市地域包括支援センター及び桑名市社会福祉協議会が自ら取り組むべきことについて、意見を聴取するばかりでなく、各分野における地域の関係者がそれぞれの立場で果たすべきそれぞれの役割について、桑名市としての期待を明確にした上で、意見を交換。
- その上で、「桑名市地域包括ケア計画—第6期介護保険事業計画・第7期老人福祉計画—(平成27～29年度)」(案)を取りまとめたところ。

【参考1】 医療保険事業運営状況(平成27年9月)

1. 市町村国民健康保険における被保険者1人当たりの診療報酬月額

(単位:円)

	全 国	三重県	桑名市
入 院	10,062	10,297	9,175
入院外	9,632	10,938	10,076
合計	19,694	21,235	19,251

2. 後期高齢者医療制度における被保険者1人当たりの診療報酬月額

(単位:円)

	全 国	三重県	桑名市
入 院	36,297	28,946	31,133
入院外	22,371	22,371	21,123
合計	58,668	51,317	52,256

【参考2】介護保険事業運営状況(平成27年9月)(1)

1. 第1号被保険者1人当たりの保険給付月額、保険料月額及び必要保険給付月額

(単位:円)

	全国	三重県	桑名市
保険給付月額	23,180	24,499	21,669
保険料月額	4,760	5,075	4,761
必要保険料月額	5,014	5,299	4,655

2. 第1号被保険者の要介護・要支援認定率

(単位:%)

	全国	三重県	桑名市
要介護5	1.8	1.9	1.4
要介護4	2.2	2.4	2.2
要介護3	2.4	2.5	1.9
要介護2	3.2	3.4	2.5
要介護1	3.6	3.7	2.8
要支援2	2.5	2.5	1.8
要支援1	2.7	2.4	2.2
合計	18.4	18.8	14.8

【参考2】介護保険事業運営状況(平成27年9月)(2)

3. 第1号被保険者の要介護・要支援状態区分別在宅サービス受給率

(単位:%)

	全国	三重県	桑名市
要介護5	0.6	0.6	0.6
要介護4	0.9	1.0	1.0
要介護3	1.3	1.5	1.1
要介護2	2.3	2.4	1.9
要介護1	2.5	2.7	2.1
要支援2	1.8	1.6	1.0
要支援1	1.5	1.2	0.9

4. 第1号被保険者の要介護状態区分別施設サービス受給率

(単位:%)

	全国	三重県	桑名市
要介護5	0.9	0.9	0.6
要介護4	0.9	1.1	0.9
要介護3	0.6	0.7	0.5
要介護2	0.3	0.3	0.2
要介護1	0.2	0.2	0.2

【参考2】介護保険事業運営状況(平成27年9月)(3)

5. 第1号被保険者1人当たりの在宅・施設及び居住系サービス給付月額

(単位:円)

	全国	三重県	桑名市
在宅サービス給付月額	11,433	12,293	10,607
施設及び居住系サービス給付月額	9,785	9,994	8,539

6. 第1号被保険者の在宅・施設サービス受給率

(単位:%)

	全国	三重県	桑名市
在宅サービス受給率	10.8	11.0	8.6
施設サービス受給率	2.9	3.2	2.5

3. その他

- 「地域包括ケアシステム」の構築に向けては、介護のほか、医療、予防、日常生活支援等も含め、変革が求められるため、「縦割り行政」を排除することが重要。
- 地域包括支援センターは、介護保険の保険者である市町村の委託を受けて事業を運営する準公的機関。
- 市町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する準公的団体。



- 桑名市、桑名市地域包括支援センター及び桑名市社会福祉協議会の職員により、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」事務局を構成。

【参考1】「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」事務局名簿

(平成28年4月1日)

	黒田 由美子	保健福祉部長
◎	黒田 勝	保健福祉部理事（新病院・地域包括ケアシステム担当）
○	近藤 正	保健福祉部次長兼福祉総務課長
	栗田 義久	福祉総務課主幹
	日美 富美子	障害福祉課長
	位田 壮平	地域介護課長
	伊東 幸子	地域介護課サービス企画室長
	内田 貴久	保険年金課長
	安藤 昇	地域保健課長
	黒川 浄明	地域医療課長
	荒川 育子	中央地域包括支援センター長
	橘高 春樹	東部地域包括支援センター長
	三浦 浩実	西部地域包括支援センター主任介護支援専門員
	中西 健二	南部地域包括支援センター長
	片山 三紀恵	北部東地域包括支援センター長
	横野 圭子	北部西地域包括支援センター長
	加藤 洋士	桑名市社会福祉協議会事務局長
	竹内 茂	桑名市社会福祉協議会事務局次長

(注) ◎は事務局長、○は事務局次長である。

【参考2】介護・高齢福祉課長から介護・高齢福祉課員へのメール (平成26年5月20日)

皆さんご承知のとおり、介護保険事業計画策定については地域包括ケアシステムの構築を無視できない状況に昨年度から追い込まれています。

来年度以降に計画を推進する段階で、職員が計画と地域包括ケアシステムの構築の関係が理解できていないと市民に計画の趣旨や実施計画の意図が説明できないのは困ると思います。

地域包括ケアシステム関係の事務は皆さんの平常業務に支障が無いように進めなければならない事や、最終的には来年以降の計画に基づく自分たちの仕事に降りかかってくる事だと認識を持ってほしいと思っています。

現在進めている事務も、計画策定にどのように影響してくるのか？
今後の自分たちの仕事にどう関係するのか？全員が意識している
必要があると思います。

副市長がいる今のうちにしっかり市民や事業者に対峙できるような理論とか説明力とか自分たちのスキルを上げる必要があるということです。

**仕事は、苦勞しただけ自分の力になると
信じてやるしかない!**



桑名市保健福祉部の組織再編

- 「地域包括ケアシステム」の構成要素は、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「日常生活支援」。
- とりわけ、
 - ① 介護予防や日常生活支援の充実に資する地域づくりの推進
 - ② 健康増進事業と介護予防事業との一体的な展開
 - ③ 在宅医療・介護連携の推進
 - ④ 地域リハビリテーションの推進
 - ⑤ 介護障害連携の推進等が求められるところ。



- 平成26年4月及び平成27年4月、桑名市保健福祉部の組織を再編。



【参考1-1】保健福祉部の組織再編（平成26年4月1日）

1. 「地域包括ケアシステム」の構築

- ① 健康づくり及び地域医療と併せて介護・高齢福祉を担当する「理事（保健医療・介護連携総括担当）」を配置。
- ② 地域医療対策課長と兼務で「次長」を配置。
- ③ 「健康づくり企画室」を健康づくり課に設置。
- ④ 保健師を「中央地域包括支援センター長補佐」として配置。
- ⑤ 中央地域包括支援センターに配置された保健師を健康づくり課に併任。
- ⑥ 健康づくり課に配置された保健師、管理栄養士、理学療養士及び歯科衛生士を中央地域包括支援センターに併任。
- ⑦ 「地域福祉係」を福祉総務課に設置。

2. その他

- 生活保護と併せて生活困窮者自立支援を所管する「生活支援室」を福祉総務課に設置。

【参考1-2】保健福祉部の組織再編(平成27年4月1日)(1)

1. 「地域包括ケアシステム」の構築

- ① 保健福祉部に「理事(新病院・地域包括ケアシステム担当)」を配置。
- ② 障害福祉課長を「次長(介護障害連携・データヘルス担当)」に併任。
- ③ 事務分掌を財源別から機能別へ見直すため、後期高齢者医療及び国民健康保険の健康診査及び保健指導を保険年金課から地域保健課へ移管。
- ④ 福祉総務課で「生活支援体制整備事業」等を所掌。
 - i 中央地域包括支援センターに配置された社会福祉士を福祉総務課に併任。
 - ii 生活支援室に配置された社会福祉士を福祉総務課に併任。
 - iii 福祉総務課に配置された事務職を地域介護課に併任。

【参考1－2】保健福祉部の組織再編(平成27年4月1日)(2)

- ⑤ 介護・高齢福祉課を「地域介護課」に改称。
- i 要介護・要支援認定、「基本チェックリスト」該当性判定、指定地域密着型サービス事業者の指定、「介護予防・日常生活支援総合事業」に係る事業者の指定、委託及び助成等を所掌する「サービス推進室」を設置。
 - ii 専任のサービス推進室長を配置。
 - iii 介護保険特別会計の管理、被保険者資格の管理、保険料の収納、「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」、「桑名市要援護者台帳」等を所掌する「管理・情報係」を設置。
 - iv 「桑名市地域包括ケア計画」の策定及び推進、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の庶務、「介護予防・日常生活支援総合事業」を始めとする地域支援事業の総括等を所掌する「計画・事業係」を設置。

【参考1-2】保健福祉部の組織再編(平成27年4月1日)(3)

- v 中央地域包括支援センターで「介護予防ケアマネジメント事業」、「一般介護予防事業」、「総合相談支援事業」、「権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」、「認知症施策推進事業」等を所掌。
- vi 保健福祉連携を推進するため、保健師を中央地域包括支援センター長、社会福祉士を中央地域包括支援センター長補佐として配置。
- vii 介護障害連携を推進するため、障害福祉課及び中央地域包括支援センターに配置された社会福祉士を相互に併任。
- viii 健康増進事業と一体的に介護予防事業を展開するため、中央地域包括支援センターに配置された保健師を地域保健課に併任。
- ix 在宅医療介護連携を推進するため、中央地域包括支援センターに配置された保健師を地域医療課に併任。
- x 繁閑に応じて柔軟に業務量を平準化することが可能となるよう、地域介護課、サービス推進室及び中央包括支援センターに配置された職員を相互に併任。
- xi 社会福祉士を新規に採用。

【参考1-2】保健福祉部の組織再編(平成27年4月1日)(4)

⑥ 健康づくり課を「地域保健課」に改称。

- i 地区担当制の総括等を所掌する「地域支援係」を設置。
- ii レセプト等を活用したデータヘルスを担当させるため、地域保健課に配置された保健師を生活支援室並びに保険年金課及びサービス推進室に併任。
- iii 介護予防事業と一体的に健康増進事業を展開するため、地域保健課に配置された保健師及び管理栄養士を中央地域包括支援センターに併任。

⑦ 地域医療対策課を「地域医療課」に改称。

- i 新病院の整備、桑名市総合医療センターの管理、桑名市応急診療所の運営等を所掌する「管理・新病院係」を設置。
- ii 「在宅医療・介護連携推進事業」等を所掌する「在宅医療係」を設置。
- iii すべての行政リハビリテーション専門職を集中的に配置し、地域医療のほか、健康増進、介護予防(「地域リハビリテーション活動支援事業」)、母子保健、療育など、すべての行政分野におけるリハビリテーションに関する業務を分担する「地域リハビリテーション係」を設置。
- iv 言語聴覚士及び歯科衛生士を新規に採用。

【参考1-2】保健福祉部の組織再編(平成27年4月1日)(5)

2. 桑名版「ネウボラ(子育て世代包括支援)」の展開

- ① 保健師を子ども家庭課長として配置。
- ② 専任の子ども総合相談センター長を配置。
- ③ 子ども総合相談センターに配置された保育士を地域保健課に併任。
- ④ 障害福祉課に配置された保健師を地域保健課に併任。
- ⑤ 地域保健課に配置された保健師を
子ども家庭課子ども総合相談センター及び障害福祉課に併任。

3. その他

- ① 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、
「桑名市子ども・子育て支援事業計画」を
教育委員会事務局から子ども家庭課へ移管。
- ② 保険年金課において、長寿医療係を廃止し、
福祉医療費助成を管理・年金係、後期高齢者医療を保険係に移管。

【参考2-1】「スクラップ・アンド・ビルド」(平成26年度)一例(1)

- ① 介護・高齢福祉課において、
「在宅高齢者実態調査」、「基本チェックリスト」に基づく一斉調査
及び「高齢者実態調査」を廃止し、
その機能を「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に承継。
- ② 介護・高齢福祉課において、
「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」に対する参加を
桑名市と桑名市地域包括支援センターとの間で分担。
- ③ 介護・高齢福祉課において、
地域密着型サービス事業者に対する指導監査の周期を
「2年」から「3年」へ変更。
- ④ 介護・高齢福祉課において、
「介護保険事業委員会」及び「地域包括支援センター運営協議会」を廃止し、
その機能を「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」に承継。

【参考2-1】「スクラップ・アンド・ビルド」(平成26年度)一例(2)

- ⑤ 福祉総務課において、
「地域福祉計画策定委員会」及び「地域福祉計画推進委員会」を廃止し、
その機能を「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」に継承。
- ⑥ 健康づくり課において、
熱中症の予防を呼びかける車両の運行を
シルバー人材センターに委託。
- ⑦ 地域医療対策課において、
「地域医療対策連絡協議会」を廃止し、
その機能を「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」に継承。

【参考2-2】「スクラップ・アンド・ビルド」(平成27年度)一例(1)

- ① 福祉総務課において、公共施設マネジメントの一環として、「多度福祉会館」を廃止。
- ② 障害福祉課において、補装具の交付若しくは給付又は日常生活用具の給付に係る利用者負担の助成を廃止。
- ③ 地域介護課において、地域支援事業の充実に伴い、
 - i 敬老祝金(新規に最高齢に到達した者に係るものを除く。)
 - ii 「桑名市徘徊高齢者位置情報探索システム助成事業」、「桑名市老人福祉電話設置事業」及び「桑名市高齢者日常生活用具給付事業」を廃止。

【参考2-2】「スクラップ・アンド・ビルド」(平成27年度)一例(2)

- ④ 中央地域包括支援センターにおいて、「認知症施策推進事業」を活用した
 - i 「認知症カフェ」に相当する「オレンジカフェ」の創設
 - ii 「認知症初期集中支援チーム」の設置及び「認知症地域支援推進員」の配置に伴い、
 - i 「介護者の集い」、「認知症家族のつどい」及び「ほっとやすらぎ空間」
 - ii 認知症相談事業を廃止。
- ⑤ 保険年金課及び地域保健課において、保健センターに配置された保健師等について、自らサービスを提供する「プレーヤー」から、地域住民による自発的な活動や参加を働き掛ける「マネージャー」へ、役割を転換するため、国民健康保険の特定保健指導を民間事業者に委託。
- ⑥ 地域保健課において、附属機関の整理合理化を図るため、「桑名市市民健康づくり推進協議会」を廃止し、その機能を
 - i 「桑名市子ども・子育て会議」
 - ii 「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」に承継。

「桑名市保健センター・地域包括支援センター連絡会議」

- 保健センター、地域包括支援センター等に配置された保健・福祉専門職等については、
 - ① 自らサービスを提供する「プレーヤー」から
 - ② 地域住民による自発的な活動及び参加を働き掛ける「マネージャー」へと役割を転換することが求められるところ。



平成26年4月22日

「桑名市保健センター・地域包括支援センター連絡会議」



- 健康増進事業と介護予防事業とが一体的に展開されるよう、保健センターと地域包括支援センターとの連携を強化。
- 具体的には、平成26年4月、初めて、桑名市及び桑名市地域包括支援センターの職員の参加を得て、「桑名市保健センター・地域包括支援センター連絡会議」を開催。
(注)平成26年度において、9回。

- 障害に関する問題を抱える
高齢者世帯の困難事例を解決するためには、
高齢者介護と障害保健福祉との連携
（「介護障害連携」）で対応することが重要。



- 介護障害連携が推進されるよう、
地域包括支援センターと障害者総合相談支援センターとの連携を強化。
- 具体的には、平成26年7月、初めて、
地域包括支援センター及び障害者総合相談支援センターの職員の参加を得て、
「桑名市地域包括支援センター・障害者総合相談支援センター連絡会議」を開催。
（注）平成26年度において、2回。



平成27年2月16日
「桑名市地域包括支援センター・
障害者総合相談支援センター連絡会議」

「桑名市地域包括支援センター・社会福祉協議会連絡会議」

- 近年、社会的孤立、経済的困窮、虐待など、生活課題が多様化し、かつ、深刻化。
- 「コミュニティソーシャルワーク」、すなわち、現行の制度で対応することが困難であるような生活課題を解決するため、地域に出向き、ニーズとサービスとを媒介して個々の要援護者を支援するとともに、地域住民と協働して地域づくりを推進する取組みは、重要。



平成26年5月15日
「桑名市地域包括支援センター・
社会福祉協議会連絡会議」

- 介護予防や日常生活支援の充実に資する地域づくりが推進されるよう、地域包括支援センターと社会福祉協議会との連携を強化。
- 具体的には、平成26年5月、初めて、桑名市において、地域包括支援センター及び社会福祉協議会の職員の参加を得て、「桑名市地域包括支援センター・社会福祉協議会連絡会議」を開催。

(注)平成26年度において、1回。

「桑名市行政リハビリテーション専門職交流会」

- 「地域におけるリハビリテーション」のみならず「地域に対するリハビリテーション」も意味する「地域リハビリテーション」を推進することは、重要。



平成27年3月27日
「桑名市行政リハビリテーション専門職交流会」

- 平成26年5月、初めて、次に掲げる者の参加を得て、「桑名市行政リハビリテーション専門職交流会」を開催。
 - ① 中央保健センターに配置された理学療法士
 - ② 療育センターに配置された理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士
- これは、行政リハビリテーション専門職において、
 - ① 対象者の年齢や状態を問わず、「オール・ラウンド」でリハビリテーションを提供する能力
 - ② 個別事例の検討を通じた地域課題の把握及びその解決に資する地域資源の「見える化」・創出に取り組む能力が向上するよう、相互に経験を交流するためのもの。

(注)平成27年度には、1回。

「地域リハビリテーション係」の設置

- 行政リハビリテーション専門職は、健康増進や介護予防のほか、母子保健や療育も含め、幅広い分野で地域に貢献する役割を果たすべき貴重な人材。
- 「地域におけるリハビリテーション」のみならず「地域に対するリハビリテーション」も意味する概念である「地域リハビリテーション」の推進が求められるところ。



- 平成27年4月、桑名市において、すべての行政リハビリテーション専門職を集中的に配置し、地域医療のほか、健康増進、介護予防、母子保健、療育等のすべての行政分野におけるリハビリテーションに関する業務を分担する「地域リハビリテーション係」を保健福祉部地域医療課に設置。
- この場合においては、行政リハビリテーション専門職の役割について、
 - ① 自らサービスを提供する「プレイヤー」から
 - ② 地域住民による自発的な活動や参加を働き掛ける「マネージャー」へと転換。

「桑名市行政社会福祉士交流会」 （「桑名市コミュニティソーシャルワーク研究会」）

- 近年、社会的孤立、経済的困窮、虐待など、生活課題が多様化し、かつ、深刻化。
- 「コミュニティソーシャルワーク」、すなわち、現行の制度で対応することが困難であるような生活課題を解決するため、地域に出向き、ニーズとサービスとを媒介して個々の要援護者を支援するとともに、地域住民と協働して地域づくりを推進する取組みは、重要。



平成27年2月24日
「桑名市行政社会福祉士交流会」

- 平成27年2月、初めて、桑名市保健福祉部に配置された行政社会福祉士の参加を得て、「桑名市行政社会福祉士交流会」（「桑名市コミュニティソーシャルワーク研究会」）を開催。
- これは、桑名市保健福祉部に配置された行政社会福祉士において、
 - ① 対象者の年齢や状態を問わず、「オール・ラウンド」で相談支援を実施する能力
 - ② 個別事例の検討を通じた地域課題の把握及びその解決に資する地域資源の「見える化」・創出に取り組む能力が向上するよう、相互に経験を交流するためのもの。

（注）平成26年度において、2回。

「『通いの場』ワーキングチーム」

- 地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」の「見える化」・創出については、桑名市、桑名市地域包括支援センター及び桑名市社会福祉協議会で一体となって取り組むことが重要。



平成27年6月24日
「『通いの場』ワーキングチーム」

- 平成27年5月、桑名市、桑名市地域包括支援センター及び桑名市社会福祉協議会の職員によって構成される「『通いの場』ワーキングチーム」を設置。
- その中では、地域住民を主体とする「通いの場」の立上げ及び継続的な運営に対する支援のための方策を検討。
- 作成した資料においては、最新の情報になるよう、適宜修正を行っていく予定。検討が必要な場合は、「『通いの場』ワーキングチーム」を再度設置する。

「地域包括ケアシステム」に関する桑名市ホームページ

- 保健・医療・介護・福祉専門職のほか、地域住民も含め、「オール桑名」で問題意識を共有することは、重要。
- 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みについて、内外に対する「見える化」を図ることは、重要。



- 平成25年12月、桑名市ホームページにおいて、「地域包括ケアシステム」に関するコーナーを特設。
- それ以降、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の開催資料及び議事録など、幅広く情報を提供。



「桑名ふれあいトーク」

- 保健・医療・介護・福祉専門職のほか、地域住民も含め、「オール桑名」で問題意識を共有することは、重要。



- 平成26年度より、桑名市の職員が市内で開催される参加者10人以上の集会等に出向いて直接に対話する「桑名ふれあいトーク」のテーマの一つとして、『地域包括ケアシステム』の構築に向けて『オール桑名』で取り組みましょう！」を追加。

(注)平成26年度には、6回、平成27年度には、9回。



平成26年5月19日
小規模多機能居宅介護事業所の
「運営推進会議」を活用した「桑名ふれあいトーク」

整理番号 _____

桑名ふれあいトーク申込書

平成 年 月 日

桑名市長様

団体名 _____

代表者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

次のとおり「桑名ふれあいトーク」を申し込みます。

希望日時	<第1希望>	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	<第2希望>	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所	<第1希望>	
	<第2希望>	
希望するテーマ	テーマ番号	テーマ名
	テーマ番号	テーマ名
参加予定人員	人	
集会等の名称及び開催目的	名 称	
	開催目的	
備 考		

「桑名ふれあいトーク」申込書

桑名市による他の市町村に対する調査 一例

平成25年 9月 平成26年 2月	三重県名張市	「まちの保健室」
平成26年 2月	三重県四日市市	「ライフサポート三重西」
平成26年 4月	大阪府大東市	「大東元気でまっせ体操」
平成26年10月	三重県伊賀市	「いが見守り支援員」
平成27年 2月	長崎県長崎市	「介護予防・日常生活支援総合事業」
平成27年 2月	香川県坂出市	「成年後見サポートセンター」
平成27年 2月	岐阜県恵那市	「ささゆりカフェ」
平成27年 9月	山梨県笛吹市	「市民後見人」
平成27年11月	奈良県生駒市	「介護予防・日常生活支援総合事業」



身近な地域での
多様な資源の
「見える化」・創出

平成25年10月	新潟県長岡市	「サポートセンター構想」
----------	--------	--------------



施設機能の
地域展開

平成25年11月 平成26年 5月	埼玉県和光市	「コミュニティケア会議」
平成26年 3月	三重県いなべ市	「市町村介護予防強化推進事業」
平成27年 2月	大分県杵築市	「地域ケア会議」



多職種協働による
ケアマネジメントの
充実

【参考】報告会及び勉強会一例

平成25年11月25日	市町村職員セミナー・長岡市視察報告会
平成26年4月22日	桑名市保健センター・地域包括支援センター連絡会議
平成26年5月27日	桑名市行政リハビリテーション専門職交流会
平成26年6月9日	和光市視察報告会
平成26年8月5日	桑名市保健福祉部等職員研修会
平成26年9月2日	市町村職員セミナー報告会
平成26年9月25日	生活支援コーディネーター指導者養成研修報告会
平成26年11月10日	伊賀市社会福祉協議会視察報告会
平成27年1月19日	認知症地域支援推進員研修報告会
平成27年3月30日	坂出市・杵築市・長崎市・恵那市視察報告会 「桑名市地域包括ケア計画」勉強会
平成27年4月14日	「保健福祉部地域介護課等職員勉強会」
平成27年7月7日	「保健福祉部関係報告会」
平成27年10月10日	「桑名市保健福祉部・社会福祉協議会・地域包括支援センター職員合同研修会」
平成27年12月22日	「保健福祉部関係職員報告会」

他の市町村による桑名市に対する調査一例(1)

平成25年 5月17日	宇都宮市議会
平成25年 7月 8日	奥州市議会
平成25年 8月 7日	熊谷市議会
平成26年 1月29日	鈴鹿市議会
平成26年 2月 4日	野田市議会
平成26年 2月12日	茨木市議会
平成26年 5月13日	栃木市議会
平成26年 6月30日	清須市議会
平成26年 7月 9日	日光市議会
平成26年10月16日	結城市議会
平成26年10月21日	蕨・戸田地区保健医療協議会
平成27年 1月15日	加賀市
平成27年 1月21日	白河市議会

他の市町村による桑名市に対する調査一例(2)

平成27年	5月12日	岡山市
平成27年	5月20日	米原市・長浜市
平成27年	5月21日	名張市
平成27年	5月25日	尾鷲市
平成27年	5月26日	三田市議会
平成27年	6月10日	弥富市
平成27年	6月29日	大田市
平成27年	7月 8日	北名古屋市
平成27年	7月17日	恵那市議会
平成27年	7月24日	紀南介護保険広域連合(熊野市・御浜町・紀宝町)
平成27年	7月29日	南あわじ市議会・四日市市北地域包括支援センター
平成27年	8月 5日	三重県・日田市議会
平成27年	8月19日	松阪市・伊勢市・大台町

他の市町村による桑名市に対する調査一例(3)

平成27年 8月26日	菰野町・川越町・朝日町
平成27年10月 7日	江別市議会
平成27年10月22日	淡路市議会
平成27年10月27日	上山市議会
平成27年11月 5日	釧路市議会
平成27年11月10日	河内長野市
平成27年11月12日	鈴鹿亀山地区広域連合（鈴鹿市・亀山市）
平成27年11月18日	豊川市社会福祉協議会
平成27年11月25日	福山市・三原市・尾道市・府中市・世羅町・笠岡市・井原市
平成27年12月25日	大阪府・箕面市
平成28年 1月13日	京都府・福知山市
平成28年 1月20日	鳥羽市・志摩市
平成28年 1月27日	橋本市・紀の川市・海南市

他の市町村による桑名市に対する調査一例(4)

平成28年 2月10日	東浦町
平成28年 2月19日	木曾岬町
平成28年 5月13日	滋賀県守山市「おたがいさんネットワーク」
平成28年 5月20日	福岡県久留米市

「桑名市地域包括ケア計画」の推進

- 「地域包括ケアシステム」の構築は、「地方分権の試金石」と称された介護保険制度の創設に匹敵する困難な改革。



- ① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方に関する周知を通じた「規範的統合」の推進
- ② 自己啓発に対する意欲の喚起を通じた人材の育成
- ③ 「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」を活用した「PDCAサイクル」の確立

「地域包括ケアシステム」の構築は、「全員参加型」で「2025年問題」を乗り越えるための「地域支え合い体制づくり」です。



桑名市章

水と土が交差の輪を描く輪字を象徴し、その中央に「ハヤブサ」の姿を描き、市の文化や歴史をイメージしました。円満に発展し快適で住み良い桑名市を象徴しています。



桑名市イメージキャラクター「はまのうちのちゃん」

「はまのうちのまち・桑名」をかならず夢見るはまのうちの女の子です。洋服の三本線は、本曾三川をイメージしています。

桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、「オール桑名」で一步一步着実に取り組みましょう。

「桑名市地域包括ケア計画」の特徴的な内容(1)

1 地域の実情に応じた介護保険の保険者である市町村としての期待の明確化

(1) 施設機能の地域展開

○ 従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスを提供する事業所がおおむね倍増するよう、

① 定期巡回型訪問介護看護

② 小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス

に係る地域密着型サービス事業者の指定について、地域交流スペースの確保、地域支援事業及び「地域ケア会議」に対する協力等を必須として、公募を実施。

(2) 「運営推進会議」等の活用

○ 地域密着型サービス事業者の「運営推進会議」等について、地域住民に対する普及啓発を図る場として活用。

(3) 地域包括支援センターの事業運営方針の提示

○ 介護保険の保険者である市町村の委託を受けた準公的機関としての地域包括支援センターの事業運営方針を提示。

「桑名市地域包括ケア計画」の特徴的な内容(2)

2 地域資源のネットワーク化の前提となる地域資源の「見える化」

○ 地域資源のネットワーク化の前提となる

地域資源の「見える化」を図るため、
次に掲げる等の事例を紹介。

- ① 地域住民を主体として支援を必要とする者を支援する「サポーター」
- ② 地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」
- ③ 事業所の地域開放

3 保険料負担の増大を抑制する努力の「見える化」

○ 平成27～29年度の保険料基準額(月額)について、

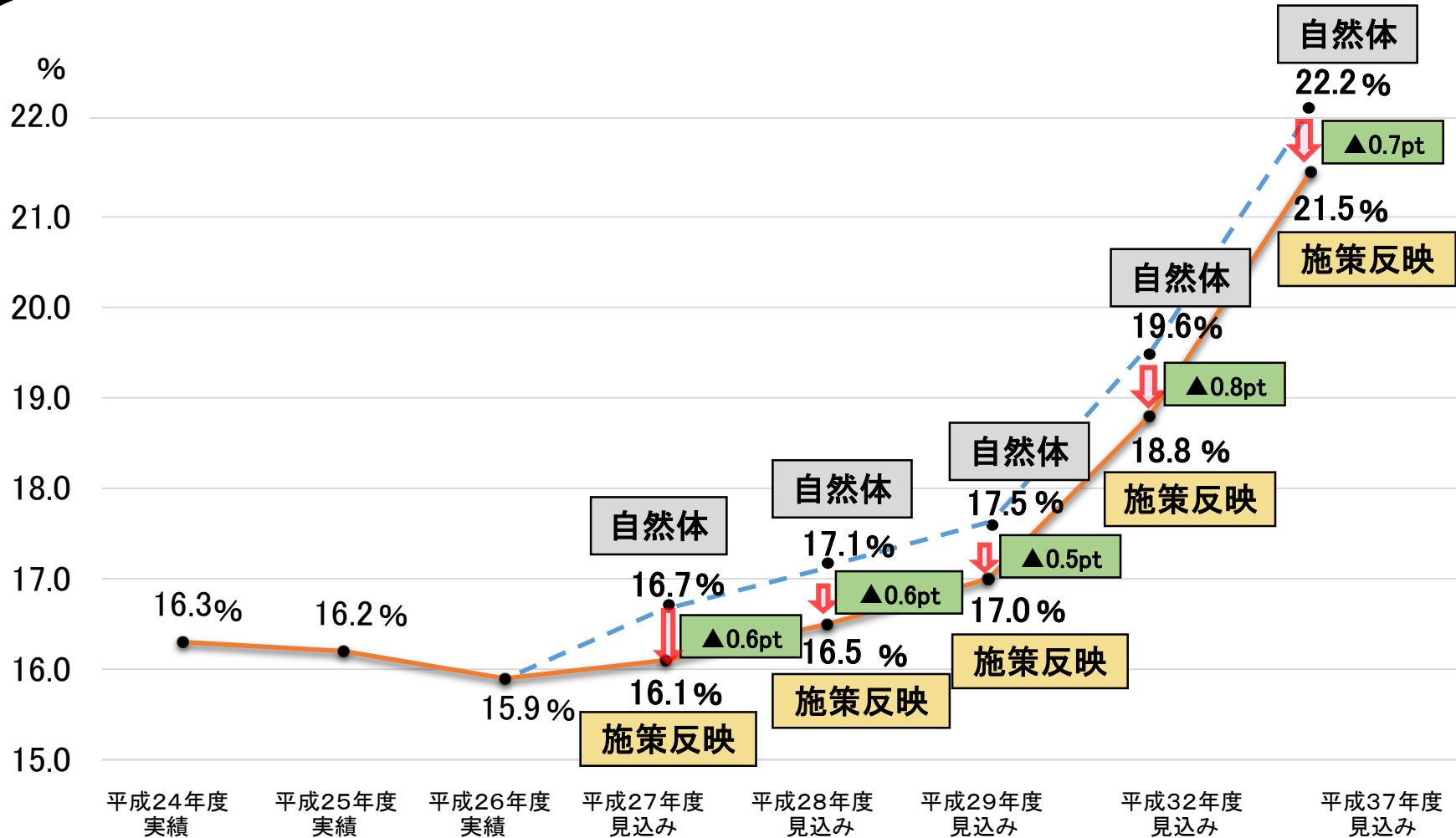
自然体で5,417円と推計した上で、

要介護・要支援認定率の上昇を抑制する等の施策を反映し、

5,239円(▲178円)と算定。

桑名市の要介護・要支援認定率

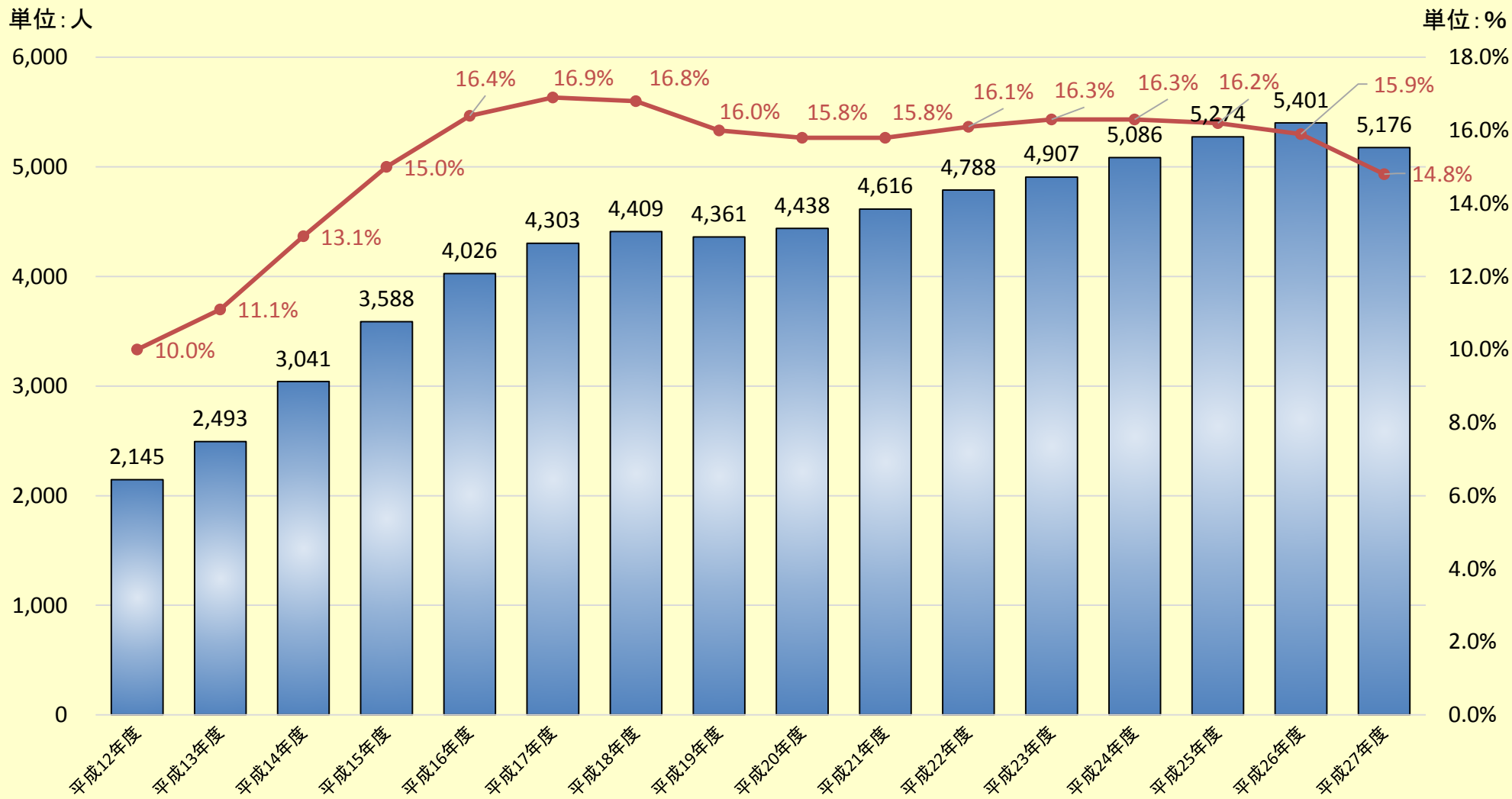
○ 要介護・要支援認定率については、
自然体で見込みを推計した上で、施策を反映した見込みを推計。



注 各計数は、65歳以上人口に対する要介護・要支援認定者数の割合である。

<出典> 桑名市介護保険事業状況報告等

【参考1】桑名市における要介護・要支援認定率の推移(平成12～27年度)



(注1) 要介護・要支援認定率は、高齢者数に対する要介護・要支援認定者数の割合である。

(注2) 各計数は、各年9月30日現在である。

(注3) 平成12～16年度は、旧桑名市、旧多度町及び旧長島町の合計である。

<出典> 桑名市介護保険事業状況報告

【参考2-1】桑名市における要介護・要支援認定率の推移(平成26年度)

	高齢者数	要介護・要支援認定者数	要介護・要支援認定率
平成26年 4月	33,389人(+4.16%)	5,347人(+3.64%)	16.01%(▲0.08pt)
平成26年 5月	33,459人(+4.03%)	5,390人(+3.55%)	16.11%(▲0.07pt)
平成26年 6月	33,568人(+4.04%)	5,407人(+3.82%)	16.11%(▲0.03pt)
平成26年 7月	33,665人(+4.04%)	5,469人(+5.50%)	16.25%(+0.23pt)
平成26年 8月	33,786人(+3.98%)	5,430人(+3.67%)	16.07%(▲0.05pt)
平成26年 9月	33,905人(+3.89%)	5,406人(+2.50%)	15.94%(▲0.22pt)
平成26年10月	33,999人(+3.83%)	5,410人(+1.79%)	15.91%(▲0.32pt)
平成26年11月	34,901人(+3.83%)	5,398人(+1.49%)	15.83%(▲0.37pt)
平成26年12月	34,178人(+3.88%)	5,345人(+0.53%)	15.64%(▲0.52pt)
平成27年 1月	34,241人(+3.53%)	5,306人(▲0.13%)	15.50%(▲0.56pt)
平成27年 2月	34,345人(+3.52%)	5,277人(▲0.70%)	15.36%(▲0.66pt)
平成27年 3月	34,437人(+3.48%)	5,286人(▲0.88%)	15.35%(▲0.68pt)

(注)括弧内は、対前年同月比。

<出典>厚生労働省

【参考2-2】桑名市における要介護・要支援認定率の推移（平成27年度）

	高齢者数	要介護・要支援認定者数	要介護・要支援認定率
平成27年 4月	34,495人(+3.31%)	5,288人(▲1.10%)	15.33%(▲0.68pt)
平成27年 5月	34,551人(+3.26%)	5,278人(▲2.08%)	15.28%(▲0.83pt)
平成27年 6月	34,617人(+3.13%)	5,252人(▲2.87%)	15.17%(▲0.94pt)
平成27年 7月	34,725人(+3.15%)	5,259人(▲3.84%)	15.14%(▲1.11pt)
平成27年 8月	34,817人(+3.05%)	5,244人(▲3.43%)	15.06%(▲1.01pt)
平成27年 9月	34,861人(+2.82%)	5,176人(▲4.25%)	14.85%(▲1.09pt)
平成27年10月	34,891人(+2.62%)	5,131人(▲5.16%)	14.71%(▲1.20pt)
平成27年11月	34,969人(+2.58%)	5,085人(▲5.80%)	14.54%(▲1.29pt)
平成27年12月	35,006人(+2.42%)	5,054人(▲5.85%)	14.44%(▲1.27pt)
平成28年 1月	35,115人(+2.55%)	5,037人(▲5.07%)	14.34%(▲1.16pt)
平成28年 2月	35,173人(+2.41%)	4,974人(▲5.74%)	14.14%(▲1.22pt)
平成28年 3月	35,221人(+2.28%)	4,985人(▲5.69%)	14.15%(▲1.20pt)

(注)括弧内は、対前年同月比。

<出典>厚生労働省

【参考2-3】桑名市における要介護・要支援認定率の推移(平成28年度)

	高齢者数	要介護・要支援認定者数	要介護・要支援認定率
平成28年 4月	35,279人(+2.27%)	4,980人(▲5.82%)	14.12%(▲1.21pt)
平成28年 5月	35,322人(+2.23%)	4,971人(▲5.82%)	14.07%(▲1.21pt)
平成28年 6月	35,375人(+2.19%)	5,006人(▲4.79%)	14.15%(▲1.04pt)
平成28年 7月	35,429人(+2.03%)	5,030人(▲4.35%)	14.20%(▲0.94pt)
平成28年 8月			
平成28年 9月			
平成28年10月			
平成28年11月			
平成28年12月			
平成29年 1月			
平成29年 2月			
平成29年 3月			

(注)括弧内は、対前年同月比。

<出典>厚生労働省

【参考3-1】桑名市における基本チェックリスト該当判定率の推移(平成27年度)

	高齢者数	基本チェックリスト該当 判定者数	基本チェックリスト該当 判定率
平成27年 4月	34,495人	7人	0.02%
平成27年 5月	34,551人	10人	0.03%
平成27年 6月	34,617人	26人	0.08%
平成27年 7月	34,617人	39人	0.11%
平成27年 8月	34,817人	52人	0.15%
平成27年 9月	34,861人	66人	0.19%
平成27年10月	34,891人	81人	0.23%
平成27年11月	34,969人	89人	0.25%
平成27年12月	35,006人	97人	0.28%
平成28年 1月	35,115人	99人	0.28%
平成28年 2月	35,173人	107人	0.30%
平成28年 3月	35,221人	116人	0.33%

<出典> 桑名市保健福祉部地域介護課

【参考3-2】桑名市における基本チェックリスト該当判定率の推移(平成28年度)

	高齢者数	基本チェックリスト該当 判定者数	基本チェックリスト該当 判定率
平成28年 4月	35,279人	115人	0.33%
平成28年 5月	35,322人	115人	0.33%
平成28年 6月	35,375人	111人	0.31%
平成28年 7月	35,429人	112人	0.32%
平成28年 8月			
平成28年 9月			
平成28年10月			
平成28年11月			
平成28年12月			
平成29年 1月			
平成29年 2月			
平成29年 3月			

<出典> 桑名市保健福祉部地域介護課

桑名市の認知症高齢者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
自然体	3,248	3,381	3,505	4,031	4,761
90歳以上	1,021	1,129	1,214	1,503	1,959
85～89歳	917	932	959	1,075	1,169
80～84歳	731	760	779	827	974
75～79歳	337	335	334	383	450
70～74歳	148	136	137	167	138
65～69歳	64	62	59	51	47
40～64歳	31	28	24	25	25
					
施策反映	3,161	3,292	3,414	3,895	4,634
90歳以上	993	1,099	1,183	1,443	1,907
85～89歳	892	907	933	1,039	1,138
80～84歳	711	740	759	805	948
75～79歳	328	326	325	371	435
70～74歳	144	132	133	162	134
65～69歳	62	61	58	49	45
40～64歳	31	28	24	25	25

(注)各計数は、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の要介護・要支援認定者数である。

<出典>「介護保険事業計画用ワークシート」(平成26年7月3日厚生労働省)

「日常生活圏域」

- 「日常生活圏域」は、施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービス等の提供体制の計画的な整備の単位となる地域。
- 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みの単位となる地域の範囲は、それぞれの取組みの趣旨及び内容に応じて重層的に勘案されること。

多度圏域

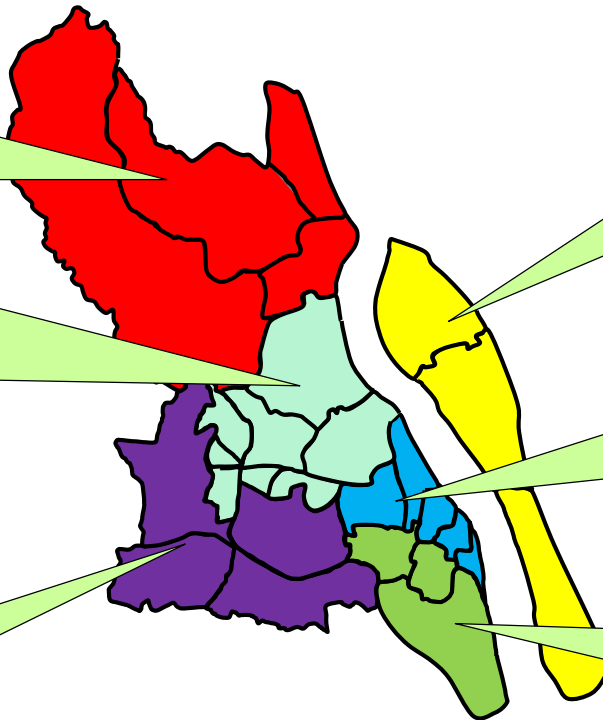
(多度東地区・多度北地区・
多度中地区・多度西地区・
多度南地区)

北部圏域

(深谷地区・大和地区
(新西方地区を含む)・
筒尾地区・松ノ木地区・
大山田地区・野田地区・
藤が丘地区・星見ヶ丘地区)

西部圏域

(桑部地区・在良地区・
七和地区・久米地区)



長島圏域

(長島北部地区・長島中部地区・
伊曾島地区)

東部圏域

(精義地区・立教地区・
城東地区・修徳地区・
大成地区)

南部圏域

(日進地区・益世地区・
城南地区)

「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」

- 個々の高齢者について、将来に医療や介護を必要とする状態となるリスクを早期に発見し、必要に応じて適切に支援するとともに、日常生活圏域ごとに、地域課題の把握及びその解決に資する地域資源の「見える化」・創出に取り組むことは、重要。



- 平成25・26年度に初めて、2年でおおむね対象者を一巡するよう、「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」を実施。
- 具体的には、在宅の高齢者のうち、
 - ① 要介護2・1又は要支援2・1と認定された高齢者
 - ② 一般高齢者を対象として、郵送のほか、民生委員又は地域包括支援センターの職員による未提出者に対する訪問により、記名式で、厚生労働省が提示した等の質問を内容とする調査票による「日常生活圏域ニーズ調査」を実施。
- その結果については、
 - ① 保険料を還元する一環として、調査票を提出した個々の対象者に対し、健康や日常生活に関して注意すべき点を記載した「個人結果アドバイス表」を送付。
 - ② 地域の関係者が活動を展開する等の基礎となるよう、データを日常生活圏域別に集計した報告書を公表。

【参考1】「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」の位置付け

- 「第6期介護保険事業計画」(平成27～29年度)は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途とする「地域包括ケアシステム」の構築に向けた「地域包括ケア計画」。



- 厚生労働省は、市町村に対し、「日常生活圏域ニーズ調査」の実施を勧奨。
 - ① 目的は、それぞれの高齢者について、元気なうちから、できる限り早く、将来に医療や介護が必要となる要因を発見し、必要に応じて適切に支援するとともに、日常生活圏域ごとに、地域課題を把握し、地域資源を創出すること。
 - ② 内容は、家族構成や「基本チェックリスト」を含む運動、栄養、口腔、認知症等に関する96問。
 - ③ 方法は、郵送及び未提出者に対する訪問。

(注)未提出者については、リスクを抱えていることが少なくないところ。

【参考2】「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」の実施状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
対象者	9,000人	22,693人	10,773人
提出者	7,286人	17,223人	9,150人
郵送	6,501人	13,179人	6,578人
訪問	785人	4,044人	2,572人
提出率	81.0%	75.9%	84.9%
郵送	72.2%	58.1%	61.0%
訪問	8.7%	17.8%	23.9%

<出典> 桑名市保健福祉部地域介護課

【参考3】調査票の提出を呼び掛ける文書のイメージ



平成 26年 8月

平成26年度 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査 「いきいき・くわな」の実施について（お願い）

平素より、桑名市政に対するご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
桑名市では、できるだけ多くの皆様が高齢になっても住み慣れた場所で生き生きと暮らし続けられるような地域づくりを目指しています。

そのためには、皆様一人ひとりについて、元気なうちから、できるだけ早く、将来に医療や介護が必要となる要因（運動、栄養、口腔、認知症等）を発見し、必要に応じて適切に支援することが重要です。

そこで、皆様一人ひとりの健康や日常生活の状態を把握するため、「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」を実施しています。

その結果については、皆様一人ひとりに対し、保険料を還元する一環として、健康や日常生活に関して注意すべき点を記載した「個人結果アドバイス表」を送付するとともに、桑名市地域包括支援センターにおいて、必要に応じ、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職による総合相談等に役立てます。

つきましては、同封の調査票にご記入の上、

平成 26年 9月 8日（月曜日）までに、同封の封筒で

ご返送下さるよう、お願い申し上げます。

なお、本調査は、皆様に対して調査票の提出を強制するものではありませんが、調査票が返送されない場合や、調査票の記載内容を確認する必要がある場合には、民生委員又は桑名市地域包括支援センターの職員が伺うこともありますので、あらかじめご了承下さい。

本調査についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。



- | | |
|--|--|
| ●桑名市 保健福祉部 介護・高齢福祉課
電話：0594-24-1170 | ●桑名市中央地域包括支援センター
電話：0594-24-5104 |
| ●桑名市東部地域包括支援センター
電話：0594-24-8080 | ●桑名市西部地域包括支援センター
電話：0594-25-8660 |
| ●桑名市南部地域包括支援センター
電話：0594-25-1011 | ●桑名市北部地域包括支援センター
(多度事務所) 電話：0594-49-2031
(長島事務所) 電話：0594-42-2119 |

フリーダイヤル
(委託先コールセンター)

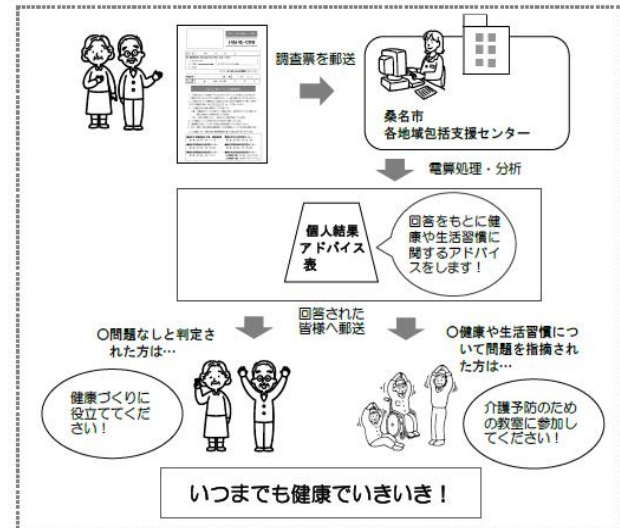
0120-797-541

□ 本調査については、在宅の65歳以上の市民の皆様のうち、①要支援又は要介護の認定を受けていない方と②要支援Ⅰ・Ⅱ又は要介護Ⅰ・Ⅱの認定を受けている方を対象として、おおむね2年で一巡するよう、実施します。

□ 今年度には、平成26年6月6日現在で22714名の方を抽出し、本調査を実施します。

□ 本調査の結果については、桑名市において、日常生活圏域（東部圏域、西部圏域、南部圏域、北部圏域、多度圏域及び長島圏域）ごとに集計してそれぞれの現状と課題を分析するなど、介護保険事業の運営の基礎となる資料として活用します。

※ 調査票の記載内容については、「桑名市個人情報保護条例」に基づき、適正に取り扱います。



【参考4】「個人結果アドバイス表」のイメージ

個人結果アドバイス表



先日はお忙しいなかご参加いただき、誠にありがとうございます。この結果アドバイスはいただいた回答を分析・判定し、あなた様より元気に、また要介護状態にならないようお過ごしいただくためのアドバイスをまとめたものです。両面に記載された内容や同封のチラシをお読みいただき、健康づくりや日常生活にお役立てください。また、生活や健康状態、介護のことで心配な点や気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

「最近、足腰が弱くなってきたかな？」
～もしかして「ロコモ」かも～

7つのロコチェック

- ◆ロコモ(ロコモティブシンドローム)とは？
ロコモとは、筋肉・骨・関節などの骨格の衰えにより、歩く、立つといった運動能力が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態をいいます。
- ◆あなたは大丈夫？
自分の状態を右の「7つのロコチェック」で確認しましょう。
すべて当てはまったら、要注意。
- ◆毎日の生活に+10の習慣を！
ロコモの予防と改善には、筋力とバランス能力を高め、骨や関節を支えることが大切です。生活の中におこったした工夫を加えて、今よりあと10分多く体を動かしましょう。

- 片腳立ちで膝下がはけない
- 家の中でつまづいたり、滑ったりする
- 階段を上るのに手すりが必要
- 15分くらい続けて歩くことができない
- 横断歩道を青信号で渡りきれない
- 2kg程度の荷物(1リットルの牛乳パック2個程度)を持ち帰るのが困難
- 指関節をかける、右肩の上げろしなど少し力のある家事が困難

【調査・介護予防に関するお問い合わせ先】

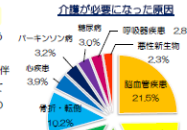
名称	電話番号	担当地区
最名市 保健福祉部 介護高齢福祉課	24-1170	—
最名市中央地域包括支援センター	24-5104	金城
最名市東部地域包括支援センター	24-8080	長島・立敷・城東・船場・大成
最名市西部地域包括支援センター	25-8660	長島・住吉・七郎・久米・屋見ヶ丘
最名市南部地域包括支援センター	25-1011	日蓮・豊栄
最名市北部地域包括支援センター	(多摩事務所) 49-2031 (長島事務所) 42-2119	長島・松ノ木・大山田・野田・藤が丘・瀧だまりの丘・多度 大和・新西万・深谷・長島

介護予防にとりくみましょう！

日々の生活における「少しの努力」で改善できる点はたくさんあります。いつまでも介護が必要なく、快適に生活するために日々の生活でこころがけましょう。

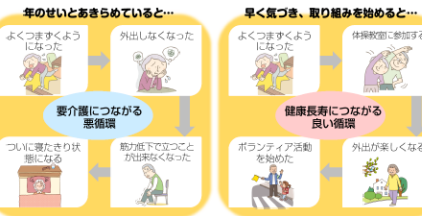
介護が必要になる原因は・・・？

介護が必要になる原因を見ると、右のグラフのように、脳卒中などの生活習慣病だけでなく、「認知症」や「高齢による衰弱」、「骨折・転倒」など、加齢に伴う身体機能・生活機能の低下によるものも多くなっています。高齢期には、これらの身体機能・生活機能の低下を予防すること(介護予防)が大切になります。



「要介護」につながる悪循環におちいらないために

寝たきりなどの重症の要介護状態も、はじまりは「つまづきが多くなった」「入浴がわからない」「食飲が低下した」といった身近なことがきっかけです。早めに自身の低下に気づき、要介護につながる悪循環を断ち切りましょう。悪循環を引き起こさないためには日々の生活の過ごし方大きなカギとなります。頭も身体も積極的に動かすことが大切です。



下記がお答え頂いた回答です。

日常生活圏域二重調査 ※生活機能の判定に使用した25項目	回答	点数
1 バスや電車で一人で外出していますか ※自家用車の運転は可	いいえ	1点
2 日用品の買い物をしていますか	いいえ	1点
3 預貯金の出入しをしていますか	いいえ	1点
4 友人の家を訪ねていますか	いいえ	1点
5 家族や友人の相談にのっていますか	いいえ	1点
6 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	いいえ	1点
7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	いいえ	1点
8 15分程度続けて歩いていますか	いいえ	1点
9 この1年間に転んだことがありますか	はい	1点
10 転倒に対する不安は大きいですか	はい	1点
11 6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	1点
12 身長 160 cm 体重 45 kg BMI ←	17.5	1点
※BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m) BMIが18.5未満の場合に1点		
13 半年前に比べて重いものが食べにくくなりましたか	はい	1点
14 お茶や汁物でむせることがありますか	はい	1点
15 口の渇きが気になりますか	はい	1点
16 週に1回以上は外出していますか	いいえ	1点
17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	1点
18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物言いがあるといわれますか	はい	1点
19 自分で電話番号を覚えて電話をかけることをしていますか	いいえ	1点
20 今日が毎月何日かわからない時がありますか	はい	1点
21 (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい	1点
22 (ここ2週間) これまで楽しんでやっていたことが家めしめなくなった	はい	1点
23 (ここ2週間) 以前にできていたことが今ではおっくうに思われる	はい	1点
24 (ここ2週間) 自分が役に立つ人だと感じない	はい	1点
25 (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	はい	1点

※この結果アドバイス表の点数は国の基準に従って作成しております。

総合結果

気をつけましょう

基本チェックリストの結果、日常生活において気をつけていただきたいことがあります。下記の各項目のアドバイスをご覧いただき、「気をつけましょう。」と書かれた項目については、いつまでも健康な生活ができるように見直しや改善に努めましょう。

生活機能全般 20点
気をつけましょう
生活機能とは、日常生活に必要な、買い物や食事の準備、お金の管理、通院など、自立した生活をおくるために必要な機能をいいます。普段の生活において、無理のない範囲で身の回りのことを自分でできるよう心がけるとともに、ご自身にあった運動を継続されるのが大切です。生活を維持するための体力の向上に努めましょう。

運動機能 5点
気をつけましょう
ウォーキングや軽い運動から始めて、足腰の筋力やバランス能力を高め、歩行能力を維持しましょう！

栄養状態 2点
気をつけましょう
ご飯や魚、肉、卵、野菜、牛乳などを中心に、食べたいものを、楽しみながら食べていきましょう。水分も十分に補給しましょう。

口腔機能 3点
気をつけましょう
口腔機能とは食べ物をよくかみ、飲み込むなどの口の機能全般のことを指します。正しい嚥下姿勢に注意し、口の周りの筋肉や舌の動きを強くすることが大切です。

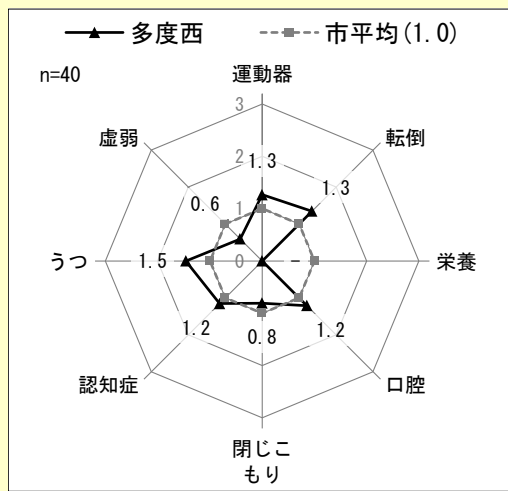
閉じこもり 2点
気をつけましょう
楽しいこと、好きなことを月々つづけて生活空間を広げ、人と交流していくことで、心とからだの元気を保ちましょう。

認知症 3点
気をつけましょう
物忘れの傾向があるようです。認知症の予防には、日頃から、本や新聞を読む、日記を書く、適度な運動をする、友人・知人と会うなどが大切です。

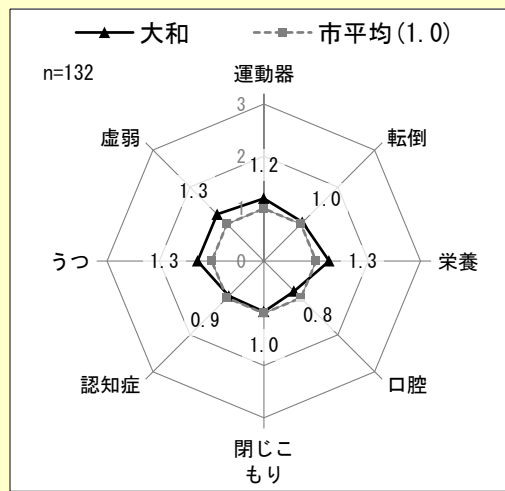
うつ 5点
気をつけましょう
「気持ちが沈む」「寝れず」「意欲がわかない」などいつも違う感覚はありますか。心配なときは、早めに専門医や医療機関などに相談しましょう。

【参考5】小学校区別の結果一例一

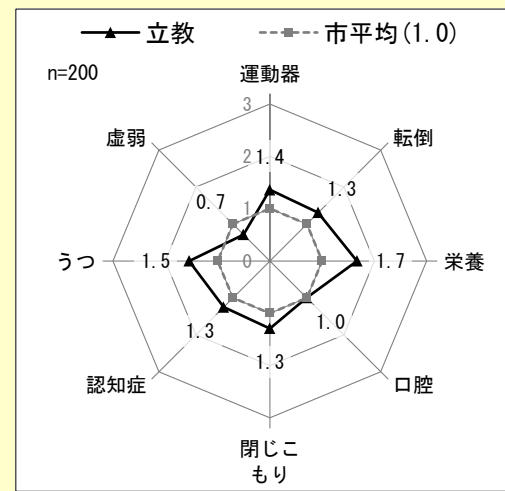
多度西(多度圏域)



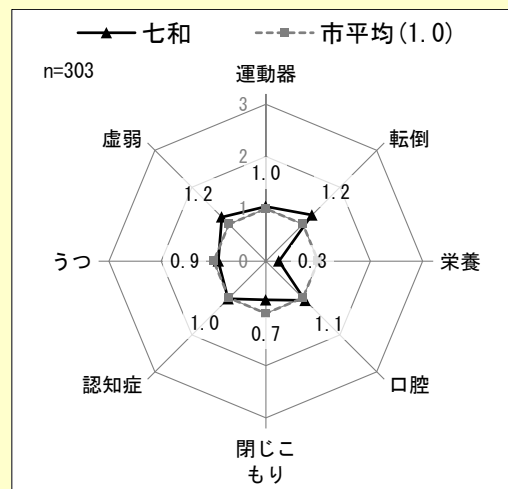
大和(北部圏域)



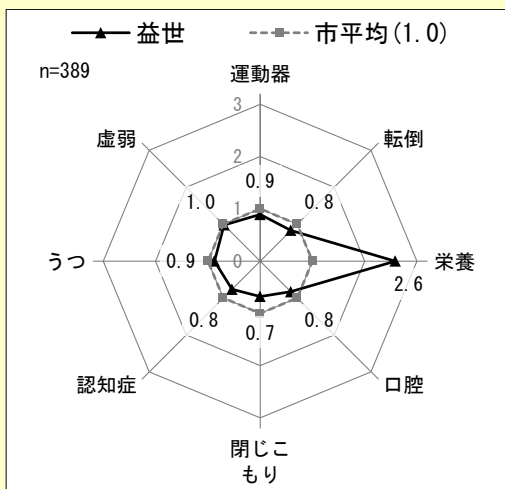
立教(東部圏域)



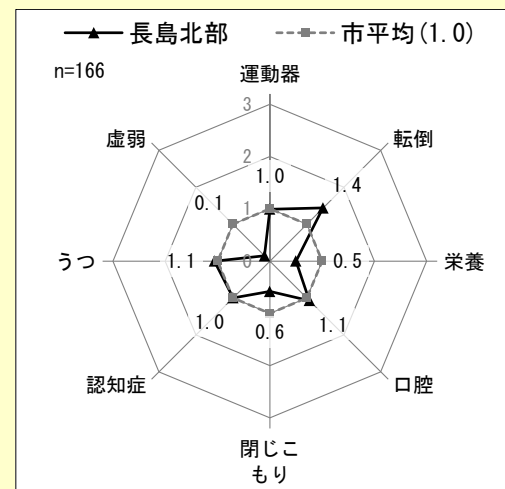
七和(西部圏域)



益世(南部圏域)



長島北部(長島圏域)



【参考6】地区診断一例一

桑名市中央保健センター

精義地区の現状とこれから



市全体に比べて高齢化率が高いです。
団塊の世代の方が75歳以上(後期高齢者)となる
2025年に向けた対策が求められています！

桑名市

総人口：142,815人
65歳以上：33,904人
高齢化率：23.7%
75歳以上：15,441人
10.8%
年少人口(15歳未満)：20,120人
14.1%

精義地区

総人口：4,613人
65歳以上：1,375人
高齢化率：29.8%
75歳以上：728人
15.8%
年少人口(15歳未満)：507人
11.0%

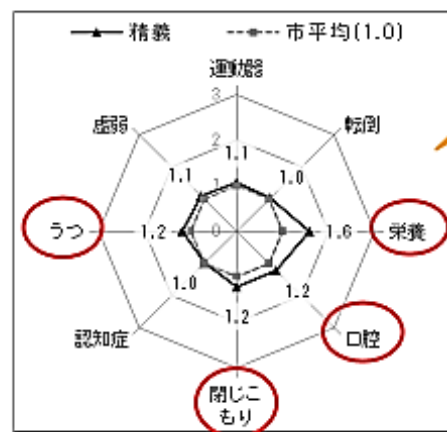
H26.9月末現在

精義地区

桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』の結果より

基本チェックリストの結果から評価した各項目のリスク該当者の割合について、桑名市全体を1.0として小学校区別に比較したものです。

図表中の各項目の**数値が1.0よりも高い場合、その項目のリスク該当者の割合が市の平均よりも高い**ことを表しています。



転倒・認知症以外の全ての項目においてリスクが高い方が多いことが予測されます。
特に、「栄養」、「閉じこもり」、「口腔」、「うつ」状態のリスクが高いです。

基本チェックリスト

65歳以上の方を対象に送付させて頂いた介護予防のチェックのために実施するもので、介護の原因となりにくい生活機能低下の危険性がないかどうかという視点で日常生活圏運動器、運動器の機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知症、うつ等の全25項目について「はい」「いいえ」で記入する質問票

高齢者を対象とする調査の一本化

- 平成26年1月、初めて、「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」を実施。
(注) 平成25年度より、「高齢者実態調査」を廃止。
- 平成26年度より、高齢者を対象とする調査を「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に一本化。
(注1) 平成26年度より、「在宅高齢者実態調査」及び「基本チェックリスト」に基づく一斉調査を廃止。
(注2) 平成26年度より、「桑名市要援護者台帳」の登録申請書も同封。



- ① 調査を実施する民生委員等の負担を軽減。
- ② 調査の対象となる高齢者の負担を軽減。
- ③ 桑名市地域包括支援センターで桑名市と一体になって個々の高齢者をそれぞれの状態像に応じて総合的に支援する環境を整備。

桑名市における個別事例の検討を通じた地域課題の把握

- 地域課題の解決に資する地域資源の「見える化」・創出のための方策を検討する前提として、個別事例の検討を通じた個別課題の解決で蓄積された知見に基づき、個別事例を分析し、地域課題を抽出することは、重要。



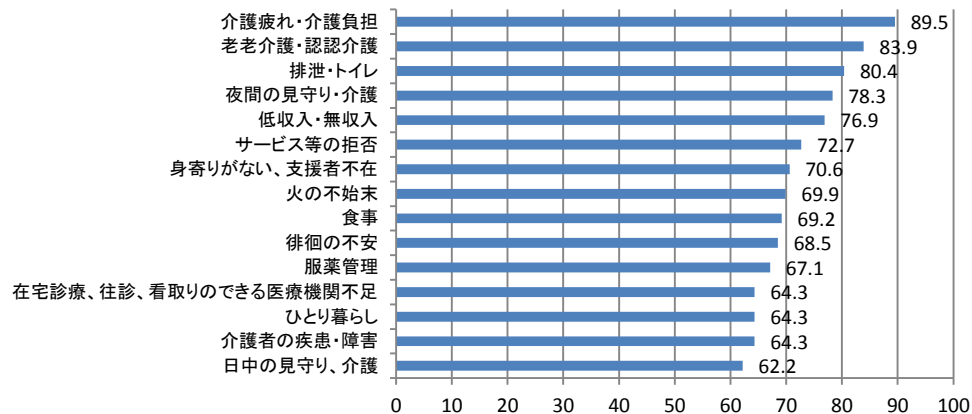
- 平成25年12月～平成26年6月、8回にわたり、桑名市地域包括支援センターにおいて、必要に応じて介護支援専門員等の参加を得ながら、個別事例の検討を通じた地域課題の把握のための「地域ケア会議」を開催。
- その結果に基づき、
 - ① 「高齢者世帯の困難事例の要因等に関する調査」中間報告書（平成26年1月桑名市地域包括支援センター）
 - ② 「桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けた地域課題の把握のための調査～『地域ケア会議』での個別事例の検討を通じて～」報告書（平成26年7月桑名市地域包括支援センター）を公表。

【参考】「桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けた地域課題の把握のための調査 ～『地域ケア会議』での個別事例の検討を通じて～」報告書(平成26年7月桑名市地域包括支援センター)の概要

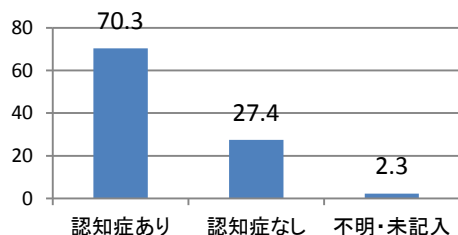
第1部 地域課題把握のためのアンケート調査

- 平成26年3月、介護支援専門員等を対象として、「地域課題把握のためのアンケート調査」を実施。
- 平成26年6月、介護支援専門員等の参加を得て、地域課題把握のための「地域ケア会議」を開催。

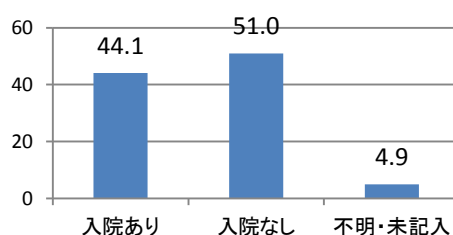
高齢者が自宅を離れた要因（単位：%）



施設に入所した高齢者に係る
認知症の有無（単位：%）



施設に入所した高齢者に係る
入所前の入院の有無（単位：%）



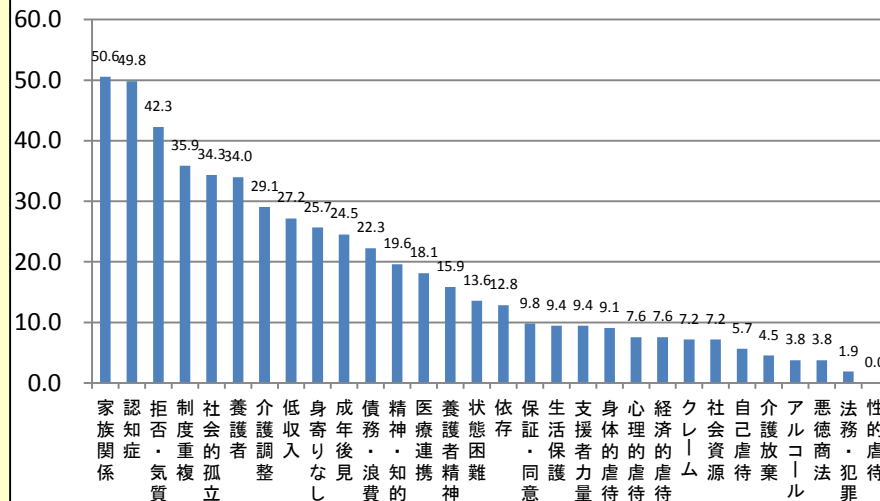
第2部 個別事例振り返りのための「地域ケア会議」

- 平成26年3～6月、個別事例振り返りのための「地域ケア会議」を開催。
- 具体的には、高齢者が自宅を離れて施設に入所した事例について、「在宅生活継続の阻害要因」を分析し、「在宅生活継続の限界点を高める方法」を検討。

第3部 困難事例要因調査

- 平成23年4月～平成25年9月に地域包括支援センターで対応されたすべての困難事例について、要因を分析。

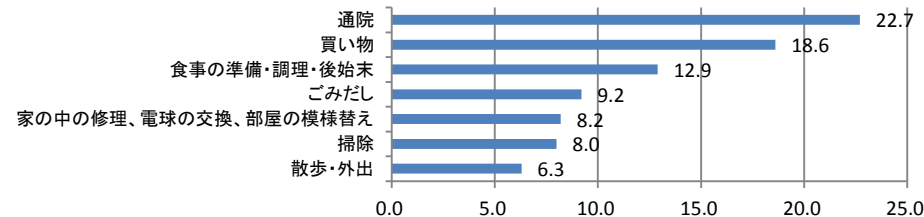
困難事例の要因（単位：%）



第4部 高齢者「単身」「のみ」世帯の生活上の困りごと調査

- 平成25年12月、地域包括支援センター等の職員を対象として、「高齢者『単身』『のみ』世帯の生活上の困りごと調査」を実施。

高齢者「単身」「のみ」世帯の生活上の困りごと（単位：%）



医療同意・身元保証・身元引受に関する要望

- 身寄りを欠く高齢者が増加しているにもかかわらず、医療機関や介護事業所において、法制的に求められない医療同意や身元保証・引受に署名する身寄りを欠くことを理由として、サービスの提供を拒否する、という慣習が根強いいため、現場で対応に苦慮。



- 平成26年8月、桑名市より、三重県に対し、医療同意・身元保証・身元保証に関する制度的な対応を求める要望を提出。



平成26年8月
「三重県予算に関する要望書」

【参考】「平成27年度三重県予算に関する要望書」 (平成26年8月8日桑名市)－抄－(1)

2. 福祉施策・地域医療の充実について

(略)

(5) 医療同意、身元保証、身元引受に関する法的整備の推進について

医療機関における医療同意・身元保証・身元引受、
介護サービス事業所・高齢者居住施設における身元保証・身元引受は
法的に求められる制度ではないにも関わらず、
実質的には署名者がいないことを理由に受入・サービス提供を渋ったり、
拒否したりする医療機関・介護サービス事業所・高齢者居住施設が多く存在するため、
身寄りのない高齢者本人はもちろん、その支援にあたる市および地域包括支援センター、
介護支援専門員をはじめとした福祉関係者が対応に苦慮している。

また、これらの署名を親族にかわって代行する民間事業者が存在し、
以下のような問題が生じている。

1. 資産を有する高齢者からは高額で署名を引き受け、資産のない高齢者は対象としない。
2. 高額で不明瞭な価格設定、葬儀の執行、遺体の引取り等で親族とトラブルが生じている。
3. 延命判断、手術・輸血・血液製剤使用・身体拘束等の同意等、
一身専属の権利に関わる事項を本人の意向がなくとも署名している。
4. 保証人・連帯保証人の署名を行う一方で、金銭管理も行うことがあり、
仮に債務を連帯保証人等として弁済した場合は債権者が金銭管理をしていることとなり、
本人に不利益が生じるおそれがある。

【参考】「平成27年度三重県予算に関する要望書」 (平成26年8月8日桑名市)－抄－(2)

以上の通り、医療同意・身元保証・身元引受に関する問題が解消されなければ高齢者が安心して適切な医療・介護サービスを受けられる体制を築き上げることはできず、可能な限り在宅生活継続を目指す地域包括ケアシステム構築に支障をきたすことになる。この問題の背景には、法的には必要とされていないにも関わらず書類の署名がないとサービスを提供しないという医療機関、介護サービス事業所、高齢者居住施設の強いこだわりがあり、国に対して次のいずれかの対策を講じるよう要望して頂きたい。

1. 医療同意・身元保証等の署名がないことを理由にサービス提供の拒否はできないことの周知徹底。
2. 成年後見人等が医療同意・身元保証・身元引受の署名ができる権限を法律に明記する。
3. 医療・福祉分野における私契約上の医療同意・身元保証等の抜本的見直し、または廃止の推進。

なお、本件は平成25年に実施した「桑名市地域包括支援センターにおける困難事例要因調査」の結果に基づき、市単独での解決は困難と判断し、要望するものである。同調査では、困難事例のうち9.8%に医療同意等が要因として存在していた。親族・地域とのつながりが希薄となる中で、支援してくれる身寄りのない高齢者が著しく増加しており、その状況に制度面が追い付いていない状況にある。

従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスに関する周知

- 従来の在宅サービスと異なる内容の新しい居宅サービスについて、潜在的なニーズが顕在化するよう、介護保険の被保険者である高齢者及びその家族や、介護保険制度の中でサービスを提供する医療機関及び介護事業所に周知することは、重要。



- 平成26年8月、初めて、北部地域包括支援センター（長島）の主催により、介護支援専門員を対象として、「定期巡回・随時対応サービス見学会・勉強会」を開催。

（注）43人の介護支援専門員の参加を得たところ。

- 平成26年10月、初めて、北部地域包括支援センター（多度）の主催により、介護支援専門員を対象として、「複合型サービス勉強会」を開催。

（注）39人の介護支援専門員の参加を得たところ。



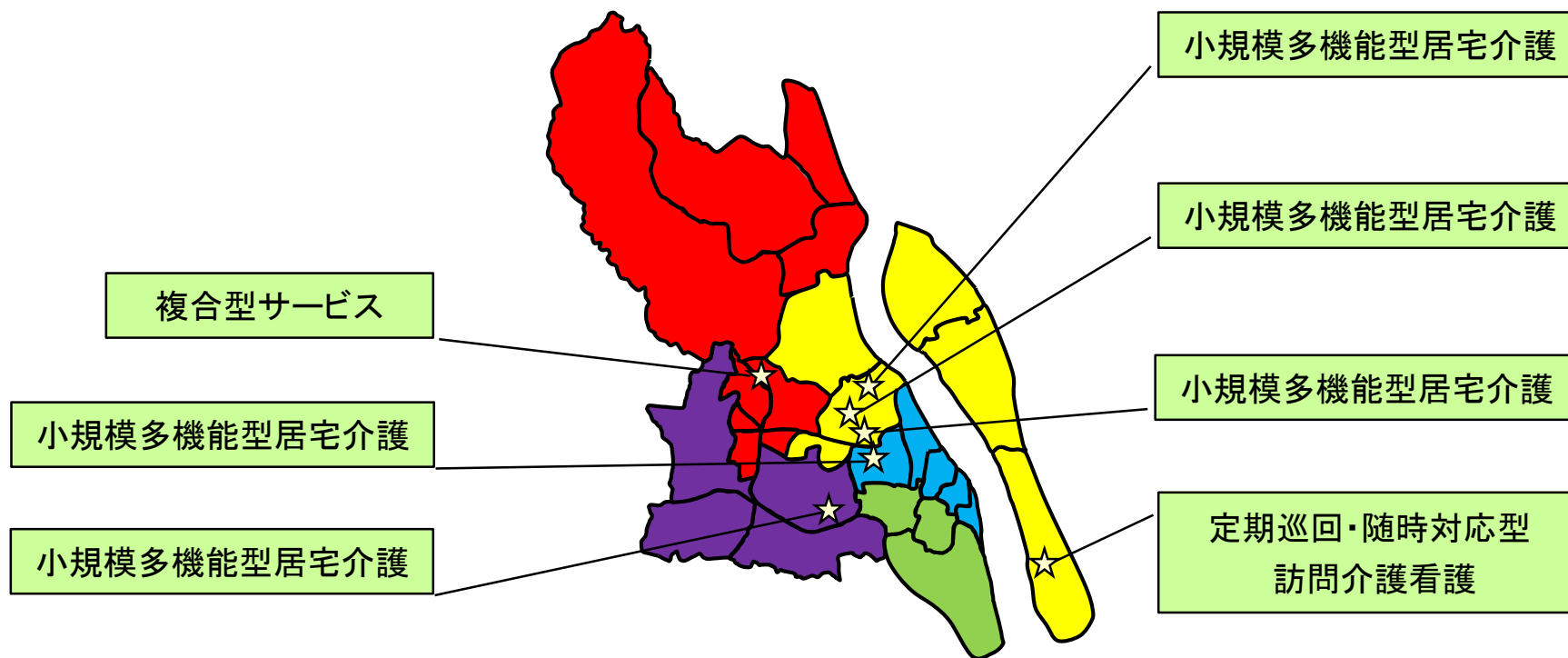
平成26年8月12日
「定期巡回・随時対応
サービス見学会・勉強会」



平成26年10月3日
「複合型サービス勉強会」

【参考】従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスの提供体制の整備状況

- ① 平成20年3月以降、順次、市内の5か所で、「小規模多機能型居宅介護」の事業所が開設。
- ② 平成26年4月、市内で初めて、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所が開設。
- ③ 平成26年4月、県内で初めて、「複合型サービス」の事業所が開設。



通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定に関する協議

- 在宅生活の限界点を高めるサービスの提供を実現するためには、施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの普及を促進することが重要。



- 平成26年6月、桑名市より、三重県に対し、通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定及びその更新について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの普及を促進するために必要な協議を求めたところ。
- これは、従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスの提供体制の計画的な整備について、「地方分権の試金石」と称される介護保険制度で市町村に介護保険の保険者として認められた機能を適切に発揮したもの。
- 当面、次に掲げる基本的な方針に沿って、適切に対応。
 - ① 新規の指定に関しては、
 - i 原則として、認めない取扱い。
 - ii サービスの内容が高齢者の自立支援に特に資するものと認められる場合には、例外的に、認める取扱い。
 - ② 指定の更新に関しては、
 - i 不祥事案が生じた等の場合を除き、認める取扱い。
 - ii 必要に応じ、指導監査を実施する等の取扱い。



平成26年6月26日
協議を求める文書の提出

【参考1】通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定に関する協議の枠組み

- 現行の介護保険法(平成9年法律第123号)では、指定居宅サービス事業者の指定及びその更新は、都道府県の権限(第41条第1項本文)。
- もっとも、介護保険の保険者である市町村は、
 - ① 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」又は「複合型サービス」の事業所が所在する場合等において、「訪問介護」又は「通所介護」の量が市町村介護保険事業計画で定める見込量に既に達したとき等は、
 - ② 都道府県に対し、「訪問介護」又は「通所介護」に係る指定居宅サービス事業者の指定及びその更新について、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」及び「複合型サービス」の普及を促進するために必要な協議を求めることができる
ところ(第70条第7項及び第70条の2第4項)。
(注) 都道府県は、市町村の求めに応じなければならないところ。
- この場合においては、都道府県は、市町村が求めた協議の結果に基づき、指定居宅サービス事業者の指定及びその更新について、拒否し、又は必要な条件を付することができるところ(第70条第8項及び第70条の2第4項)。

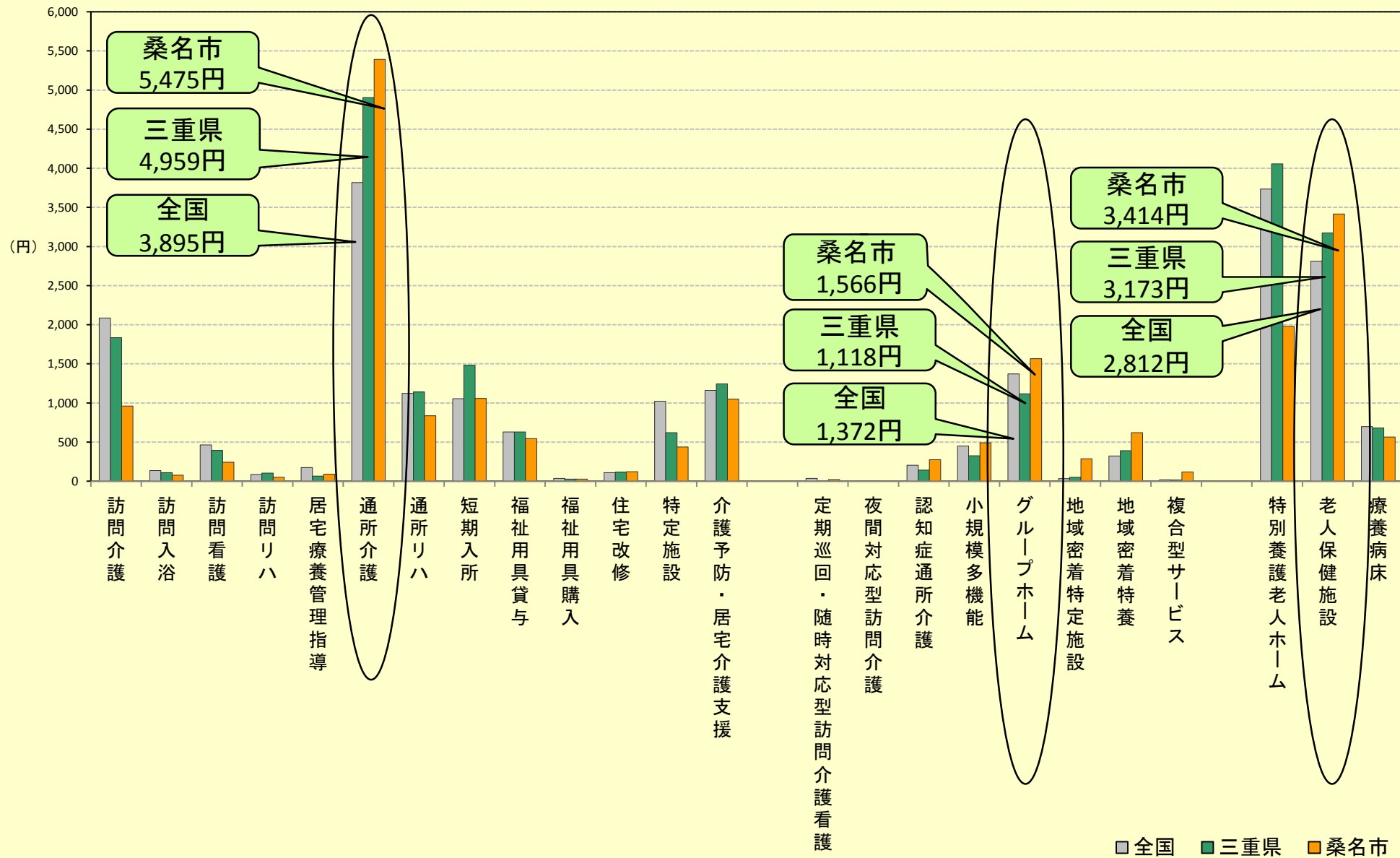
【参考2-1】訪問介護等のサービス量及び総給付費の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護					
	利用者数(人/年)				
	計画	—	10,004	10,580	10,863
	実績	10,187	10,587	10,430	9,993
	利用回数(回/年)				
	計画	—	147,740	156,271	159,775
	実績	103,067	98,156	95,582	93,345
給付費(千円)	計画	—	369,244	390,686	398,986
	実績	331,246	381,589	363,427	351,568
介護予防訪問介護					
	利用者数(人/年)				
	計画	—	2,637	2,814	2,987
	実績	2,437	2,549	2,642	2,853
	給付費(千円)				
	計画	—	46,335	49,447	52,471
	実績	41,091	45,584	46,600	52,176

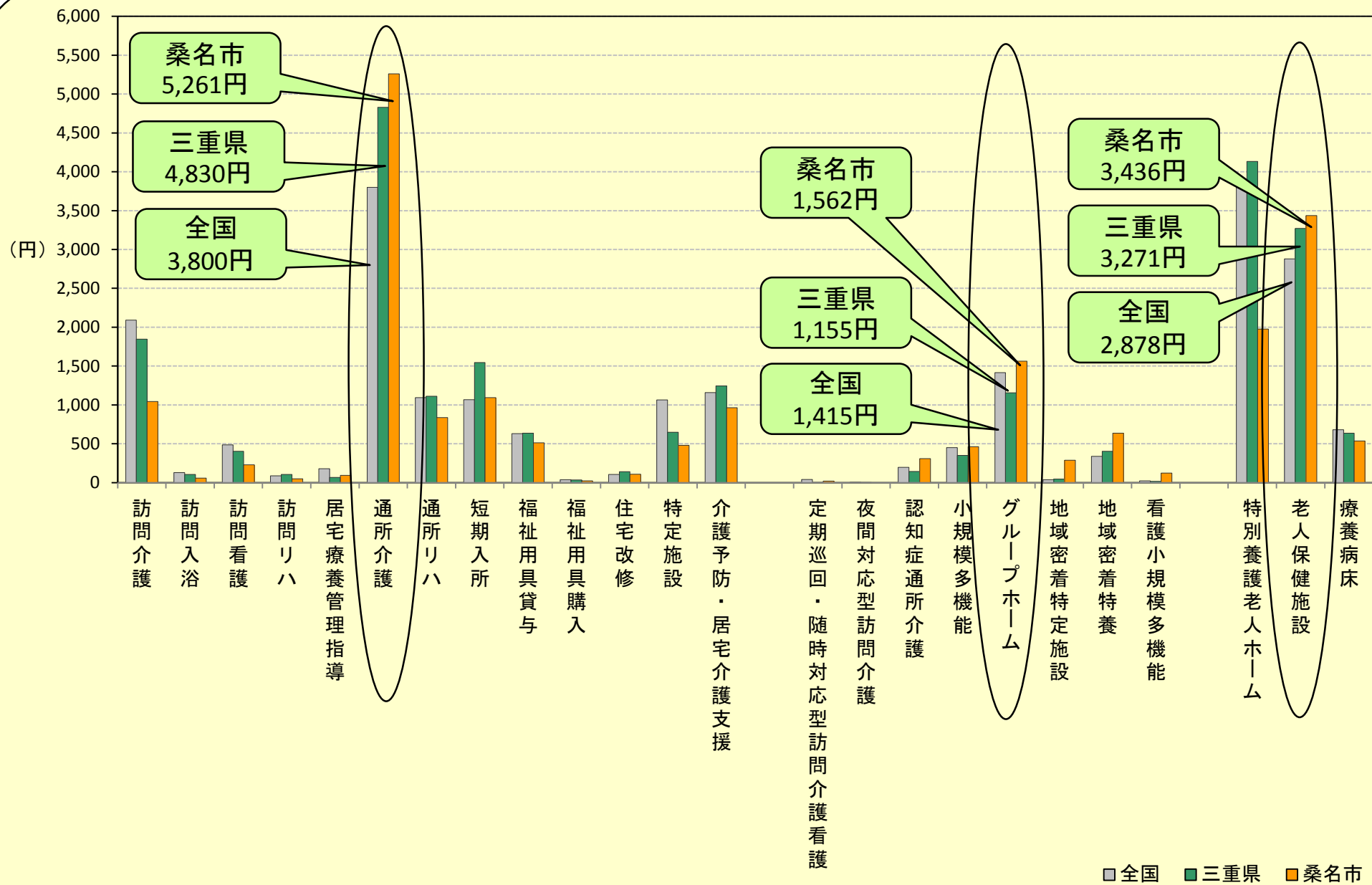
【参考2-2】通所介護等のサービス量及び総給付費の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所介護					
利用者数(人/年)	計画	—	16,431	17,404	17,876
	実績	18,278	18,931	19,612	19,665
利用回数(回/年)	計画	—	219,936	233,340	239,567
	実績	234,998	224,573	233,015	236,799
給付費(千円)	計画	—	1,752,903	1,861,001	1,907,813
	実績	1,630,023	1,801,868	1,901,696	1,925,382
介護予防通所介護					
利用者数(人/年)	計画	—	4,669	4,983	5,288
	実績	4,764	5,263	5,961	7,143
給付費(千円)	計画	—	149,623	159,677	169,418
	実績	146,274	152,833	172,728	211,380

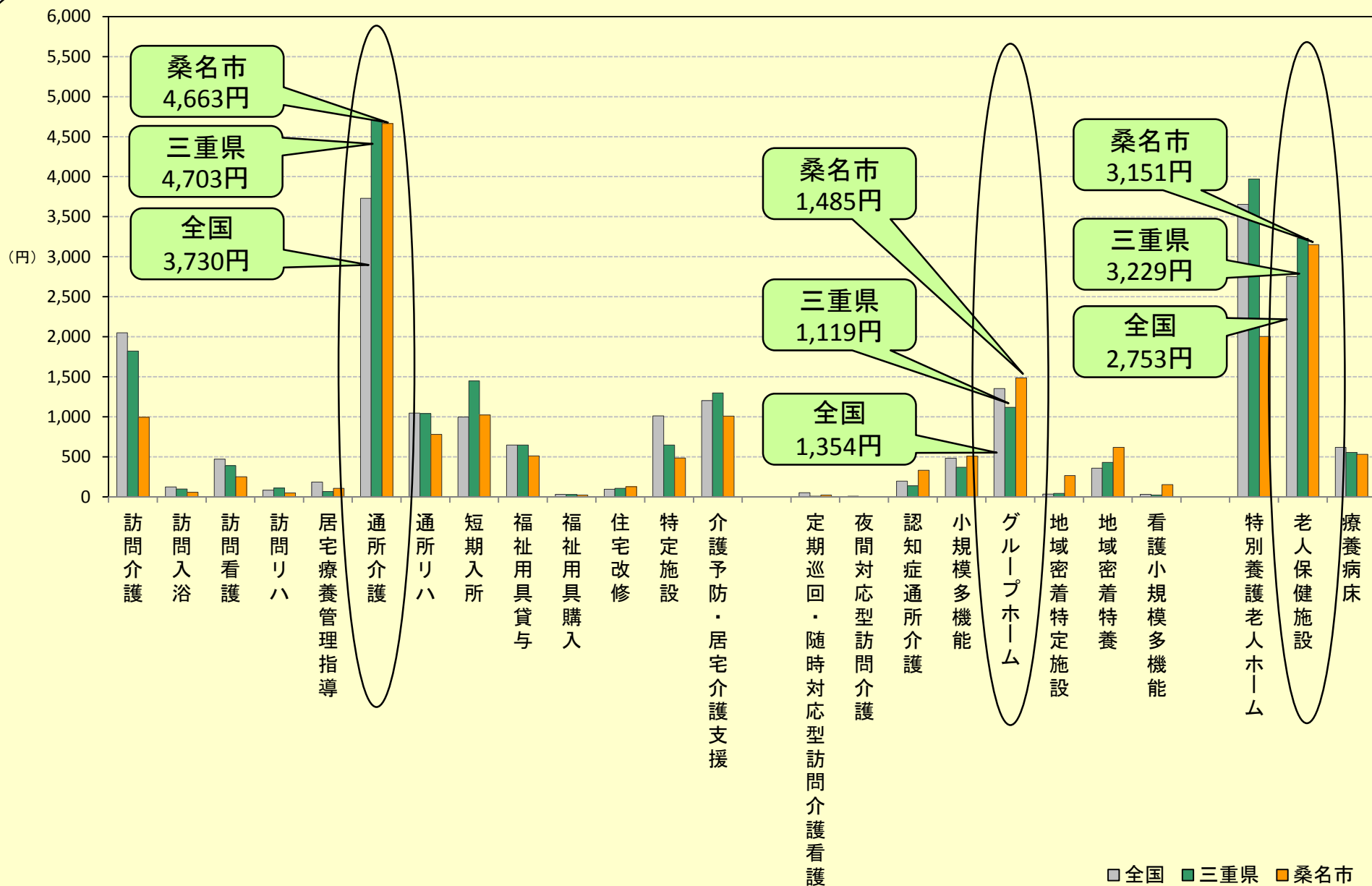
【参考3-1】第1号被保険者1人当たりのサービス種類別給付月額(平成26年9月)



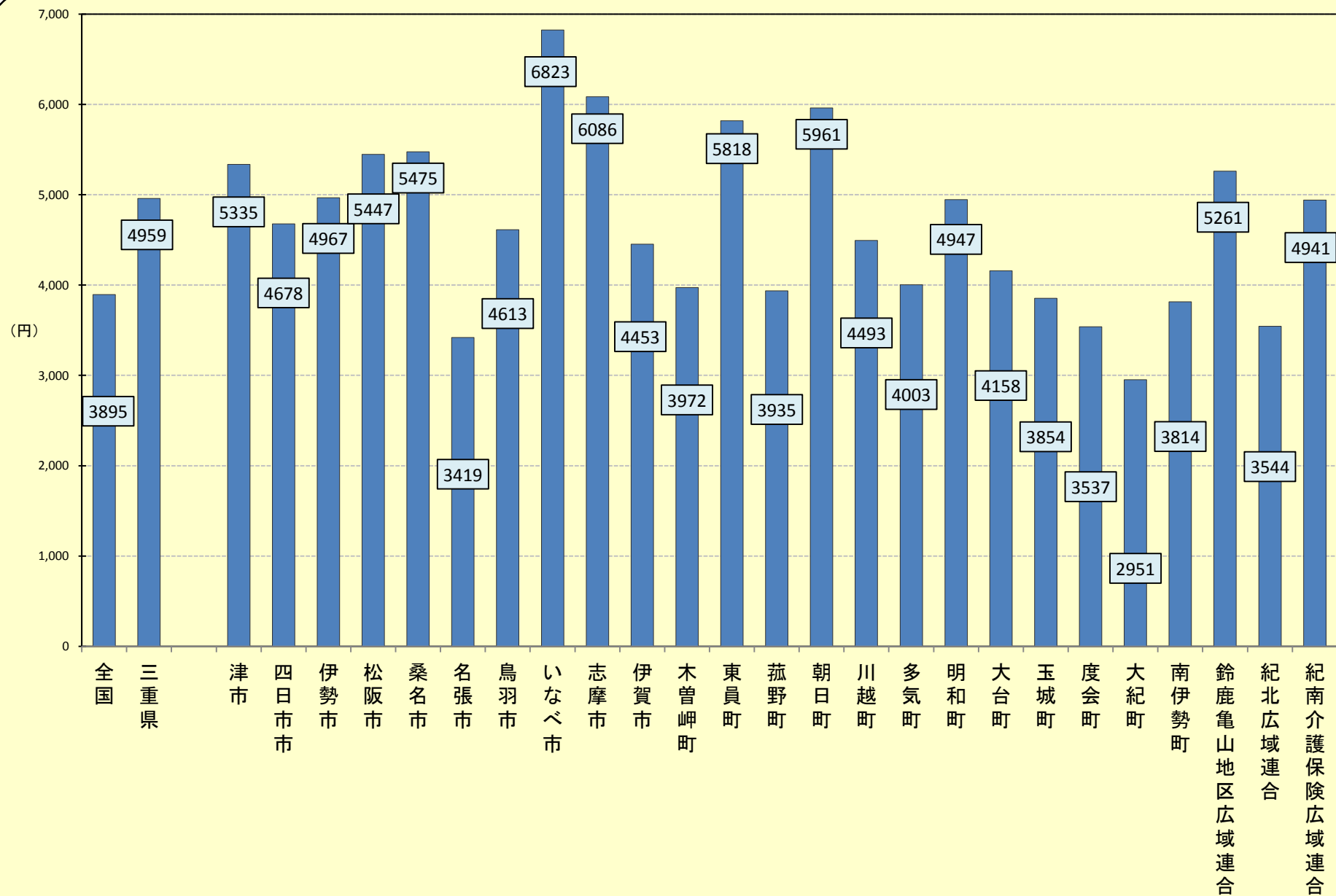
【参考3-2】第1号被保険者1人当たりのサービス種類別給付月額(平成27年3月)



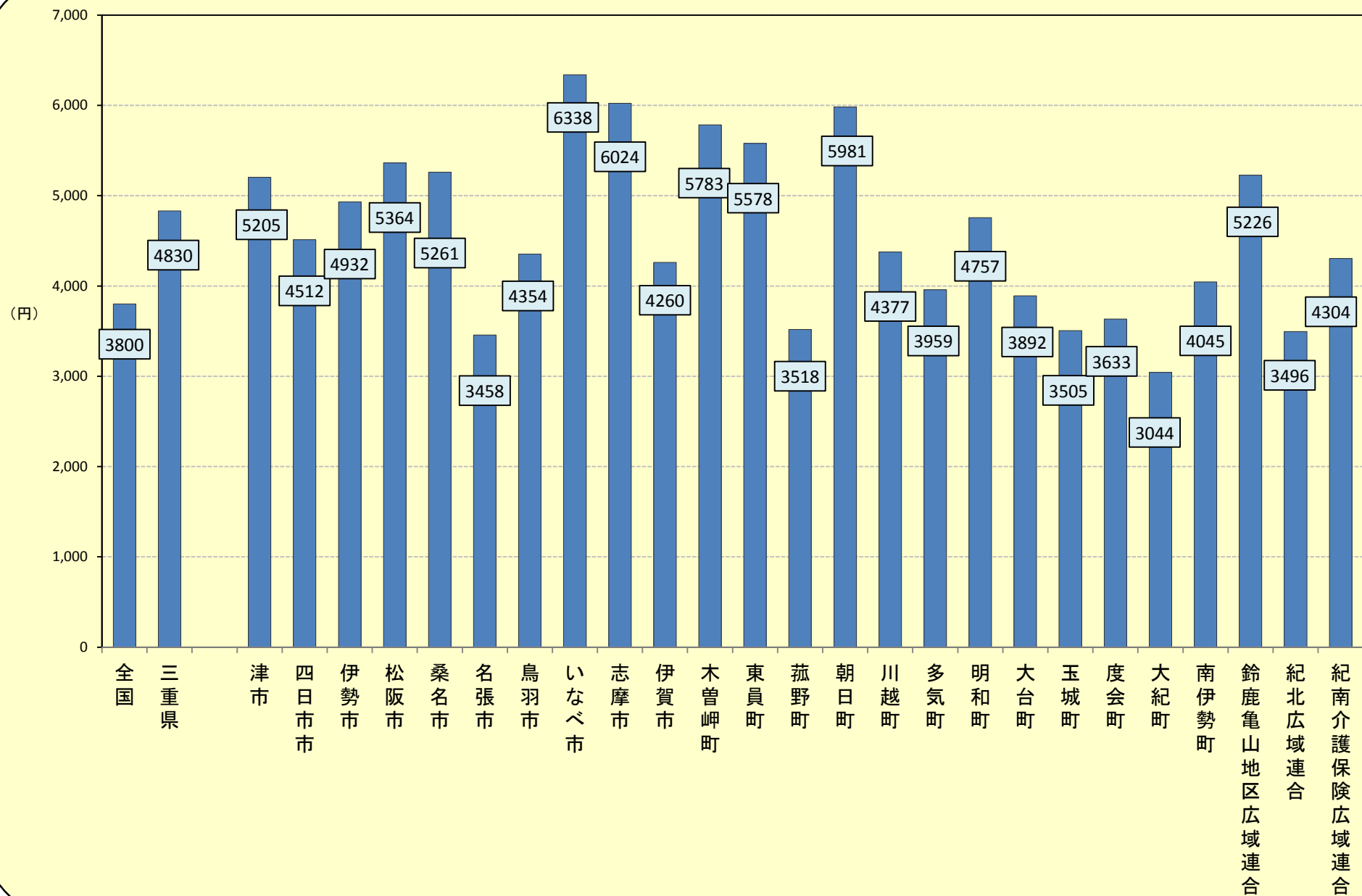
【参考3-3】第1号被保険者1人当たりのサービス種類別給付月額(平成27年9月)



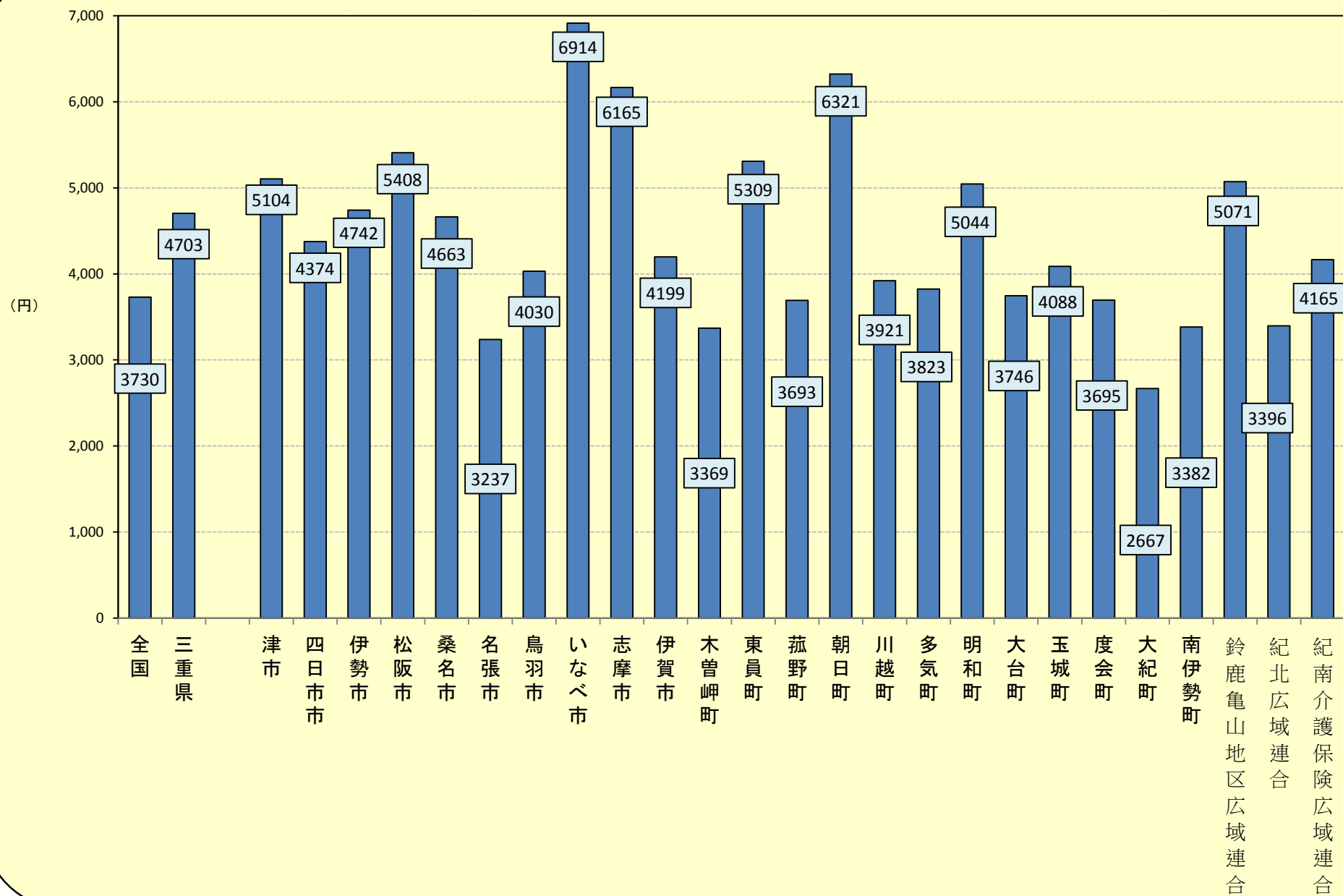
【参考4-1】通所介護に係る第1号被保険者1人当たりの給付月額(平成26年9月)



【参考4-2】通所介護に係る第1号被保険者1人当たりの給付月額(平成27年3月)



【参考4-3】通所介護に係る第1号被保険者1人当たりの給付月額(平成27年9月)



「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」の開催

- 地域密着型サービス事業者の地域連携は、重要。



平成26年9月17日
「運営推進会議」

- 地域密着型サービス事業者において、おおむね2月(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあっては、3月)に1回以上、次に掲げる等の者の参加を得て、「運営推進会議」(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあっては、「介護・医療連携推進会議」)を開催。

- ① 利用者又はその家族
- ② 地域住民の代表者
- ③ 桑名市又は桑名市地域包括支援センターの職員

(注) 平成27年度には、次に掲げるものに係る地域密着型サービス事業者において、延べ142回にわたり、「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」を開催。

- ① 1か所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 5か所の小規模多機能居宅介護
- ③ 15か所の認知症対応型共同生活介護
- ④ 2か所の地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑤ 4か所の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑥ 1か所の看護小規模多機能型居宅介護

「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」の活用

- 「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」は、地域密着型サービス事業者の地域連携のためのものであるが、主として、地域密着型サービス事業者の活動状況を報告する機会。
- これについては、地域住民に対する普及啓発を図る場として活用することが可能。



平成27年3月23日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する
事業所における「介護・医療連携推進会議」



- 今後、
 - ① 地域密着型サービス事業者において、利用者に対する介護予防に資するサービスの提供又は在宅生活の限界点を高めるサービスの提供（在宅での看取りを含む。）に関する事例を紹介する機会
 - ② 桑名市、桑名市地域包括支援センター及び桑名市社会福祉協議会において、地域住民による自発的な活動や参加を働き掛ける機会として、「介護・医療連携推進会議」又は「運営推進会議」を活用するよう、期待。

【参考】「運営推進会議」一例一

- 地域密着型サービス事業者の地域連携のための「運営推進会議」は、
 - ① 事業運営の「見える化」
 - ② 地域住民に対する普及啓発を図る重要な機会。



- 平成23年5月に開設された認知症対応型共同生活介護等を提供する事業所において、おおむね2月に1回、
 - ① 利用者又はその家族
 - ② 地域住民の代表者等の参加を得て、「運営推進会議」を開催。
- その中で、平成27年1月、利用者に対する在宅での看取りに関する事例を紹介。



平成27年1月16日
「運営推進会議」



「介護保険地域密着型サービス外部評価情報」

- 高齢者において、その心身の状況等に応じて介護サービスを選択することが可能となるよう、介護事業所において、介護サービスの提供状況に関する情報を公表することは、重要。



福祉医療機構
「介護保険地域密着型サービス外部評価情報」

- 都道府県に登録された評価機関において、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護を対象として、外部評価を実施。
- 独立行政法人福祉医療機構において、「WAMNET(ワムネット)」(<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>)中で「介護保険地域密着型サービス外部評価情報」を公表。
(注) 「介護保険地域密着型サービス外部評価情報」に掲載された市内に所在する介護事業所は、平成28年3月現在、認知症対応型共同生活介護で15か所。

「介護サービス情報公表システム」

- 高齢者において、その心身の状況等に応じて介護サービスを選択することが可能となるよう、介護事業所において、介護サービスの提供状況に関する情報を公表することは、重要。



厚生労働省
「介護事業所検索介護サービス情報公表システム」

- 厚生労働省において、介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」(<http://www.kaigokensaku.jp/>)を運用。

(注) 「介護サービス情報公表システム」に掲載された市内に所在する介護事業所は、平成28年3月現在、233か所。

介護サービスの提供体制の計画的な整備

1. 施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの提供体制の重点的な整備

- 従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービスを提供する事業所がおおむね倍増するよう、
 - ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ② 小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定について、地域交流スペースの確保、地域支援事業及び「地域ケア会議」に対する協力等を必須として、公募を実施。

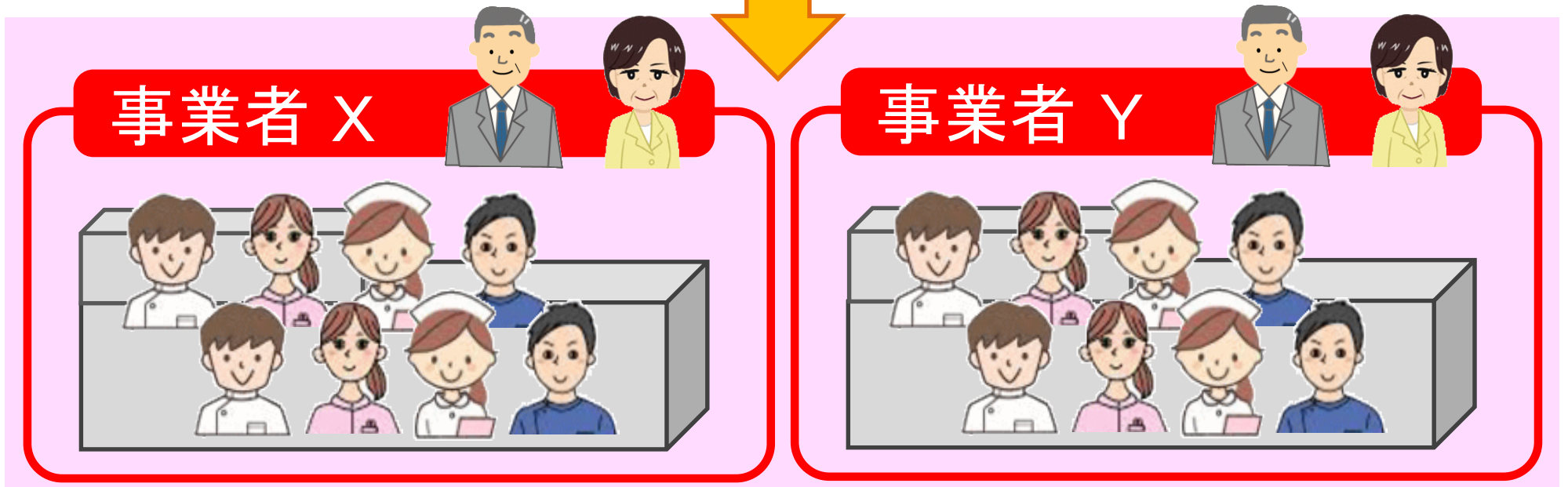
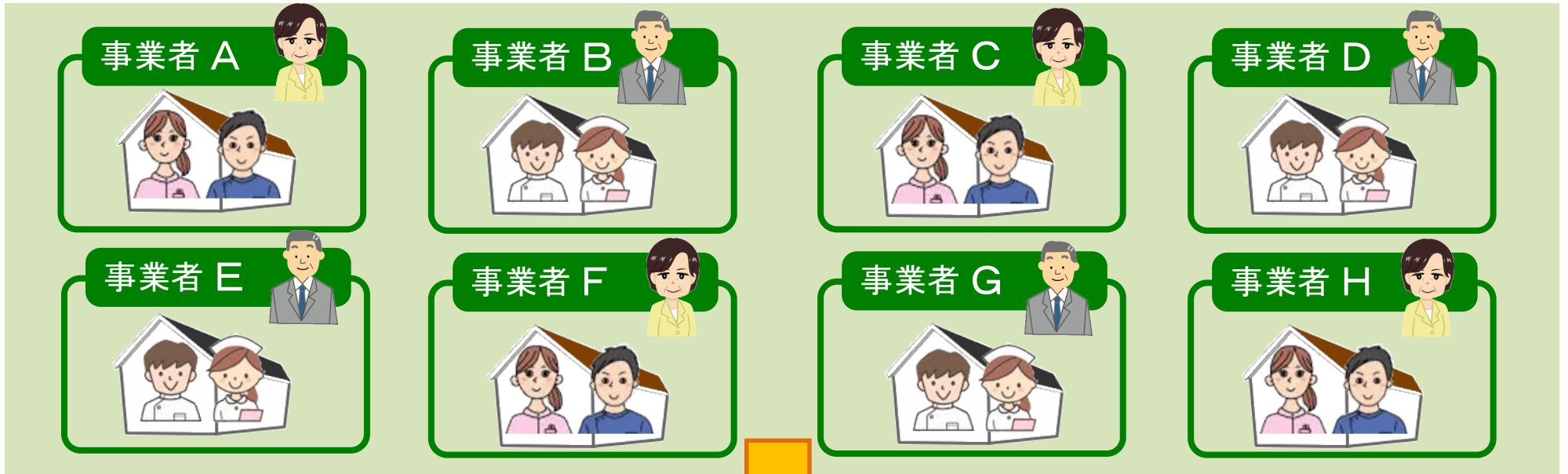
2. 日中・夜間を通じた訪問介護・看護の効率的な提供体制の整備

- 訪問介護・看護事業者において、必要に応じて相互に経営統合や業務提携を模索しながら、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護等の提供体制を整備するよう、期待。

3. 専門的な認知症ケアの一体的な提供体制の整備

- 急激な生活環境の変化に脆弱な認知症高齢者について、それぞれの状態像に応じた専門的なケアを一体的に提供する体制が整備されるよう、認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定について、
 - ① 認知症対応型通所介護
 - ② 小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスと併設された事業所に限定。

【参考】地域で貴重な人材の集約的な活用のイメージ



メールマガジン「健康・ケア情報」

- 保健・医療・介護・福祉専門職のほか、地域住民も含め、「オール桑名」で問題意識を共有することは、重要。
- 高齢になっても、医療や介護を必要とする状態とならないよう、元気なうちから、健康増進や介護予防に十分な関心を持つことは、重要。



- 平成25年12月、健康やケアに関する情報を幅広く提供するメールマガジン「健康・ケア情報」を創刊。
- その中で、平成26年1月以降、
 - ① 一般向けの「40歳からの『元気で安心』支援情報」
(注)平成28年3月現在、登録が588人、配信が累計で259件。
 - ② 専門向けの「地域包括ケア情報」を配信。
(注)平成28年3月現在、登録が689人、配信が累計で275件。

メールマガジン「健康・ケア情報」のご案内

桑名市では、できるだけ多くの市民の皆様が高齢になっても住み慣れた場所で生活を営み続けられ人生の最期を迎えられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。これは、日常生活圏域を単位として、自宅を起点とする「住まい」を軸とした上で、「生活支援」、「介護」、「医療」及び「予防」を一体的に提供するための地域づくりです。

そのためには、保健・医療・介護・福祉専門職の皆様のほか、一般市民の皆様も皆、地域全体で意識を共有することが重要です。とりわけ、皆様一人ひとりにとっては、将来に必要となる医療や介護を必要とする状態にならないよう、元気なうちから、できる限り早く、予防に関心を持つことは、重要です。

そこで、今後、健康やケアに関する情報を幅広く提供するメールマガジンとして、「健康・ケア情報」を立ち上げました。「健康・ケア情報」に対する一人でも多くの皆様の登録を心よりお待ちしております。

1. 対象と内容
 - (1) 60歳以上の市民の皆さん—「40歳からの『元気で安心』支援情報」
健康やケアに関する一般向けの情報（シンポジウム、研修、セミナー、ボランティアを始めとする社会参加等）を提供します。あわせて、桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みに関する一般向けの情報も提供します。
 - (2) 医療・介護・介護・福祉専門職の皆さん—「地域包括ケア情報」
「40歳からの『元気で安心』支援情報」で提供される情報のほか、多職種連携に関するよう、保健・医療・介護・福祉に関する専門職向けの情報（講演会、研究会、実習等）を提供します。あわせて、桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みに関する専門職向けの情報も提供します。
2. スケジュール
月1回程度を基本として、必要に応じて随時、メールを発信します。
※平成25年12月28日より、登録を受け付け、平成26年1月中旬以降、隔週、メールを発信する予定です。
3. 登録方法
桑名市ホームページの「健康・ケア情報メール配信」又は下記のQRコードより、パソコン又は携帯電話のメールアドレスを登録してください。



お問い合わせ
桑名市役所 福祉福祉課 介護・高齢福祉課
〒594-8601 桑名市東町1-1-1
電話 0594-24-2104
FAX 0594-21-2103



「桑名いきいき体操」の開発及び普及

- 体操は、運動器機能向上を通じ、介護予防に資するもの。

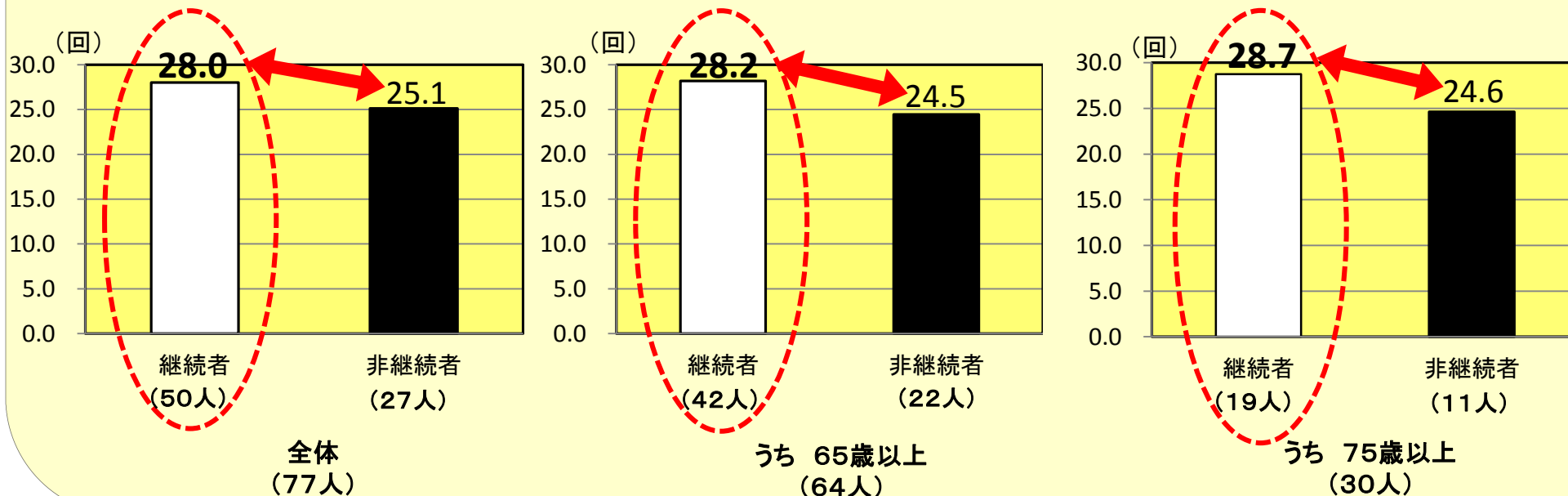


- 平成21年度、「桑名いきいき体操」を開発。
- 平成22～27年度、「桑名いきいき体操」の普及のための事業を実施。
 - ① 407回にわたり、延べ13,604人の参加を得て、中央保健センター等で開催される「桑名いきいき体操のつどい」において、「桑名いきいき体操」を指導。
 - ② 77回にわたり、延べ1,410人の参加を得て、宅老所で開催される「いきいき教室」の中で、「桑名いきいき体操」を指導。
 - ③ 46回にわたり、延べ1,692人の参加を得て、「やってみよう！ 桑名いきいき体操」をテーマとする「桑名ふれあいトーク」として、「桑名いきいき体操」を指導。
- そのほか、平成23～27年度、累計で28回にわたり、「桑名いきいき体操普及担当者養成講座」を開催し、累計で116人に対し、修了証を交付。

【参考】「桑名いきいき体操」の効果

- 平成25年8月及び平成26年2月の2回にわたり、「桑名いきいき体操のつどい」に参加した者を対象として、体力測定を実施。
- その結果、3か月以上にわたって「桑名いきいき体操」を継続した者（継続者）については、その他の者（非継続者）を上回る運動器機能が認められたところ。

「立ち上がりテスト」 (30秒間に椅子より立ち上がる回数を測定したもの)



「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」

○ 「桑名いきいき体操」は、地域住民を主体として健康増進や介護予防に取り組む契機を与える手段の一つ。



○ 平成26年10月以降、順次、桑名市及び桑名市地域包括支援センターにおいて、「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」を実施。

(注) 平成26年10月～平成28年3月、「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」を利用したグループは、12か所。

○ 具体的には、地域住民を主体とする「通いの場」の運営に結びつくよう、

- ① 約6月に限り、5～6回程度にわたり、保健師等を派遣し、「桑名いきいき体操」のほか、体力測定等を実施。
- ② 必要に応じ、DVD等の配布等の支援を実施。
- ③ 継続しているグループには、体力測定フォロー等を実施。

やってみよう！桑名いきいき体操！
お住まいの地域で

“通いの場”づくり(自主グループ活動)をはじめませんか？

自分一人では続かない運動も、仲間がいれば楽しく続けることができます。

お住まいの地域で仲間と一緒に「桑名いきいき体操」を通じた「健康・生きがいづくり」のための“通いの場”づくり(自主グループ活動)のスタート部分を応援させていただきます！

“通いの場”づくりのための応援内容 (ほんの一例です)

約6か月間で、5～6回程度(応相談)保健センターなどから保健師等の健康づくりの専門スタッフがお伺いします。詳細については、事前打ち合わせにて決定します。

スタート時と6か月後
『桑名いきいき体操』と体力測定会
★体力測定(椅子から30秒間で何回立ち上られるか、など)

+

3～4回程度(6か月間のうち)
『桑名いきいき体操』とミニ健康講座
★ミニ健康講座の内容はご希望に応じます。
例えば、生活習慣病・ロコモ・認知症予防や、健康の最新情報など

みなさんで自主グループ活動を続けていきましょう！
体操以外にも、茶話会や食事会をしてもいいですよ！
みなさんで自由に楽しい“通いの場”を作ってください！

活動にあたり、必要なものがありましたら、貸出・配布します。

【配布可能なもの】
●体操のDVD ●体操のリーフレット
●体操の実施マニュアル など

【貸出可能なもの】
●体操のCD ●CDラジカセ(3か月間) など

問い合わせ先
桑名市中央保健センター
TEL 24-1182 FAX 24-3032

「桑名市シルバー人材センター」

- 地域における高齢者の支え合いを実現するため、元気な高齢者を日常生活支援の担い手とすることは、重要。
- 就業を通じた社会参加は、介護予防に資するもの。



- 平成23年4月、「桑名市シルバー人材センター」は、公益社団法人に移行。
 - (注1) 会員は、平成28年3月現在、1,128人。
 - (注2) 事業は、平成27年度には、受託件数で7,562件、就業人員で延べ20,984人、契約金額で525.1百万円。
- 日常生活支援の分野では、次に掲げる内容のサービスを提供。
 - ① 掃除、買い物、衣類整理、パソコン指導、話し相手、片付け等の家事援助
 - ② 剪定、草刈、除草、水やり、樋清掃等の屋外作業
 - ③ 簡易な塗装、修理、クロス張り、トタン張替等の大工仕事
- なお、サービスの質の向上を図るため、会員を対象として、介護等に関する講習会を開催。

【参考】久米地区の「ふれあいスクエア グリーンハウス友」

○ 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。



- 平成26年10月、「桑名市シルバー人材センター」において、かつて通所介護事業所の用に供されていた民家を活用した「ふれあいスクエア グリーンハウス友」を開設。
- 具体的には、「桑名市シルバー人材センター」の会員かどうかにかかわらず、交流の場を提供するため、「高齢者サロン」等を開催。あわせて、中央保健センター、西部地域包括支援センター等の協力を得て、体操等を実施。



平成26年10月25日
「ここにこプロジェクト」園芸講習会

「桑名市食生活改善推進協議会」

- 「私達の健康は私達の手で」を掲げる食生活改善推進員の活動は、健康の基本である食生活の改善のために重要なもの。



- 毎年度に開催される「食生活改善推進員養成講座」を修了した者は、「桑名市食生活改善推進協議会」に加入。

(注)「桑名市食生活改善推進員」は、平成28年4月現在、206人。

- 本部において、「おいしく食べよう会」(＝低栄養予防教室)を開催。

(注)平成27年度には、12回にわたり、延べ316人の参加を得て、「おいしく食べよう会」を開催。

- 桑名支部、多度支部及び長島支部のそれぞれにおいて、「おとこの料理教室」、「高齢者のための料理教室」、「一般ふれあい伝達料理教室」、「独居老人弁当づくり」等を開催。

(注)平成27年度には、6回にわたって延べ166人の参加を得た「おとこの料理教室」、6回にわたって172人の参加を得た「高齢者のための料理教室」、12回にわたって365人の参加を得た「一般ふれあい伝達料理教室」、3回にわたって延べ81人の参加を得た「独居老人弁当づくり」等を開催。

- そのほか、各食生活改善推進員において、それぞれの近隣の家庭を訪問し、みそ汁の塩分の測定を実施。

(注)平成27年度には、365件。

「福祉有償運送」

- 移動支援は、日常生活支援の重要な要素。



- 自家用自動車の有償運送のうち、NPO等が乗車定員11人未満の自動車を使用するものであって、要介護又は要支援と認定された者等のうち、他人の介助によらず移動すること及び単独で公共交通機関を利用することが困難であるもの並びにその付添人を対象とするもの（「福祉有償運送」）について、中部運輸局による自家用有償旅客運送の登録を受けた事業者は、平成28年3月現在、2か所。
- そのほか、公共の福祉のためにやむを得ない場合における地域又は期間を限定したものについて、中部運輸局による自家用自動車の有償運送の許可を受けた指定訪問介護事業者は、平成28年3月現在、7か所。

「桑名市老人クラブ連合会」

- 老人クラブの基本は、
「健康活動」・「友愛活動」・「奉仕活動」。
- これは、地域住民の交流に資するもの。



平成26年10月22日
「老人のつどい」

- 平成17年5月、旧桑名市、旧多度町及び旧長島町の老人クラブが合併し、「桑名市老人クラブ連合会」が発足。
- 「桑名市老人クラブ連合会」では、「老人のつどい」、親睦旅行、親睦大会、文化作品展、料理講習会等を実施。
- 単位老人クラブでは、シニアスポーツ、歩こう会、健康教室、会員訪問、環境美化、文化伝承、世代間交流等を実施。

(注)平成28年4月現在、単位クラブが150か所、会員が9,468人。

「桑名市訪問給食サービス事業」

- 独り暮らし等の高齢者について、
栄養の改善及び安否の確認を図ることは、
重要。



- 平成22年6月、「桑名市訪問給食サービス事業」を開始。
- 具体的には、桑名市社会福祉協議会等において、
独り暮らし等の高齢者のうち、年1回以上の食のアセスメントを経て、
調理が困難であるものと判定されたものを対象として、
月～土曜日中の週2回を限度とする昼食について、
原材料費等の実費を徴収して訪問給食サービスを提供し、
その状況を市に報告。

(注)平成27年度には、延べ452人が延べ2,843回にわたって訪問給食サービスを利用。

「桑名市緊急通報装置事業」

- 心身に障害のある独り暮らしの高齢者等について、緊急時に迅速かつ適切に対応することは、重要。



「緊急通報装置」

- 平成16年12月、「桑名市緊急通報装置事業」を開始。
- 具体的には、心身に障害のある独り暮らしの高齢者等を対象として、協力員の登録を求めた上で、緊急通報装置を貸与。

(注)緊急通報装置の貸与は、平成27年3月現在、179件。

- 急病等に際しては、緊急通報を受信したコールセンターにおいて、利用者に連絡して状況を確認。それが不可能である場合には、コールセンターによる連絡を受けた協力員において、利用者を訪問して状況を確認。

(注)緊急通報は、平成27年度には、363件。

「民生委員」

- 民生委員の活動は、地域福祉の増進のために重要なもの。



平成26年5月16日
「桑名市民生委員児童委員協議会連合会全体研修会」

- 民生委員については、市町村の推薦を受けた都道府県の推薦により、厚生労働省が委嘱。民生委員は、児童委員を兼務。

(注) 桑名市に委嘱された民生委員(主任児童委員を含む。)は、平成28年3月現在、251人。

- 具体的には、高齢者を始めとする地域住民に対する相談支援等を実施。

(注) 桑名市に委嘱された民生委員(主任児童委員を含む。)の相談支援は、平成27年度には、延べ3,369件。

- その一環として、市町村が実施する高齢者を始めとする地域住民を対象とする調査等に協力。

「桑名市健康推進員」

- 健康増進事業を展開するに当たり、「自分の健康は自分でつくり守る」という意識の向上を図ることは、重要。



平成26年7月4日
城南地区宅老所「そよかせ」での
骨年齢・体脂肪・体重・血圧測定

- 平成18年度以降、おおむね500世帯を単位として、自治会連合会の推薦を受けて、「桑名市健康推進員」を委嘱。

(注) 「桑名市健康推進員」は、平成28年5月現在、122名。

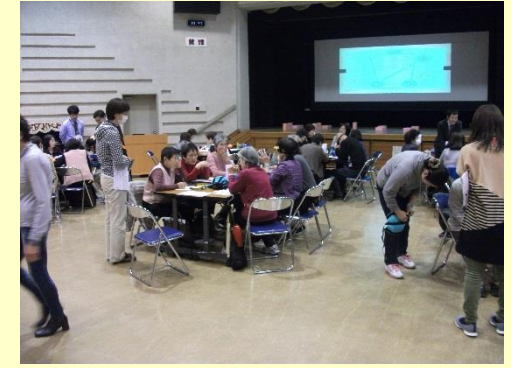
- 各地区において、「桑名市健康推進員」を中心として、「骨年齢、血管年齢、足指力、血圧測定・健康相談会」、「健康ウォーキング」、「健康づくりのための調理実習」等を開催。

(注) 平成27年度には、21地区で延べ56回の「骨年齢、血管年齢、足指力、血圧測定・健康相談会」、9地区で延べ14回の「健康ウォーキング」、5地区で延べ6回の「健康づくりのための調理実習」等を開催。

- これに対しては、必要に応じ、中央保健センター等より、保健師、管理栄養士等の職員を派遣。

「高齢者サポーター」

○高齢者のボランティアを始めとする社会参加は、高齢者の介護予防に資するもの。



平成27年10月 「高齢者サポーター養成講座・ステップアップ講座」の様子



- 平成18年度以降、桑名市社会福祉協議会等において、「高齢者サポーター養成教室」を開催。(注)修了者は、平成27年3月現在、累計で225人。
- 平成26年度には、桑名市社会福祉協議会において、「高齢者サポーターステップアップ講座」を開催。(注)修了者は、18人。
- 平成27年度より、講座修了者でボランティアとして活動する意思のある方は、「高齢者サポーター」として登録。(注)平成27年度、22人登録。

「桑名市介護支援ボランティア制度」

- 介護支援ボランティア活動は、介護支援ボランティアの介護予防に資するもの。



- 平成22年4月、
高齢者を対象とする介護予防事業として、
「桑名市介護支援ボランティア制度」を創設。

(注) 平成23～26年度、累計で20回にわたり、延べ135人の行政視察を受け入れたところ。

- 具体的には、桑名市社会福祉協議会において、
介護支援ボランティア活動に参加した実績に応じた
評価ポイントを付与し、それに応じた転換交付金を
支給。

(注1) 活動実績に応じた評価ポイントについては、1人当たりでは、
年度ごとに5,000ポイントを限度として、10回ごとに1,000ポイントと算定。

(注2) 評価ポイントに応じた転換交付金については、1人当たりでは、
年度ごとに5,000円を限度として、1,000ポイントごとに1,000円と算定。



【参考】「桑名市介護支援ボランティア制度」の実施状況

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
介護支援ボランティアの登録を受けた高齢者	人数 (人)	179	180	194	216	229
介護支援ボランティア活動の指定を受けた事業所	箇所数 (か所)	58	62	67	66	75
介護支援ボランティアによる 介護支援ボランティア活動の状況	延べ人数 (人)	1,760	3,347	3,844	3,875	4,304
	スタンプ 押印数 (回)	5,422	6,378	7,092	7,108	7,617
介護支援ボランティアに対する 転換交付金の支給	人数 (人)	130	180	194	166	181
	金額 (円)	372,000	433,000	477,000	488,000	558,000

<出典> 桑名市保健福祉部地域介護課中央地域包括支援センター

「地域支援事業」

- 社会保障・税一体改革の一環として、平成26年介護保険制度改革に基づき、平成27年4月より、消費税増収分を活用した地域支援事業の充実が実現。
- これは、地域の実情に応じた市町村の裁量で地域づくりに取り組む事業について、国及び都道府県による定率の公費負担を恒久的な制度として確保した点で、画期的。
- そのような「チャンス」を最大限に生かせるかどうかについては、市町村の「やる気」が問われるところ。



- 桑名市では、消費税増収分を活用した地域支援事業の充実が地域住民に還元されるよう、平成27年4月以降、順次、次に掲げる事業を実施。
 - ① 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」
 - ② 「在宅医療・介護連携推進事業」
 - ③ 「生活支援体制整備事業」
 - ④ 「認知症施策推進事業」
- その体制を整備する一環として、平成27年度より、地域包括支援センターの機能を強化。

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」

- 早期に新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始した市町村は、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」のほか、地域包括支援センター運営事業及び任意事業に関しても、国、都道府県等の地域支援事業交付金の対象となる費用の上限について、優遇される場所。
- かつて、介護保険制度が導入されたことに伴い、介護サービスの提供体制の整備が促進されたように、今後、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されることに伴い、多様なニーズに応じた多様なサービスの整備が促進される効果も、期待される場所。



- 桑名市では、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」について、「小さく生んで大きく育てる」という考え方に基づき、まずは、平成27年4月に開始した上で、その後、必要に応じ、見直す方針。



平成27年3月14日
介護予防・日常生活支援総合事業に関する
研修会

桑名市の「介護予防・日常生活支援総合事業」

「サポーター」の「見える化」・創出

「えぷろんサービス」

シルバー人材センターの会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。

「おいしく食べよう訪問」

食生活改善推進員が訪問による食事相談、献立相談、調理相談、体重測定等を提供。

「『通いの場』応援隊」

ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。

「短期集中予防サービス」の創設

「栄養いきいき訪問」

管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。

「お口いきいき訪問」

歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。

「くらしいきいき教室」

リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等が通所による機能回復訓練等と訪問による生活環境調整等とを組み合わせ一体的に提供。

従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス
(平成27～29年度)

従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービス
(平成27～29年度)

「通いの場」の「見える化」・創出

「シルバーサロン」

「宅老所」等において、地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケア教室」

事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケアアドバイザー」

地域住民に開放される「通いの場」を対象として、地域住民を主体として運営された実績に応じ、リハビリテーション専門職等を派遣。

「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」の充実

- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体になって、要介護・要支援認定又は「基本チェックリスト」該当性判定の申請及びそれに関する相談を受付。
- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体となって、「地域生活応援会議」を活用して「介護予防ケアマネジメント」を実施。

「エビデンス」に基づく健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開

- 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用。
- 「桑名ふれあいトーク」、「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」等を実施。
- 「高齢者サポーター養成講座」、「桑名いきいき体操サポーター養成講座」等を開催。
- 「桑名市介護支援ボランティア制度」を実施。

【参考】「介護予防・日常生活支援総合事業」のチラシ(1)

平成27年4月1日より

新しい『介護予防・日常生活支援総合事業』 を開始しました。

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」(新しい総合事業)とは・・・

2025年には、団塊の世代が75歳を迎えるなど高齢化が進んでいく中、要支援者または要介護者になる恐れのある方の多様な介護予防・日常生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、新しい総合事業が始まります。

これに伴い、要支援者の方の介護予防訪問介護・介護予防通所介護について、全国一律の予防給付サービスから新しい総合事業に移行します。また、これまでと同様のサービスに加え、多様な担い手による新たなサービスが提供されます。

『介護予防・日常生活支援総合事業』のサービスを利用できる人は

- ① 要支援1・2と認定された人
- ② 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された人

となります。

※40歳～64歳の人(第2号被保険者)は、基本チェックリストではなく、要介護認定の申請を行います。

『介護予防・日常生活支援総合事業』は、要支援者の多様なニーズに要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様な担い手による、多様なサービスを提供し、皆さんの重症化を予防することを目的としています。



『介護予防・日常生活支援総合事業』 サービスの利用までの流れ

① 相談

お住まいの地区の地域包括支援センターまたは、地域介護課の窓口でお困りごとや希望するサービス等をご相談ください。

※希望するサービスによっては、介護保険の申請が必要な場合があります。

② 基本チェックリストを実施

25項目の質問に回答していただきます。本人への質問を基本としますが家族の場合はできる範囲で回答していただきます。

※地域介護課窓口にて基本チェックリストを行った場合は、結果を地域包括支援センターに送付し、後日地域包括支援センターからご連絡させていただきます。

該当した場合

③ ケアマネジャーと本人との面談

詳しく聞き取りを行い、状況の確認をします。

④ 被保険者証の発行

⑤ 介護予防ケアマネジメントの開始

アセスメントを行い、ケアマネジャーがケアプランを作成します。

⑥ 多職種協働による 地域生活応援会議の開催

⑦ サービス担当者との話し合い

⑧ サービス事業者との契約

⑨ サービスの利用開始

基本チェックリストとは・・・
要介護認定を受けなくても、必要なサービスを利用できるように、本人の状況を確認するためのツールとして用います。このため、迅速なサービスの利用が可能になります。
また、総合事業以外の給付サービスが必要になったときは要介護認定等の申請をすることができます。

基本チェックリスト(一部抜粋)

- ① バスや電車などで1人で外出していますか
- ② 日用品の買い物をしていますか
- ③ 預貯金の出し入れをしていますか
- ⋮
- ⋮

地域生活応援会議とは・・・

自立支援(本人が有する能力の維持・向上)を重視し、ケアマネジャーが作成するケアプランに対し、薬剤師・保健師・理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士・社会福祉士・主任ケアマネジャーなど多方面専門家がアドバイスをを行います。



【参考】「介護予防・日常生活支援総合事業」のチラシ(2)

介護予防・生活支援サービス事業

サービス一覧

訪問型サービス

訪問介護相当事業

介護保険サービス提供事業所による介護予防訪問介護と同様のサービス
週1～2回
サービス単価 週1回程度1ヶ月 11,680円、週2回程度1ヶ月 23,350円
週2回を超える利用1ヶ月 37,040円(要支援2のみ)
利用者負担 **1割(平成27年8月から、一定の所得以上の方は2割)**
※このサービスは、平成29年度までの提供となります。



えぶろんサービス

シルバー人材センターの会員による日常生活支援(掃除・洗濯・調理・買物・ゴミ出し・外出支援・話し相手等)
週1回程度
サービス単価 1,000円/1時間
利用者負担 **300円(単価の3割)**

おいしく食べよう訪問

食生活改善推進員による生活援助(食事相談・献立相談・調理相談・体重測定等)
月1回1時間程度
※3回まで
サービス単価 1,200円/回
利用者負担 **360円(単価の3割)**

栄養いきいき訪問

管理栄養士が個人に応じた栄養改善プログラムを作成し、実施する
月1回1時間程度 ※1クール6回まで
サービス単価 初回 6,000円/回
2～6回目 4,000円/回
利用者負担 **600円**
または **400円(単価の1割)**

お口いきいき訪問

歯科衛生士等が個人に応じた口腔機能の向上プログラムを作成し、実施する
月1回1時間程度 ※1クール3回まで
サービス単価 初回 6,000円/回
2～3回目 4,000円/回
利用者負担 **600円**
または **400円(単価の1割)**

※「えぶろんサービス」「おいしく食べよう訪問」「栄養いきいき訪問」「お口いきいき訪問」は、消耗品や原材料、その他サービスに必要な実費が発生する場合があります。

『通いの場』応援隊

平成27年度中にサービスを開始する予定です。

ボランティアによる日常生活圏域の範囲での通いの場「健康・ケア教室」「シルバーサロン」への移動支援
利用者負担 **実費(ガソリン代など)**



通所型サービス

通所介護相当事業

介護保険サービス提供事業所による介護予防通所介護と同様のサービス
週1～2回
サービス単価 (要支援1相当)週1回程度1ヶ月 16,470円
(要支援2相当)週2回程度1ヶ月 33,770円
利用者負担 **1割(平成27年8月から、一定の所得以上の方は2割)及び実費**
※このサービスは、平成29年度までの提供となります。

健康・ケア教室

医療・介護専門職等が、介護保険サービス提供事業所の地域交流スペース等において、運動・栄養・口腔・認知症予防等に関する予防教室の開催。(送迎なし)
利用者負担 **実費**

シルバーサロン

宅老所、まめじゅ会、ふれあいサロン等、地域住民が相互に交流する場の提供。
茶話・体操・レクリエーション・認知症予防。(送迎なし)
利用者負担 **実費**

くらしいきいき教室

平成27年7月1日から開始しました!

医療・介護専門職等が、在宅にも生活機能の向上を実現するため、送迎を伴う通所による機能回復訓練等と訪問による生活環境調整等とを提供
週1回の通所と月1回の訪問 上限6ヶ月
サービス単価 (1ヶ月目から3ヶ月目) 22,000円
(4ヶ月目から6ヶ月目) 21,000円
利用者負担 **1割**



お問い合わせ、介護等に関するご相談は、お住まいの地区担当の地域包括支援センターまたは、薬名市役所 地域介護課サービス推進室 ☎24-1186 もしくは、中央地域包括支援センター ☎24-5104まで

名称	所在地	電話番号	担当地区
東部地域包括支援センター	内堀51	☎24-8080/FAX23-6850	精養・立教・城東(地藏・東野除く)・修徳・大成
西部地域包括支援センター	西金井170	☎25-8660/FAX25-8661	桑部・在良・七和・久米
南部地域包括支援センター	江場776-5	☎25-1011/FAX25-1155	日進・益世・城南・城東(地藏・東野のみ)
北部西地域包括支援センター	多度町多度1-1-1	☎49-2031/FAX49-2533	筒尾・松ノ木・大山田・星見ヶ丘・野田・轟が丘・陽だまりの丘・多度
北部東地域包括支援センター	長島町松ヶ島66	☎42-2119/FAX41-0515	大和・新西方・深谷・長島

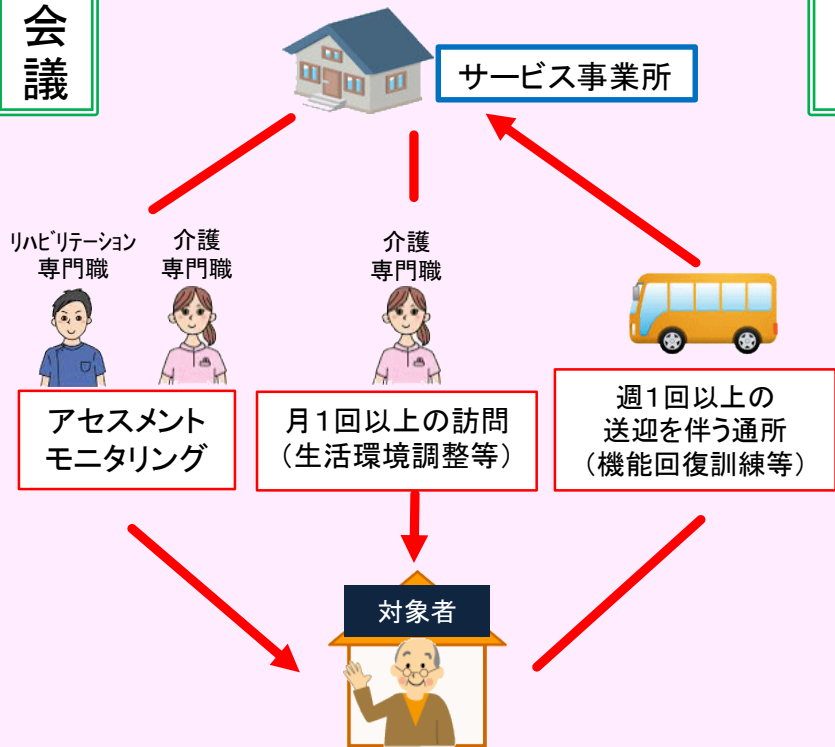
地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師または経験のある看護師の3職種が連携し、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活を継続していただけるよう、介護・福祉・医療のさまざまな面からの相談を行っています。お気軽にご利用ください。

他の市町村と比較した桑名市の 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴(1)

1. 「短期集中予防サービス」の重点的な活用

- 従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービスから「短期集中予防サービス」への移行が促進されるよう、生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとしての「くらしいきいき教室」を創設。
- これは、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供するサービスであって、対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合には、
 - ① サービス事業所
 - ② 対象者
 - ③ 「介護予防ケアマネジメント」の実施機関に対し、「元気アップ交付金」を交付するもの。

【参考1】「くらしいきいき教室」のイメージ



【参考2】介護予防通所介護等と比較した「くらしいきいき教室」のサービス単価

<p>要支援1の 介護予防通所介護の 基本報酬 【1,647単位／月】 + 週1回の 介護予防訪問介護の 基本報酬 【1,168単位／月】の25% + 介護予防訪問介護の 生活機能向上連携加算 【100単位／月 (3月に限る。)】</p>	<p>要支援1の 介護予防通所介護の 基本報酬 【1,647単位／月】 + 運動器機能向上サービス、 栄養改善サービス 又は口腔機能向上サービスの うちの2種類に係る 介護予防通所介護の 選択的サービス複数実施加算 【480単位／月】</p>	<p>「くらしいきいき教室」の 基本報酬 〔1～3月目:22,000円／月〕 〔4～6月目:21,000円／月〕 + 「くらしいきいき教室」の 加算 (「元気アップ交付金」) 【18,000円 (サービス事業所分)】</p>
<p>122,640円／6月</p>	<p>131,064円／6月</p>	<p>147,000円／6月</p>

2. 事業所の地域開放

- 事業所が地域住民に対して
予防・日常生活支援サービスを提供する拠点となるよう、
「健康・ケア教室」を創設。
- これは、地域交流スペース等を活用するとともに、
医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、
要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む
地域住民が相互に交流する機会を提供するサービス。
- この場合においては、
サービスの提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう、
事業所をその近隣の地域住民に開放するサービスとして、
送迎を実施しない取扱いが基本。

3. 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」の充実

- 地域の実情に応じた多様なサービスを内容とする
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」については、
全国一律のサービスを内容とする介護給付及び予防給付以上に、
個々の高齢者のニーズに応じて適切に組み合わせられた
サービスが効果的かつ効率的に提供されるよう、
多職種協働によるケアマネジメントの充実を図ることが重要。
- このため、「介護予防ケアマネジメント」を実施するに当たり、
「地域生活応援会議」を活用。

4. 「エビデンス」に基づく健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開

- 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用することにより、可能な限り、早期に、リスクを抱える高齢者を把握した上で、戸別訪問等による総合相談支援を実施するなど、効果的かつ効率的に介護予防事業を展開。
- 保健センター、地域包括支援センター等に配置された保健・福祉専門職等について、自らサービスを提供する「プレーヤー」から、地域住民による自発的な活動や参加を働き掛ける「マネージャー」へ、役割を転換し、健康増進事業及び介護予防事業を一体的に展開。

こんにちは

5. 市町村特別給付の活用

- 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」のうち、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を対象とするもの。
- しかしながら、
 - ① 対象者が要介護から要支援へ、
あるいは、要支援から要介護へ移行する事例
 - ② 要介護者について、
生活機能の向上を実現することが可能である事例も、見受けられるところ。
- このため、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」と同様な「短期集中予防サービス」等を内容とする市町村特別給付を創設。

「栄養いきいき訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」
内容	三重県地域活動栄養士連絡協議会桑名支部に委託し、 栄養に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問栄養食事指導を利用する必要があるものを対象として、 管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。
手続	○ 「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス 単価	① 1回目:6,000円/回 ② 2~6回目:4,000円/月
利用者負担	10%及び実費

【参考】「栄養いきいき訪問」のチラシ

平成27年4月
スタート

『栄養いきいき訪問』のご案内

総合支援事業 訪問型サービス事業



管理栄養士がご自宅を訪問し、食事内容等を確認します。
お一人お一人に合った栄養指導が受けられます。

申請から訪問までの流れ



対象者	食生活改善を必要とする65歳以上の方 【要支援1・2と認定された方及び基本チェックリスト該当者】
訪問内容	栄養指導
費用	初回 6,000円/回（利用者負担 600円） 2～6回目 4,000円/回（利用者負担 400円）
実施回数	1回1時間程度（6回まで）
注意点	① 毎回、訪問時に利用者負担金を徴収します。おつりのないようにご準備下さい。 ② <u>栄養指導であって、実際に調理はしません。</u>
お問合せ先	〇〇包括支援センター（TEL：0594- - ）担当□□ 〇〇〇〇〇〇事業所（TEL：0594- - ）担当□□



「おいきいき訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」
内容	三重県歯科衛生士会桑員支部に委託し、 口腔に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問口腔ケアを利用する必要があるものを対象として、 歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス 単価	① 1回目:6,000円/回 ② 2・3回目:4,000円/月
利用者負担	10%及び実費

【参考】「おいいきいき訪問」のチラシ

桑名市総合事業 訪問サービス

おいいきいき訪問のご案内

おいいきいき訪問とは？

歯科衛生士などの専門職が、お口の機能を向上させるためにお宅へお伺いし、お手伝いする事業です。

こんな症状はありませんか？



- 固い物が食べにくい。
- お茶や汁物でむせる。
- 口が湿きやすい。

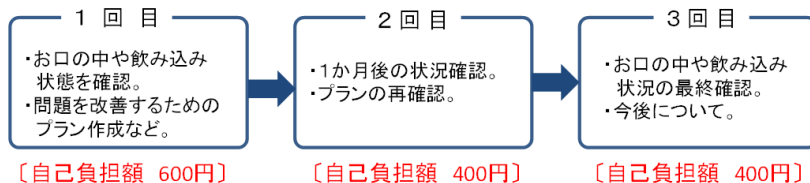
これらの症状が続くと美味しく食事ができず、栄養を十分に取れなくなります。専門職による指導で改善しましょう！

訪問での内容

- ◆ 口腔清掃についてのアドバイス
- ◆ 飲み込みの力を向上させる口腔体操
- ◆ 唾液の分泌を促すマッサージ
- ◆ 呼吸や発声についてのアドバイス 等

訪問スケジュール

※ 3か月の間に月に1回、計3回訪問させていただきます。



※ 自己負担の料金は、それぞれの訪問時に徴収いたします。

「おいいきいき訪問」により得られる効果

- ◇ お口の中がすっきりする。
- ◇ 噛みしめられるようになる。
- ◇ 口臭が減る。
- ◇ 薄味が分かるようになる。
- ◇ 会話がしやすくなる。
- ◇ 食事が美味しくなる 等

毎日のケアや口腔体操を根気よく続けていただくと、お口の状況が良い方向に向かいます。様々なアドバイスをさせていただく中で、状況によっては医療機関をおすすめする場合があります。

「おいいきいき訪問」ご利用時に注意いただきたいこと

- 歯みがきや義歯のお手入れをご説明する際に、洗面台など水場をお借りすることがあります。
- 訪問する当日は、お伺いする前に確認のお電話をさせていただきます。
- 当日、もしくはお約束した日程や時間の変更をご希望される場合は、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)にお電話ください。
- 「おいいきいき訪問」を途中でキャンセルされる場合は、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)に必ずお伝えください。

「くらしいきいき教室」(1)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「通所型サービスC(短期集中予防サービス)」
趣旨	<ul style="list-style-type: none">○ 通所時に実行することができる「手段的日常生活動作(IADL)」を在宅時に実行することができない高齢者も、少なくないところ。○ 生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとして、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供する「短期集中予防サービス」を創設。
対象者	運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者であって、「くらしいきいき教室」を利用する必要があるもの (「くらしいきいき教室」を利用して6月以上が経過しないものを除く。)

「くらしいきいき教室」(2)

内容	<p>① リハビリテーション専門職による アセスメント及びモニタリングに対する関与</p> <p>② 6月を限度とするサービスの提供</p> <p>i 週1回以上の送迎を伴う通所による 医療・介護専門職等の機能回復訓練等</p> <p>(注) 「運動器機能向上サービス」を提供することは、必須。あわせて、 「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」を提供することが望ましい。</p> <p>ii 月1回以上の訪問による医療・介護専門職等の生活環境調整等</p>
事業者	<p>認知症対応型通所介護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定 又は通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた 事業所であって、指定事業者の指定を受けたもの</p> <p>(注) 通所に係る送迎及び訪問に関しては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る 指定地域密着型サービス事業者の指定又は訪問介護等に係る 指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業者に委託することも、可能。</p>
遵守事項	<p>① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有</p> <p>② サービスの提供状況に関する情報の公表</p> <p>(注) 「健康・ケア教室」を提供することが望ましい。</p> <p>③ 「地域生活応援会議」を始めとする「地域ケア会議」に対する協力 等</p>

「くらしいきいき教室」(3)

<p>手続</p>	<p>○ 指定事業者の指定については、公募を実施。</p> <p>○ 「介護予防ケアマネジメント」については、 「原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)」を実施。 (注) 桑名市及びすべての桑名市地域包括支援センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「A型地域生活応援会議」)を開催。</p>
<p>サービス 単価</p>	<p>① 基本報酬</p> <p>i 1～3月目:22,000円/月</p> <p>ii 4～6月目:21,000円/月</p> <p>② 加算</p> <p>対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合において、 6月が経過したときは、「元気アップ交付金」を支給。</p> <p>i サービス事業所:18,000円</p> <p>ii 対象者:2,000円</p> <p>iii 「介護予防ケアマネジメント」の実施機関:3,000円</p>
<p>利用者負担</p>	<p>基本報酬の10%及び実費</p>

※ 平成27年4・5月、指定事業者の指定について、公募を実施した上で、平成27年7月より、指定事業者において、サービスを提供。

【参考】「くらしいきいき教室」のチラシ



もう一度元気になりたいな /
友達にまた会いたいな /
細仕事をもう一回やりたいな /

「くらしいきいき教室」

元気になって、自分らしい生活を取り戻そう！



くらしいきいき教室とは・・・

運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者に対し、地域の医療・介護専門職が専門性を発揮することにより、介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」、高齢になっても生き生きとした生活が持続して送れるよう、生活機能の向上を実現する専門的なサービスを短期集中で提供することを目的としています。
通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供するサービスです。

対象者



要支援1、要支援2、基本チェックリスト該当者

サービス内容

リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等が

①週1回以上の送迎を伴う通所による機能回復訓練等

- ・「運動器機能向上サービス」
- ・「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」

②月1回以上の訪問による生活環境調整等

を組み合わせ一体的に提供を行うものです。

自己負担額
1か月～3か月
2,200円/月
4か月～6か月
2,100円/月

～サービスの提供期間は6ヶ月を限度～

- サービス提供期間終了後、6ヶ月間においてサービスの利用が無かったときは、2,000円の「元気アップ交付金」を交付します。

裏面に続く

【指定事業所】(50音順)

事業所名	所在地	連絡先
桑名福祉センター デイサービス	額田455番地3	32-1889
多度デイサービスセンターすこやか	多度町多度1-1-1	49-2029
通所介護 ほほえみ ※平成28年8月から休止	桑部八左衛門新田1079-1	25-8738
デイサービスセンター 木もれび	桑部2533番地3	27-1212
長島デイサービスセンターほほえみ	長島町松ヶ島66番地	41-1022
リハビリ専門デイサービス エバーファイン	西別所422番地1	88-5921

※ 本サービスは、在宅の要介護1から要介護5と認定されている方を対象として、桑名市介護保険特別給付のサービスも実施しています。

「えぷろんサービス」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスB(住民主体による支援)」
内容	桑名市シルバー人材センターに委託し、 日常生活支援を必要とする高齢者を対象として、 「高齢者サポーター養成講座」等を修了した会員が 訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。 (注) 従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスは、身体介護のほか、 訪問介護員以外の者によって提供されることが困難である専門的な生活援助を内容とするもの。 これに対し、「えぷろんサービス」は、訪問介護員以外の者によって提供されることが 可能である一般的な生活援助を内容とするもの。そのいずれかについては、 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」に基づき、個々に判断。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス単価	1,000円/時間
利用者負担	30%及び実費

【参考】「えぷろんサービス」のチラシ(1)



「サービス内容」

- | | |
|------|---------------|
| ①洗濯 | ⑤話し相手 |
| ②買い物 | ⑥外出支援
(散歩) |
| ③掃除 | |
| ④調理 | ⑦ゴミだし |



公益社団法人

桑名市シルバー人材センター

〒511-0032
三重県桑名市吉之丸11番地
(0594)22-0468

www.kuwana-sjc.or.jp

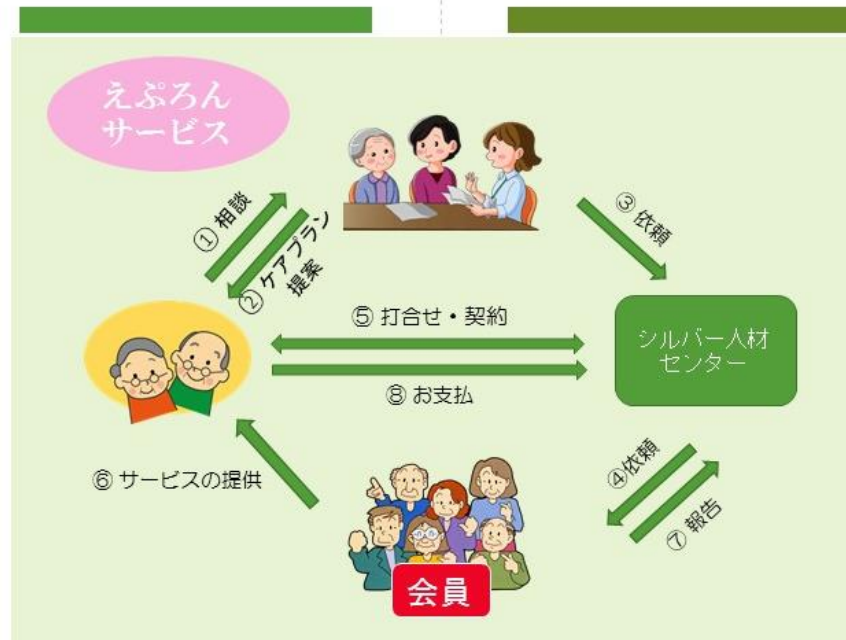
えぷろんサービス

桑名市日常生活総合支援事業

シルバー会員が
お手伝いするよ!



【参考】「えぶろんサービス」のチラシ(2)



《お支払方法》
月末締め、翌月20日引き落とし
(手数料はご利用様負担となります。)

《利用料金》
サービス1回1時間以内
300円

サービスを受けるには・・・

利用対象は・・・

H27.4.1以降に要支援1・要支援2に認定された方、またはチェックリスト該当者の方です。

ご依頼は・・・

ケアマネージャーさんが、ケアプランの中にサービス内容を組み入れていただきセンターにご依頼ください。

《サービス内容》

- ①洗濯・・・洗濯をして、干します。
- ②買い物・・・ご依頼の物を、お金を預かり会員が買い物してきます。
- ③掃除・・・簡単なお掃除をします。
- ④調理・・・冷蔵庫にある食材でお食事を作ります。
- ⑤話し相手・・・利用者さんと世間話など話し相手になります。
- ⑥外出支援・・・散歩程度の外出を、会員が見守りながら同行します。
- ⑦ゴミだし・・・可燃ごみ・不燃ごみなど指定の場所まで持っていきます。

「おいしく食べよう訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスB(住民主体による支援)」
内容	桑名市食生活改善推進協議会に委託し、食生活改善を必要とする高齢者を対象として、「高齢者サポーター養成講座」等を修了した食生活改善推進員が訪問による食事相談、献立相談、調理相談、体重測定等を提供。
サービス単価	1,200円/回(3回に限る。)
利用者負担	30%及び実費

【参考】「おいしく食べよう訪問」のチラシ

『おいしく食べよう訪問』のご案内

介護予防・生活支援サービス事業

平成27年
4月スタート

食生活改善推進員が2人1組でご自宅を訪問します。
栄養バランスのよい食事をするため、献立・調理相談が受けられます。

申請から訪問までの流れ



対象者	食生活改善を必要とする65歳以上の方 【要支援1・2と認定された方及び基本チェックリスト該当者で、やせぎみまたは肥満ぎみで食生活に不安のある方】
訪問内容	食事・献立・調理の相談、体重測定、味噌汁の塩分測定
費用	1,200円/回（利用者負担 360円/回）
実施回数	月に1回 1時間程度（3回まで）
注意点	① 毎回、訪問時に利用者負担金を徴収します。おつりのないようにご準備下さい。 ② <u>実際に調理はしません。</u>
お問合せ先	〇〇包括支援センター（TEL：0594- - ）担当□□ 〇〇〇〇〇〇事業所（TEL：0594- - ）担当□□

「『通いの場』応援隊」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスD(移動支援)」
趣旨	<ul style="list-style-type: none">○ 可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」の「見える化」・創出に取り組むことが基本。○ しかしながら、高齢者の状態像や、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」の立地状況によっては、閉じこもりとならないよう、自宅を始めとする住まいと「通いの場」との間で移動支援を提供することが必要。○ もっとも、移動支援の提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう、留意。
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 移動支援を必要とする高齢者を対象として、ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。○ 具体的には、「桑名市介護支援ボランティア制度」を適用。
利用者負担	実費

「シルバーサロン」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB(住民主体による支援)」
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 旧桑名市の「宅老所」(「移動宅老所」を含む。)において、 要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む 地域住民が相互に交流する機会を提供するサービスについて、 実績に応じて助成。○ 旧長島町の「まめじゃ会」 及び旧多度町の「ふれあいサロン」についても、 旧桑名市の「宅老所」とおおむね同様な取扱い。
助成金	① 月間の1～4回目:3,500円/回 (「移動宅老所」にあっては、1,750円/回) ② 月間の5回目以降:1,750円/回
利用者負担	実費

シルバーサロン

—桑名地区「宅老所」—

- 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成26年8月6日
日進地区宅老所「梅の郷」

- 平成13年9月以降、順次、旧桑名市の11地区において、
地区社会福祉協議会が「宅老所」を運営。
- それを活用することにより、音楽療法、健康体操、
介護予防教室、出前講座、世代間交流等を実施。

(注) 平成27年度には、11か所で延べ586回。

【参考1】「シルバーサロン」に関する事例のイメージ

- 通所介護を利用しなくなった要支援の高齢者について、
 - ① 家族が市役所に相談。
 - ② 地区社会福祉協議会が家族を通じて連絡。
 - ③ 本人が「宅老所」を利用。

家族のコメント

「今日はおばあちゃんが楽しかったと言って喜んで元気になって帰ってきました。」

本人のコメント

「元気に通わせてもらっています。」

地区社会福祉協議会 会長のコメント

「私共、お世話をしているものとしては、こういう話はより一層励みになります。」

【参考2】益世地区宅老所「さんさん」の「移動宅老所」

- 益世地区では、JR関西本線及び近鉄名古屋線が地域を分断。
- このため、益世幼稚園の空き教室を活用した益世地区宅老所「さんさん」に通うことが困難である高齢者も、少なくないところ。



- 平成25年度より、益世地区宅老所「さんさん」を運営する益世地区社会福祉協議会において、自治会館、社務所等を活用した「移動宅老所」を開催。

(注) 平成27年度には、12回(5カ所)で延べ187人の参加を得たところ。



平成26年7月2日
立坂神社社務所を活用した
益世地区宅老所「さんさん」の
「移動宅老所」

シルバーサロン

—長島地区「まめじゃ会」—

○ 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を創出することは、
重要。



平成26年9月25日
善明寺を活用した「まめじゃ会」

○ 旧長島町の15か所の集会所等において、
桑名市社会福祉協議会を中心として、自治会、老人クラブ、
民生委員、健康推進員、ボランティア等と連携しながら、
茶話会等を内容とする「まめじゃ会」を開催。

(注) 平成27年度には、14か所で延べ88回。

シルバーサロン

—多度地区「ふれあいサロン」—

- 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を創出することは、
重要。



平成26年5月19日
多度集会所を活用した「ふれあいサロン」

- 旧多度町の11か所の集会所等において、
自治会や老人クラブを中心として、桑名市社会福祉協議会、
民生委員、食生活改善推進員、ボランティア等と連携しながら、
茶話会等を内容とする「ふれあいサロン」を開催。

(注) 平成27年度には、11か所で延べ235回。

「健康・ケア教室」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の「通所型サービスB(住民主体による支援)」
趣旨	医療・介護専門職を抱える医療機関及び介護事業所においては、医療や介護を必要とする者に対し、医療・介護サービスを提供する拠点となるほか、地域住民に対し、予防・日常生活支援サービスを提供する拠点となることにより、地域に貢献し、ひいては、地域に信頼される形で事業を運営することが期待される場所。
内容	指定地域密着型サービス事業者の指定、指定居宅サービス事業者の指定等を受けた事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む地域住民が相互に交流する機会を提供。
助成金	週1回以上、かつ、月30人以上(平成27年度に限り、月20人以上)で20,000円/月
利用者負担	実費

【参考1】「健康・ケア教室」のチラシ

医療・介護等の
事業所の方へ

「健康・ケア教室」を 開催してみませんか？

地域の方が、気軽に相談したり、立ち寄りたりするような「健康・ケア教室」を開催してみませんか。この教室は介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスBとして位置付けられます。

教室の目的

介護事業所の地域交流スペースや医療機関の空きスペース等において、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、下記対象者が相互に交流する機会を提供します。

対象者

- ・要支援者
- ・「基本チェックリスト」該当者を含む一般高齢者

利用者負担

- ・実費

助成基準

- ・1回1時間以上かつ週1回以上の開催
- ・月間30人以上の参加
- ・医療機関又は介護事業所に配置された専門職の兼任、及び高齢者サポーター養成講座、認知症サポーター養成講座等を修了したボランティアによる補助
- ・医療機関又は介護事業所における地域交流スペースの活用及び地域住民に対する開放
- ・助成に際しては実績報告などを提出
- ・月額助成は20,000円

「健康・ケア教室」の一例

◇ 介護老人ホームで談話室を開放し、週1回認知症予防のための「脳の健康教室」を開催。

◇ 訪問看護ステーションで毎週木曜日、看護師等の専門職による血圧測定等の健康相談を無料で実施。



《お問い合わせ・申込み先》
地域介護課 サービス推進室
桑名市中央町2丁目37番地(市役所1階)
電話 (0594) -24-1186
FAX (0594) -27-3273

健康・ケア教室事業の手続き及び流れ

- ①「健康・ケア教室」の登録申請をします。
地域介護課に所定の登録用紙に年間事業計画書、予算書を添付して提出します。
(次年度以降は年度の初めに提出します。)



- ②市から「健康・ケア教室」の登録決定通知書を送付します。
※市のHP等にも全ての「健康・ケア教室」についての情報を公開いたします。



- ③「健康・ケア教室」を実施します。

- ★事業内容・開催日時などを変更する場合は「変更届」を提出します。
- ★「健康・ケア教室」の廃止の場合「廃止届」を提出します。



- ④年度末の実績をもとに「健康・ケア教室」の補助金の交付申請をします。
(年度毎にまとめて4月に1回申請のみ)
「健康・ケア教室」事業の実績及び効果、開催・利用者数、決算書(補助金を受け取った後で構いません)の報告をします。

- ★次年度の年間事業計画書、予算書を提出します。(次年度が始まる前に)



- ⑤補助金を受け取ります。

次年度以降
繰り返し

【参考2-1】健康・ケア教室 —大和地区の「ふるさとの里」—

○ 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要



- 平成24年3月に開設された小規模多機能型居宅介護等を提供する事業所において、地域住民に対し、地域交流の機会を提供。
- ① 平成24年3月以降、年2回、「餅つき大会」を開催。
 - ② 平成24年4月、誰でも利用可能な喫茶「わか菜」を開設。
 - i 血圧計及び血圧ノートを設置。
 - ii 勉強会「血圧について」を開催。
 - ③ 平成26年7月以降、ボランティアの協力を得て、多目的ホール「みんなのへや」を活用した「集いの場サロン」を開催。

(注) 平成27年4月～平成28年3月の間、48回にわたり、延べ358名の参加を得て、籠づくり、折り鶴等の手芸や茶話会を実施。



平成26年10月15日
勉強会「血圧について」



平成26年10月28日
「集いの場サロン」



【参考2-2】健康・ケア教室 —大山田地区の「虹の会」—

○ 介護予防に資するよう、多様な通いの場を創出することは、重要。



- 平成23年4月に設立された生活協同組合において、地域住民に対し、地域交流の機会を提供。
- 具体的には、平成24年4月以降、おおむね月1回、「大山田コミュニティプラザ」において開始し、平成26年6月以降は、「ケアステーション陽だまり」において、おおむね月1回、ボランティア等の協力を得て、地域の高齢者を対象として、次に掲げる内容の「虹の会」を開催。
 - i ボランティア等のレクリエーション
 - ii 「お食事会」
 - iii 血圧等の測定及び「健康体操」



平成26年9月3日
「お食事会」



平成26年10月1日
「健康体操」

(注)平成27年4月～平成28年3月の間、10回にわたり、延べ138人の参加を得たところ。

【参考2-3】健康・ケア教室 — 筒尾地区の「ももふれあい保健室」—

- 介護予防に資するよう、
多様な通いの場を
創出することは、重要。



平成26年10月2日
「ももふれあい保健室」

- 平成26年10月、筒尾地区の訪問看護ステーションにおいて、
「ももふれあい保健室」を開設。

(注)平成27年4月～平成28年3月の間、51回ににわたり、延べ215人の参加を得たところ。

- 具体的には、毎週木曜日13:30～15:00、
看護師等の専門職による血圧測定等の健康相談を無料で実施。

【参考2-4】健康・ケア教室 —「長寿苑カフェ」—

○ 事業所の地域開放をきっかけに
地域住民と協働し多様な通いの場を
創出することは、重要



平成27年9月6日「長寿苑カフェ」



- 地域の方の交流スペースを設けようという思いがきっかけとなり、平成26年8月から「長寿苑カフェ」として開始。
- 毎月第1日曜日に開催(年12回)し、1回平均10人が参加。
毎月近隣の約600世帯にポストイン、各地域包括支援センターにチラシを配布し、
周知している。
- 平成26年8月から、長寿苑デイルームにて、毎月第1日曜日に開催。
体操や創作活動を中心に実施。

【参考2-5】健康・ケア教室

ー七和地区の坂井橋クリニック「健康ケアサロン」ー

- 医療機関の地域開放をきっかけに地域住民と協働し多様な通いの場を創出することは、重要



平成27年9月10日「健康ケアサロン」

- 坂井橋クリニックスタッフより、西部地域包括支援センターへ地域貢献について相談があり、「健康・ケア教室」を紹介したことで、開催につながった。
- 平成27年5月から始まり、月2回、第2, 4木曜日に毎回25～30人程度の参加を得て、坂井橋クリニックリハビリ室において、地域住民に対し、「健康・ケア教室」を開催。
ボランティアや職員の協力を得て、健康に関わる様々な内容で実施されている。
(開催内容:健康体操、健康ヨガ、音楽療法、創作活動等)

「介護予防ケアマネジメント」(1)

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」	「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」
対象者	次に掲げるサービスを利用する高齢者 ① 従前の 介護予防訪問介護に 相当する訪問型サービス ② 従前の 介護予防通所介護に 相当する通所型サービス ③ 「くらしいきいき教室」	次に掲げるサービスしか 利用しない高齢者 ① 「えぷろんサービス」 ② 「栄養いきいき訪問」 ③ 「お口いきいき訪問」	介護保険を「卒業」して 地域活動に「デビュー」する 高齢者
実施機関	地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者	地域包括支援センター 又はその委託を受けた 居宅介護支援事業者	地域包括支援センター

「介護予防ケアマネジメント」(2)

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」	「初回のみ 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」
手続	<p>アセスメント 及びモニタリングを経て、 すべての地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「A型 地域生活応援会議」)を 開催。</p>	<p>アセスメント 及びモニタリングを経て、 それぞれの地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「B型 地域生活応援会議」)を 開催。</p>	<p>「元気アップ計画書」を 交付。</p>
サービス 単価	<p>① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の100% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)]の100%</p>	<p>① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の50% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)]の100%</p>	<p>1,500円／月 (1月に限る。)</p>

【参考】「元気アップ計画書」のイメージ

元気アップ計画書

6か月後の生活の目標

家族からの応援コメント



維持・改善すべき課題



3か月後の目標

まずは、これにチャレンジ！！

目標を達成するための取り組み

取り組みにあたっての主治医からの留意点

ご相談・ご連絡はこちらへ

桑名市〇〇地域包括支援センター
住所
TEL
計画作成者

この計画に沿って、頑張って取り組みます。

平成 年 月 日
氏名

「健康・ケアアドバイザー」

位置付け	「一般介護予防事業」中の「地域リハビリテーション活動支援事業」
趣旨	介護保険を「卒業」した高齢者が地域活動に「デビュー」する環境を整備するため、可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」が継続的に運営されるよう、リハビリテーション専門職等が地域住民の主体性を阻害しない形で定期的に関与。
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者を始めとする地域住民に開放される「通いの場」を対象として、地域住民を主体として運営された実績に応じ、リハビリテーション専門職等を「健康・ケアアドバイザー」として派遣。○ 具体的には、当面、次に掲げる取扱いが基本。<ul style="list-style-type: none">① 地域住民を主体とする「通いの場」の運営が4回／月以上である場合には、2月に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。② 地域住民を主体とする「通いの場」の運営が1回／月以上である場合には、6月に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。③ 地域住民を主体とする「通いの場」の運営が5回／年以上である場合には、1年に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。

【参考】「通いの場」のチラシ

「通いの場」登録のご案内

市では、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるよう、できる限り徒歩圏内で、地域住民の方が、交流の場を提供する、「通いの場」の登録を募集しています。

1. 「通いの場」とは

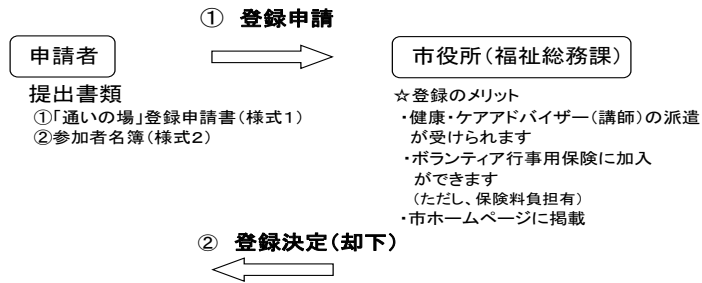
「介護予防」、「閉じこもり予防」、「健康づくり」のため、集会所などの場で、地域の住民が運営する「地域住民の集う場」をいいます。

具体的には、次のような基準があります。

- ◆参加者の半数以上が、65才以上の高齢者
- ◆開催回数は、月1回以上
(ただし、地域の実情に応じ判断します。)
- ◆1回の参加人数は5人以上
- ◆政治・宗教を伴う活動や営利を目的とした活動でない

2. 登録の流れ

登録を希望する団体は、「通いの場」登録申請書(様式1)に必要事項を記入し、参加者名簿(様式2)を添付して、市役所の窓口へ直接、持参してください。



※申請書は、下記窓口にあります。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

- ☞ 市役所1階 福祉総務課、中央地域包括支援センター
- ☞ メディアライヴ2階 地域保健課(中央保健センター)

≪裏面もご覧ください。≫

3. 登録された団体には・・・

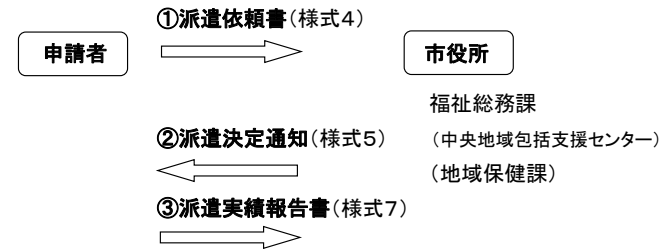
◎地域住民によって運営された「通いの場」へ健康・ケアアドバイザー(栄養士・歯科衛生士・理学療法士・健康運動指導士・保健師・主任ケアマネージャー・社会福祉士・司法書士等)を講師として派遣します。

なお、次の条件により派遣回数に上限があります。

- ① 月4回以上「通いの場」を開催 ⇒ 年6回(2ヶ月に1回)
- ② 月1回以上「通いの場」を開催 ⇒ 年2回(6ヶ月に1回)
- ③ 年5回以上「通いの場」を開催 ⇒ 年1回

◎健康・ケアアドバイザー(講師)派遣の流れ

- ① 派遣を希望する「通いの場」の団体は、「通いの場」健康・ケアアドバイザー(講師)派遣依頼書(様式4)を市役所に提出します。
- ② 市役所から健康・ケアアドバイザー(講師)派遣決定通知書(様式5)が申請者に郵送されます。
- ③ 健康・ケアアドバイザー(講師)が派遣された後、申請者より健康・ケアアドバイザー(講師)派遣実績報告書(様式7)を市役所へ提出します。



- 担当 桑名市役所 保健福祉部 福祉総務課 ☎ 24-1228
中央地域包括支援センター ☎ 24-5104
地域保健課 ☎ 24-1182

「エビデンス」に基づく効果的かつ効率的な介護予防事業の展開

- 「エビデンス」に基づいて効果的かつ効率的に介護予防事業を展開することは、重要。



- 次に掲げる手法により、可能な限り、早期に、リスクを抱える高齢者を把握。
 - ① 桑名市及び桑名市地域包括支援センターにおいて、次に掲げるデータを活用。
 - i 要介護・要支援認定に関するデータ
 - ii 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ
 - ② 保健センター、地域包括支援センター等に配置された保健・福祉専門職等において、地域住民を主体として地域交流の機会を提供する「通いの場」に関与する等の機会には、「基本チェックリスト」を活用。

健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開

- 市町村で希望者を募集し、専門職を主体として介護予防教室を開催する等の方式によると、介護予防に十分な関心を持つ極めて限られた地域住民しか介護予防に取り組まないところ。
- 保健センターの健康増進事業と地域包括支援センターの介護予防事業とは、財源に関して異なるものの、機能に関して類似。



- 保健センター、地域包括支援センター等に配置された保健・福祉専門職等について、自らサービスを提供する「プレーヤー」から、地域住民による自発的な活動や参加を働き掛ける「マネージャー」へ、役割を転換。
- 次に掲げる等の取組みを通じ、健康増進事業及び介護予防事業を一体的に展開。
 - ① 「桑名ふれあいトーク」
 - ② 「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」
 - ③ 「健康・ケアアドバイザー」

桑名市と一体的な桑名市地域包括支援センターの事業運営

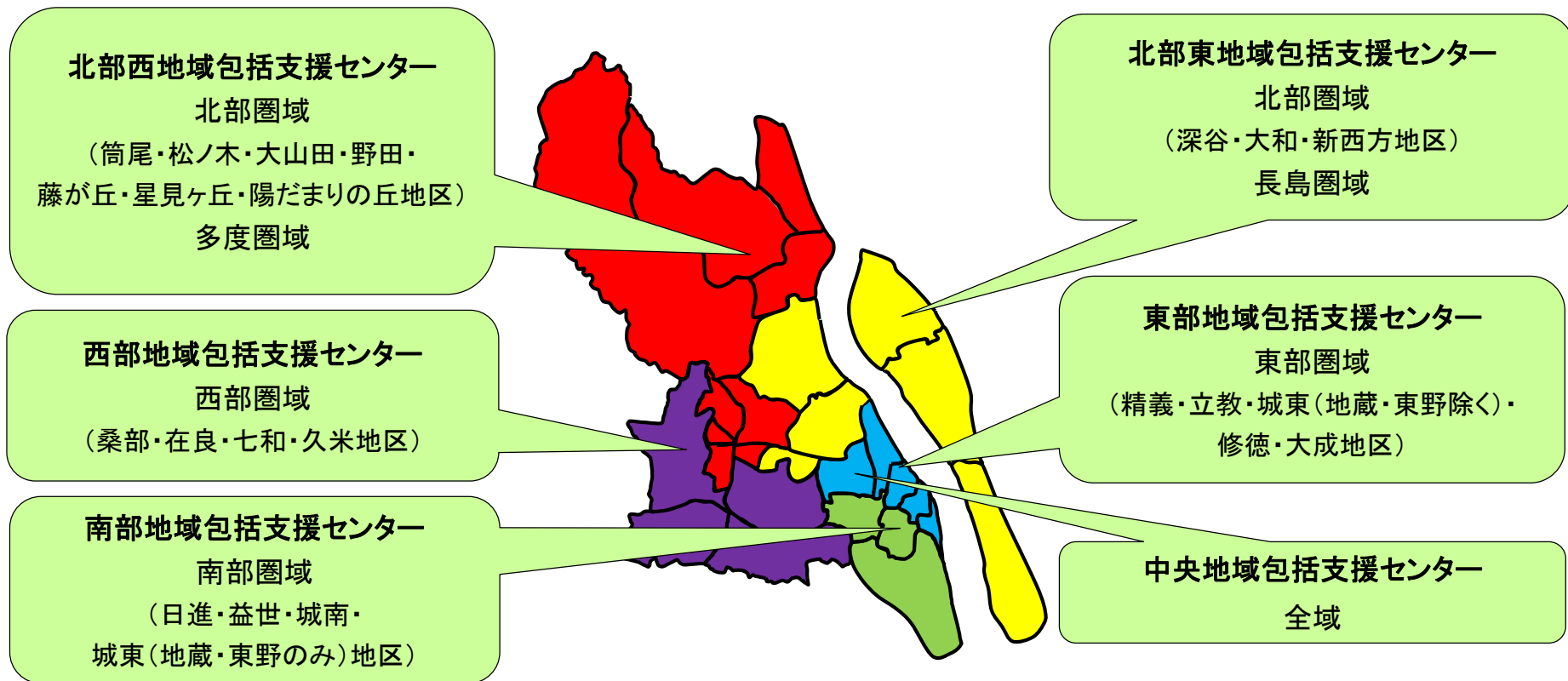
- 地域包括支援センターは、介護保険法の規定に基づき、介護保険の保険者である市町村が自ら、又は第三者に委託して保健・福祉専門職による高齢者及びその家族に対する総合相談支援等の事業を運営する準公的機関。
(注) 地域包括支援センターの職員等は、介護保険法の規定に基づき、罰則付きの守秘義務を負うところ。
- 地域包括支援センターと地域の関係者との協働を実現する前提として、地域包括支援センターの事業運営に対する地域の関係者の信頼を確保することは、重要。



- 平成25年12月より、桑名市より、桑名市地域包括支援センターに対して、
 - ① 要介護・要支援認定に関するデータ
 - ② 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータを提供する取扱い。
- 平成26年9月、桑名市より、桑名市地域包括支援センターに対し、適切、公正かつ中立な事業運営の徹底を求める通知を発出。

桑名市地域包括支援センターの管轄区域

- それぞれの桑名市地域包括支援センターによって担当される65歳以上人口及び75歳以上人口をおおむね平準化。



「日常生活圏域」及び地域包括支援センターの管轄区域の見直し

- 「日常生活圏域」については、地域的一体性等を勘案。
- 地域包括支援センターの管轄区域については、それぞれの地域包括支援センターによって担当される高齢者人口を平準化。



- 桑名市の「日常生活圏域」については、平成27年度より、星見ヶ丘地区を西部圏域から北部圏域へ変更。
- 桑名市地域包括支援センターの管轄区域については、平成27年度より、星見ヶ丘地区を西部地域包括支援センターから北部西地域包括支援センターへ移管。

【参考1-1】桑名市における日常生活圏域と地域包括支援センターの管轄区域との関係(平成26年度)

北部西地域包括支援センター

北部圏域
(筒尾地区・松ノ木地区・
大山田地区・野田地区・
藤が丘地区)
多度圏域

北部東地域包括支援センター

北部圏域
(大和地区・深谷地区・新西方地区)
長島圏域

西部地域包括支援センター

西部圏域
(桑部地区・在良地区・
七和地区・久米地区・
星見ヶ丘地区)

東部地域包括支援センター

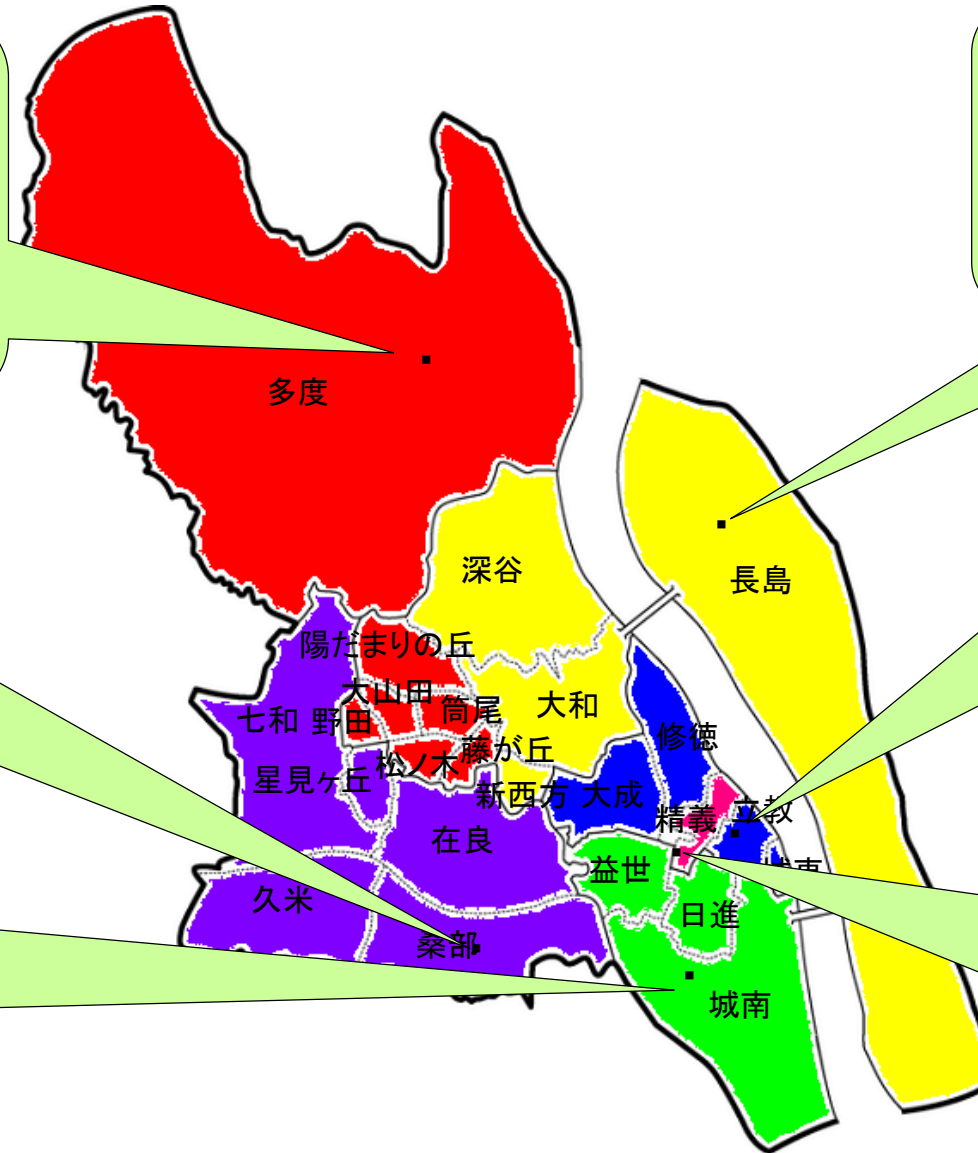
東部圏域
(精義地区・立教地区・城東地区・
修徳地区・大成地区)

南部地域包括支援センター

南部圏域
(日進地区・益世地区・城南地区)

中央地域包括支援センター

全域



【参考1-2】桑名市における日常生活圏域と地域包括支援センターの管轄地区との関係(平成27年度)

北部西地域包括支援センター

北部圏域

(筒尾地区・松ノ木地区・
大山田地区・野田地区・
藤が丘地区・星見ヶ丘地区)

多度圏域

西部地域包括支援センター

西部圏域

(桑部地区・在良地区・
七和地区・久米地区)

南部地域包括支援センター

南部圏域

(日進地区・益世地区・城南地区)

北部東地域包括支援センター

北部圏域

(深谷地区・大和地区・新西方地区)

長島圏域

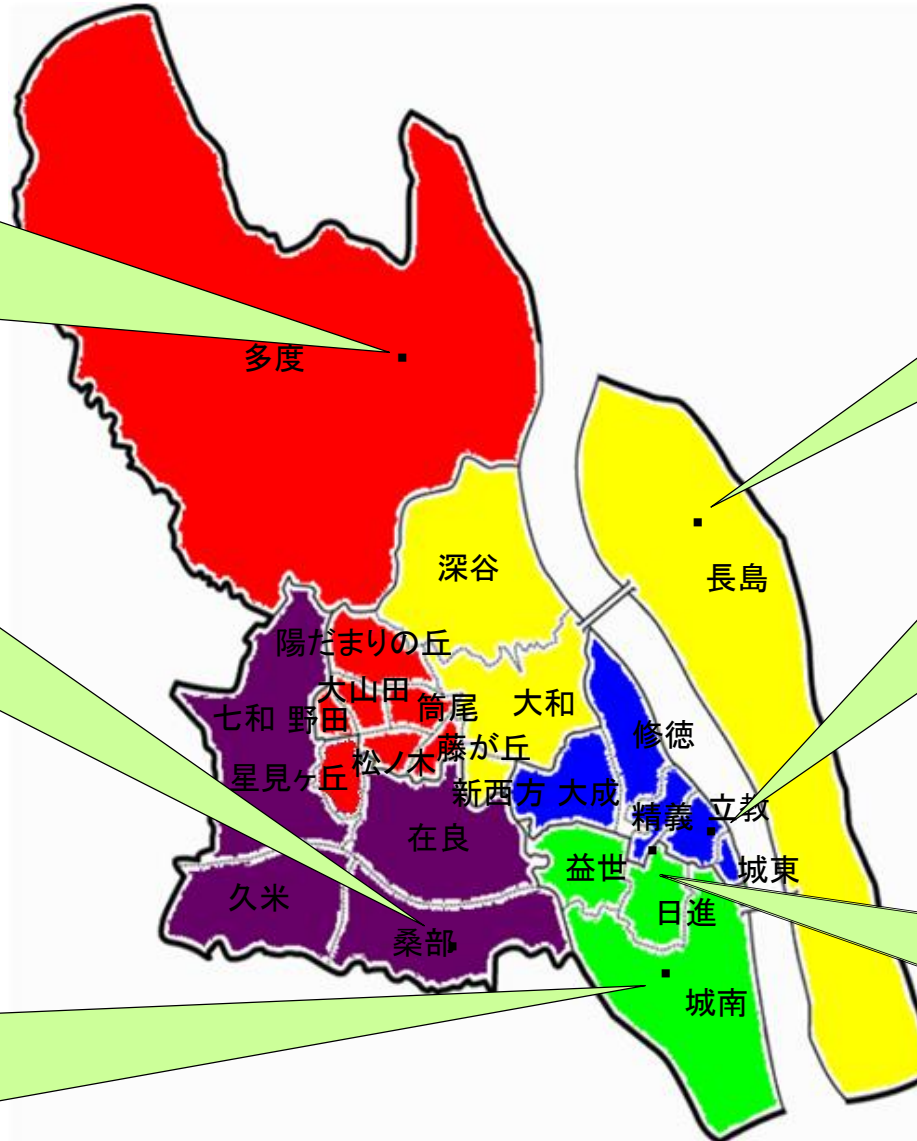
東部地域包括支援センター

東部圏域

(精義地区・立教地区・城東地区・
修徳地区・大成地区)

中央地域包括支援センター

全域



【参考2】各地域包括支援センターによって担当される高齢者人口の推移

		平成26年9月		平成27年9月		平成28年9月		平成29年9月		平成32年9月		平成37年9月	
		65歳以上人口	うち75歳以上人口	65歳以上人口	うち75歳以上人口	65歳以上人口	うち75歳以上人口	65歳以上人口	うち75歳以上人口	65歳以上人口	うち75歳以上人口	65歳以上人口	うち75歳以上人口
東部地域包括支援センター	精義地区	1,352	733	1,412	781	1,420	798	1,425	814	1,418	836	1,396	891
	立教地区	1,264	690	1,320	735	1,327	752	1,332	767	1,326	787	1,305	839
	城東地区	463	261	484	278	486	284	488	290	486	298	478	317
	修徳地区	1,120	544	1,170	580	1,176	593	1,180	60	1,175	621	1,157	661
	大成地区	2,232	1,113	2,344	1,186	2,344	1,212	2,352	1,237	2,341	1,270	2,305	1,353
	計	6,431	3,341	6,718	3,560	6,754	3,639	6,778	3,712	6,746	3,812	6,642	4,061
西部地域包括支援センター	桑部地区	1,320	564	1,400	618	1,427	646	1,450	672	1,481	739	1,485	866
	在良地区	2,638	1,268	2,798	1,390	2,852	1,452	2,898	1,511	2,960	1,661	2,968	1,948
	七和地区	1,669	696	1,770	763	1,805	797	1,834	829	1,872	912	1,878	1,069
	久米地区	1,378	584	1,462	640	1,490	669	1,514	696	1,546	765	1,550	897
	計	7,362	3,112	7,430	3,411	7,574	3,563	7,696	3,708	7,859	4,076	7,881	4,780
南部地域包括支援センター	日進地区	1,518	789	1,595	841	1,615	864	1,631	884	1,640	929	1,630	1,035
	益世地区	2,214	1,188	2,326	1,267	2,355	1,300	2,379	1,331	2,392	1,399	2,378	1,558
	城南地区	2,121	940	2,229	1,003	2,257	1,029	2,279	1,053	2,292	1,107	2,278	1,233
	計	5,853	2,917	6,150	3,111	6,227	3,193	6,288	3,269	6,324	3,436	6,286	3,825
北部東地域包括支援センター	大和地区	1,191	537	1,325	615	1,382	655	1,430	694	1,543	837	1,691	1,142
	深谷地区	1,579	747	1,757	856	1,833	912	1,895	965	2,046	1,165	2,241	1,588
	長島地区	3,935	1,853	4,215	2,037	4,318	2,129	4,408	2,216	4,580	2,427	4,731	2,858
	計	6,705	3,137	7,297	3,508	7,533	3,696	7,733	3,875	8,169	4,429	8,663	5,588
北部西地域包括支援センター	筒尾地区	1,080	364	1,199	418	1,250	444	1,293	471	1,395	568	1,529	775
	松ノ木地区	786	266	872	305	910	325	941	344	1,016	415	1,112	566
	大山田地区	1,118	254	1,241	291	1,294	310	1,338	328	1,445	396	1,582	540
	野田地区	643	188	714	216	744	230	770	243	831	293	910	400
	藤が丘地区	398	140	442	161	461	171	476	181	514	219	563	298
	星見ヶ丘地区	357	150	396	172	413	183	427	194	461	234	505	319
	多度地区	2,897	1,366	3,076	1,469	3,126	1,512	3,163	1,549	3,201	1,657	3,161	1,910
	計	6,922	2,728	7,940	3,032	8,197	3,175	8,409	3,310	8,863	3,783	9,363	4,808
合計	33,273	15,235	35,535	16,622	36,285	17,266	36,904	17,874	37,961	19,536	38,835	23,062	

注 大和地区は、新西方地区を含む。

<出典> 桑名市

北部地域包括支援センターの改称

○ 平成27年1月より、北部地域包括支援センターを改称。

見直し前	見直し後
<u>北部</u> 地域包括支援センター(<u>長島</u>)	<u>北部東</u> 地域包括支援センター
<u>北部</u> 地域包括支援センター(<u>多度</u>)	<u>北部西</u> 地域包括支援センター

【参考】北部東・西地域包括支援センターの総合相談支援

- 北部東・西地域包括支援センターは、長島圏域及び多度圏域のほか、北部圏域も管轄。



※地域包括支援センターは65歳以上の方への総合相談窓口です。
※相談内容は必ずしも下記のとおりではありません。

「ふれあい相談」

お住まいの地域で、お困りの相談をします。
介護保険の行政手続など必要な手続きの先に関する相談を行います。
障害者福祉関係などの相談を行います。

場所	大山田公民館 2階 サークル室
日時	毎月第1金曜日 9:30～11:30 *新しいお情報は裏面をご覧ください
連絡先	〒411-0206 島名市多度町多度1-1-1(すこやかセンター内) 電話:49-2031 FAX:49-2533

○主任介護支援専門員、看護師、社会福祉士の3職種が対応します。


- 北部東・西地域包括支援センターは、高齢者等にとって身近な総合相談窓口になるよう、
 - ① 随時、電話等による連絡を受けて、戸別訪問等による総合相談支援を実施。
 - ② 毎月、深谷及び大和並びに大山田の各地区で、「ふれあい相談」を開催。

地区	場 所	日 時	件数(平成26年度)
深谷	深谷市民館	毎月第3水曜日 13時半～16時	来所0人・戸別訪問69人
	深谷桑栄市民館	毎月第3月曜日 9時～11時半	来所0人・戸別訪問78人
	北部老人福祉センター	毎月第2火曜日 13時半～15時半	来所38人
大和	大和公民館	毎月第4月曜日 13時半～16時	来所0人・戸別訪問55人
大山田	大山田公民館	毎月第1金曜日 9時半～11時半	来所11人・戸別訪問46人

(注) 平成27年度より、深谷市民館を毎月第3水曜日から毎月第3木曜日へ変更。

桑名市地域包括支援センターの職員配置

- 平成27年度より、桑名市地域包括支援センターに配置される職員を平成24年度以前と比較して倍増。

	平成 19・20 年度	平成 21～24 年度	平成 25・26 年度		平成 27～29 年度
保健師又は看護師	5	5	5		10
社会福祉士	5	5	9		10
主任介護支援専門員	5	5	6		10
介護支援専門員	0	5	5		10
合計	15	20	25		40

(注) 各計数は、桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課中央地域包括支援センターの職員を除く。

<出典> 桑名市保健福祉部介護・高齢福祉課中央地域包括支援センター

- 中央地域包括支援センターが各地域包括支援センターに対して「マネジメント(管理)」の機能を十分に発揮する環境を整備することは、重要。



- 中央地域包括支援センターに配置された保健・福祉専門職が各地域包括支援センターの事業運営に対する後方支援等に集中するよう、平成26年4月より、精義地区を中央地域包括支援センターから東部地域包括支援センターへ移管。
- 高齢者を対象とする相談員について、中央地域包括支援センターに配置された保健・福祉専門職の事務を補佐する役割を果たすよう、平成26年4月より、中央地域包括支援センターに移管して「高齢者福祉相談員」から「地域包括支援相談員」へ改称。

【参考】「桑名市地域包括支援相談員」

- 危機の発生を前提とする「事後的な対応」から危機の発生を防止する「事前的な対応」への構造的な転換に資するよう、在宅の高齢者について、それぞれの状態像に応じ、戸別訪問等による総合相談支援を実施することは、重要。



- 平成26年4月、中央地域包括支援センターに「桑名市地域包括支援相談員」を配置。

(注)平成27年度より、5人でそれぞれの桑名市地域包括支援センターの管轄区域を担当。

- 具体的には、
 - ① 認定を受けたものの、サービスを利用しない高齢者
 - ② 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータにより、「閉じこもり」で「注意」と判定された高齢者等を対象として、戸別訪問等による総合相談支援を実施。その結果に基づき、必要に応じてサービスの利用を勧奨。

(注)戸別訪問等による相談支援は、平成27年度には、3,441件。

桑名市地域包括支援センターの事業運営方針

- 地域包括支援センターは、
介護保険の保険者である市町村の委託を受けた準公的機関。



- 平成27～29年度には、
桑名市地域包括支援センターの事業運営方針を提示。

① 地域包括支援センターの位置付けに関する自覚の徹底

② 高齢者の自立支援に向けた
ケアマネジメントのための「チームプレー」の励行

③ 介護予防や日常生活支援に資する
地域づくりの推進のための
「プレーヤー」から「マネージャー」への転換

桑名市地域包括支援センターの事業運営の「見える化」

- それぞれの桑名市地域包括支援センターの事業運営について、地域の関係者の信頼を確保するためには、「見える化」を図ることが、重要。



平成26年7月11日
「会長賞」の授与

- 平成26年7月、「桑名市地域包括支援センター運営協議会」の機能を引き継いだ「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」において、それぞれの桑名市地域包括支援センターに対し、平成25年度の事業運営状況について、報告を求め、実績を評価。
- 具体的には、それぞれの地域包括支援センターより、プレゼンテーションを実施し、各委員において、審査を実施。それを集計した結果に基づき、最も高い評価を得た桑名市地域包括支援センターに対し、「会長賞」を授与。
- これは、民間企業における「QC(品質管理)サークル」の考え方を参考とした初めての試み。

桑名市地域包括支援センターの事業運営評価

- それぞれの桑名市地域包括支援センターのさらなる機能向上及び桑名市との連携強化を図ることは、地域包括ケアシステム構築する上において、重要。



- 平成26年介護保険法の一部改正(平成27年4月1日施行)により、地域包括支援センターの設置者による自己評価と市町村による地域包括支援センターの事業実施状況の定期的な点検等の努力義務が規定された。
- 1次評価として、平成28年2月、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」において、それぞれの地域包括支援センターより、プレゼンテーションを実施し、各委員において、審査を実施。
- 2次評価として、それぞれの桑名市地域包括支援センターに対し、評価基準項目を定めた上で、平成27年度の事業運営状況について、報告を求め、実績を評価。
- 1次評価と2次評価をそれぞれの結果を元に総合的に評価し、上位2位までの地域包括支援センターには、次年度の委託料に加算をする。

「高齢者見守りネットワーク」(1)

○ 支援を必要とする高齢者を
早期に発見して
適切に支援することは、重要。



○ 平成20年1月以降、順次、
13地区において、
次に掲げる者等の参加を得て、
「高齢者見守りネットワーク」を構築。

- ① 民生委員
- ② 自治会の代表者
- ③ 老人クラブの代表者



平成26年9月8日
「深谷地区高齢者見守り連絡調整会議」



平成27年4月6日
「高齢者見守りネットワーク事業協力に関する協定書締結式」



平成27年7月1日
「高齢者見守りネットワーク事業協力に関する協定書締結式」

「高齢者見守りネットワーク」(2)

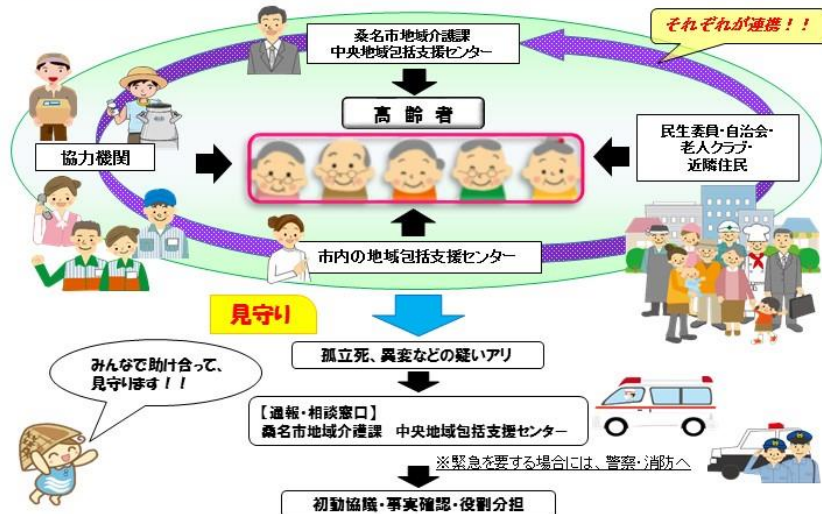
- 次に掲げる事業者との間で日常の事業を通じて気付いた高齢者等の異変を通報するよう、協定を締結。

平成23年	3月	郵便局（桑名支店）
平成23年	3月	新聞販売店（20店舗）
平成25年	4月	上下水道部
平成27年	4月	ガス会社（1社）
平成27年	7月	コンビニエンスストア（13店舗）
平成27年	9月	配食サービス事業者（1社）
平成27年	9月	牛乳販売店（3店舗）
平成27年	9月	スーパーマーケット（4店舗）
平成28年	1月	金融機関（1社）
平成28年	1月	飲料メーカー（1社）
平成28年	1月	牛乳販売店（4店舗）
平成28年	3月	郵便局（19支店） ※市内郵便局はすべて締結

【参考】「桑名市高齢者見守りネットワーク事業」のチラシ(1)

桑名市高齢者見守りネットワーク事業

○桑名市では、民生委員や自治会、老人クラブのほか、民間事業者等のご協力により、支援を必要とする高齢者を早期に発見して適切に支援することを目的とした「桑名市高齢者見守りネットワーク事業」を実施しております。
現在、この「桑名市高齢者見守りネットワーク事業」による『見守り』をさらに強化し、住み慣れた地域で、いつもまでも安心・安全に暮らされたいまづくりを推進しています。



協力機関を募集しています!

協力機関さまと、日常の業務を通じて気付いた高齢者等の異変を通報するよう協定を締結します。

協定の内容

- (1) 配達物が以前のままの状態
 - (2) 郵便物、新聞等が郵便受けや玄関等にたまっている状態
 - (3) 昼間でも何日も雨戸が閉まったままの状態
 - (4) 家の明かりが何日もついたまま、または消えている状態
 - (5) 店舗において、認知症や虐待等が疑われ、市への報告が必要と思われる状態
 - (6) その他日常と明らかに違う状態
- ※なお、締結の内容は、各協力機関によって異なります。

連絡先
桑名市中央地域包括支援センター TEL:0594-24-5104

協力機関さまには、登録すると以下のようなメリットがあります。



お店に、桑名市高齢者見守りネットワークの協力機関であることを（掲示して）宣伝できます。

お店の作成するチラシ等の広告に桑名市高齢者見守りネットワークの協力機関であることを表示して宣伝することができます。

配達車両などに、桑名市高齢者見守りネットワークの協力機関であることのステッカーやマグネットなどをはって宣伝することができます。



高齢者のサポートに積極的に取り組んでいるお店として、社会貢献・地域貢献のイメージアップにつながります。

桑名市のホームページのリンクをクリックすると、社名が表示されます!

宣伝例
・当店は、桑名市高齢者見守りネットワークの協力機関です。
・当社は、高齢者に安心をお届けするため、桑名市と協力しています。
・当社は、高齢者の安心をお届けするため、桑名市高齢者見守りネットワーク事業に協力しています。
※上記で独自の宣伝文を使用する場合は、事前に市の承認を受けてください。

【参考】「桑名市高齢者見守りネットワーク事業」のチラシ(2)

【協定書締結先一覧表】

(順不同・敬称略)

業種	名称	業種	名称
郵便	1 日本郵便株式会社 桑名郵便局	新聞	23 朝日新聞 ASA大山田
	2 日本郵便株式会社 長島郵便局		24 朝日新聞 ASA桑名東部
	3 日本郵便株式会社 多度郵便局		25 朝日新聞 ASA桑名西部
	4 日本郵便株式会社 桑名深谷郵便局		26 中日新聞 桑名南部水谷新聞店
	5 日本郵便株式会社 桑名在良郵便局		27 中日新聞 永野新聞舗
	6 日本郵便株式会社 南多度郵便局		28 中日新聞 大山田団地専売店
	7 日本郵便株式会社 七取郵便局		29 中日新聞 桑名久米専売所瀬古新聞店
	8 日本郵便株式会社 桑名七和郵便局		30 中日新聞 桑名正和専売店稲葉新聞店
	9 日本郵便株式会社 桑名大山田郵便局		31 中日新聞 桑名西部安達新聞店
	10 日本郵便株式会社 桑名正和郵便局		32 中日新聞 桑名播磨専売所
	11 日本郵便株式会社 桑名矢田郵便局		33 中日新聞 七和専売所
	12 日本郵便株式会社 桑名馬道郵便局		34 中日新聞 蓮花寺・新西方専売所 前田新聞店
	13 日本郵便株式会社 桑名赤須賀郵便局		35 中日新聞 多度専売所
	14 日本郵便株式会社 桑名城南部郵便局		36 中日新聞 伊勢長島南部店
	15 日本郵便株式会社 桑名八間通郵便局		37 中日新聞 伊勢長島販売店
	16 日本郵便株式会社 桑名播磨郵便局		38 毎日新聞 桑名専売所
	17 日本郵便株式会社 桑名桑陽台郵便局		39 毎日新聞 桑名中央西部専売所
	18 日本郵便株式会社 桑名八幡郵便局		40 読売新聞 桑名西部サービスセンター
	19 日本郵便株式会社 桑名西別所郵便局		41 読売新聞 YC桑名南部店
	20 日本郵便株式会社 桑名新西方郵便局		42 大三商店
21 水道	桑名市上下水道部	43 配食	ワタミ 桑名営業所
22 ガス	東邦ガス(株)西部支社 四日市営業所 桑名サービスセンター	44 飲料	三重ヤクルト販売(株)

業種	名称	業種	名称
45	セブンイレブン 桑名江場店	77 スーパー マーケット	77 ビアゴ多度店
			78 ビアゴ赤尾店
46	セブンイレブン 桑名駅西店	69 金融機関	69 桑名信用金庫
47	セブンイレブン 桑名長島町又木店		70
48	セブンイレブン 桑名外堀店	71	
49	セブンイレブン 桑名益生店	72	
50	セブンイレブン 桑名長島町中央通り店	73	
51	コンビニエンス ストア	74	
52	セブンイレブン 桑名多度下野代店	75	
53	セブンイレブン 桑名大仲新田店	76	
54	セブンイレブン 桑名大福店	77	
55	セブンイレブン 桑名城山台店	78	
56	セブンイレブン 桑名多度町香取店	79	
57	セブンイレブン 桑名広見ヶ丘店	80	
58	セブンイレブン 桑名中央町店	81	
59	倉知牛乳(株)	82	
60	森永牛乳 多度販売店	83	
61	牛乳	84	
62	森永牛乳 木場販売店	85	
63	(有)山本乳業	86	
64	(有)グリコ牛乳 長谷川販売店	87	
65	(有)宏和	88	
66	水谷乳業		
65	スーパー マーケット		
66	アビタ桑名店		
	ビアゴ星川店		

「桑名市救急医療情報活用支援事業」

- ひとり暮らしの高齢者等について、救急時に適切な医療活動が展開されるよう、救急時に必要な医療情報を保管することは、重要。



- 平成23年4月、「桑名市救急医療情報活用支援事業」を開始。
- 具体的には、ひとり暮らしの高齢者等を対象として、自宅の冷蔵庫に収納するための「救急医療情報キット」を無償で配布。
 - ① 保管容器(=ボトル型プラスチック容器)
 - ② 救急医療情報カード(=かかりつけ医療機関、緊急連絡先、服薬内容等)
 - ③ 保管者ステッカー(=冷蔵庫貼付用マグネット)

(注)「救急医療情報キット」の配布は、平成28年3月現在、累計で2,524件。

「桑名市要援護者台帳」

- 災害等の緊急時に備え、平常時より、地域で要援護者を支援することが可能になるよう、要援護者に関する情報を共有することは、重要。



- 平成24年10月、要援護者の申請に基づいて要援護者を登録する「桑名市要援護者台帳」を導入。

(注) 登録申請書には、「本登録申請書の内容については、個人情報保護のために必要な措置を講じた上で、地域包括支援センター、民生委員児童委員、社会福祉協議会や自治会、自主防災組織等の関係機関に提供することに同意します。」と記載。

- 平成25年9月以降、順次、地域包括支援センター、民生委員、自治会等に対して「桑名市要援護者台帳」を提供。

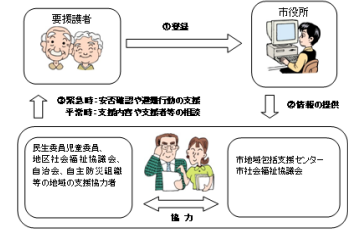
(注)「桑名市要援護者台帳」の登録は、平成27年9月現在、13, 291人。

桑名市要援護者台帳登録のご案内

災害・事故などの緊急時に、すばやい対応が困難な高齢者や障害のある方は地域の方々の手助けが必要となります。そのためには日頃から地域の方々と理解し合い、つながりをもつことが大切です。そこで、桑名市では、「桑名市要援護者台帳」の登録を受け付けています。

1. 支援のしくみ

支援の必要な方を要援護者として登録し、市役所を通じて地域の支援協力者に情報を提供し、地域の交流などで災害・事故などに備えていただきます。



2. 登録を希望する方・・・

登録申請書に必要事項を記入の上、市役所又は地域包括支援センターの窓口にご連絡、郵送、持参してください。

(申請書は、下記の窓口にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。)

- 市役所1階 介護・高齢福祉課、障害福祉課
- 多度町・長島町総合支所 住民福祉課、各地区市民センター
- 桑名市(中央・東部・西部・南部)・北野地域包括支援センター

寄附担当 桑名市役所 保健福祉部 介護・高齢福祉課 24-1489/5104
障害福祉課 24-1171

桑名市要援護者台帳登録申請書

(宛先) 桑 名 市 桑 名 市 役 所 年 月 日

私は、災害等に際して地域の支援を受けるため、桑名市要援護者台帳に登録することを申請します。本登録申請書の内容については、個人情報の保護のために必要な措置を講じた上で、地域包括支援センター、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等の関係機関に提供することに同意します。

区域名	住所	姓	氏名	性別	生年月日	電話番号	電 話	電 話
A	桑名市	氏名	姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
			姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
			姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
			姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
B	桑名市	氏名	姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
			姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
			姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
			姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
C	桑名市	氏名	姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
			姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
			姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
			姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
D	桑名市	氏名	姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
			姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
			姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
			姓	名	生年月日	電話番号	電 話	電 話
①緊急連絡先	住所	氏名	姓	名	電話番号	電 話	電 話	
			姓	名	電話番号	電 話	電 話	
			姓	名	電話番号	電 話	電 話	
			姓	名	電話番号	電 話	電 話	
②緊急連絡先	住所	氏名	姓	名	電話番号	電 話	電 話	
			姓	名	電話番号	電 話	電 話	
			姓	名	電話番号	電 話	電 話	
			姓	名	電話番号	電 話	電 話	
かかりつけ医療機関	A	氏名	姓	名	電話番号	電 話	電 話	
			姓	名	電話番号	電 話	電 話	
			姓	名	電話番号	電 話	電 話	
			姓	名	電話番号	電 話	電 話	
B	氏名	姓	名	電話番号	電 話	電 話		
		姓	名	電話番号	電 話	電 話		
		姓	名	電話番号	電 話	電 話		
		姓	名	電話番号	電 話	電 話		
C	氏名	姓	名	電話番号	電 話	電 話		
		姓	名	電話番号	電 話	電 話		
D	氏名	姓	名	電話番号	電 話	電 話		
		姓	名	電話番号	電 話	電 話		
登録区分	1 65歳以上のひとり暮らし 2 65歳以上の者のみで構成されている世帯 3 身体障害者手帳所持者 4 療養手帳所持者 5 精神保健福祉手帳所持者 6 その他 []							
予定登録場所	1		2					

「日常生活自立支援事業」

- 認知症高齢者等について、福祉サービスの利用を援助することは、重要。



- 平成12年度より、桑名市社会福祉協議会において、「桑員地域権利擁護センター」を運営。
- 平成27年4月、「桑員地域権利擁護センター」から「桑員地域日常生活自立支援センター」へ改称。
- 具体的には、生活支援員より、認知症高齢者等に対し、福祉サービスの利用を援助する「日常生活自立支援事業」を実施。
 - ① 福祉サービスの利用に関する手続の代行
 - ② 日常的な金銭の管理の代行
 - ③ 重要な書類の保管の代行

(注) 「地域福祉権利擁護事業」の利用のための契約は、平成28年3月現在、54件。

法人後見及び市民後見の提供体制の整備(1)

- 近年、「コンプライアンス(法令順守)」が厳格になる中で、今後、認知症高齢者等が増加することに伴い、財産管理や身上監護を内容とする成年後見に対する多様なニーズが増大。
- このような「後見爆発」については、
 - ① 高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増大する中で、専ら「親族後見人」で対応することは、現実的に困難。
 - ② 専ら法務・福祉専門職で対応することは、質量ともに困難。
 - ③ 福祉サービスの利用に係る手続や日常的な金銭の管理に関しては、地域の実情に精通した「市民後見人」で対応することが適切である事例も、想定されるところ。



○ 法人後見及び市民後見の提供体制の整備を推進することは、重要。

法人後見及び市民後見の提供体制の整備(2)

- 必要に応じて成年後見の開始等に関する審判を請求する市町村が地域福祉を推進する準公的団体である桑名市社会福祉協議会等と協働して一定の役割を果たさなければならないところ。



平成27年1月31日
「成年後見制度推進シンポジウム」

- 平成26年度には、桑名市において、桑名市社会福祉協議会に委託し、「市民後見推進事業」を実施。

- ① 平成26年5月以降、学識経験者、法務経験者、医療関係者、福祉関係者等の参加を得て、「法人後見運営委員会」を開催。

(注) 平成26年度には、4回。

- ② 平成26年6月、「法人後見実施要綱」を作成した上で、同年11月、初めて、法人後見を受任。

- ③ 平成27年1月、内外のオピニオンリーダーを招聘し、「桑名市成年後見制度推進シンポジウム」を開催。

(注) 177人の参加を得たところ。

法人後見及び市民後見の提供体制の整備(3)

- 必要に応じて成年後見の開始等に関する審判を請求する市町村が地域福祉を推進する準公的団体である桑名市社会福祉協議会等と協働して一定の役割を果たさなければならないところ。



平成27年7月1日
「桑名市福祉後見サポートセンター」開設式

- 平成27年7月より、桑名市において、桑名市社会福祉協議会に委託し、法務・福祉専門職団体等と連携しながら、「桑名市福祉後見サポートセンター」を運営。
- これに伴い、「法人運営委員会」の機能を「桑名市福祉後見サポートセンター運営委員会」に承継した上で、必要に応じ、法人後見を受任。
- 平成28年1月、第2回「桑名市成年後見制度推進シンポジウム」を開催、94人が参加
- 平成28年3月、「市民後見人養成講座 基礎編」を開催、29人が修了
- 今後、「市民後見人養成講座 実践編」及び「市民後見人ステップアップ講座」(仮称)を開催する予定。

【参考1】「桑名市福祉後見サポートセンター」のイメージ



地域住民

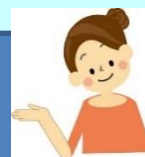


市民後見人



桑名市
社会福祉協議会

桑名市福祉後見サポートセンター



桑名市



桑名市福祉後見サポートセンター運営委員会

【参考2】「桑名市福祉後見サポートセンター運営委員会」委員名簿 (平成28年5月1日)

- 位田 壮平 桑名市保健福祉部地域介護課長
- ★ 貴島 日出見 鈴鹿医療科学大学教授
- 柴田 良彦 成年後見センター・リーガルサポート三重支部桑員地区幹事
- 高橋 恵美子 三重県介護支援専門員協会理事
- ☆ 辻 龍範 三重くわな法律事務所弁護士
- 中西 健二 桑名市南部地域包括支援センター長
- 中村 弘樹 障がい者総合相談支援センターそういんセンター長
- 日美 富美代 桑名市保健福祉部障害福祉課長
- 福井 庫治 ふくい心クリニック院長
- 村木 顕太郎 三重県社会福祉士会ぱあとなあみえ運営委員

(注) ★は会長、☆は副会長である。

「高齢者虐待防止ネットワーク」

- 高齢者に対する虐待を防止するため、
地域全体で高齢者の介護を支援することは、重要。



- 平成21年2月以降、7回にわたり、保健福祉及び法務に関する地域の関係者の参加を得て、
高齢者に対する虐待に関する事例を検討する「桑名市高齢者虐待防止ネットワーク委員会」を開催。
(注) 平成27年度には、高齢者に対する虐待と疑われる事案として介護支援専門員、
介護事業所、本人、家族等から市又は地域包括支援センターへ通報されたものは、53件。
そのうち、高齢者に対する虐待と確認された事案は、51件。
- 平成21年3月、桑名市において、「高齢虐待防止マニュアル」を作成して
桑名市地域包括支援センター、介護事業所等に配布。
- 平成27年9月、桑名市地域包括支援センター及び桑名市社会福祉協議会の社会福祉士並びに
法律専門職によって構成する桑名市「法福連携」懇談会において、「高齢者虐待気づきシート」を
作成して市内介護保険サービス事業所、施設、医療相談員を置く医療機関等に配布。
- そのほか、桑名市地域包括支援センターにおいて、「介護者の集い」を開催。
(注) 平成26年度には、合計で20回にわたり、延べ149人の参加を得たところ。

法務と福祉との連携

- 成年後見等に関する問題を抱える
高齢者を支援するためには、法務と福祉との
連携(「法福連携」)で対応することが重要。



平成27年2月12日
「高齢者虐待防止研修会」

- 平成24～27年度、4回にわたり、桑名市において、
法務・福祉専門職の参加を得て、講義及びグループワークを内容とする
「高齢者虐待防止研修会」を開催。

(注)平成27年度には、109人の参加を得たところ。
- 平成24～27年度、48回にわたり、
桑名市地域包括支援センターにおいて、弁護士又は司法書士の参加も得た
「地域支援調整会議」を開催するなど、本人又は親族による成年後見の
申立てに対する援助(47件)等を通じて高齢者世帯の困難事例を解決。

介護と障害との連携

- 障害に関する問題を抱える
高齢者世帯の困難事例を解決するためには、
高齢者介護と障害保健福祉との連携
（「介護障害連携」）で対応することが重要。



平成26年1月16日 「介護&障害合同研修会」

- 平成26年1月、初めて、桑名市において、
保健・医療・福祉・介護専門職の参加を得て、
精神保健福祉に関する講演及び事例検討を内容とする
「介護&障害合同研修会」を開催。

（注）平成26年1月に89人、平成27年5月に66人、平成28年2月に74人の参加を得たところ。

【参考】高齢者世帯の困難事例のイメージ

本人	自宅で居住。 要介護認定を受けて、通所介護を利用。 精神疾患により、金銭管理が困難であるため、 地域福祉権利擁護事業を利用。
配偶者	脳血管性疾患で寝たきり。 要介護認定を受けて、特別養護老人ホームに入所。 認知症により、金銭管理が困難であるため、 弁護士が成年後見を受任。
子	本人と同居。 精神疾患で自立支援医療を利用。 無職で無収入。 本人及び配偶者の預金をギャンブル等に費消。



- 本人について、
 - ① 精神障害者保健福祉手帳を取得。
 - ② 成年後見の申立てを弁護士に依頼。

「地域ケア会議」

- ① 各分野で指導的な立場にある地域の関係者の参加を得た「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」
- ② 地域の高齢者世帯の困難事例の解決のための「地域支援調整会議」
- ③ 多職種協働でケアマネジメントを支援するための「地域生活応援会議」
- ④ 要介護・要支援認定又は「地域生活応援会議」に先立つ暫定的なサービスの利用のための「ケアミーティング」
- ⑤ その他（「高齢者見守りネットワーク」、
「高齢者虐待防止ネットワーク」等）

【参考】「地域ケア会議」の位置付けに関する介護保険法の規定

(会議)

- 第115条の48 市町村は、第115条の45第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体(以下この条において「関係者等」という。)により構成される会議(以下この条において「会議」という。)を置くように努めなければならない。
- 2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下この項において「支援対象被保険者」という。)への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 会議は、前項の検討を行うために必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- 5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。

他の市町村と比較した桑名市の「地域ケア会議」の特徴

- 他の市町村の「地域ケア会議」の大半は、桑名市の「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」又は「地域支援調整会議」に相当するもの。
- 他の市町村と比較して桑名市で特徴的な「地域ケア会議」は、「地域生活応援会議」。



他の市町村の「地域ケア会議」と比較した桑名市の「地域生活応援会議」の特徴

① 一定の範囲に属するすべての事例を対象とすること

- 新規に要支援と認定されて在宅サービスを利用しようとするすべての高齢者について、「地域生活応援会議」のような「地域ケア会議」を通じて多職種協働でケアマネジメントを支援する取組みは、全国の市町村でも、埼玉県和光市、大分県杵築市など、稀であり、少なくとも、東海3県では、初めて。

② 保健センター等が地域包括支援センターと一体となって参画すること

- 多職種協働でケアマネジメントを支援するための「地域生活応援会議」のような「地域ケア会議」について、保健センター等が地域包括支援センターと一体となって参画する例は、全国的にも、他に見受けられないところ。

【参考1】埼玉県和光市の取組みに関する調査

- 埼玉県和光市では、全国に先駆けて「日常生活圏域ニーズ調査」、「地域ケア会議」、「介護予防・日常生活支援総合事業」等に取り組み、全国平均を大幅に下回る水準の認定率を実現。



- 平成25年11月、桑名市の職員で和光市を訪問。「日常生活圏域ニーズ調査」、「介護予防・日常生活支援総合事業」等について、説明を聴取。
- 平成26年2月、和光市保健福祉部長等を講師として招聘。桑名市及び各地域包括支援センターの職員等を対象とする勉強会を開催。
- 平成26年5月、桑名市及び各地域包括支援センターの職員で和光市を訪問。「地域ケア会議」、「介護予防・日常生活支援総合事業」等について、説明を聴取し、現場を視察。
- 平成26年6月、桑名市及び各地域包括支援センターの職員等を対象とする「和光市視察報告会」を開催。

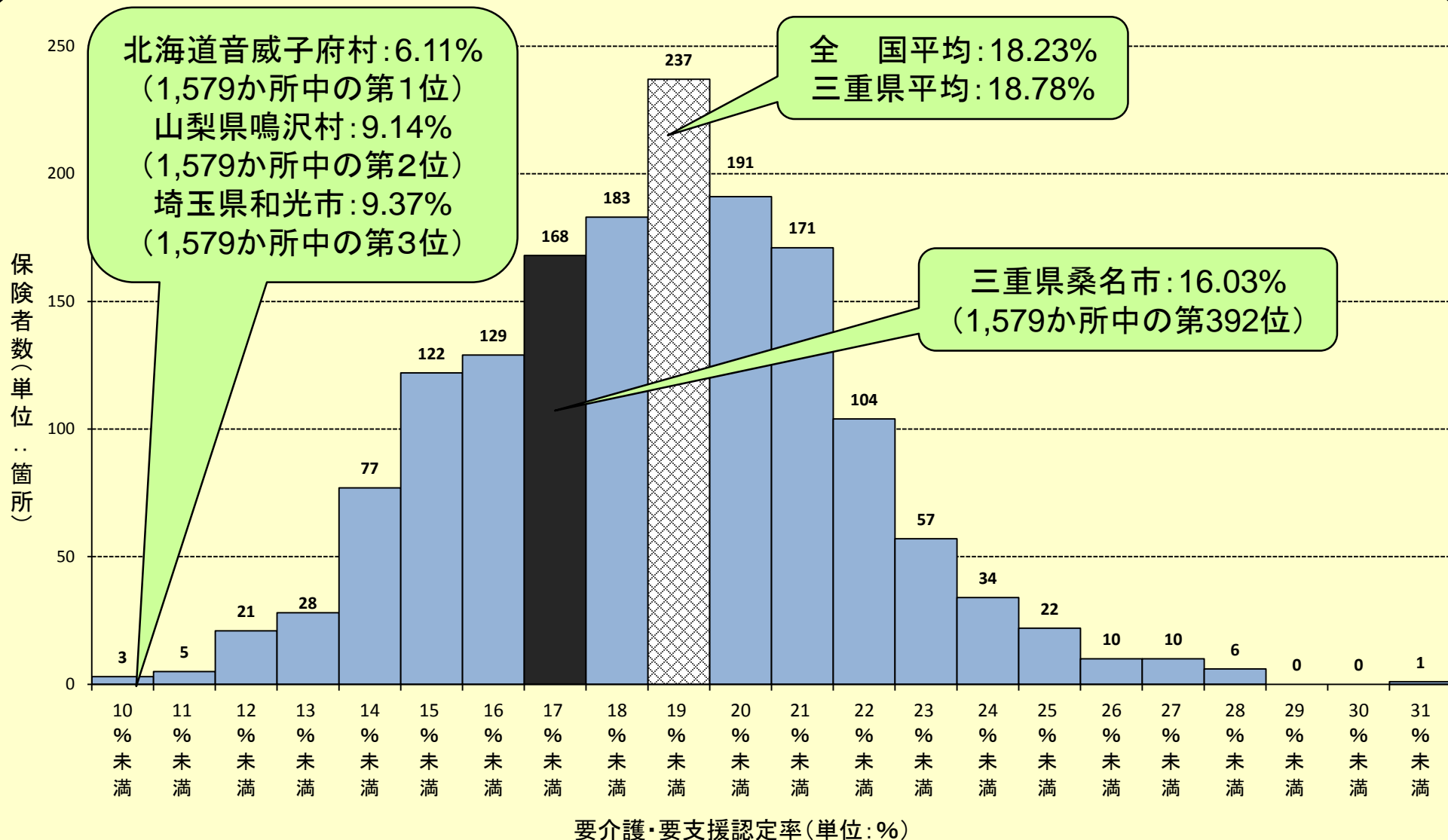


平成26年2月22日
「和光市保健福祉部長等勉強会」



平成26年6月9日
「和光市視察報告会」

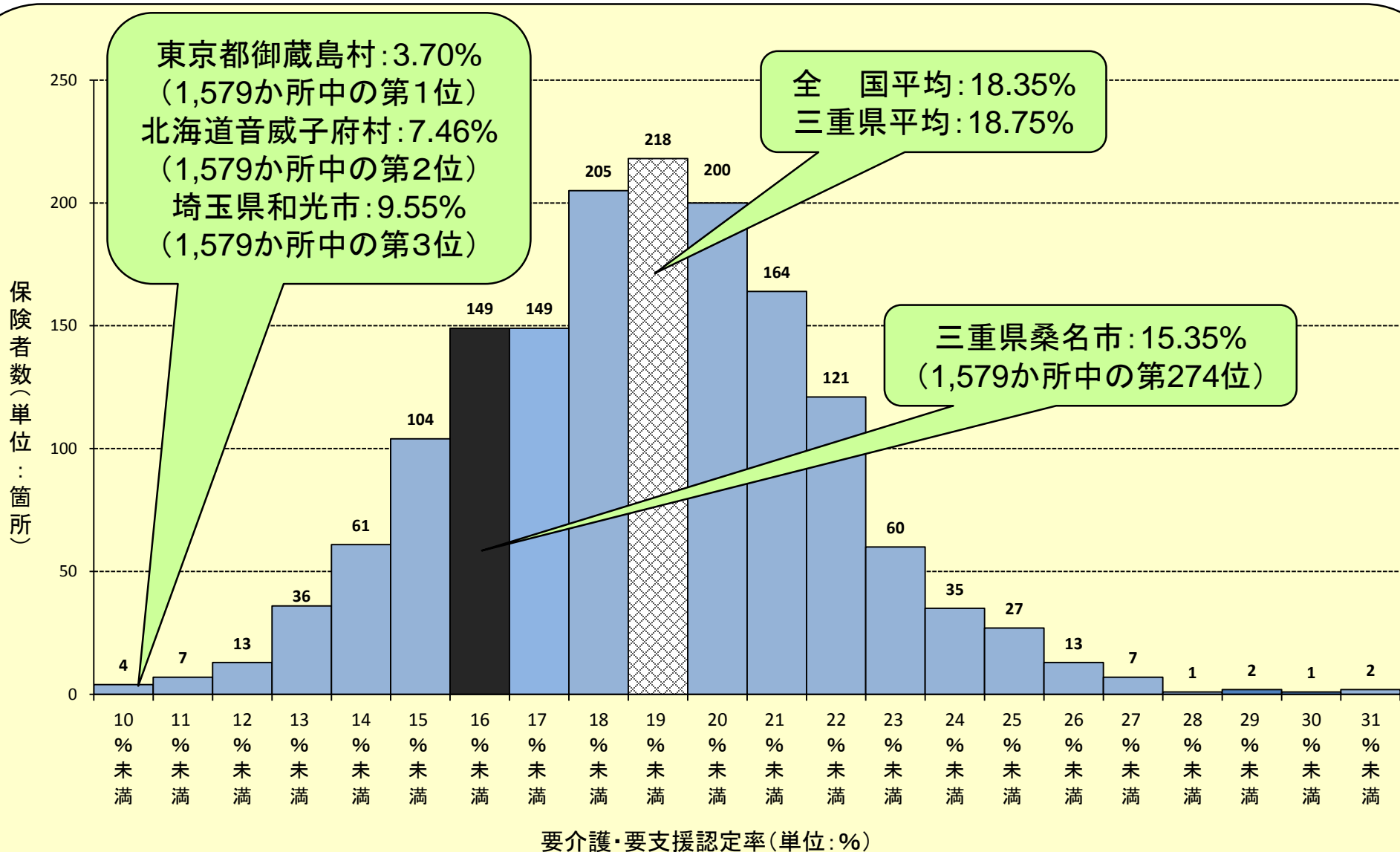
【参考2-1】全国の保険者における要介護・要支援認定率の分布(平成25年度)



(注) 要支援・要介護認定率は、高齢者数に対する認定者数の割合である。

<出典> 桑名市介護保険事業状況報告

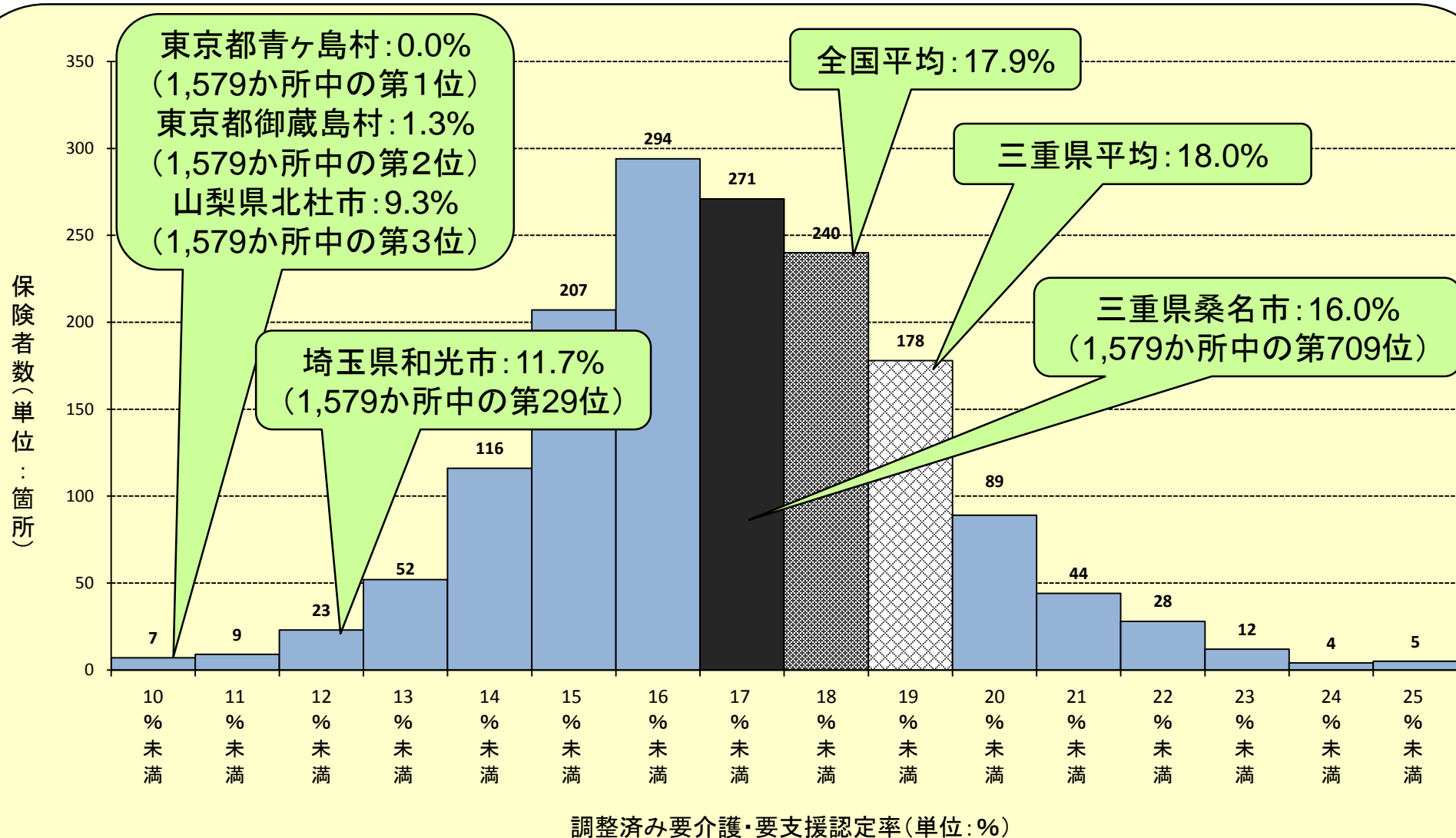
【参考2-2】全国の保険者における要介護・要支援認定率の分布(平成26年度)



(注) 要支援・要介護認定率は、高齢者数に対する認定者数の割合である。

<出典> 桑名市介護保険事業状況報告

【参考3】全国の保険者における調整済み要介護・要支援認定率の分布(平成26年度)



(注)調整済み要介護・要支援認定率は、高齢者数に対する高齢者である認定者数の割合であって、高齢者の性別・年齢構成別の構成による影響を除外したものである。

<出典> 地域包括ケア「見える化」システム

「地域支援調整会議」

- 地域の高齢者世帯の困難事例の解決のためには、地域の関係者で相互に連携して対応することが重要。



平成26年9月10日
「地域支援調整会議」

- 平成24年4月以降、随時、「地域ケア会議」の一類型としての「地域生活応援会議」を開催。
- 具体的には、それぞれの桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体になって、本人、家族、民生委員、医療相談員、介護支援専門員等の参加を得て、地域の高齢者世帯の困難事例の解決のための「地域支援調整会議」を開催。

【参考】「地域支援調整会議」の開催状況

(単位:人・回)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
対象者数	33	34	30	35
延べ開催回数	58	41	48	81
延べ参加者数	395	264	371	590

<出典> 桑名市保健福祉部地域介護課中央地域包括支援センター

1. 趣旨

(1) 「机上の空論」から「現場の実践」へ

- 個々の事例について、
高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを実践。
- 専門職に求められる専門性として、
「エビデンス」(＝データを始めとする根拠)に基づき、
対人援助の「実践を言葉で説明する力」を発揮。

(2) 「個人プレー」から「チームプレー」へ

- 公正かつ誠実に業務を遂行しようとする介護支援専門員を
始めとする医療・介護専門職に対し、
高齢者及びその家族を始めとする地域の
関係者の理解が得られるよう、多職種協働で後方支援を実施。
- 「縦割り行政」を排除。

【参考】「地域生活応援会議」に参加する皆さんに呼び掛けたいこと

- ① 多職種の視点を積極的に取り入れ、チームでケアマネジメントの「カイゼン」を目指しましょう。



「地域生活応援会議」に提出される介護予防サービス計画等は、「サービス担当者会議」を経ない素案です。

- ② 専門職に求められる専門性を発揮し、「エビデンス」に基づいて予後を予測し、「セルフマネジメント(養生)」を働き掛け、「生活機能の向上」の限界点を追求しましょう。



「データヘルス」が求められます。
介護保険の「卒業」は、介護保険の「卒業」先を明確にしない限り、実現されません。

- ③ ケアマネジメントを通じ、ニーズを掘り起こしてサービスを育成しましょう。



新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」に盛り込まれる短期集中予防サービスのほか、通所介護と組み合わせられる訪問介護、認知症対応型共同生活介護に先立つ小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型通所介護等の普及が期待されます。

- ④ サービスを利用する者のほか、費用を負担する者に対しても、説明責任を果たすため、サービスの提供方針を具体的に明らかにしましょう。



サービスの提供には、サービスを利用する者によって負担される保険料及び税のほか、その他の者によって負担される保険料及び税も、投入されます。

- ⑤ 現場での創意工夫に基づく成果の「見える化」を図りましょう。



今後、介護保険の「卒業」等に関する実績を公表する予定です。

2. 対象者

(1) 当面の対応

- 平成27年度より、訪問介護及び通所介護に係る予防給付から地域支援事業への移行に伴い、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施。
- この場合においては、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者について、地域包括支援センターで「介護予防ケアマネジメント」を実施。



「地域生活応援会議」(3)

- 当面、新規に要支援と認定され、又は「基本チェックリスト」該当と判定された高齢者のうち、在宅サービスを利用しようとするものを対象として、介護予防に資するケアマネジメントのための「地域生活応援会議」を開催。

時期	内容
平成26年10月以降	地域包括支援センターが自ら介護予防サービス計画を作成する対象者に限り、試行的に実施。
平成27年1月以降	次に掲げる対象者も含め、試行的に実施。 ① 地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業者に委託して介護予防サービス計画を作成する対象者 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護 又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用しようとする対象者
平成27年4月以降	要支援者のほか、「基本チェックリスト」該当者も含め、本格的に実施。

- なお、6か月が経過した時点で、実績を評価し、その結果に基づき、「地域生活応援会議」において、更なる生活機能の向上の可能性の有無を検討。

【参考】「地域生活応援会議」の実績（平成26年10月15日～平成28年8月31日）

（単位：件）

	「地域生活応援会議」開催 （延件数）	うち 1回目（実件数）	うち 2回目以降（延件数）
事 例	409	271	138
うち 生活機能の向上に 至ったもの	134	99	35
うち 介護保険の 「卒業」に 至ったもの	48	38	10

（注）生活機能の向上に至った事例かどうかは、「生活機能評価（アセスメント）」で
事前と事後とを比較することにより、判断される。

＜出典＞桑名市保健福祉部地域介護課中央地域包括支援センター

(2) 将来的な対応

- 要支援2・1の者について、
要支援状態を改善するほか、
要介護2・1の者について、
要介護状態を改善することも、可能。
- 介護予防に資するケアマネジメントのほか、
在宅生活の限界点を高めるケアマネジメントも、重要。



- 将来的には、「地域生活応援会議」の対象者を段階的に拡大。

目的	対象者
介護予防に資するケアマネジメント	新規に要介護2・1と認定された高齢者のうち、在宅サービス又は施設サービスを利用しようとするもの等
在宅生活の限界点を高めるケアマネジメント	次に掲げる等の高齢者 ① 在宅復帰を支援する退院調整の対象となる高齢者 ② 訪問系、通所系、宿泊系等の在宅サービスの利用から居住系の在宅サービス又は施設サービスの利用へ移行しようとする高齢者

3. 参加者

(1) すべての対象者に関して参加するメンバー

- ① 中央地域包括支援センター又は各地域包括支援センターに配置された保健師又は看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員
- ② 保健センターに配置された保健師及び管理栄養士
- ③ 地域リハビリテーション係に配置された理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び歯科衛生士
- ④ 桑名地区薬剤師会の推薦を受けた地域の薬剤師
- ⑤ 三重県作業療法士会の推薦を受けた地域の作業療法士

(2) 担当の対象者に関して参加するメンバー

- ① 各地域包括支援センターに配置された介護支援専門員
- ② 指定居宅介護支援事業者の指定を受けた事業所
又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けた事業所の介護支援専門員
- ③ 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定を受けた事業所の管理者又はその代理人
- ④ 介護予防・生活支援サービスの担当者

(3) オブザーバー

- ① 桑名市の職員
- ② 桑名市社会福祉協議会の「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」
- ③ 三重県介護支援専門員協会桑員支部の支部長又はその代理人

【参考1】「地域生活応援会議」(平成27年6月18日)の様様(1)

Aチーム



理学療法士

保健師
(中央地域
包括支援
センター長)

社会福祉士

作業療法士

薬剤師

介護支援専門員協会

言語聴覚士

各地域包括支援センター

管理栄養士

保健師

作業療法士

各地域包括支援センター

生活支援コーディネーター

介護支援専門員

担当地域包括支援センター

サービス担当者

【参考1】「地域生活応援会議」(平成27年6月18日)の様相(2)

Bチーム



生活支援コーディネーター

理学療法士

作業療法士

社会福祉士

管理栄養士

社会福祉士
(中央地域
包括支援
センター長
補佐)

歯科衛生士

地域包括支援相談員

保健師

言語聴覚士

保健師

介護支援
専門員協会

理学療法士

保健師

サービス担当者

介護支援専門員

担当地域包括支援センター

各地域包括支援センター

【参考2】「地域生活応援会議」の参加状況(1) (平成26年10月15日～平成28年3月30日)

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
地域包括支援センター	11	16	33	44	27	131

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
小規模多機能型居宅介護	3					3
希望	2					2
和月	1					1

※件数順です。同数の場合はアイウエオ順です。

【参考2】「地域生活応援会議」出席状況(2) (平成26年10月15日～平成28年3月30日)

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
居宅介護支援事業所		42	38	31	21	19	151
	伊賀町	3	1	8	4	2	18
	ヒューマンケア	1	10			6	17
	木もれび	6	5	3	1		15
	桑名の杜	6	2	5	1		14
	えがお	6	1	2	2		11
	西桑名		7			2	9
	クオ	2	4	1			7
	長寿苑	2		1	1	3	7
	社協ケアプランセンター			3	2		5
	いこい	1	2		1		4
	かけはし	3		1			4
	スイート	4					4
	すずらん		1		1	2	4
	ニチイ	1		1	1	1	4
わかば	1		3			4	

【参考2】「地域生活応援会議」出席状況(3) (平成26年10月15日～平成28年3月30日)

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
居宅介護支援事業所		42	38	31	21	19	151
	アパティア				3		3
	介護ネットグリーン	1		1	1		3
	さくら				2		2
	宅老所ふるさと	1	1				2
	天力須賀	1					1
	諧明苑		1				1
	桑名福祉センター				1		1
	小林薬局			1			1
	すいせんの里	1					1
	ソフトハウス					1	1
	だんらん		1				1
	ながしま	1					1
	ファミリア					1	1
	ほほえみ	1					1
まほうの杖		1				1	

【参考2】「地域生活応援会議」出席状況(4) (平成26年10月15日～平成28年3月30日)

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
居宅介護支援事業所		42	38	31	21	19	151
	ヨナハケアプランセンター			1			1
	よもぎ					1	1
	れんげの里		1				1

【参考2】「地域生活応援会議」出席状況(5) (平成26年10月15日～平成28年3月30日)

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防訪問看護		3	2	1	1	3	10
	ナーシングもも桑名	2				3	5
	えがお	1			1		2
	わかば		2				2
	はあちゃん			1			1

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防訪問リハビリテーション		4		3	1		8
	桑名病院	4		1			5
	ヨナハ訪問リハビリテーション			2			2
	偕行会リハビリテーション病院				1		1

【参考2】「地域生活応援会議」出席状況(6) (平成26年10月15日～平成28年3月30日)

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防訪問介護	5	2	3	3	4	17
桑名の杜	3					3
ニチイケアセンター桑名		1			2	3
ホームヘルプいがまち	1		2			3
ヒューマンケア		1			1	2
介護ネットグリーン				1		1
桑名市社協ホームヘルパーステーション				1		1
木もれび	1					1
にじのさと桑名					1	1
ひまわりケアサービス				1		1
まほうの杖			1			1

【参考2】「地域生活応援会議」出席状況(7) (平成26年10月15日～平成28年3月30日)

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防通所介護		36	42	40	43	30	191
	エバーファイン	2	9	9	1	1	22
	じゅん	5		4	3		12
	エクセレントくわな	5			3	2	10
	クオ	2		2	5		9
	いがまち	2		6			8
	クオプラス	2	6				8
	木もれび	3	3		2		8
	よなはsecond	1	1	1		5	8
	いこい		3	3	1		7
	さんせん			1	6		7
	福寿草			1	1	4	6
	みんなの家	3		1	2		6
	Qアップスタジオ		1	4			5
	宅老所ふるさと	1	1		3		5
ほほえみ	1	2	2			5	

【参考2】「地域生活応援会議」出席状況(8) (平成26年10月15日～平成28年3月30日)

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防通所介護		36	42	40	43	30	191
	結い		5				5
	グリーンタウン		3	1			4
	ケアパーク和月	3	1				4
	長寿苑			1		3	4
	よもぎ					4	4
	いっぽ				3		3
	こんぺいとう		2			1	3
	すこやか					3	3
	ひだまり					3	3
	ほほえみ(長島)				3		3
	森栄病院	3					3
	住還				2		2
	気の向くまま		1			1	2
	こばると				2		2
だんらん	1	1				2	

【参考2】「地域生活応援会議」出席状況(9) (平成26年10月15日～平成28年3月30日)

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防通所介護		36	42	40	43	30	191
	ふくじま			2			2
	ふれあい		2				2
	北部老人福祉センター				2		2
	マスカット	2					2
	まんまる					2	2
	いろは					1	1
	桑名福祉センター			1			1
	たんとんとん				1		1
	Nagomi			1			1
	ニチイケアセンター				1		1
	松ヶ島の家				1		1
	マミーハウス				1		1
	れんげの里		1				1

【参考2】「地域生活応援会議」出席状況(10) (平成26年10月15日～平成28年3月30日)

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防通所リハビリテーション		2		2	2		6
	湾岸さくらクリニック			2	1		3
	桑名病院	2					2
	通所リハビリテーションさくら				1		1

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
認知症対応型通所介護					1		1
	アパティア長島苑				1		1

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
短期入所		2				2	4
	いこい	1					1
	ことぶき	1					1
	ソフトハウス					1	1
	長寿苑					1	1

【参考2】「地域生活応援会議」出席状況(11) (平成26年10月15日～平成28年3月30日)

	東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防福祉用具貸与	8	11	19	16	13	67
日本ケアシステム		2	5	4	2	13
ヤマシタコーポレーション	3	1	3	1	4	12
エバーグリーン中京			3	5		8
ビューティマイト	2		4	2		8
パナソニック		3			1	4
ヤマム口産業	1				3	4
ライフテクノサービス	1			2	1	4
ウエルケア				1	2	3
さくらライフクリエイト			3			3
介護ネットグリーン		2				2
ダイイチ		2				2
かいなん			1			1
近鉄スマイルサプライ		1				1
ヘルスケアー光	1					1
ユナイト				1		1

【参考2】「地域生活応援会議」出席状況(12) (平成26年10月15日～平成28年3月30日)

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
くらしいきいき教室		9	7	5	10	3	34
	エバーファイン	3	5	2	2	3	15
	木もれび	5	1	2	3		11
	長島デイサービスセンターほほえみ				4		4
	ほほえみ(桑部)		1	1			2
	桑名福祉センター				1		1
	すこやか	1					1

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
栄養いきいき訪問		2	1				3
	地域活動栄養士会	2	1				3

【参考2】「地域生活応援会議」出席状況(13) (平成26年10月15日～平成28年3月30日)

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
えぷろんサービス		1			1		2
	シルバー人材センター	1			1		2

		東部	西部	南部	北部東	北部西	合計
介護予防居宅療養管理指導		1					1
	小林薬局	1					1

4. 資料

- 「地域生活応援会議」を効果的かつ効率的に開催するためには、「地域生活応援会議」に提出される資料について、ケアマネジメントの充実に向けた多職種協働のための「共通言語」となるよう、様式を統一することが重要。



- 次に掲げる資料については、厚生労働省によって提示された様式のほか、他の市町村で使用される様式も参考として、「地域生活応援会議」に提出される資料のうち、次に掲げるものについて、標準的な様式を提供。

- ① アセスメントシート
- ② 介護予防サービス計画
- ③ 個別サービス計画
- ④ モニタリングシート

(注) 要介護・要支援認定に関するデータや「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいきくわな』」に基づくデータのほか、介護給付及び予防給付に関するデータや後期高齢者及び国民健康保険に関するデータも活用。

【参考】「事業所向けアセスメントシートに関する勉強会」

- アセスメントは、
ケアマネジメントの前提。



平成26年8月28日
「事業所向けアセスメントシートに関する勉強会」

- 平成26年10月以降における「地域生活応援会議」の開催に先立ち、平成26年9月、初めて、「アセスメント能力を身につける」をテーマとする「事業所向けアセスメントシートに関する勉強会」を開催。
- 具体的には、介護事業所の担当者を対象として、
 - ① 中央地域包括支援センター長補佐である保健師
 - ② 保健センターに配置された管理栄養士、理学療法士及び歯科衛生士より、アセスメントシートについて、趣旨を説明した上で、意見を交換。

(注)2回にわたり、延べ134人の参加を得たところ。

5. 手順の流れ

- ① 桑名市は、高齢者に対し、要支援認定を実施。
- ② 介護支援専門員及びサービス担当者は、高齢者及びその家族に対し、アセスメントを実施。
- ③ 介護支援専門員は、各地域包括支援センターと協議しながら、介護予防サービス計画案を作成。
- ④ 桑名市及び桑名市地域包括支援センターは、介護支援専門員及びサービス担当者の参加を得て、「地域生活応援会議」を開催。その中で、介護予防サービス計画案について、必要な見直しを検討。
- ⑤ 介護支援専門員は、各地域包括支援センターと協議しながら、必要に応じ、介護予防サービス計画案を修正。
- ⑥ サービス担当者は、介護支援専門員を通じて各地域包括支援センターと協議しながら、個別サービス計画案を作成。
- ⑦ 介護支援専門員及びサービス担当者は、高齢者及びその家族の参加を得て、「サービス担当者会議」を開催。その中で、介護予防サービス計画案及び個別サービス計画案について、趣旨及び内容を説明。
- ⑧ 介護支援専門員及びサービス担当者は、各地域包括支援センターを通じて中央地域包括支援センターに対し、介護予防サービス計画及び個別サービス計画を提出。
- ⑨ サービス担当者は、介護支援専門員と連携しながら、高齢者に対し、サービスを提供。
- ⑩ 介護支援専門員及びサービス担当者は、高齢者及びその家族に対し、モニタリングを実施。

【参考】「地域生活応援会議」の基本的なスケジュール(平成27年度)

<p>毎週火曜日 13:30～</p>	<p>「B型地域生活応援会議」 ＜西部地域包括支援センター＞ ＜南部地域包括支援センター＞</p>
<p>毎週水曜日 13:30～</p>	<p>「A型地域生活応援会議」 ＜桑名市 及びすべての桑名市地域包括支援センター＞</p>
<p>毎週金曜日 13:30～</p>	<p>「B型地域生活応援会議」 ＜東部地域包括支援センター＞ ＜北部東地域包括支援センター＞ ＜北部西地域包括支援センター＞</p>

「桑名市介護保険トップセミナー」・「桑名市介護事業所管理者等研修会」

- 介護保険制度の中でサービスを提供する医療機関及び介護事業所は、
 - ① 介護保険の保険者である市町村
 - ② その委託を受けて事業を運営する準公的機関である地域包括支援センターのパートナー。



平成26年8月18日
「桑名市介護保険トップセミナー」

- 平成26年8月、初めて、
 - ① 介護事業所の経営者を対象とする「桑名市介護保険トップセミナー」
(注) 平成26年8月に2回で延べ53人、平成27年3月に2回で延べ146人の参加を得たところ。
 - ② 介護事業所の管理者その他の担当者を対象とする「桑名市介護事業所管理者等研修会」
(注) 平成26年度には、3回にわたり、延べ189人の参加を得たところ。を開催。

介護保険制度の基本理念に関する窓口での説明

- 「地域生活応援会議」を通じたケアマネジメントが円滑に実施されるよう、介護保険制度の基本理念について、
 - ① 介護保険の被保険者である高齢者及びその家族
 - ② 介護保険制度の中でサービスを提供する医療機関及び介護事業所に対する普及啓発を図ることは、重要。



平成26年8月5日
「保健福祉部等職員勉強会」

- 平成26年10月以降における「地域生活応援会議」の開催に先立ち、平成26年9月より、桑名市及び桑名市地域包括支援センターにおいて、介護保険制度に関する申請や相談を受け付ける窓口で介護保険制度の基本理念を説明する取扱い。

(注) 平成26年8月、保健福祉部で45人、多度町総合支所で3人、長島町総合支所で4人の職員の参加を得て、「保健福祉部等職員勉強会」を開催。

「ケアミーティング」

- 要介護・要支援認定又は「地域生活応援会議」に先立つ暫定的なサービスの利用が適正となるよう、介護保険の保険者である桑名市及びその委託を受けて事業を運営する準公的機関である桑名市地域包括支援センターによる一定の関与が求められるところ。



- 平成26年10月以降、要介護・要支援認定又は「地域生活応援会議」に先立つ暫定的なサービスの利用に関する手続を運用。
- 具体的には、新規に要介護・要支援認定の申請をした高齢者について、要介護・要支援認定又は「地域生活応援会議」に先立って暫定的にサービスを利用しようとするときは、その理由を確認するとともに、留意点を伝達するため、桑名市及び桑名市地域包括支援センターにおいて、対象者を担当する介護支援専門員の参加を得て、「ケアミーティング」を開催する取扱い。

(注) 平成27年4月～平成28年3月の間、213回。

市民公開シンポジウム

- 保健・医療・介護・福祉専門職のほか、地域住民も含め、「オール桑名」で意識を共有することは、重要。



平成25年10月5日
「桑名地域医療再生シンポジウム」

- 平成25年10月5日、桑名市、桑名市総合医療センター、三重県及び三重大学において、約250人の参加を得て、「桑名地域医療再生シンポジウム」を開催。
- 平成26年2月9日、桑名医師会、三重県医師会、桑名市及び三重県において、約220人の参加を得て、「桑名の在宅医療推進の講演会とパネルディスカッション」を開催。
- 平成26年2月22日、桑名市において、約270人の参加を得て、市民公開シンポジウム「住み慣れた地域で暮らし続けて人生の最期を迎えるために～桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けて～」を開催。
- 平成27年3月29日、桑名市及び桑名市地域包括ケアシステム推進協議会において、約230人の参加を得て、「桑名市地域包括ケア計画」策定記念市民公開シンポジウム「施設と同じ安心を自宅に届ける『新しい在宅サービス』の可能性～地域の『自宅』を施設の『部屋』のように／地域の『道路』を施設の『廊下』のように～」を開催。

【参考1】「桑名地域医療再生シンポジウム」
(平成25年10月5日)のメッセージ
—「みんなで守ろう『地域医療』」—

限られた医療資源を大切に使いましょう。



1. かかりつけ医を持ちましょう。

- 専門的な診療が必要である場合には、かかりつけ医が他の医療機関を紹介します。

2. できる限り、診療時間内に受診しましょう。

3. 安易な救急の要請を控えましょう。

- 緊急な重症の場合には、迷わず救急を要請してください。

【参考2-1】市民公開シンポジウム（平成26年2月22日）のメッセージ

- ① 「『地域包括ケアシステム』の構築は、社会保障費の削減のためのもの。」？
- ② 「『地域包括ケアシステム』の構築は、『公助』の後退。」？
- ③ 「要介護から要支援へ、要支援から非該当へ変更されると、介護サービスを利用することができなくなるため、介護保険料が掛け捨てになってしまう。」？
- ④ 「自宅で人生の最期を迎えることは、夢物語。」？
- ⑤ 「認知症等の高齢者については、施設に入所しないで在宅で生活を継続すると、家族に迷惑を掛ける。」？
- ⑥ 「『地域包括支援センター』は、元気なうちには、無関係。」？
- ⑦ 「桑名市は、他の市町村と比較して立ち遅れている。」？

【参考2-2】市民公開シンポジウム(平成26年2月22日)の様様



厚生労働省大臣官房総務課企画官(老健局併任)の
吉田一生氏の講演



埼玉県和光市保健福祉部長の
東内京一氏の講演



パネリスト及びコーディネーター



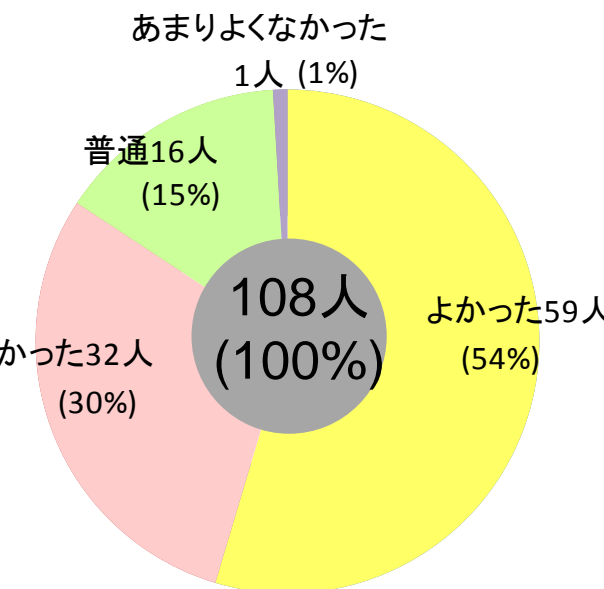
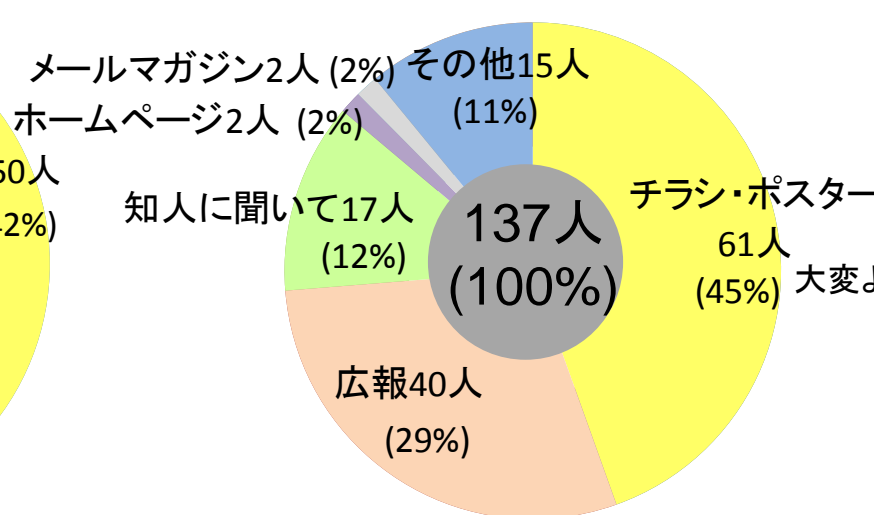
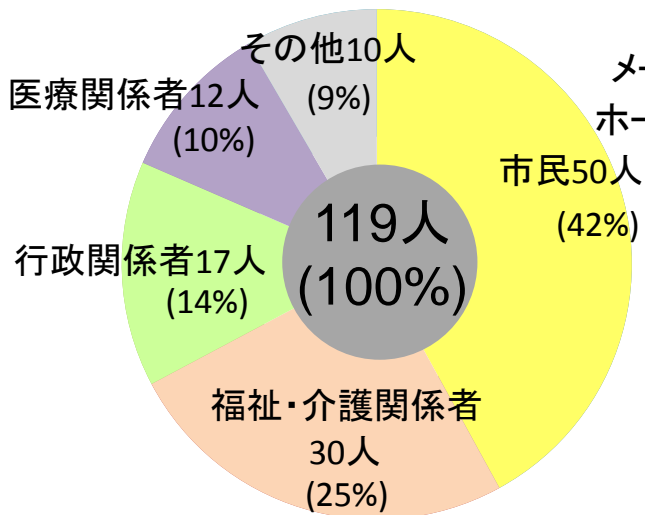
参加者

【参考2-3】市民公開シンポジウム（平成26年2月22日）のアンケート

① あなたの立場として一番近いものに○をつけてください。

② このシンポジウムをどこで知りましたか。

③ 今日のシンポジウムの内容は、いかがでしたか。



【参考3-1】市民公開シンポジウム(平成27年3月29日)の様様(1)



桑名市長
伊藤徳宇の挨拶



桑名市副市長
田中謙一のイントロダクション



全国所小規模多機能型居宅介護事業者連絡会理事長
川原秀夫氏の講演



福祉フォーラム・ジャパン副会長/
白梅学園大学家族支援学科長・教授
山路憲夫氏の講演

【参考3-1】市民公開シンポジウム(平成27年3月29日)の様様(2)



パネリスト及びコーディネーター



パネリスト及びコーディネーター



参加者



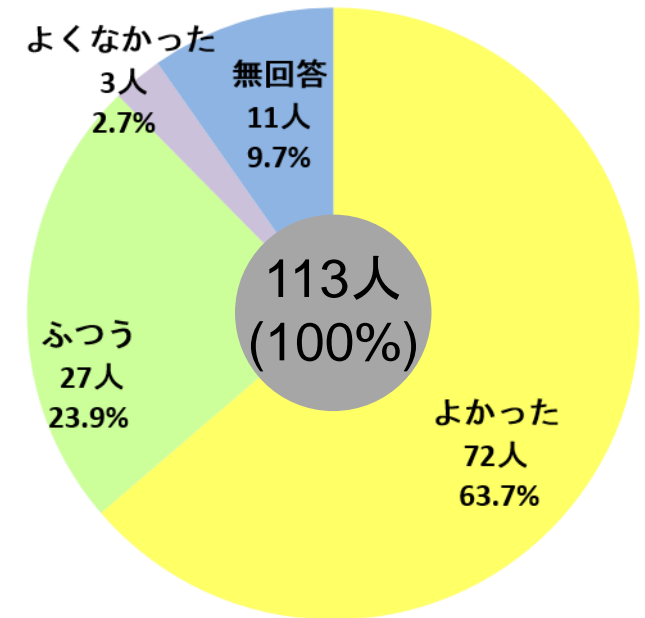
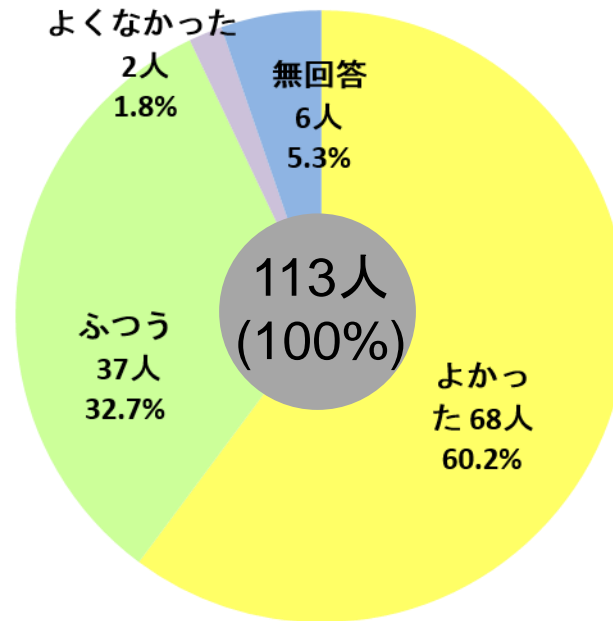
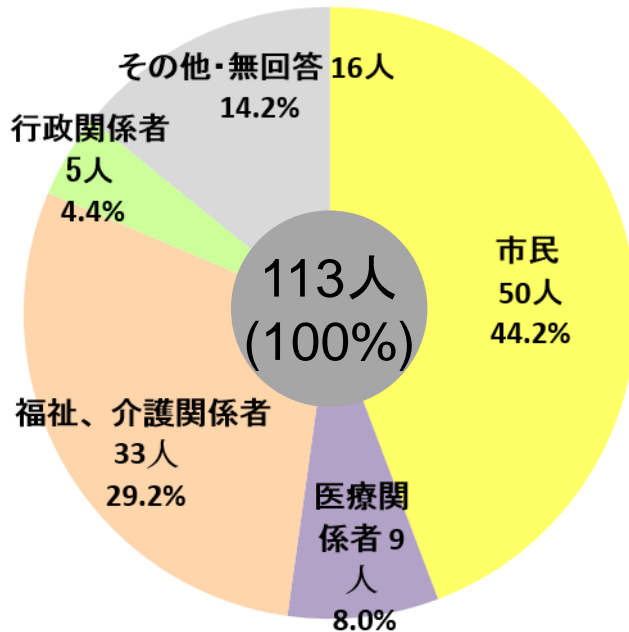
参桑名市地域包括ケアシステム推進協議会会長
豊田長康氏の挨拶

【参考3-2】市民公開シンポジウム(平成27年3月29日)のアンケート(1)

① あなたの立場として一番近いものに○をつけてください。

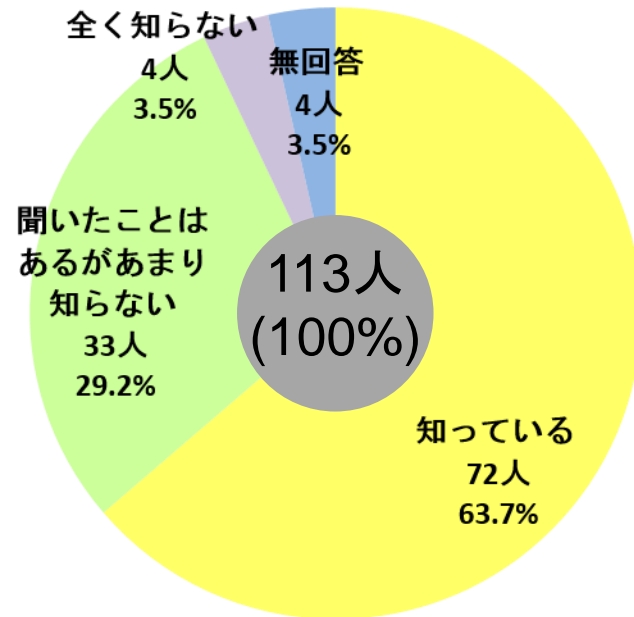
② 講演会の内容について、どのように思われましたか。

③ パネルディスカッションの内容について、どのように思われましたか。

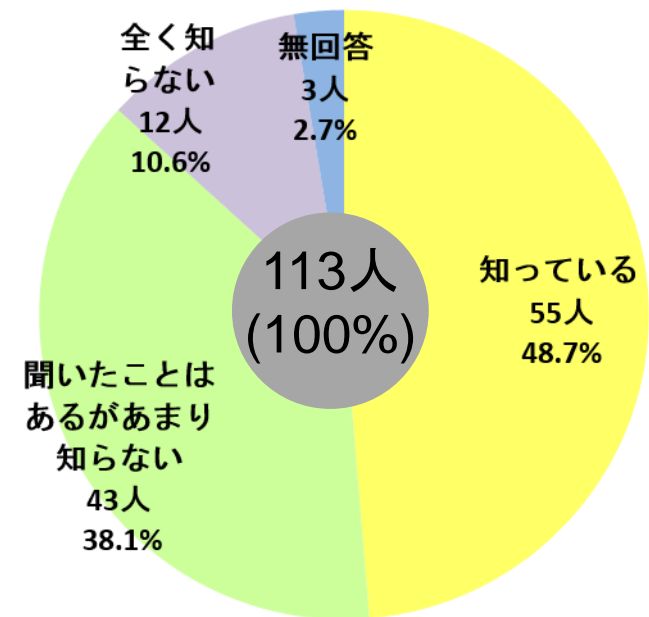


【参考3-2】市民公開シンポジウム(平成27年3月29日)のアンケート(2)

④ 「地域包括ケアシステム」について
知っていましたか。



⑤ 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」について
知っていましたか。



介護予防のための市民向け講演会

- 健康寿命を延ばし、住み慣れた地域で元気に暮らすために本人、家族、地域全体で、意識を共有することは、重要。



- 平成28年1月16日、桑名市及び桑名市地域包括ケアシステム推進協議会において、約200人の参加を得て、「介護予防のための市民向け講演会『延ばそう健康寿命！！桑名の元気は“あなた”から』」を開催。
- 第1部として、国立研究開発法人 産業技術総合研究所 ロボットイノベーション研究センター 招聘研究員 医師 医学博士 大川 弥生氏を招き、「生活不活発病を防ごう ～本人・家族・地域から考える～」と題した講演を開催。
- 第2部として、「桑名いきいき体操」の実演及び「通いの場」について紹介。
※「桑名いきいき体操」の実演では、桑名いきいき体操サポーターの方々もステージ上にて体操を実演。

【参考】介護予防のための市民向け講演会(平成28年1月16日)の様様



桑名市長
伊藤徳宇の挨拶



「生活不活発病を防ごう
～本人・家族・地域から考える～」



「桑名いきいき体操」の実演



「通いの場」の紹介

介護予防(口腔ケア)講演会

○健康寿命を延ばし、住み慣れた地域で元気に暮らすために、本人、家族、地域全体で、意識を共有することは、重要。



平成28年3月6日 「口腔ケア講演会」

- 平成28年3月6日、市が桑員歯科医師会に委託し、介護予防のための市民向け口腔ケア講演会を開催。約180名が参加。
- 日本アンチエイジング歯科学会副会長で宝田歯科の宝田恭子氏を招き、「口もとの若さと美しさを保つアンチエイジングの実際～口もとと体幹はつながっている～」と題した講演を開催。
- 講演前には、歯科医師や歯科衛生士会等により「おいいきいきコーナー」が開設。細菌顕微鏡観察・口腔ケア用品の展示説明・かぶせもののできるまで・お口の相談などが開催。

「桑名市在宅医療及びケア研究会」

- 医療・介護専門職相互間での「顔の見える関係づくり」は、医療と介護との連携の推進の前提。



平成26年12月4日
第10回「桑名市在宅医療及びケア研究会」

- 平成23年7月、医療・介護専門職団体を代表する者等によって構成される「桑名市在宅医療及びケア研究会運営委員会」を設置。
- 平成23年10月以降、10回にわたり、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、医療相談員、介護支援専門員、介護専門職、市又は地域包括支援センターの職員等の参加を得て、在宅の看取り等の事例を検討する「桑名市在宅医療及びケア研究会」を開催。

【参考1】在宅の看取りの事例のイメージ

- 子と同居する高齢者。
- 脳梗塞後遺症で要介護5。



- 毎週、医師が訪問診療を提供。
- 毎日、看護師が訪問看護（点滴、身体の保清等）を提供。
- 毎日、訪問介護員が訪問介護（排泄介助、食事介助等）を提供。

【参考2】「桑名市在宅医療及びケア研究会」の開催状況(1)

第1回－平成23年10月18日(火)19:30～21:00 くわなメディアライヴ

テーマ : 「顔の見える関係づくり、日ごろの思いを語ろう！！」

参加者 : 136人

第2回－平成24年 2月 2日(木)19:00～21:00 くわなメディアライヴ

テーマ : 「お互いの業務を知ろう！！」

参加者 : 81人

第3回－平成24年 4月19日(木)19:00～21:00 くわなメディアライヴ

テーマ : 「お互いの業務を知ろう！！」

参加者 : 109人

第4回－平成24年 8月 2日(木)19:00～21:00 くわなメディアライヴ

テーマ : 「お互いの思いを知って、今後の連携にいかそう！」

参加者 : 75人

第5回－平成24年11月29日(木)19:00～21:00 くわなメディアライヴ

テーマ : 「実践事例、ここまでできた！医療、福祉、介護の連携」

参加者 : 85人

【参考2】「桑名市在宅医療及びケア研究会」の開催状況(2)

第6回－平成25年 3月13日(水)19:30～21:00 くわなメディアライブ

テーマ : 「こんなに大切なんだ！在宅での歯科診療と口腔ケア」

参加者 : 105人

第7回－平成25年 8月 1日(木)19:00～21:00 くわなメディアライブ

テーマ : 「桑名市における在宅医療の推進に向けて」

参加者 : 135人

第8回－平成26年 2月 6日(木)19:00～21:00 くわなメディアライブ

テーマ : 「パーキンソン病の理解を深めよう。医療、介護、福祉の連携」

参加者 : 118人

第9回－平成26年 8月21日(木)19:00～21:00 くわなメディアライブ

テーマ : 「本当はみんな知りたかった！！
精神疾患の理解と対応のポイント」

参加者 : 145人

第10回－平成26年12月 4日(木)19:00～21:00 くわなメディアライブ

テーマ : 「『地域包括ケアシステム』ってなあに！？私たちは何をやるの？」 参加者 : 101人

「桑名市病院・地域包括支援センター合同勉強会」

- 「地域包括ケアシステム」の構築は、「病院完結型医療」から「地域完結型医療」への転換と表裏一体の関係にあるもの。
- そのためには、病院の地域連携が必要不可欠。
- とりわけ、病院が地域包括支援センターと連携して在宅復帰を支援する退院調整に取り組むことは、重要。
- これは、在院期間の短縮や再入院の減少を通じ、勤務医の負担軽減、ひいては、勤務医の確保にも資するもの。

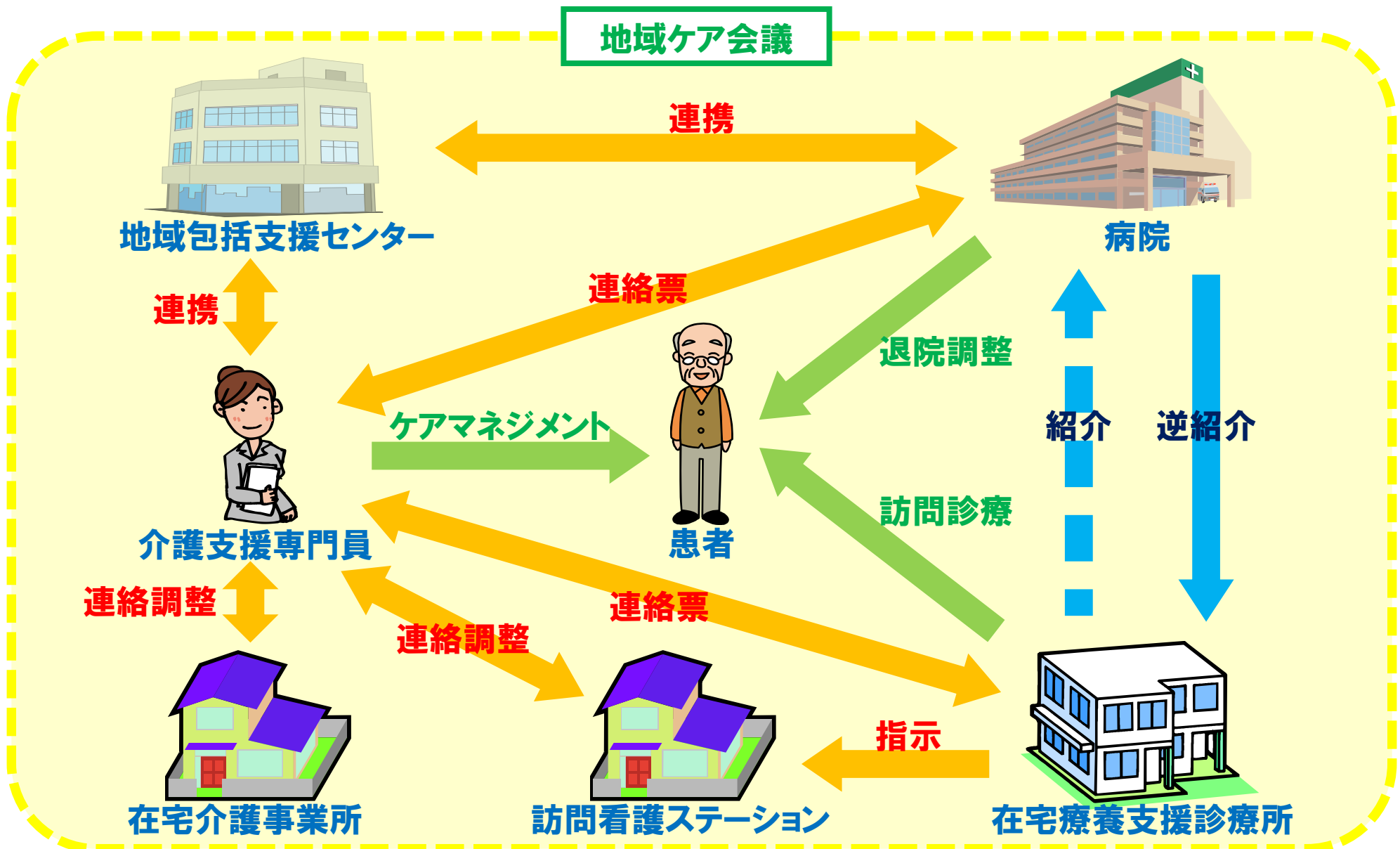


- 平成25～27年度、5回にわたり、桑名市において、病院の医療相談員及び地域包括支援センターの職員の参加を得て、「桑名市病院・地域包括支援センター合同勉強会」を開催。



平成26年10月30日
「桑名市病院・地域包括支援センター
合同勉強会」

【参考1】在宅復帰を支援する退院調整のイメージ



【参考2】「桑名市病院・地域包括支援センター合同勉強会」の開催状況

第1回－平成25年10月24日(木)13:00～15:00

内容：在宅復帰を支援する退院調整のための病院と地域包括支援センターとの連携

第2回－平成26年 4月 16日(水)13:30～15:00

- 内容：① 介護予防事業を始めとする地域包括支援センターの取組みの紹介
② 平成26年度診療報酬改定に関する情報の交換
③ 病院と地域包括支援センターとの連携に関する事例の紹介

第3回－平成26年10月23日(木)13:30～15:00

- 内容：① 「地域生活応援会議」、「ケアミーティング」等に関する情報の共有
② 病院と地域包括支援センターとの連携に関する事例の紹介

第4回－平成27年4月30日(木)13:30～15:00

内容：退院支援等に関する事例の検討

第5回－平成27年11月19日(木)13:30～15:00

内容：病院と地域包括支援センターとの連携に関する課題の共有

「在宅医療と介護の連携～こんな時どうしたらいいの?～」を開催しました

- 住み慣れた自宅において、どのような医療及び介護を受けることができるのかを周知することは、重要。



- 平成27年11月15日、「在宅医療と介護の連携～こんな時どうしたらいいの?～」を開催。

(注) 212人の参加を得たところ。

- 市内の医療・介護関係者がシナリオを作成し、3つの寸劇と映像を通して、病気や介護等における相談先と在宅での医療及び介護のサービスを紹介。

- 寸劇のテーマは、下記の3つ。
 - ①「認知症の心配がある時は…」
 - ②「共働き家族の在宅介護は…」
 - ③「在宅での安心した看取りは…」



平成27年11月15日
「在宅医療と介護の連携～こんな時どうしたらいいの?～」

「主治医と介護支援専門員の連絡票」

○ 主治医と介護支援専門員との連携は、在宅医療・介護連携の中核。



○ 「桑名市在宅医療及びケア研究会運営委員会」の議を経て、平成25年5月、「主治医とケアマネジャー(介護支援専門員)の連絡票」を作成。

(注) 平成27年3月現在、参加医療機関が95か所、参加介護事業所等が55か所。

御中・様 123456789

↑ (送付先が別紙の病院の連携窓口の場合等に記入)

主治医とケアマネジャー(介護支援専門員)の連絡票

医療機関名： 発信先 主治医氏名： 先生		事業所名： 平成 年 月 日 発信元 担当者名： 電話番号： Fax番号：
----------------------------	--	--

日頃より大変お世話になっております。下記利用者様の介護保険のケアマネジャーを担当しております。以下の件について、先生のご指導を賜りたくご連絡させて頂きました。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、ご回答をお願い申し上げます。

なお、この照会を行うこと及び先生から情報提供いただくことについては、ご本人・ご家族の同意を得てご連絡いたしました。

利用者	フリガナ		区分	基本チェックリスト該当者
	氏名			要支援 1・2
	住所			要介護 1・2・3・4・5
	生年月日	明・大・昭 年 月 日生 (歳)		申請中
連絡内容		<input type="checkbox"/> ケアプラン作成にあたっての意見 <input type="checkbox"/> サービス担当者会議開催のお知らせ・照会 <input type="checkbox"/> 医療系サービス導入について <input type="checkbox"/> 利用者の心身状況の変化についての相談 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与にあたっての医学的所見(軽度者福祉用具貸与の主治医の意見を含む) <input type="checkbox"/> その他 ()		
<内容>				

主治医回答欄 (下記にご記入の上、Faxにてご返信ください)

連絡方法等	<input type="checkbox"/> 直接会って話をします(時間帯 月 日 時頃来院してください) <input type="checkbox"/> 電話で話をします(時間帯 月 日 時頃電話をください) <input type="checkbox"/> 以下の通り回答します
<主治医からの回答> 必要な書類があれば○をつけてください【ケアプラン・サービス担当者会議の議事録】	
平成 年 月 日 医師名	

「地域連携口腔ケアサマリー」

- 医科の分野のほか、歯科の分野でも、急性期から回復期を経て維持期へ至る医療機能の分化・連携を推進することは、重要。



- 平成26年4月、三重県歯科衛生士会が三重県歯科医師会と協議して「地域連携口腔ケアサマリー」を作成。
- 平成26年7月、三重県歯科衛生士会桑員支部より、桑名西医療センター口腔外科に対し、「地域連携口腔ケアサマリー」を有効に活用するよう、要請。

地域連携口腔ケアサマリー

平素は大変お世話になっております。
退院に伴い、患者様情報は下記の通りです。継続で口腔ケア管理をお願いいたします。

名前	生年月日	M・T・S・H	年	月	日	年齢	性別	男・女	
主病名	発症日	M・T・S・H	年	月	日	身長	cm	体重	kg
現病歴	<input type="checkbox"/> 嚥下障害								
既往歴	<input type="checkbox"/> DM <input type="checkbox"/> HT <input type="checkbox"/> 感染()								
服薬									

急性期	担当歯科衛生士	記入日	年	月	日																																																
病院名	入院日	年	月	日																																																	
歯科初診日	年	月	日	<input type="checkbox"/> 介入無し																																																	
歯式	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>E</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td><td>E</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> </tr> </table>					8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8				E	D	C	B	A	A	B	C	D	E				8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																																						
			E	D	C	B	A	A	B	C	D	E																																									
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																																						
歯式：△欠損歯 / 〃健全歯 ○処置歯 O5歯 C4果抜去歯 P3要抜去歯 Brブリッジ支台歯 Ponポンティック																																																					
栄養	<input type="checkbox"/> 経口 <input type="checkbox"/> 経鼻経管 <input type="checkbox"/> 胃瘻 <input type="checkbox"/> 末梢静脈 <input type="checkbox"/> 中心静脈																																																				
義歯	<input type="checkbox"/> 上顎全部床義歯 <input type="checkbox"/> 下顎全部床義歯 <input type="checkbox"/> 上顎部分床義歯 <input type="checkbox"/> 下顎部分床義歯																																																				
歯磨きの自立度	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助																																																				
含嗽	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない																																																				
使用用具	<input type="checkbox"/> 歯ブラシ <input type="checkbox"/> 歯間ブラシ <input type="checkbox"/> 舌ブラシ <input type="checkbox"/> スポンジブラシ <input type="checkbox"/> デンタルフロス <input type="checkbox"/> 湿潤剤 <input type="checkbox"/> 保湿剤 <input type="checkbox"/> その他()																																																				
周術期口腔機能管理	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		インプラント		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし																																																
治療、介入内容																																																					
口腔内状態	<input type="checkbox"/> 歯石 <input type="checkbox"/> 歯周病 <input type="checkbox"/> 歯肉出血 <input type="checkbox"/> 舌苔 <input type="checkbox"/> 口臭 <input type="checkbox"/> 口唇乾燥 <input type="checkbox"/> 口腔粘膜炎 <input type="checkbox"/> カンジダ <input type="checkbox"/> 痰 <input type="checkbox"/> 剥離上皮 <input type="checkbox"/> 粘膜出血																																																				
備考																																																					

桑名市総合医療センターの地域連携

- 桑名市総合医療センターは、桑名市が設立した地方独立行政法人によって運営される公的病院。
- 地方独立行政法人の業務運営について、設立団体の長は、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て、「中期目標」を設定。
- それを達成するため、地方独立行政法人は、評価委員会の意見を聴いた設立団体の長の認可を受けて、「中期計画」を作成。

(注) 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画については、設立団体の長の認可を受ける前提として、議会の議決を経ることが必要。



平成26年8月20日
桑名市総合医療センターの
業務実績に関する評価結果の提出

- 平成25年12月、「地方独立行政法人桑名市総合医療センター第2期中期目標」（平成26～30年度）において、桑名市総合医療センターに対し、地域における在宅介護と連携した在宅医療の推進に貢献するよう、求めたところ。
- これは、新病院が地域で急性期医療を提供する中核的な病院として十全に機能するためにも、重要。

【参考1】「地方独立行政法人桑名市総合医療センター 第2期中期目標」(平成26～30年度)－抄－

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療の提供

(2) 地域医療連携の推進

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、高度医療及び急性期医療における地域の中核病院として、他の医療機関との機能分担及び連携を推進し、患者が退院後も切れ目のないケアを受けられるよう、各医療機関と協力して、地域における在宅医療を含む医療、福祉及び介護の連携体制の構築に貢献すること。

【参考2】「地方独立行政法人桑名市総合医療センター 第2期中期計画」(平成26～30年度)－抄－

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置

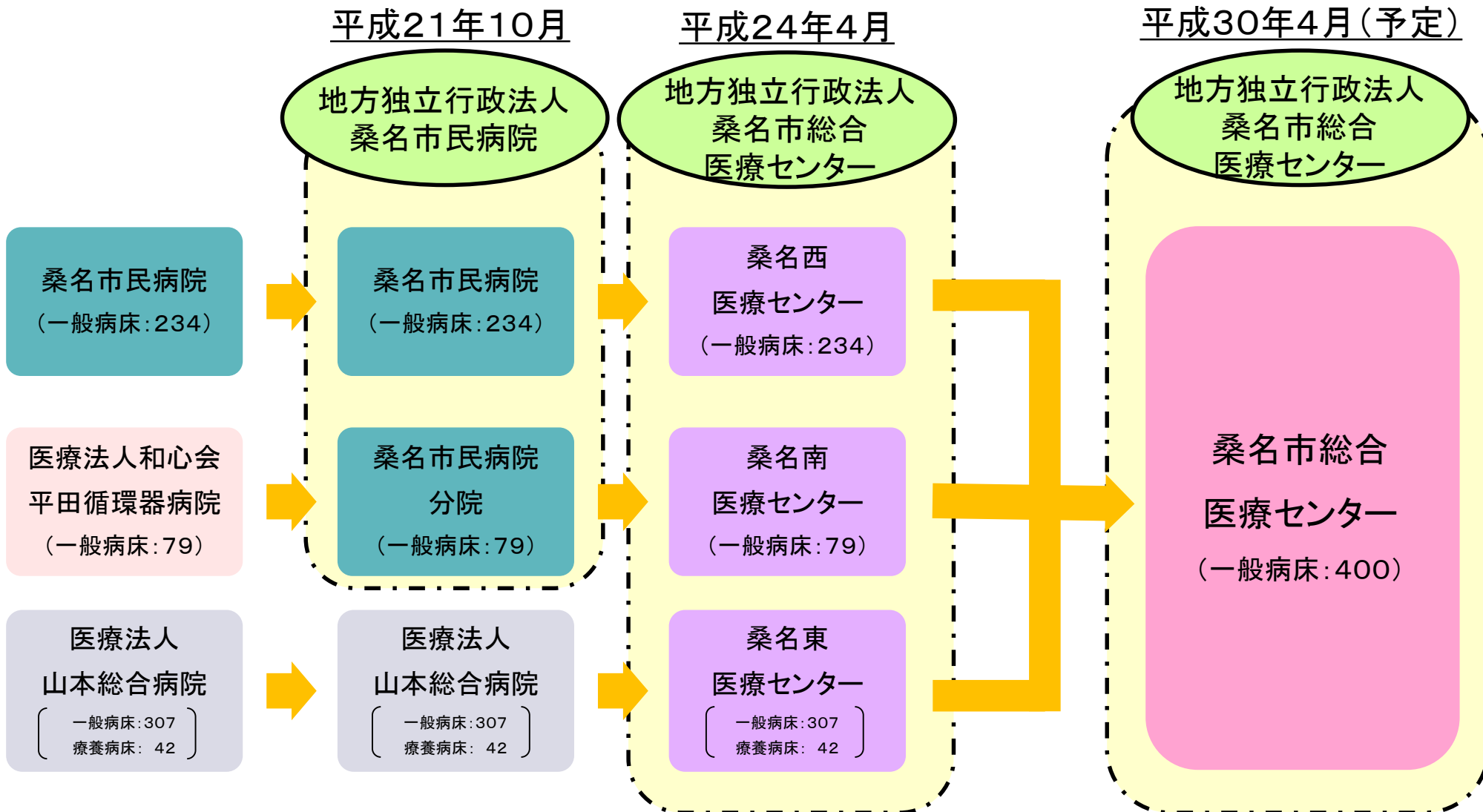
1 医療の提供

(2) 地域医療連携の推進

地域医療連携室の機能の充実を図り、地域包括支援センターや地域の介護・福祉施設への患者情報の提供や退院時カンファレンスの取組み等を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療から介護・福祉への切れ目のないサービスを提供できる体制の整備を進める。また、在宅患者の急変時には受け入れるよう努める。

地方独立行政法人と医療法人とを統合した新病院の整備(1)

○ 地方独立行政法人と医療法人とを統合した新病院の整備は、全国で初めての一大プロジェクト。



【参考】桑名市消防本部の救急出場件数及び救急搬送人員

	平成23年		平成26年
救急出場件数	7,839件	+381件	8,220件
うち桑名市内出場分	5,482件	+179件	5,661件
救急搬送人員	7,478人	+307人	7,785人
うち桑名市内出場分	5,214人	+153人	5,367人
うち桑名市内医療機関搬送分	4,128人	+62人	4,190人
うち桑名市外医療機関搬送分	1,086人	+91人	1,177人

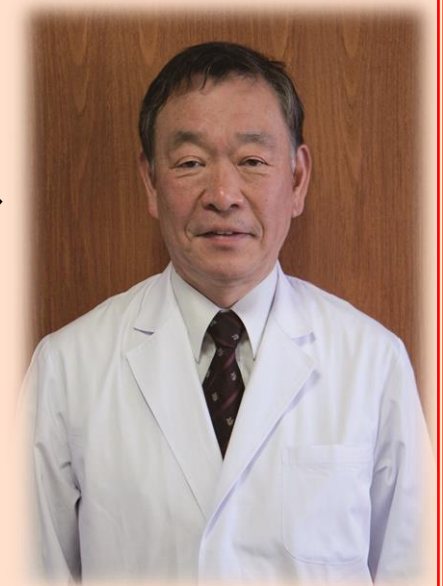
<出典> 桑名市消防本部

地方独立行政法人と医療法人とを統合した新病院の整備(2)

- 平成25年10月、前三重大学医学部附属病院長の竹田寛氏が桑名市総合医療センター理事長兼統括病院長に就任。



- 平成25年12月、三重県において、桑名東医療センターを災害医療支援病院に指定。
- 平成26年1月、桑名市総合医療センターにおいて、桑名西医療センターに「緩和ケア外来」を開設。
- 平成26年2月、三重大学医学部附属病院、三重中央医療センター、桑名市総合医療センター、三重県及び桑名市において、新病院の開設に際しての小児・周産期医療の充実に向けた医師の確保等について、文書で合意。
- 平成26年4月、桑名市総合医療センターにおいて、桑名東医療センターに東海地方で初めてとなる「周産期内科」を開設。
- 平成27年4月、桑名市総合医療センターにおいて、桑名東医療センターに「もの忘れ外来」を開設。



竹田寛氏

【参考1】新病院整備事業費(平成23~30年度)の内容及び財源(平成28年1月)

(単位:億円)

民間病院買取費	22.2
用地取得費	6.6
医療機器整備費	23.0
電子カルテ導入費	2.0
備品購入費	5.3
移転費	0.5

工事費	162.0
新築	144.0
改修	6.0
消費税	12.0
実施設計費	2.3
施工監理費	1.0
その他	0.5
合計	225.4



(単位:億円)

国負担分	30.3
市負担分	51.2
合併特例事業債	45.5
一般財源(負担分)	5.7
センター負担分	144.0
病院事業債	136.4
一般財源(貸付分)	7.5
合計	225.4

注1 民間病院買取費は、職員用の立体駐車場の建設に係る保証金(1.0億円)を除く。

注2 用地取得費は、建物補償費(1.0億円)、営業補償費(0.1億円)、テナント解約費(0.0億円)、境界調査費(0.0億円)及び土地譲渡費用(0.6億円)を除く。

注1 国負担分は、地域医療再生臨時特例交付金である。

注2 「合併特例事業債」については、元利償還金の70%が後年度の普通交付税の基準財政需要額に算定される仕組みである。

【参考2】地方独立行政法人と医療法人とを統合した新病院の整備をめぐる経緯(1)

平成14年	3月	桑名市民病院が「桑名市民病院整備計画基本構想」を策定。
平成14年	3月	桑名市民病院が「桑名市民病院新病院整備計画基本構想」を策定。
平成18年	8月	桑名市民病院あり方検討委員会が答申書を桑名市に提出。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における理想的な医療提供体制を整備するため、また、医師の確保の観点からも、400床前後で二次医療が可能な自己完結型の急性期病院の早期の実現を強く望むものである。
平成21年	10月	地方独立行政法人桑名市民病院が発足。
平成21年	10月	地方独立行政法人桑名市民病院評価委員会が付帯意見書を桑名市に提出。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 桑名市民病院の地方独立行政法人化は、桑名市民病院あり方検討委員会の答申書の趣旨を受けて、400床前後で二次医療が可能な自己完結型の急性期病院の実現を最終的な目標とし、中期目標・中期計画の策定は、その実現に向けての過程であると認識する。 ・ 二次医療が可能な自己完結型の急性期病院を実現は、桑名市民病院と医療法人平田循環器病院との合併だけでは不可能であり、他の医療機関との合併も含めて、実現するための方策を今後も継続的に模索するべきである。
平成22年	9月	桑名市議会が「桑名市民病院の再編統合と地域医療の充実にに関する決議」を採択。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 桑名市民病院の今後に関しては、桑名医師会と中心的な医師派遣元となる三重大学付属病院医局と協議の場の設置や、三重県・外部有識者からの意見聴取により、中核的な民間病院との再編統合に向け調査・研究し、あらゆる視点から検討・協議され推進すること。 ・ 桑名市地域医療対策連絡協議会に設置される「地域医療提供体制部会」、「医療と福祉、介護等との連携部会」で出された諸課題の解決に努めること。

【参考2】地方独立行政法人と医療法人とを統合した新病院の整備をめぐる経緯(2)

平成23年 2月	桑名市が「桑名地域における地域医療体制の再構築」を策定して「地域医療再生基金(平成22年度拡充分)」を申請。
平成23年 2月	桑名市地域医療対策連絡協議会地域医療提供体制部会が提言書を桑名市に提出。 <ul style="list-style-type: none">・ 課題を解決するための最も有効な方策は、市内の医療機関のうち病床数、医師数や救急搬送件数において上位を占め、かつ類似の診療科を有し、地域の二次医療において大きな役割を果たしている桑名市民病院と山本総合病院が再編統合することである。
平成23年 11月	三重県が「三重県地域医療再生計画(拡充分)」を策定して「地域医療再生基金(平成22年度拡充分)」を内示。 <ul style="list-style-type: none">・ 北勢保健医療圏の桑名地域においては、地方独立行政法人である桑名市民病院と医療法人である山本総合病院の常勤医師数の減少、施設の老朽化が進んでいる。このため、両病院を再編統合し、400床の新病院を建設して、救急医療等の集約化を図るとともに、急性期医療及び高度医療に対応した新しい設備を備え、二次救急医療を完結させることが可能な地域の中核病院を整備することが必要である。
平成23年 12月	「地方独立行政法人桑名市民病院と医療法人山本総合病院の統合に関する基本合意書」を締結。
平成24年 4月	地方独立行政法人桑名市総合医療センターが発足。
平成24年 7月	桑名市議会新病院の整備等に関する特別委員会が提言書を桑名市に提出。桑名市が「桑名市総合医療センター基本構想・基本計画」を策定。

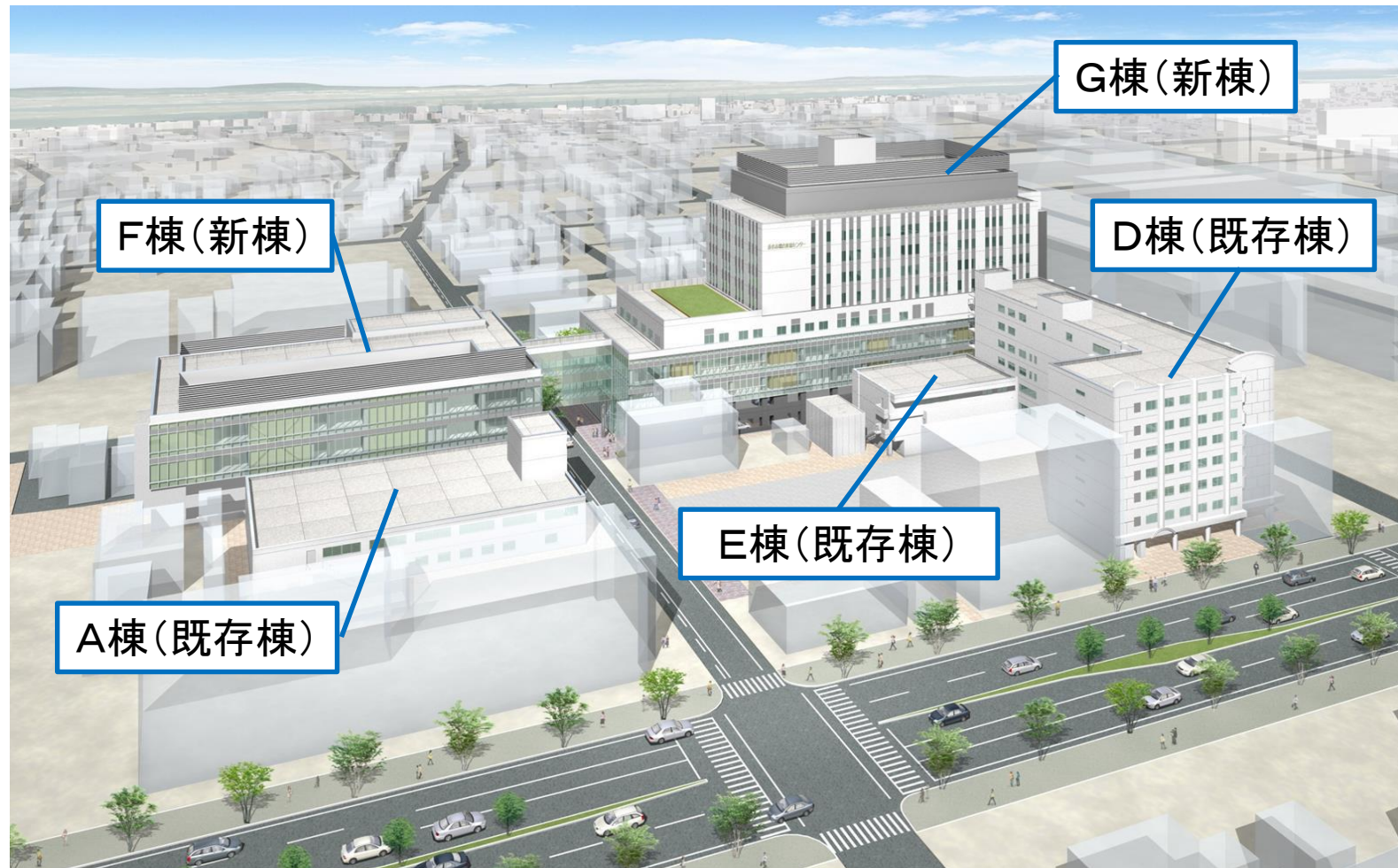
【参考2】地方独立行政法人と医療法人とを統合した新病院の整備をめぐる経緯(3)

平成25年	3月	地方独立行政法人桑名市総合医療センターが新病院の基本設計を完了。
平成25年	7月	新病院の基本設計を前提とする新病院の工事費等を盛り込んで債務負担行為を平成25・26年度の2か年に設定する 桑名市の平成25年度補正予算が桑名市議会の議決を経て成立。
平成25年	10月	地方独立行政法人桑名市総合医療センターが 新病院の実施設計のうちの新棟新築工事に係る部分を完了。
平成25年	10月	新病院の実施設計を前提とする新病院の工事費等を盛り込んで債務負担行為を平成25～27年度の3か年に見直す 桑名市の平成25年度補正予算が桑名市議会の議決を経て成立。
平成25年	12月	三重県が「三重県地域医療再生計画(拡充分)」の変更を申請。 それを受けて、厚生労働省が「三重県地域医療再生計画(拡充分)」の変更を承認。
平成25年	12月	地方独立行政法人桑名市総合医療センターが 新病院の新棟新築工事に係る事後審査型条件付一般競争入札を一括発注方式で実施。応札が得られなかったため、手続を中止。
平成26年	1月	三重県が「三重県地域医療再生計画(拡充分)」の変更を通知。
平成26年	2月	新病院の実施設計を前提とする新病院の工事費等を見直す 桑名市の平成25年度補正予算が桑名市議会の議決を経て成立。

【参考2】地方独立行政法人と医療法人とを統合した新病院の整備をめぐる経緯(4)

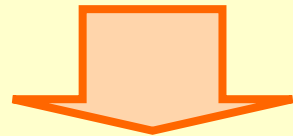
平成26年 2月	地方独立行政法人桑名市総合医療センターが新病院の新棟建築工事に係る事後審査型条件付一般競争入札を一括発注方式で実施。応札が得られなかったため、手続を中止。
平成26年 3月	地方独立行政法人桑名市総合医療センターが新病院の実施設計のうちの既存棟改修工事に係る部分を完了。
平成26年 12月	地方独立行政法人桑名市総合医療センターが新病院の新棟建築工事に係る事後審査型条件付一般競争入札を分離発注方式で実施。応札が得られたため、最低価格を提示した事業者との間で協議に着手。
平成27年 6月	最低価格を提示した事業者との間での協議の結果を踏まえて変更された新病院の実施設計を前提とする新病院の工事費等を盛り込んで債務負担行為を平成27～30年度の4か年に見直す桑名市の平成27年度補正予算が桑名市議会の議決を経て成立。
平成27年 8月	地方独立行政法人桑名市総合医療センターが新病院の新棟建築工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)の契約を締結(8月20日)。
平成28年 1月	新病院に必要な医療機器整備費とそれに関連した医療系設備費等を見直す桑名市の平成27年度補正予算が桑名市議会の議決を経て成立。

新病院の完成イメージ図 (平成30年4月開院予定)



訪問歯科診療と訪問口腔ケアとの連携

- 在宅医療・介護連携を推進する一環として、訪問歯科診療と訪問口腔ケアとの連携を強化することは、重要。



- 平成21年12月、三重県歯科医師会桑員支部と三重県歯科衛生士会桑員支部との間で、次に掲げる点に関する契約を締結。
 - ① 在宅患者又はその家族の要請を受けた歯科医師会が訪問歯科診療を提供する歯科医師を決定すること。
 - ② 歯科医師会を通じて歯科医師の要請を受けた歯科衛生士会が訪問口腔ケアを提供する歯科衛生士を派遣すること。

※現在は「口腔ケアステーション設立協議会」を開催し、「口腔ケアステーション桑員」の運営に向けて検討中

【参考】「口腔ケア推進支援事業」

- 介護予防に資するよう、高齢者を対象とする口腔ケアの普及を促進することは、重要。



平成27年12月3日
長島新所集会所にて

- 平成25年度より、「三重県地域医療再生基金」を活用し、「口腔ケア推進支援事業」を展開。
- 具体的には、三重県歯科医師会において、三重県歯科衛生士会等の協力を得て、介護事業所等を利用する高齢者を対象として、歯科医師、歯科衛生士等を派遣し、口腔機能向上に関する講話や口腔体操を実施。

(注) 平成27年度は1回実施し、17名の高齢者が参加。

桑名市の「在宅医療・介護連携推進事業」

在宅医療・介護連携に関する
桑名市と
近隣の市町村
及び関係の医療機関との
連携

在宅医療・介護連携に関する
在宅医療・介護サービスの
提供体制の整備

- 訪問診療に従事する
医師相互間の連携
- 訪問薬剤管理指導、
訪問看護、
訪問栄養食事指導、
訪問リハビリテーション、
訪問口腔ケア等の指示
- 在宅復帰を支援する
退院調整
- 在宅患者の急変に際しての
一時的な入院
- 病院等の地域連携

在宅医療・介護サービスの
提供に関する情報の共有

- 「主治医とケアマネージャー
(介護支援専門員)の連絡票」の
活用
- 「地域連携口腔ケアサマリー」の
活用
- 「ICT(情報技術)を活用した
「ゆめはまちゃん医療・介護
ネットワーク」の運用

在宅医療・介護連携に関する
課題の抽出及び方策の協議

- 「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」の開催
- 「桑名市在宅医療・介護連携支援調整会議」及び
「桑名市在宅医療・介護連携調整会議」の開催

在宅医療・介護連携に関する
医療・介護専門職に対する研修

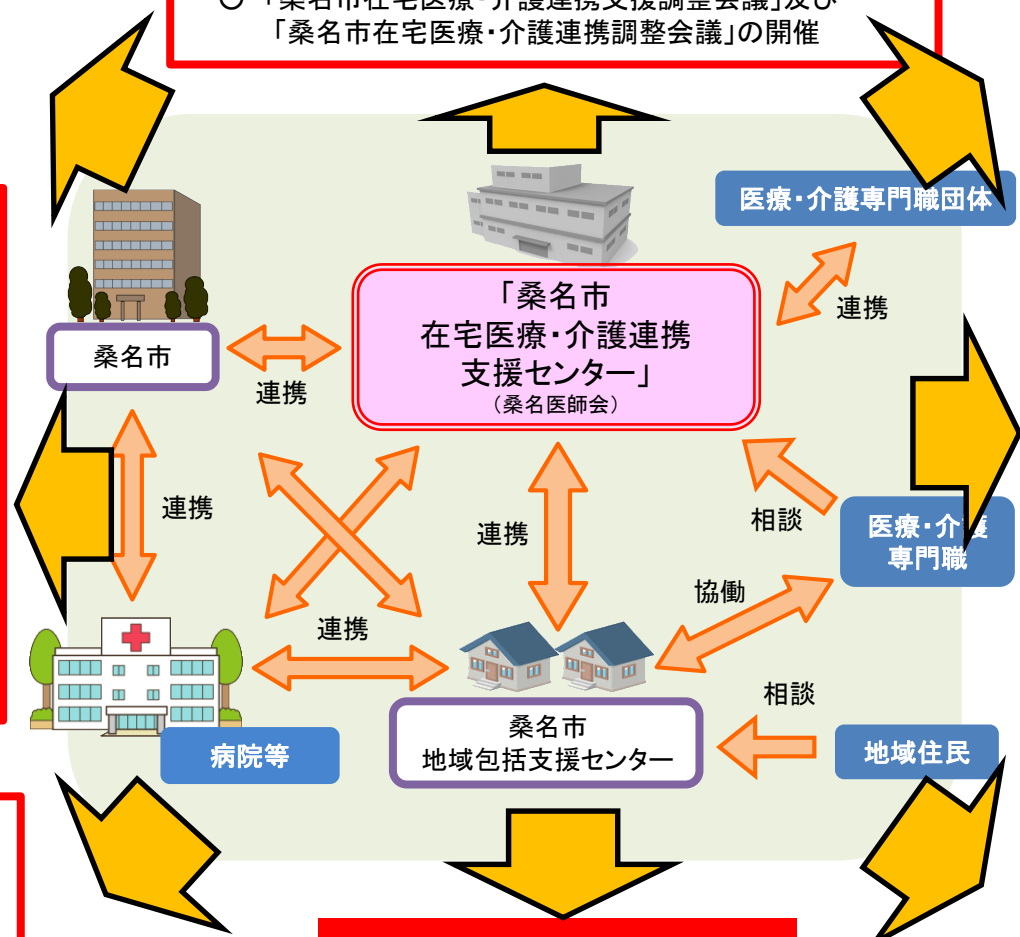
- 「多職種協働研修会」の開催
- 「桑名市在宅医療・ケア研究会」
(仮称)の開催
- 「桑名市地域リハビリテーション
専門職交流会」の開催
- 「桑名市病院・地域包括支援センター
合同勉強会」の開催

在宅医療・介護連携に関する
相談の受付

- 桑名市地域包括支援センターで
地域住民の相談を受け付けて
在宅医療・介護サービスを紹介。
- 「桑名市在宅医療・介護連携
支援センター」で
保健・医療・福祉・介護専門職の
相談を受け付けて
在宅医療・介護サービスを紹介。

在宅医療・介護連携に関する
地域住民に対する普及啓発

- 市民公開シンポジウムの開催
- 「地域リハビリテーション活動
支援事業」の活用
- 「介護・医療連携調整会議」
又は「運営推進会議」の活用



在宅医療・介護サービスに関する
地域資源の「見える化」

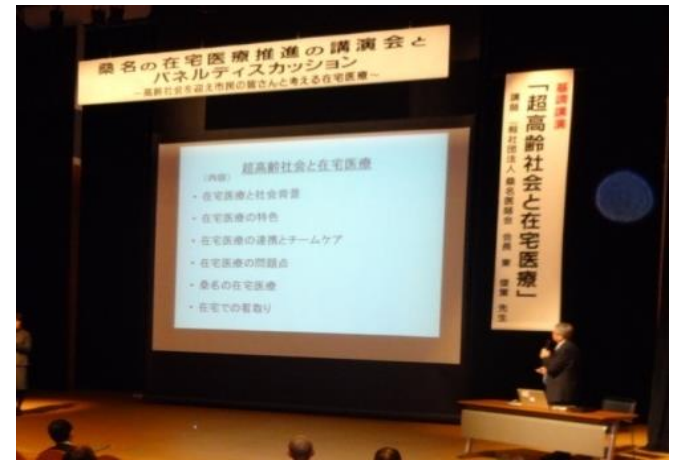
- 「くわな在宅医療・介護マップ」の公表



平成28年2月27日
「在宅医療の推進と多職種研修会」



桑名医師会
東俊策会長

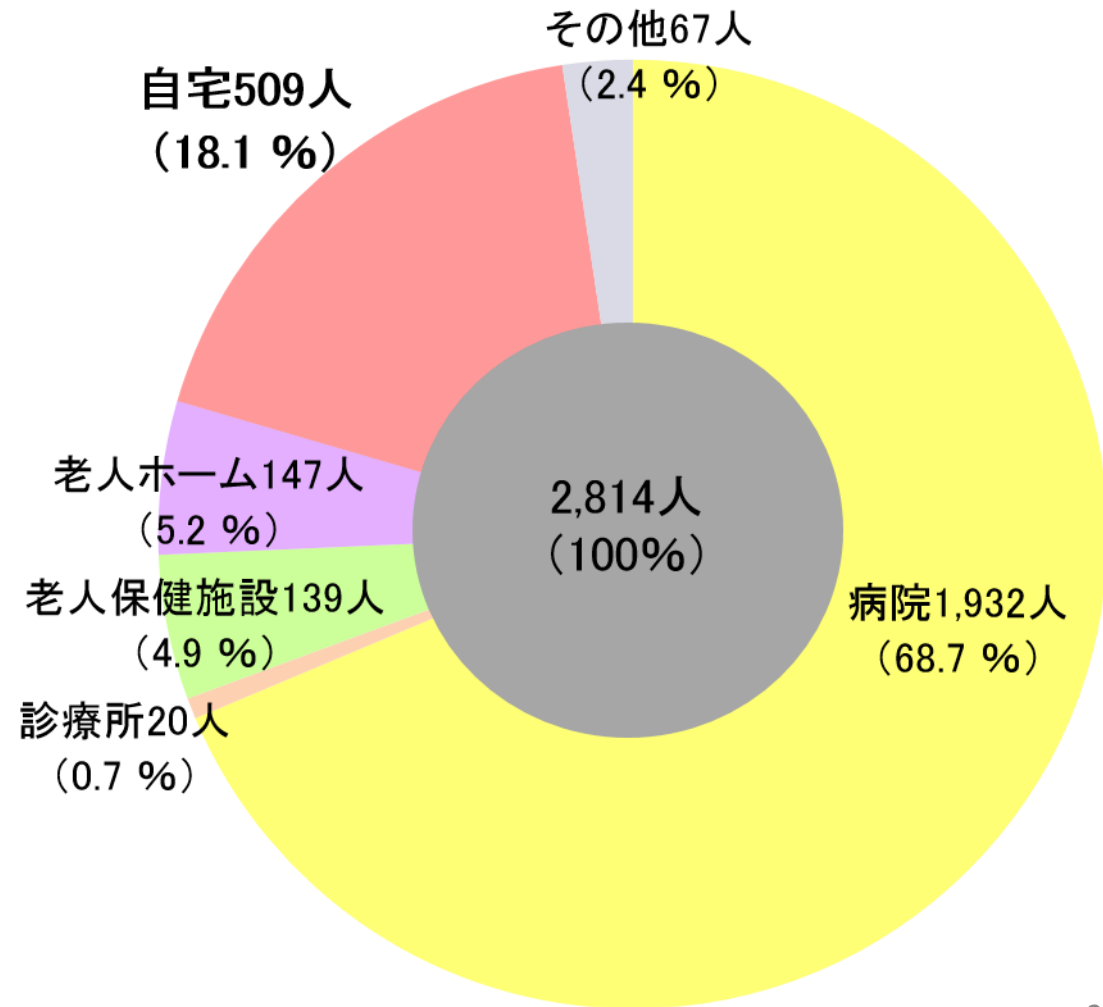
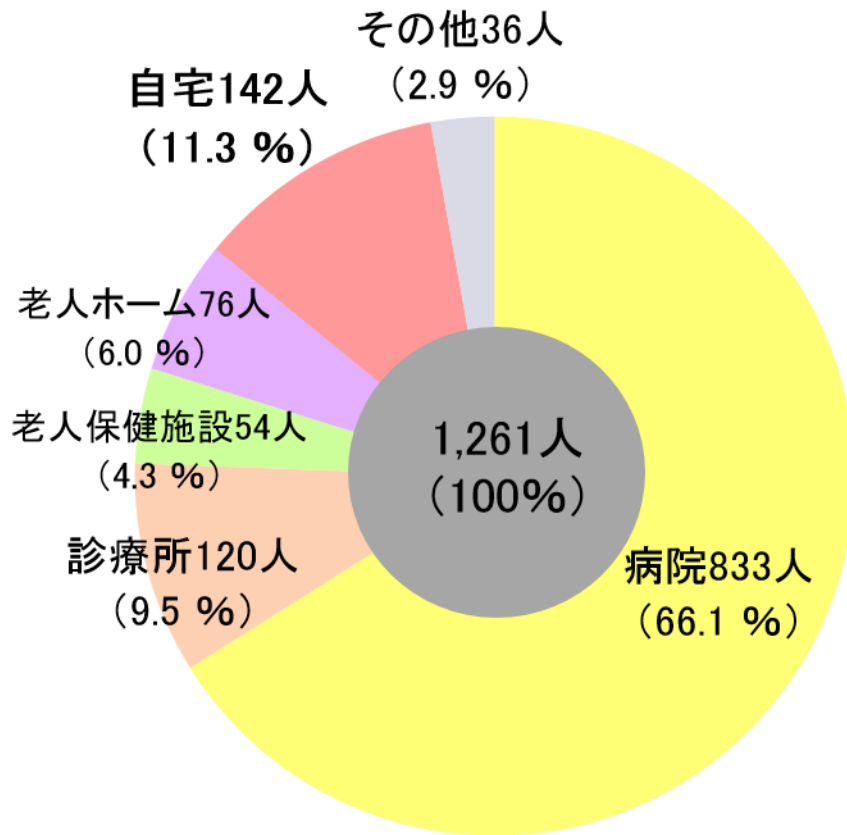


平成26年2月9日
「桑名の在宅医療推進の
講演会とパネルディスカッション」

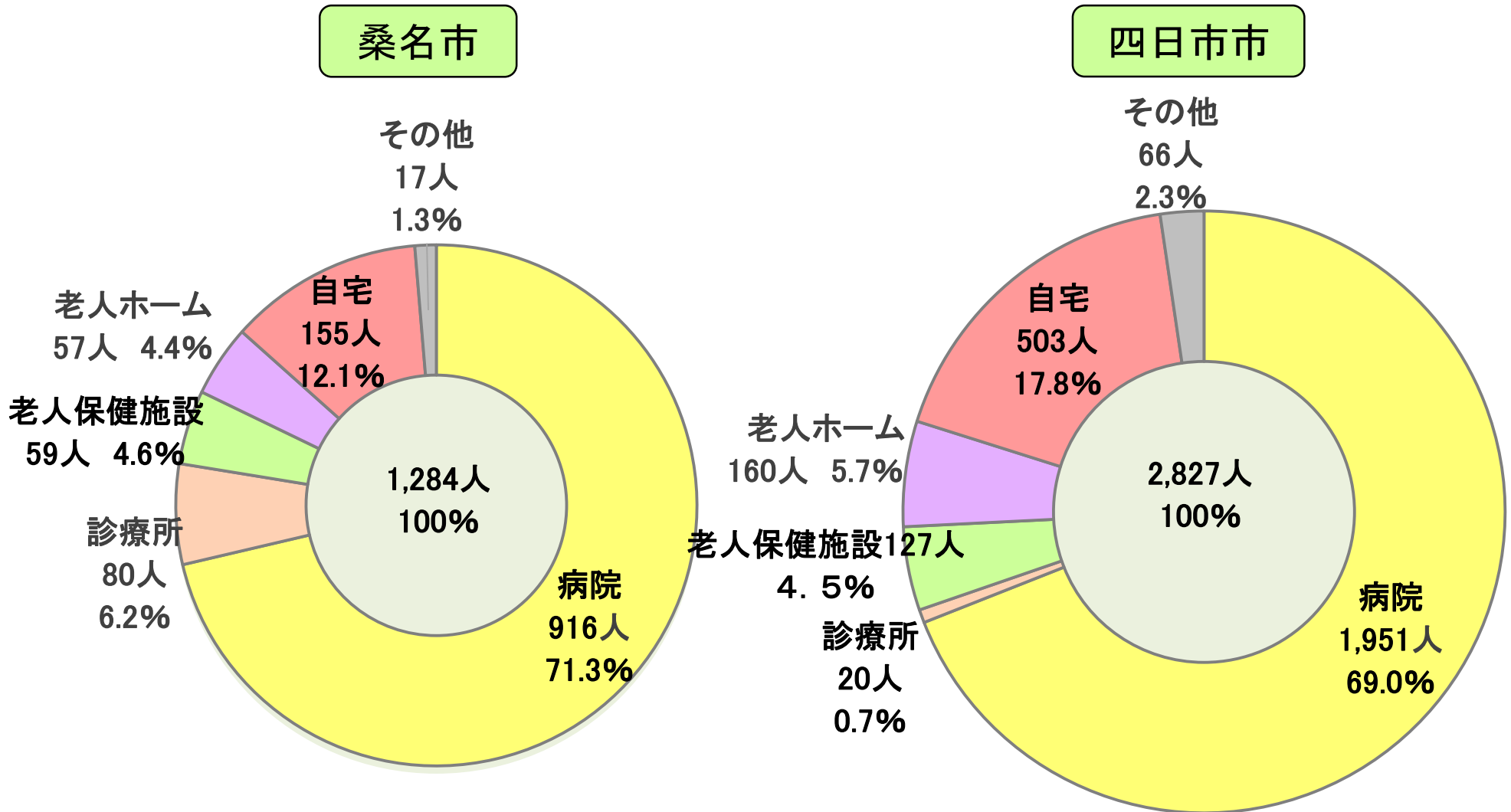
【参考1】四日市市と比較した桑名市の死亡場所別死亡者数 (平成25年)

桑名市

四日市市



【参考2】四日市市と比較した桑名市の死亡場所別死亡者数 (平成26年)



「桑名市在宅医療・介護連携支援センター」

- 個々の事例について、在宅医療・介護連携を支援するためには、地域包括支援センターで地域住民の相談を受け付けて在宅医療・介護サービスを紹介するほか、地域包括支援センター、医療機関、介護事業所等の保健・医療・福祉・介護専門職の相談を受け付けて在宅医療・介護サービスを紹介する窓口を開設することも、重要。



平成27年5月21日
「桑名市長・桑名医師会長共同記者会見」



- 平成27年5月より、桑名市において、桑名医師会に委託し、桑名市地域包括支援センターと一体になって、医療・介護専門職団体と連携しながら「桑名市在宅医療・介護連携支援センター」を運営。
(注) 桑名医師会長をセンター長として、看護師である主任介護支援専門員1人及び事務職1人をセンター員として配置。
- なお、平成27年度より、在宅医療・介護連携に関する課題を抽出し、その解決のための方策を協議するため、桑名市及び「桑名市在宅医療・介護連携支援センター」において、桑名市地域包括支援センターと一体になって、在宅医療・介護連携に関する実務に従事する医療・介護専門職団体等の代表者によって構成される「桑名市在宅医療・介護連携支援推進協議会」及び「桑名市在宅医療・介護連携調整会議」を開催。

【参考】ゆめはまちゃん医療・介護ネットワーク

桑名市で在宅医療や介護サービスを受ける方を支えるための、医療・介護関係者間の多職種連携情報共有ネットワーク

名古屋大学が開発した医療・福祉統合ネットワーク「電子@連絡帳システム」

在宅医療・介護連携推進事業「情報の共有」

在宅で療養をされる方に同意をいただいた上で、プライバシー保護を厳重に図りながら、ネットワークに参加する医療関係者と介護関係者が、診療情報や介護情報の一部を共有し連携をとりやすくすることにより、一体的で質の高い診療と介護サービスの提供と迅速な対応を可能とすることを目的とする

平成27年12月に運用開始
ネットワークの管理・運用を、桑名市在宅医療・介護連携支援センターが担当

※平成27年度末には79関係機関が登録済。

ゆめはまちゃん医療・介護ネットワークポータルサイト

在宅医療・福祉統合ネットワーク
ゆめはまちゃん医療・介護ネットワーク

ホーム ゆめはまちゃん医療・介護ネットワークとは ネットワークに新規参加する手順 サポート窓口

お知らせ

2015年11月24日
ポータルサイトを公開しました。

ゆめはまちゃん 医療・介護ネットワーク 利用規約

はじめて参加される施設はこちらをご覧ください

ゆめはまちゃん 医療・介護ネットワーク 同意手順
同意書の取得手順についてはこちらをご覧ください

電子@連絡帳

電子@連絡帳

利用開始

利用には事前の利用者登録と利用証明書のインストールが必要です。施設登録から始めてください。既に施設を登録済みの場合は、施設管理画面に利用前アカウントをご確認ください。既に登録されている方は、証明書の取得をしてください。

証明書インストール手順

初回の証明書設定

施設管理メニュー

- 施設登録申請
- 利用前管理
- 証明書管理
- 利用中止申請

<http://p-kuwana.nu-camcr.org/cms/>

「桑名市ボランティアセンター」

○ ボランティアについては、希望と活動とを円滑に調整することが重要。



- 旧桑名市、旧多度町及び旧長島町のそれぞれにおいて、桑名市社会福祉協議会が「桑名市ボランティアセンター」を運営。
- これらを通じ、ボランティアを希望するグループ又は個人が登録する仕組みを構築。

(注) ボランティア登録は、平成28年3月現在、グループにあっては124グループに所属する1,781人、個人にあっては504人、合計では2,285人。そのうち、高齢者を対象とするものは、グループにあっては24グループに所属する373人、個人にあっては321人、合計では694人。



桑名市ボランティア活動ハンドブック

「桑名市地域福祉計画」

- 住民参加による地域社会の助け合いである「地域福祉計画」の策定及び推進は、「互助」を掘り起こす取組みとして重要なもの。



平成26年6月8日
「第3期桑名市地域福祉計画第1回全体市民会議」

- 「第2期桑名市地域福祉計画」(平成21～25年度)の策定及び推進が「市民会議」の参加者による具体的な活動に結び付いたことを内外に発信。
- 「第3期桑名市地域福祉計画」(平成26～30年度)の策定及び推進の中では、「市民会議」の参加者に対し、「地域包括ケアシステム」の構成要素となる日常生活支援のニーズに応える活動を期待。

【参考1】「第2期桑名市地域福祉計画」に基づく活動一例一

- 平成21年4月、「市民会議」の参加者による「誰もが生きがいを持てる居場所づくり」のための「やさしさひろめ隊」を結成。

(注)メンバーは、平成26年3月現在、25人。



平成25年11月16日
「支え合いマップづくり演習」



平成25年2～4月	長島町大倉において、民生委員の協力を得て、 独り暮らし高齢者に対する声掛け等の見守りを試行。
平成25年 3月	「住民が支え合うまちづくり第1弾！～ご近所パワーによる 助け合い起こし～」と題する講演会を開催。
平成25年 11月	「住民が支え合うまちづくり第2弾！～ご近所パワーによる 助け合い起こし～」と題する「支え合いマップづくり入門講演 会」及び「支え合いマップづくり演習」を開催。

【参考2】平成25年度「福祉のまちづくりフォーラム」

- 平成26年度2月、岐阜県山県市において、平成25年度「福祉のまちづくりフォーラム」を開催。



- 「山県市地域福祉推進市民会議」等が「桑名市地域福祉計画推進市民会議」等を招聘。
- 「桑名市地域福祉計画推進市民会議」より、「第2期桑名市地域福祉計画」に基づく活動を紹介。



平成26年2月23日
平成25年度「福祉のまちづくりフォーラム」



【参考3】「第3期桑名市地域福祉計画」の枠組み

1. 基本理念

- 「全員参加で課題解決 ～みんなが はぐくみ つくる くわなのまち～」

2. 基本方針

- ① 「互助」の掘り起こしに取り組みます
- ② 「地域包括ケアシステム」の構築に貢献します
- ③ 活動の「見える化」を図ります

3. 基本目標

- ① 地域を支える<人づくり>
- ② 地域を見守る<仕組みづくり>
- ③ 地域をつなげる<場づくり>



平成26年3月9日
「第3期桑名市地域福祉計画
第7回策定市民会議」

【参考4】「地域支え合い活動報告会」

- 地域住民相互間の支え合いを実現するためには、地域に出向き、ニーズに応えるサービスを提供するボランティアグループ、民間事業者等を発掘し、あるいは、地域住民を主体としてニーズに応えるサービスを提供する活動を働き掛け、その「見える化」を図ることが重要。



平成27年4月19日
「地域支え合い活動報告会」



- 平成27年4月、「桑名市地域福祉計画推進市民会議仕組みづくり部会」において、「地域支え合い活動報告会」を開催。

(注) 128人の参加を得たところ。

「桑名市社会福祉協議会事例発表会」

- 地域福祉を推進する準公的団体である桑名市社会福祉協議会について、事業運営の「見える化」を図るとともに、組織的一体感を強化することは、重要。



平成27年2月12日
「桑名市社会福祉協議会事例発表会」



- 平成27年1・2月、「桑名市社会福祉協議会事例発表会」を開催。
- 具体的には、各部門より、市町村社会福祉協議会が果たすべき役割を踏まえた現場での創意工夫に基づく取組みに関するプレゼンテーションを実施し、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」事務局の構成員において、審査を実施。それを集計した結果に基づき、最も評価を得た部門に対し、「事務局長賞」を授与。
- これは、民間企業における「QC(品質管理)サークル」の考え方を参考とした初めての試み。

【参考】桑名市社会福祉協議会の「コミュニティソーシャルワーク」一例ー

- 平成26年11月、民生委員より、北部地域包括支援センター（長島）及び桑名市社会福祉協議会長島支所に対し、自宅で次のような問題を抱える73歳の男性の事例について、相談。
 - ① 不要物が大量に散乱。
 - ② 足腰が弱っていたために不要物で転倒するおそれ。
- それを受けて、長島町姫御前団地において、民生委員より、ボランティアグループ（「助け合いの会」）の会員に対し、声掛け。

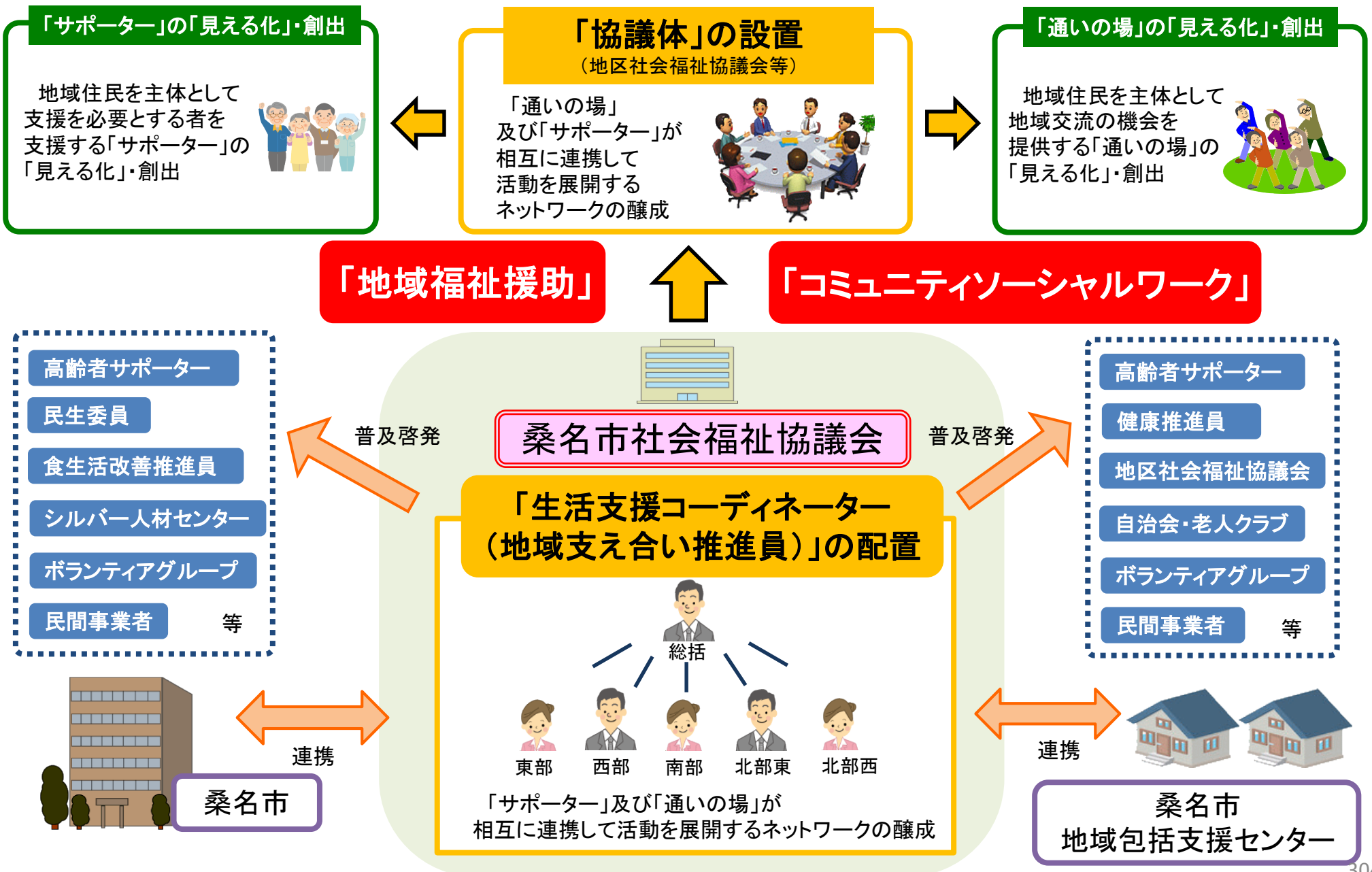


- 平成26年12月、ボランティアグループ（「助け合いの会」）の会員が自宅の片付けを実施。
- それを契機として、
 - ① 本人が主体的にサービスを利用。
 - ② 地域住民が本人に対する見守りを確保。



平成26年12月3日

桑名市の「生活支援体制整備事業」



「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」

- 今後、地域福祉を推進する準公的団体としての市町村社会福祉協議会に期待される中心的な役割は、「コミュニティソーシャルワーク」、すなわち、現行の制度で対応することが困難であるような生活課題を解決するため、地域に出向き、ニーズとサービスとを媒介して個々の要支援者を支援するとともに、地域住民と協働して地域づくりを推進する取組み。



平成27年6月18日
「生活支援コーディネーター
(地域支え合い推進員)」



- 平成27年4月より、桑名市において、桑名市社会福祉協議会に委託し、
 - ① 市町村区域に相当する第1層で統括的な「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」
 - ② 日常生活圏域に相当する第2層でそれぞれの桑名市地域包括支援センターの管轄区域を担当する「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置。
- 具体的には、桑名市社会福祉協議会において、桑名市及び桑名市地域包括支援センターと一体になって、地域に出向き、ニーズに応えるサービスを提供するボランティアグループ、民間事業者等を発掘し、あるいは、地域住民を主体としてニーズに応えるサービスを提供する活動を働き掛け、その「見える化」を図る取組みを重点的に展開するよう、期待。

【参考】「益世地区支え合い勉強会」

- 地域住民相互間の支え合いを実現するためには、地域に出向き、ニーズに応えるサービスを提供するボランティアグループ、民間事業者等を発掘し、あるいは、地域住民を主体としてニーズに応えるサービスを提供する活動を働き掛け、その「見える化」を図ることが重要。



平成27年7月6日
「益世地区支え合い勉強会」



- 平成27年7月初めて、地区社会福祉協議会、自治会、民生委員、婦人会等の参加を得て、「益世地区支え合い勉強会」を開催。
(注) 36人の参加を得たところ。
- その中では、桑名市社会福祉協議会において、桑名市及び桑名市地域包括支援センターと一体となって、情報を提供するとともに、参加者相互間で意見を交換。
- これは、「協議体」に相当するもの。

認知症に関する地域連携(1)

- 地域で認知症高齢者及びその家族を支援するためには、「オール桑名」で問題意識を共有した上で、相互に連携して対応することが重要。



平成27年1月24日
「認知症専門職講演会」

1. 専門向けの事業

- 平成20年7月、桑名医師会の代表者を中心として、桑名市地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の代表者によって構成される「認知症ネットワーク連携部会」を設置。
(注1) 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の受講者は、平成28年3月現在、累計で10人。
(注2) 「認知症サポート医養成研修」の受講者は、平成28年3月現在、累計で14人。
- 平成22～26年度、11回にわたり、保健・医療・福祉・介護専門職等の参加を得て、認知症に関する事例を検討するグループワークを内容とする「認知症の事例を通して連携を考える研修会」を開催。
- 平成22～27年度には、6回にわたり、「認知症専門職講演会」を開催。

認知症に関する地域連携(2)

2. 一般向けの事業

- 平成18年度以降、
「キャラバン・メイト養成研修」を修了した者の協力を得て、
「認知症サポーター養成講座」を開催。
(注) 平成28年3月現在、累計で253回にわたり、延べ9,176人の参加を得たところ。
- 平成22～27年度には、6回にわたり、
「認知症市民公開講座」を開催。
- 平成24～26年度には、12回にわたり、
中央地域包括支援センターと
「認知症見守りボランティアあんしん」との協働により、
「認知症家族のつどい」を開催。
- 平成26年度には、2回にわたり、
中央地域包括支援センターと
「認知症見守りボランティアあんしん」との協働により、
「認知症カフェ」(＝「認知症の人と家族、地域住民、
専門職等の誰もが参加でき、集う場」)に相当する
「ほっとやすらぎ空間」を開催。



平成27年4月21日
「認知症サポーター養成講座」



平成26年9月20日
「ほっとやすらぎ空間」

【参考1】成年後見に関する事例のイメージ

- 認知症の独り暮らし高齢者。
- 在宅で小規模多機能型居宅介護を利用。
- 民生委員等が金銭管理等を支援。



- 成年後見を開始。
- 介護老人保健施設に入所。

【参考2】「法務専門職向け認知症サポーター養成講座」

- 認知症等の高齢者が施設に入所しないで地域で在宅生活を継続する意義について、成年後見を受任する法務専門職に対する普及を図ることは、重要。



平成26年6月24日
「法務専門職向け認知症サポーター養成講座」



- 平成26年6月、初めて、桑名市及び桑名市中央地域包括支援センターにおいて、弁護士会、司法書士会及び成年後見センター・リーガルサポートと連携しながら、「法務専門職向け認知症サポーター養成講座」を開催。

(注) 行政書士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士、税理士、弁護士、不動産鑑定士など、57人の参加を得たところ。

桑名市の「認知症施策推進事業」

認知症ケアに関する 地域住民に対する普及啓発

- 「認知症市民公開講座」の開催
- 「オレンジカフェ」の開催
- 「介護・医療連携推進会議」
又は「運営推進会議」の活用

認知症ケアに関する 地域資源の「見える化」

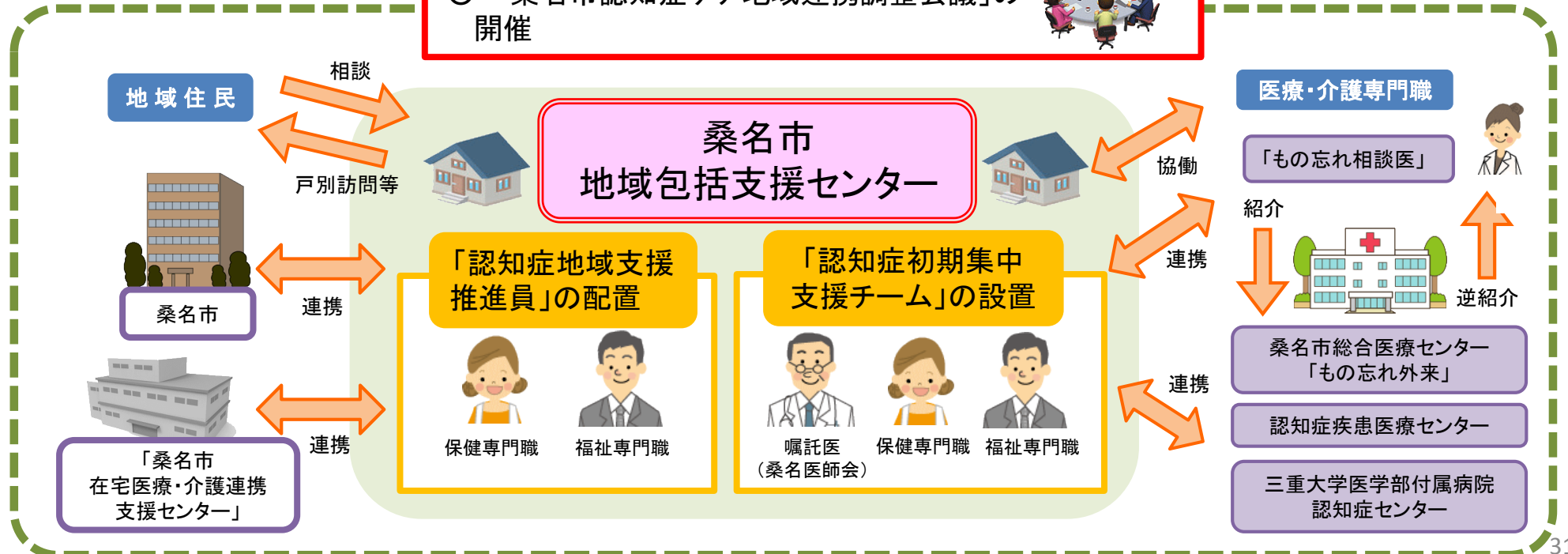
- 地域で標準的な認知症ケアの流れを
日常生活圏域ごとに明らかにする
「認知症ケアパス」に相当する
「くわな認知症安心ナビ」
（「もの忘れ相談医リスト」を含む。）の公表

認知症ケアに関する 医療・介護専門職に対する研修

- 「認知症専門職講演会」の開催
- 「認知症ケア多職種協働研修会」
の開催

認知症ケアに関する地域連携

- 「桑名市認知症ケア地域連携調整会議」の
開催



「くわな認知症安心ナビ」

- 認知症については、危機の発生を前提とする「事後的な対応」から、危機の発生を防止する「事前的な対応」へ、構造的に転換することが重要。
- 厚生労働省は、地域での認知症ケアの流れを明らかにする「認知症ケアパス」を作成して市町村介護保険事業計画に反映するよう、求めているところ。



- 平成26年12月、中央地域包括支援センター及び各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員等によって構成される「『認知症ケアパス』ワーキングチーム」を設置。
- 平成27年3月、「もの忘れ相談医リスト」を含む「くわな認知症安心ナビ」を作成。
- 平成27年7月、「くわな認知症安心ナビ」を更新。



平成27年4月1日
「くわな認知症安心ナビ」に関する記者会見

【参考】「くわな認知症安心ナビ」のイメージ

認知症の生活様相	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応などが1人では難しい	言葉えや食事、トイレ等がうまくできない	常に介護が必要で意思の疎通が困難である
介護予防・継承づくり	シルバーサロン(在宅所・ふれあいサロン・まめじゃあ)、老人クラブ、身近な通いの場 介護教室(桑名いきいき介護のつどい)				
他者とのつながり支援	友愛訪問(民生委員) ボランティア(傾聴・見守り) シルバーサロン(在宅所・ふれあいサロン・まめじゃあ)、老人クラブ、身近な通いの場 オレンジカフェ(認知症カフェ)				
仕事・役割支援	シルバー人材センター ボランティアセンター				
支石確認・見守り	民生委員 地域包括支援相談員 ボランティア(見守り) 認知症サポーター 郵便・新聞・宅配弁当等	徘徊高齢者位置情報検索システム 桑名市徘徊GPS緊急ネットワーク 桑名市訪問給食サービス事業			
生活支援	介護保険外ヘルパー 「認知症サポーターがいます」ステッカーの店 宅配弁当、コンビニ宅配、配食事業所 介護タクシー・福祉タクシー 金融機関	桑名市ごみ戸別収集			
介護保険サービス	訪問介護、訪問リハビリテーション 通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション	短期入所、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 福祉用具貸与・購入	桑名市介護保険特別給付・おむつ購入費 ・訪問理美容サービス費		
医療・障がい	かかりつけ医・認知症サポート医 認知症疾患医療センター・基幹型認知症疾患医療センター 薬局			訪問看護・訪問薬剤師	

認知症の生活様相	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応などが1人では難しい	言葉えや食事、トイレ等がうまくできない	常に介護が必要で意思の疎通が困難である
家族支援	オレンジカフェ(認知症カフェ) 認知症サポーター・キャラバンメイト ボランティア(傾聴・見守り) 認知症の人と家族の会、HEART TO HEART 三重県認知症コールセンター 地域包括支援センター、ケアマネジャー、認知症疾患医療センター ショートステイ、デイサービス				
緊急時支援 (精神症状がみられる等)		地域包括支援センター、ケアマネジャー かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等 短期入所、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 警察、保健所			
住まい サービス付き高齢者住宅等		サービス付き高齢者向け住宅 有料老人ホーム 経費老人ホーム			
グループホーム、介護老人福祉施設等居住系サービス			認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設		
権利保護		市の無料相談(弁護士相談・司法書士相談・公証人相談・消費生活相談など) 成年後見相談(福祉後見サポートセンター・地域包括支援センター・弁護士・司法書士等) 日常生活自立支援事業 成年後見制度			
相談機関		虐待の相談・通報(地域包括支援センター、市・地域介護課、県長寿介護課、警察)			
		地域包括支援センター ケアマネジャー 精神保健福祉相談 認知症疾患医療センター、基幹型認知症疾患医療センター 桑名警察署(生活安全課・交通課・地域課) 若年性認知症サポートセンター、若年性認知症コールセンター			

「認知症初期集中支援チーム」

- 認知症について、危機の発生を前提とする「事後的な対応」から、危機の発生を防止する「事前的な対応」へ、構造的に転換するため、認知症施策を推進する体制を整備することは、重要。



平成27年6月4日
「認知症初期集中支援チーム員会議」

- 平成27年4月、それぞれの桑名市地域包括支援センターに保健・福祉専門職及び桑名医師会の推薦を受けた嘱託医によって構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置。
- 具体的には、「認知症初期集中支援チーム」の構成員において、様々な機会を通じ、高齢者及びその家族を始めとする地域住民に対し、総合相談支援を実施するほか、「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用することにより、認知症に関するリスクを抱える高齢者のうち、サービスを利用していないものを対象として、戸別訪問等による総合相談支援を実施。
- なお、「認知症初期集中支援チーム」の運用など、認知症ケアに関する地域連携を調整するため、「認知症初期集中支援チーム」の構成員のほか、桑名医師会、認知症疾患医療センター等の代表者の参加を得て、「桑名市認知症ケア地域連携調整会議（認知症初期集中支援チーム検討委員会）」を開催。

注)平成27年度には2回

「認知症地域支援推進員」

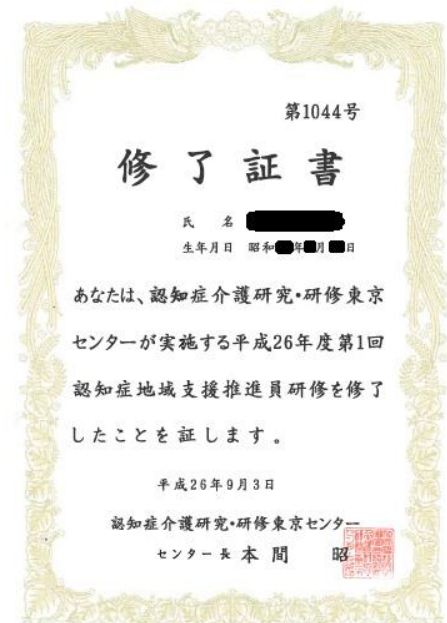
- 認知症について、
危機の発生を前提とする「事後的な対応」から、
危機の発生を防止する「事前的な対応」へ、
構造的に転換するため、認知症施策を推進する
体制を整備することは、重要。



「認知症地域支援推進員」



- 平成26年9月以降、順次、桑名市地域包括支援センターに
「認知症地域支援推進員」を配置。
- ① 平成26年度、5名の地域包括支援センター職員が
「認知症地域支援推進員研修会」を修了。
- ② 平成27年度、9名の地域包括支援センター職員が
「認知症地域支援推進員研修会」を修了。
- なお、平成27年度には、すべての桑名市地域包括支援センターに
「認知症地域支援推進員」を配置した。



「オレンジカフェ」

- 地域で認知症高齢者及びその家族を支援する環境を整備するため、「認知症カフェ」(＝「認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場」)を開催することは、重要。



- 平成27年5月以降、桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体になって、地域住民の参加を得て、介護事業所、寺社等で「オレンジカフェ」を開催。

(注)平成27年度には、39回。



平成27年5月21日
「ナーシングホームもも桑名」での「オレンジカフェ」



平成27年5月21日
「ケアパーク和月」での「オレンジカフェ」

「認知症ケア多職種協働研修会」

- 認知症ケアの充実に資するよう、保健・医療・福祉・介護専門職において、認知症に関する事例について、病態及び生活に関する視点で理解し、多職種協働を実践し、医療と介護とを統合したケアを提供することは、重要。



平成27年6月18日
「認知症ケア多職種協働研修会」



- 「桑名市認知症ケア地域連携調整会議」の議を経て、平成27年より「認知症の事例を通して連携を考える研修会」の機能を承継した「認知症ケア多職種協働研修会」を開催。

(注) 平成27年度には2回、延べ147人の参加を得たところ。

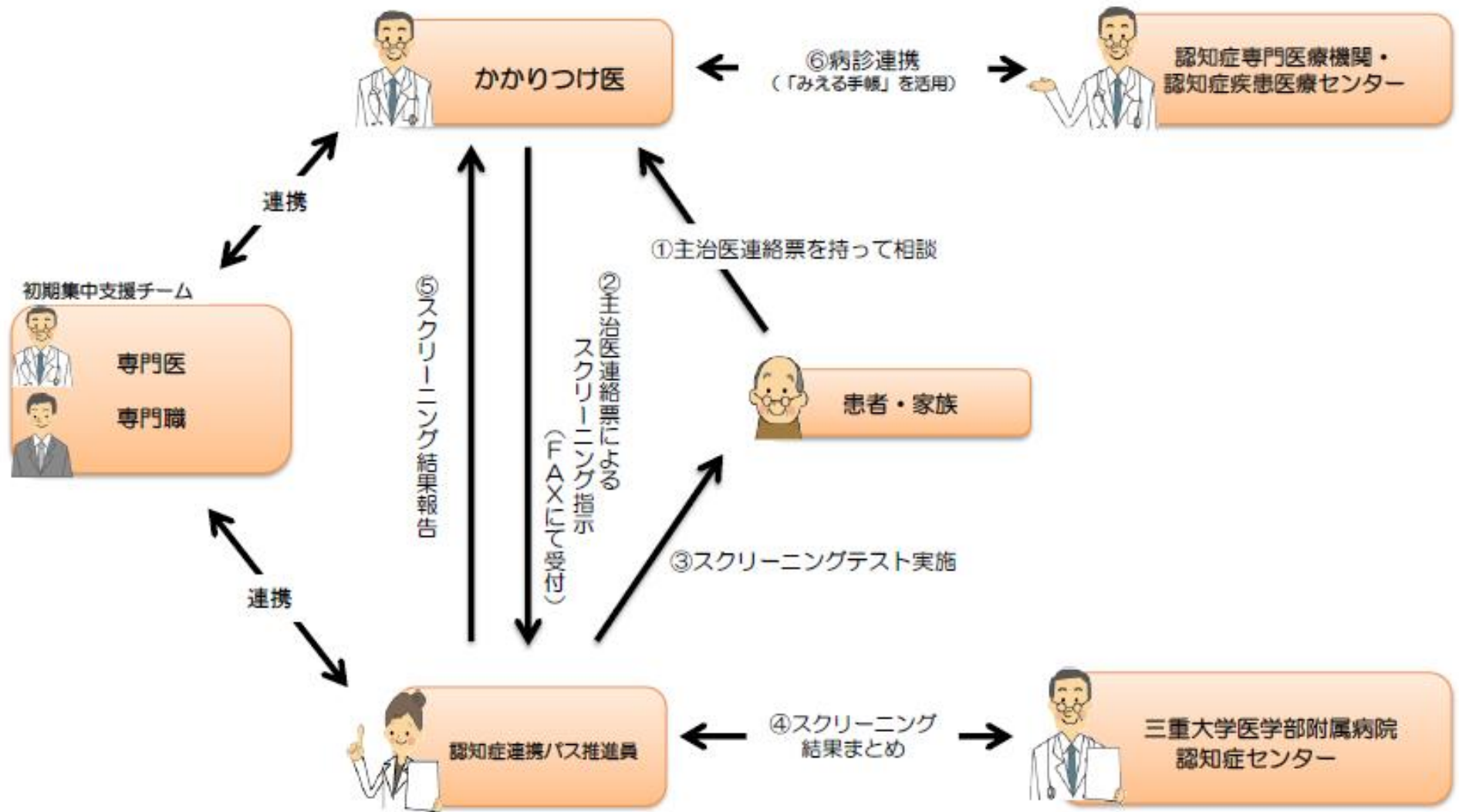
「認知症ケアの医療介護連携体制の構築事業」

- 認知症ケアに関する医療介護連携は、重要。



- 平成26・27年度には、三重大学医学部附属病院認知症センター及び三重県医師会において、桑名市、津市、伊勢市等を対象として、「地域医療介護総合確保基金」を活用した「認知症ケアの医療介護連携体制の構築事業」を実施。
- そのうち、桑名市では、平成27年2月以降、中央地域包括支援センターに三重大学医学部附属病院認知症センターの「認知症連携パス推進員」を配置。
- 具体的には、各地域包括支援センターの「認知症初期集中支援チーム」等と連携しながら、
 - ① かかりつけ医の指示を受けて、「認知症スクリーニングツール」を活用することにより、脳機能評価を実施。
 - ② 「三重県認知症連携パス（「脳の健康みえる手帳）」を活用することにより、かかりつけ医と認知症疾患医療センター等との連携を支援。
- なお、平成27年4月、桑名市総合医療センターにおいて、三重大学医学部附属病院の協力を得て、桑名東医療センターに「もの忘れ外来」を開設。

【参考1】三重大学医学部附属病院認知症センターの 「認知症連携パス推進員」



【参考2】「三重県認知症連携パス」(「脳の健康みえる手帳」)

脳の健康 みえる手帳 ver.2014

脳の健康 みえる手帳



様

医療機関を受診する時、介護保険サービス機関を利用する時は、必ずこの手帳をお出してください。

開始日 年 月 日

脳の健康 みえる手帳 ver.2014

様式1
専門医療機関用

診療情報提供書

	初診用
	再診用

平成 年 月 日

紹介先医療機関 : _____
診療科・医師名 : _____ 殿

紹介元医療機関
住所 _____
医師名 _____ 印
電話・FAX _____

(フリガナ) 患者氏名		男・女	T・S・H	年 月 日
住所	電話	職業		

疾病名	紹介目的 <input type="checkbox"/> 認知症の診断 <input type="checkbox"/> 周辺症状の治療 <input type="checkbox"/> その他
既往歴および家族歴	
症状経過および検査結果	発症時期 { ちの忘れを自覚、または周囲が気づいた時期 平成 年 月 日 血液検査データ { <input type="checkbox"/> 有 (データ添付) <input type="checkbox"/> 無
治療経過	
現在の処方内容	お薬手帳の写し <input type="checkbox"/> 有
家族のとらえ方	<input type="checkbox"/> 認知症だと思っている <input type="checkbox"/> 認知症かもしれないと思っている <input type="checkbox"/> 認知症とは思っていない

■中核症状 (所見があれば印を) [O.L.Dから: Observation List for early signs of Dementia]

いつも日にちを忘れている	脳の文脈をすぐに失う
少し前のことをしばしば忘れる	質問を理解していないことが答えからわかる
最近聞いた話を繰り返すことができない	会話を理解することがかなり困難
同じことを言うことがしばしばある	時間の観念がない
いつも同じ話を繰り返す	話のつじつまを合わせようとする
特定の単語や言葉が出てこないことがしばしばある	家族に依存する様子がある (本人に質問すると家族のほうを向くなど)

■周辺症状 (所見があれば印を)

<input type="checkbox"/> 幻視・幻聴	<input type="checkbox"/> 妄想	<input type="checkbox"/> 昼夜逆転	<input type="checkbox"/> 暴言	<input type="checkbox"/> 暴力行為
<input type="checkbox"/> 介護への拒抗	<input type="checkbox"/> 徘徊	<input type="checkbox"/> 火の不始末	<input type="checkbox"/> 不潔行為	<input type="checkbox"/> 異食行為
<input type="checkbox"/> 性的問題行動				

備考 1. 必要がある場合は納紙に記載して添付してください。
2. 必要がある場合は画像診断のフィルム、検査の記録を添付してください。
3. 紹介先が保険医療機関以外である場合は、紹介先医療機関等名の欄に紹介先保険薬局、市町村、保健所名等を記入してください。かつ、患者住所及び電話番号を必ず記入してください。

介護給付費の適正化(1)

- 介護保険事業の運営に対する信頼の醸成、ひいては、持続可能な介護保険制度の構築に資するよう、市町村において、介護保険の保険者としての機能を発揮する一環として、介護給付費の適正化に取り組むことは、重要。



- 平成26年8月、厚生労働省において、「『第3期(平成27年度～平成29年度)介護給付適正化計画』に関する指針」を策定。
- それに基づき、都道府県において、「第3期(平成27年度～平成29年度)介護給付適正化計画」を策定。

介護給付費通知書

様 (被保険者番号:)

あなたの ~ における介護給付費は以下のとおりです。

記

サービス月	サービス受取者	サービス種類 / サービス名	サービス 日数/回数	利用者負担 合計額 (円)	サービス費用 合計額 (円)

*サービス費用合計額は、あなたが介護サービスを受けたときにお支払いになった金額を含む総額を記載しています。
*この通知によって、支払を行う金額は異なります。 問い合わせ先

介護給付費通知

介護給付費の適正化(2)

1. 要介護認定調査の適正化

- 要介護・要支援認定調査が適切、公正かつ中立に実施されるよう、すべての要介護・要支援認定調査を桑名市社会福祉協議会に委託。
(注) 認定調査員は、平成28年3月現在、15人。
- 認定調査員相互間の経験交流に資するよう、認定調査員を対象とする勉強会を定期的に行う。
(注) 平成27年度には、10回。

2. 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の適正化

- 多職種協働でケアマネジメントを支援するため、平成26年10月より、「地域ケア会議」の一類型としての「地域生活応援会議」を開催。

介護給付費の適正化(3)

3. 福祉用具の貸与・購入及び住宅改修の点検

- 毎月、順次、1か所の居宅介護支援事業所について、1件の福祉用具の貸与・購入及び住宅改修を抽出し、被保険者を訪問して実態を調査。

(注) 福祉用具の貸与・購入及び住宅改修の点検は、平成27年度には、それぞれ11件。

4. 縦覧審査(縦覧点検、医療情報との突合及び認定調査状況と利用サービスの不一致確認)

- 平成24年10月より、縦覧審査を三重県国民健康保険団体連合会に委託して実施する取扱い。

(注) 縦覧審査に基づく過誤調整は、平成27年度には、203件で2,313千円。

5. 介護給付費通知

- 四半期ごとに、介護サービスを利用した被保険者を対象として、介護給付費通知を実施。

(注) 介護給付費通知は、平成27年度には、累計で18,037件。

【参考】縦覧審査に基づく過誤調整の実施状況

(単位:件・円)

	平成26年度		平成27年度	
	件数	金額	件数	金額
縦覧点検	49	685,646	157	1,464,141
医療情報との突合	3	359,618	20	302,736
認定情報と 利用サービスの 不一致確認	132	5,548,480	26	546,922
合計 (公費分を含む)	184	6,593,744	203	2,313,799

<出典>三重県国民健康保険団体連合会

介護給付費の適正化(4)

6. 専門職指導研修

- 平成20～26年度には、24回にわたり、桑名訪問介護事業者連絡協議会に委託し、訪問介護員を対象とする研修会を開催。
(注) 平成26年度には、3回にわたり、延べ70人の参加を得たところ。
- 平成20～26年度には、28回にわたり、三重県介護支援専門員協会桑名支部に委託し、介護支援専門員を対象とする研修会を開催。
(注) 平成26年度には、4回にわたり、延べ373人の参加を得たところ。
- 平成21～25年度には、5回にわたり、桑名市地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員を対象とする研修会を開催。
(注) 平成25年度には、1回で57人の参加を得たところ。
- 平成25・26年度には、2回にわたり、桑名市地域包括支援センターにおいて、「主任介護支援専門員交流会」を開催。
(注) 平成26年度には、1回で26人の参加を得たところ。

7. 指導監査

- おおむね3年で一巡するよう、地域密着型サービス事業所に対する指導監査を実施。
(注) 地域密着型サービス事業所に対する指導監査は、平成27年度には、12件。

「桑名市徘徊SOS緊急ネットワーク事業」

- 認知症による場所に関する見当識障害等で行方不明となるおそれがある在宅の高齢者について、事故を防止するため、早期に発見することは、重要。



- 平成19年12月、「桑名市徘徊SOS緊急ネットワーク事業」を開始。
- 具体的には、対象者が行方不明である間、登録を受けた事業所等の協力機関に対し、周知、掲示、見回り等の協力を要請する情報発信票を发出。

(注1) 協力機関は、平成28年3月現在、119カ所。

(注2) 情報発信票の发出は、平成27年度には、4件。

それらの通報から発見までの所要時間は、約0.5～4.5時間。

情報発信票
次の高齢者の発見についての協力を 依頼 します

社員への周知：可・不可 店内貼りだし：可・不可

フリガナ		
氏 名	(旧姓:) (性別: 男・女)	
生年月日	昭和年月日	
年 齢	歳	
身 長	cm	
体 重	kg	

特徴・服装等

不明時の状況 (日時、場所等)

発見時の状況 (日時、場所等)

連絡先 桑名市介護・高齢福祉課 0594-24-1489
中央地域包括支援センター 0594-24-5104
桑名警察署 生活安全課 0594-24-0110

「桑名市成年後見制度利用支援事業」

- 成年後見制度の利用は、認知症高齢者等の保護のために重要。



- 平成16年度より、認知症高齢者等のうち、配偶者又は2親等以内の親族を欠くもの等を対象として、市長より、家庭裁判所に対し、成年後見開始の審判を請求。

(注) 平成27年度には、市長による成年後見の申立ては、11件。
そのうち、受任者は弁護士4件、司法書士1件、行政書士1件、
社会福祉士2件、桑名市社会福祉協議会(法人後見)3件。

- 平成19年度以降、毎月、成年後見センター・リーガルサポート三重支部に所属する司法書士の協力を得て、「成年後見相談」を開催。

(注) 平成27年度には、25件。



平成26年8月6日
「成年後見相談」

【参考】「成年後見制度相談マニュアル」・「成年後見市長申立て事務進捗管理票」

○ 成年後見制度利用支援事業を円滑に実施するためには、桑名市と桑名市地域包括支援センターとの協働により、「個人プレー」から「組織プレー」へ転換することが重要。



- 平成24年12月、
- ① 「成年後見制度相談マニュアル」
 - ② 「成年後見市長申立て事務進捗管理票」
- を作成し、桑名市及び桑名市地域包括支援センターの職員で共有。

桑名市地域包括支援センター
成年後見制度相談マニュアル



桑名市地域包括支援センター
SANAMI CITY OFFICE
SANAMI/CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER
2012年12月

「成年後見制度
相談マニュアル」

	担当部署		対象者1
	市役所	担当包括	
担当包括			A
後見人等			中央
本人面談(判断能力確認・アセスメント)	○		A'
本人面談(判断能力確認・アセスメント)		○	済
戸籍謄本収集	○		済
住民票収集	○		済
登記されていないことの証明書収集	○		済
資産状況確認(預金通帳等流動資産)	○	○	済
資産状況確認(登記簿謄本等固定資産)	○		—
診断書作成(医療機関に依頼)	○		済
照会書作成		○	済
親族同意確認		○	済
本人への説明と申立て意思確認		○	済
親族同意書・送付手紙提出		○	済
候補者職種検討	○		弁護士
候補者調整	○		済
申立て書類作成	○		済
審査会	○		○月○日
候補者書類準備	○		—
上申書作成	○		済
申立て書類提出	○		○月○日
申立人受理面接日予約(水・金曜日のみ)	○		済
申立人受理面接	○		○月○日
審判			○月○日
審判書到着	○		○月○日
審判確定	○		○月○日

「成年後見市長申立て事務進捗管理票」

サービス付き高齢者向け住宅

- 地域生活の基盤である住まいの確保は、重要。
- サービス付き高齢者向け住宅は、住まいの選択肢の一つ。



- 三重県において、「三重県高齢者居宅安定確保計画」(平成24年3月三重県)を策定。それに基づき、申請を受けて、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を実施。

(注)桑名市でのサービス付き高齢者向け住宅事業の登録は、平成28年3月現在、12件。

- なお、国土交通省において、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」(<http://www.satsuki-jutaku.jp/>)を運用。

市町村特別給付

- 市町村特別給付については、法定の介護給付及び予防給付以外の市町村独自の給付として、高齢者相互間の支え合いを制度化する意義が認められるところ。



- 桑名市では、平成27年7月より、市町村特別給付を創設。

- ① 「おむつ助成サービス」
及び「訪問理美容サービス」
- ② 「通院等乗降介助サービス」
- ③ 「短期集中予防サービス」
 - i 「栄養いきいき訪問」
 - ii 「お口いきいき訪問」
 - iii 「くらしいきいき教室」



平成27年6月16日
「7月より開始する新たなサービス等の説明会」

「おむつ助成サービス」及び「訪問理美容サービス」

内容	<p>○ 在宅の高齢者に対する支援が入所の高齢者に対する支援と著しく不均衡にならないよう、当面、要介護5・4と認定された在宅の高齢者を対象として、「おむつ助成サービス」及び「訪問理美容サービス」を提供。</p>
サービス単価	<p>① 「おむつ助成サービス」: 6,000円/月 ② 「訪問理美容サービス」: 5,000円/月</p>
利用者負担	<p>① 「おむつ助成サービス」: 10% ② 「訪問理美容サービス」: 50%</p>

「通院等乗降介助サービス」

趣旨	<ul style="list-style-type: none">○ 現行の介護保険制度では、通院等乗降介助は、要介護者に対する訪問介護の内容となるが、要支援者に対する介護予防訪問介護の内容とならない仕組み。○ したがって、桑名市では、次に掲げる場合には、現場で混乱を生じる事例も、見受けられるところ。<ul style="list-style-type: none">① 在宅の高齢者が要介護から要支援へ移行する場合② 退院に引き続いて通院を必要とする入院の高齢者が要支援と認定される場合
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 次に掲げる高齢者を対象として、3月に限り、通院等乗降介助を提供。<ul style="list-style-type: none">① 要介護から要支援へ移行した在宅の高齢者② 要支援2・1と認定された退院の高齢者
サービス単価	101単位／回
利用者負担	30%

「短期集中予防サービス」

趣旨	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者が要介護から要支援へ、あるいは、要支援から要介護へ移行する事例も、少なくないところ。○ 要支援者及び「基本チェックリスト」該当者のほか、要介護者についても、生活機能の向上を実現することが可能である事例は、想定されるところ。
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 要介護者を対象として、「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」又は「通所型サービスC(短期集中予防サービス)」に相当する次に掲げる短期集中予防サービスを提供。<ul style="list-style-type: none">① 「栄養いきいき訪問」② 「お口いきいき訪問」③ 「くらしいきいき教室」
手続	<ul style="list-style-type: none">○ 居宅介護支援については、「介護予防ケアマネジメント」と同様に実施。
サービス単価	<ul style="list-style-type: none">○ 「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」又は「通所型サービスC(短期集中予防サービス)」と同様に設定。
利用者負担	<ul style="list-style-type: none">○ 「介護予防・生活支援サービス事業」中の「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」又は「通所型サービスC(短期集中予防サービス)」と同様に設定。

保健福祉事業

- 保健福祉事業については、法定の地域支援事業以外の市町村独自の事業として、保険料を還元する意義が認められるところ。



- 桑名市では、平成27年度より、保健福祉事業を創設。
- すなわち、3年でおおむね対象者を一巡するよう、「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」を実施。
- 具体的には、在宅の高齢者のうち、
 - ① 要介護2・1又は要支援2・1と認定された高齢者
 - ② 一般高齢者を対象として、郵送のほか、民生委員又は地域包括支援センターの職員による未提出者に対する訪問により、記名式で、厚生労働省が提示した質問を内容とする調査票による「日常生活圏域ニーズ調査」を実施。
- その結果については、
 - ① 保険料を還元する一環として、調査票を提出した個々の対象者に対し、健康や日常生活に関して注意すべき点を記載した「個人結果アドバイス表」を送付。
 - ② 地域の関係者が活動を展開する等の基礎となるよう、データを日常生活圏域別に集計した報告書を公表。

保険料負担の水準

- 今後とも、人口の高齢化が進展する中で、保険給付が増大することに伴い、保険料負担が増大することは、不可避。
- 介護保険事業を安定的に運営するためには、要介護・要支援認定率の上昇を抑制するなど、保険料負担の増大を抑制する努力を不断に積み重ねることが重要。



- 桑名市では、保険料基準額を算定するに当たり、次に掲げる等の施策を反映。
 - ① 新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施
 - ② 施設サービスと同様な機能を地域に展開する在宅サービスの提供体制の重点的な整備
 - ③ 多職種協働でケアマネジメントを支援するための「地域生活応援会議」の開催

【参考】桑名市の保険料基準額(月額)(平成27~29年度)

単位:円

区 分	自然体		施策反映
保険料基準額(月額)	5,417 (100.0)	-178	5,239 (100.0)
標準給付費	5,144 (95.0)	-178	4,966 (94.8)
訪問系、通所系、宿泊系等の在宅サービス	2,665 (49.2)	-104	2,561 (48.9)
居住系の在宅サービス	561 (10.4)	-29	532 (10.2)
施設サービス	1,685 (31.1)	-39	1,646 (31.4)
その他	233 (4.3)	-6	227 (4.3)
地域支援事業費	305 (5.6)	±0	305 (5.8)
市町村特別給付費・保健福祉事業費	93 (1.7)	±0	93 (1.8)
介護給付費準備基金取崩額	-125 (-2.3)	±0	-125 (-2.4)

(注) 括弧内は、保険料基準額(月額)に占める構成比である。

保険料負担の配分

- 社会保障・税一体改革の一環として、平成26年介護保険制度改革に基づき、平成27年4月より、消費税増収分を活用することにより、低所得の第1号被保険者に対して保険料負担を軽減する措置が講じられるところ。
- 具体的には、保険料率を設定する区分となる標準の所得段階及びそれに応じた標準の保険料率が6段階から9段階へ多段階化されるとともに、新しい公費負担が段階的に創設されるところ。



- 桑名市では、標準の所得段階及び保険料率を基本としながら、従前の所得段階及び保険料率も勘案することにより、保険料率を設定する区分となる所得段階及びそれに応じた保険料率を11段階に設定。

【参考】桑名市の保険料率(平成27～29年度)

区 分			標 準				桑 名 市			
			所得段階	保 険 料 率			所得段階	保 険 料 率		
				公費負担前	公費負担後			公費負担前	公費負担後	
					平成 27・28 年度	平成 29 年度			平成 27・28 年度	平成 29 年度
世帯 非課税	本人 非課税	生活保護 被保護者等	第1段階	0.5	0.45	0.3	第1段階	0.5	0.45	0.3
		本人年金収入 80万円以下								
		本人年金収入 80～120万円	第2段階	0.75	—	0.5	第2段階	0.65	—	0.5
		本人年金収入 120万円超	第3段階	0.75	—	0.7	第3段階	0.75	—	0.7
		本人年金収入 80万円以下	第4段階	0.9	—	—	第4段階	0.9	—	—
		本人年金収入 80万円超	第5段階	1.0	—	—	第5段階	1.0	—	—
世帯 課税	本人 課税	本人所得金額 120万円未滿	第6段階	1.2	—	—	第6段階	1.2	—	—
		本人所得金額 120～190万円	第7段階	1.3	—	—	第7段階	1.3	—	—
		本人所得金額 190～290万円	第8段階	1.5	—	—	第8段階	1.5	—	—
		本人所得金額 290～400万円	第9段階	1.7	—	—	第9段階	1.6	—	—
		本人所得金額 400～800万円					第10段階	1.7	—	—
		本人所得金額 800万円以上					第11段階	1.8	—	—

「地域包括ケアシステム」の構築は、
「全員参加型」で「2025年問題」を乗り越えるための
「地域支え合い体制づくり」です。

桑名市市章



水と緑が交流の輪を描く様子を表現し、その中央にハマグリの姿を描き、市の文化や歴史をイメージしました。

円満に発展し快適で住み良い桑名市を象徴しています。



桑名市 イメージキャラクター 「ゆめはまちゃん」

「はまぐりのまち・桑名」をPRする夢見るはまぐりの女の子です。

洋服の三本線は、木曾三川をイメージしています。

桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、
「オール桑名」で一步一步着実に取り組みましょう。